

協働のまちづくり



第2次 掛川市総合計画

2016～2025

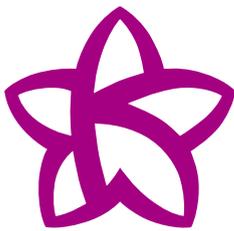
掛川市

掛川市民憲章

わたくしたち掛川市民は、赤石山系から遠州灘にいたる豊かな自然のめぐみに感謝し、すぐれた伝統・文化と生涯学習により育まれた我が郷土に誇りをもち、だれもが健康で幸せに生きていけるよう、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは 美しく豊かな自然を大切にし 未来に向けまもり育てます
- 1 わたくしたちは 郷土を愛し 先人の築いた伝統と文化を尊び さらに高めます
- 1 わたくしたちは あたたかな家庭をつくり 生きがいをもって 勤労に励みます
- 1 わたくしたちは きまりを守り 礼を重んじ 思いやりの心を大切にします
- 1 わたくしたちは 充実した人生を送るため 日々健康に努め 生涯学び続けます

平成19年7月4日制定



市章

掛川市の頭文字「K」をモチーフにして、掛川市の将来像「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」をききょうの花の形でイメージ・デザインしました。平成17年の旧1市2町の合併に伴い、誕生しました。



市の花
「ききょう」

宿根草で、栽培は容易です。花色は紫、白などがあり、清楚で品があります。花の形は市章のデザインにも採用されています。



市の木
「きんもくせい」

市内各所に植えられています。だいたい色の花をつけ、よい香りを放つ奥ゆかしい樹木です。



市の鳥
「うぐいす」

市内全域に生息しています。「ホーホケキョ」という鳴き声で親しまれ、その声の美しさと品の良さで知られています。



はじめに

平成 17 年 4 月に掛川市、大東町、大須賀町が合併してから 11 年。新掛川市は、新市融合に向けた基盤づくりに重点を置き、まちづくりを推進してまいりました。この間、リーマンショックや東日本大震災に伴う社会情勢の急激な変化や、加速化している人口減少社会により、地方自治体は新しいまちづくりへの変革が必要となり、地方創生が叫ばれています。

このような中、10 年後 20 年後の掛川市を見据え、市民の皆様との「協働のまちづくり」を主軸とした、あらゆる課題を打破するための戦略方針として本計画を策定いたしました。掛川市は、自然環境が豊かで、交通アクセスをはじめとした都市としての条件が強固に整っている自治体であります。そのような都市が人口を維持していかなければ、日本全体が衰退してしまうという危機感のもと、掛川市は中東遠・志太榛原圏域の中心都市として成長していかなければならないと考え、本計画では、2040 年に人口 12 万人という、国の推計を大幅に上回る目標を設定しました。

この目標は、行政と市民の皆様力が結束してはじめて達成できる数字であります。「報徳の精神」と「生涯学習の理念」が根付き、「協働によるまちづくり」を強力に進める掛川市だからこそ、高い市民力による挑戦が可能だと考えております。

戦略目標には「教育・文化」、「健康・子育て」、「環境」の 3 つの日本一を掲げています。新しいひとの流れがあるまち、安心して働けるまち、子育てがしやすいまち、安全安心なまちをつくり、将来像である「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」の実現に市民の皆様と共に邁進していく所存です。「子どもたちの未来のために」という視点をしっかり据えて、市民の皆様一人ひとりが、夢と希望に溢れ、彩り豊かな掛川市になるよう、私も全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力を賜りました総合計画審議会委員、地域創生連携・推進会議委員、基本構想策定市民委員会委員並びに市議会議員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました多くの市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 28 年 4 月

掛川市長 松井三郎

目次

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨	4
第2章 計画の構成と役割	6
第3章 掛川市の現況と主要課題	8

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と将来像	26
第2章 将来人口	28
第3章 土地利用構想	30
第4章 戦略方針	32

第3部 基本計画

第1章 計画策定の基本的考え方	38
第1節 基本計画策定の視点	38
第2節 基本計画の体系	40
第2章 戦略目標	44
第1節 戦略目標	44
第3章 重点施策	46
重点施策1 掛川への新しいひとの動きをつくる	46
重点施策2 掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする	52
重点施策3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	58
重点施策4 明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る	64
第4章 個別施策	72
1 掛川への新しいひとの動きをつくる	72
2 掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする	96
3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	107
4 明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る	124
第5章 計画の推進にあたって	156
第1節 計画の推進にあたって	156
資料編	159



第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

掛川市は、平成17年4月に、旧掛川市と旧大東町、旧大須賀町との合併により誕生しました。第1次掛川市総合計画（平成19～28年度）では、「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」を将来像に掲げ、新市融合に向けた基盤づくりと市民目線の成果を重視した施策の推進により、人づくり、まちづくりを進めてきました。

合併後10年を経過し、この間、リーマンショックによる経済の落ち込み、東日本大震災の影響、グローバル化の加速、人口減少、少子化及び長寿化の進展など、社会経済情勢の急速な変化にともない市民ニーズはますます多様化しています。

こうした社会状況を踏まえ、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するとともに、独自のまちづくり戦略を打ち出し、将来に向けて市民が豊かさと幸せを実感できるよう、掛川市のまちづくりの新たな指針となる「総合戦略書」として、「第2次掛川市総合計画」を策定します。



計画策定の視点

■掛川市自治基本条例に基づく計画づくり

平成25年4月に施行した掛川市自治基本条例は、本市における市民自治によるまちづくりの最高規範であり、総合計画の策定を規定しています。自治基本条例に示された基本理念や本市の将来像などのまちづくりの方針を踏まえた計画とします。

■人口減少に対応した計画づくり

平成20年をピークに掛川市の人口は減少に転じており、今後も減少傾向と推測されていることを踏まえ、人口減少の抑制対策と適応対策を盛り込んだ計画とします。

■戦略的な計画づくり

法律による策定義務が撤廃されたことを踏まえ、総合計画のあり方を柔軟にとらえ、従来の網羅的な施策集から脱却し、限られた「人」「もの」「財源」等の経営資源を有効に活用し、真に必要な施策を選択する戦略的な施策集として策定します。

■市民が参画する計画づくり

市民が真に期待していること、必要としている内容を的確に計画へ反映させるため、市民参加の計画づくりに努めます。市民意識調査や公募市民を中心とした市民委員会での検討を行うなど、市民の意見を積み重ねた計画とします。

第2章

計画の構成と役割

1 計画の構成

第2次掛川市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部より構成します。それぞれの役割と期間は、次のように定めます。

2 基本構想の役割と期間

基本構想は、20～30年後を見据えたとき、掛川市が実現すべきまちづくりの姿「掛川市の将来像」やまちづくりの基本的な考え方「基本理念」を示すとともに、掛川市の将来像を実現するための柱となる「戦略方針」を定め、基本計画の指針としての役割を果たすものです。

基本構想において、「掛川市の将来像」及び「基本理念」は長期的な視点から設定しつつ、「戦略方針」を定めるにあたっての計画期間は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成37年度（2025年度）を最終年度とする10年間とします。ただし、迅速に取り組むべき施策については平成27年度（2015年度）より取り組むこととします。

3 基本計画の役割と期間

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けたまちづくりの戦略書としての役割を果たします。基本構想に示した戦略方針に基づき、主要施策や主要プロジェクトを示します。

基本計画の計画期間は、基本構想と同様に平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成37年度（2025年度）を最終年度とします。ただし、迅速に取り組むべき施策については平成27年度（2015年度）より取り組むこととします。

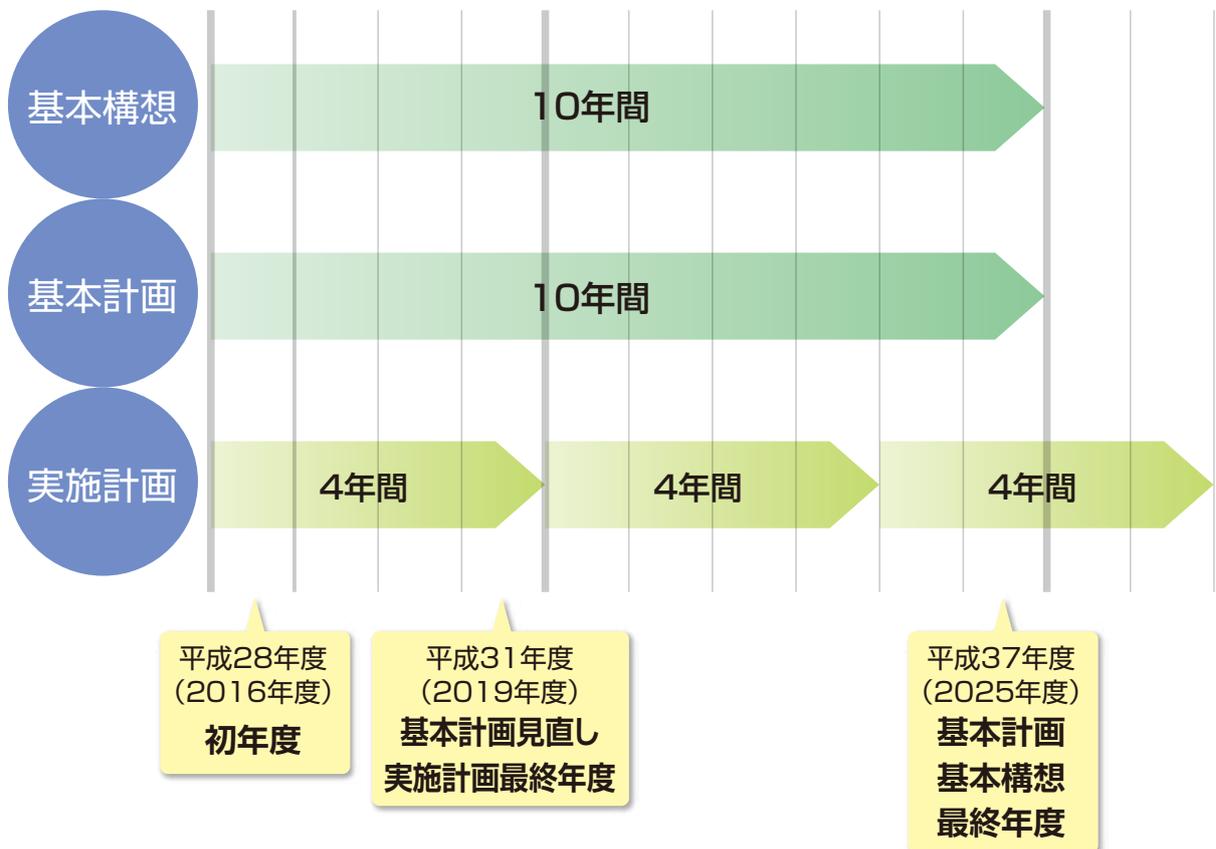
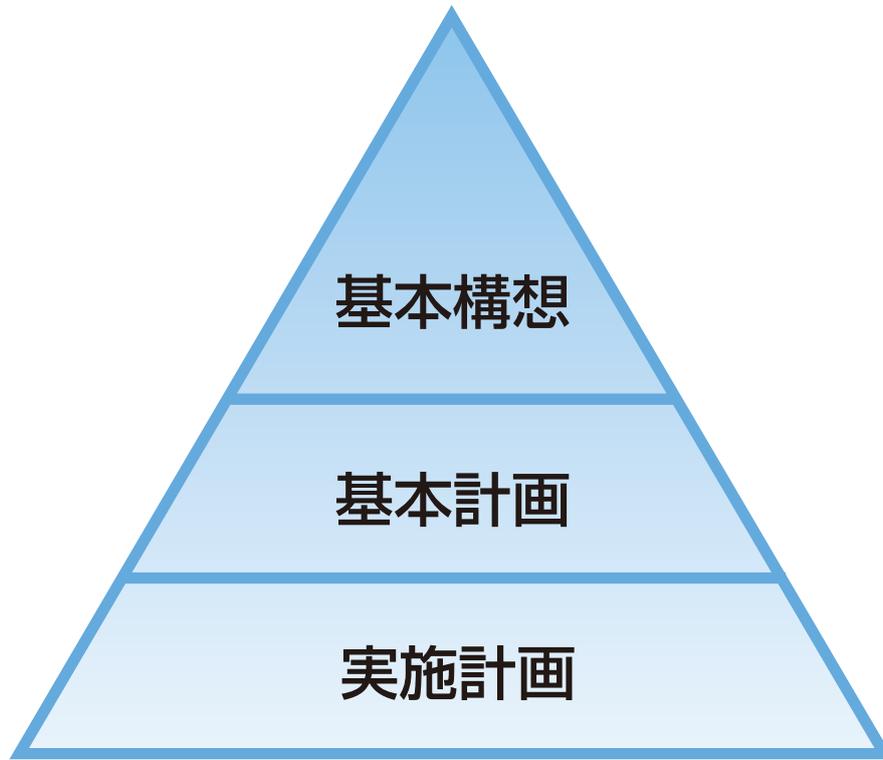
また、将来の社会情勢の変化等に的確に対応し、実情に即した計画とするため、4年ごとに見直しを図るものとします。

4 実施計画の役割と期間

実施計画は、基本計画の主要施策を効果的に実施するための具体的な事業や活動を年度毎に示した事業計画書としての役割を果たします。

実施計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成31年度（2019年度）を最終年度とする4年間とします。ただし、迅速に取り組むべき施策については平成27年度（2015年度）より取り組むこととします。

社会環境の変化や財政状況を見極めながら、PDCAサイクルにより毎年度進捗管理を行い、確実な目標達成を図ります。



第3章

掛川市の現況と主要課題

1 掛川市の概況

(1)位置

掛川市は静岡県西部に位置し、静岡県の二大都市静岡市と浜松市の間に位置しています。東側は島田市、菊川市、御前崎市に、西側は袋井市、森町に接しています。

市中央部に、JR東海道新幹線、JR東海道本線、東名高速道路、国道1号が横断するとともに、市南部には国道150号、市北部には新東名高速道路が横断しています。さらに、本市の東側約15kmには富士山静岡空港があり、日本の大動脈を抱えているとともに広域交通の要所に位置しています。

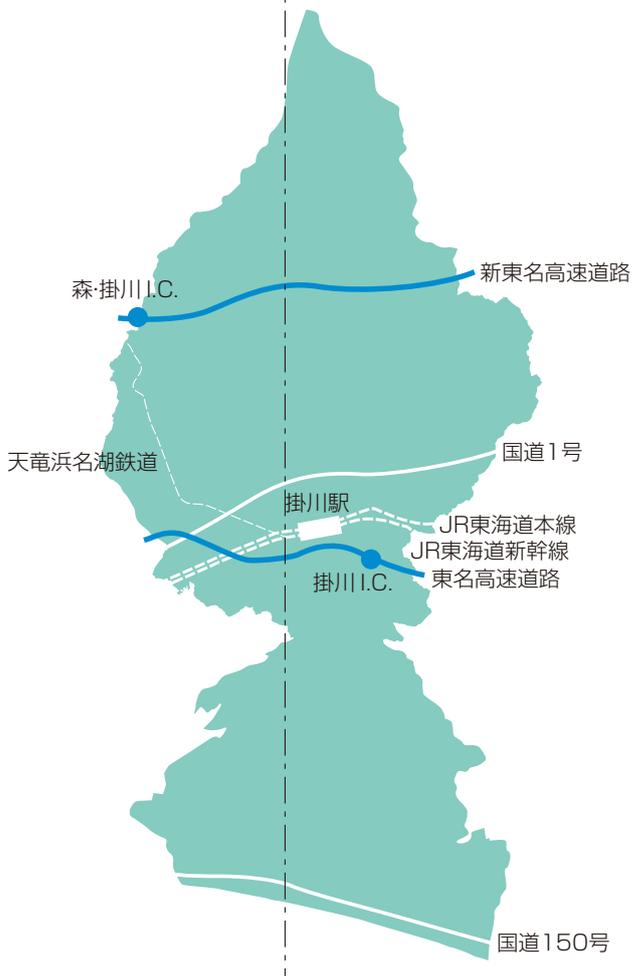
(2)面積と地勢

掛川市の面積は265.69km²であり、県内の3.4%を占め、県内で7番目に広い都市です。本市は東西約15km、南北約30kmで南北に細長く、市中央部でくびれた形状をしています。市北部は、標高832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開けるとともに、市中央部には標高264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷戸を持った丘陵地となっています。市南部には平地が広がり、遠州灘に面し、約10kmにわたる砂浜海岸があります。

(3)歴史

掛川市は遠州灘に面し、温暖な気候と生活しやすい地形に恵まれていることから、縄文時代には既に集落が営まれ、5世紀前後になると和田岡に大規模な古墳群が築造されるなど、早くから組織化された社会が形成されていたことがわかっています。戦国時代には、徳川、武田攻防の要所として高天神城を舞台とした戦いが行われ、その後は掛川城と横須賀城を中心に城下町が形成されました。江戸と上方との中間に位置することから、城下町としての発展とともに、東海道の宿場町として、また海上交易の中継地としての役割も果しつつ栄えてきました。

明治22年（1889年）に市制町村制が施行された当時は、新市は1町28か村に分かれていましたが、昭和29年（1954年）から昭和35年（1960年）にかけての合併によって、掛川市と大須賀町が誕生し、昭和48年（1973年）には大浜町と城東村が合併して大東町が誕生しました。そして、平成17年（2005年）4月1日には、掛川市、大東町、大須賀町がさらなる発展を目指して合併し、新しい掛川市が誕生しました。



掛川城天守閣



潮騒橋



横須賀城跡

(4) 掛川市の主な特性

① 立地環境からの特性

掛川市は、東京と大阪のほぼ中間に位置し、関東・関西の両経済圏にアクセスしやすく、全国でも「もの」の生産や供給、流通に有利な特長を備えています。一方、掛川市は静岡県の政令都市である静岡市と浜松市のほぼ中間にも相当することから、商業集積が進みにくい環境にあります。掛川市は、大都市圏と大都市に挟まれた「中間立地」の特性があります。

② 交通環境からの特性

掛川市は、JR東海道新幹線、JR東海道本線、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道150号などが東西に横断し、新幹線掛川駅、東名掛川I.Cが設置されているなど広域交通体系に恵まれた条件を備えています。さらに掛川市に近接して水深マイナス14mの岸壁を備えた御前崎港や約2,000台の無料駐車場を備えた富士山静岡空港が設置されています。

掛川市は、新幹線、高速道路、重要港湾、地方空港の結節点となり、県内の交通の要衝であるといえます。

③ 人口規模からの特性

掛川市は、人口約12万人であり、効率的な行政経営に必要な人口規模を備えています。ただし、我が国の人口が減少時代に移行する中であって、掛川市においても平成20年をピークに人口は減少に転じ、この傾向が継続しています。

また、掛川市の昼夜間人口比率は100.4（平成22年国勢調査）であり、夜間人口よりも、通勤・通学で掛川市に滞在する昼間人口の方が上回っています。

④ 世帯状況からの特性

掛川市の世帯数は、約4万戸であり、人口が減少に転じている中であって、増加を続けており、核家族化が進行しているといえます。核家族において、単身世帯も増加傾向にあります。

⑤ 産業からの特性

掛川市の産業別就業者については、第1次産業就業者の割合が継続して減少している一方で、第3次産業就業者の割合が増加しています。第2次産業就業者の割合は、平成2年までは増加していたものの、その後徐々に減少しています。

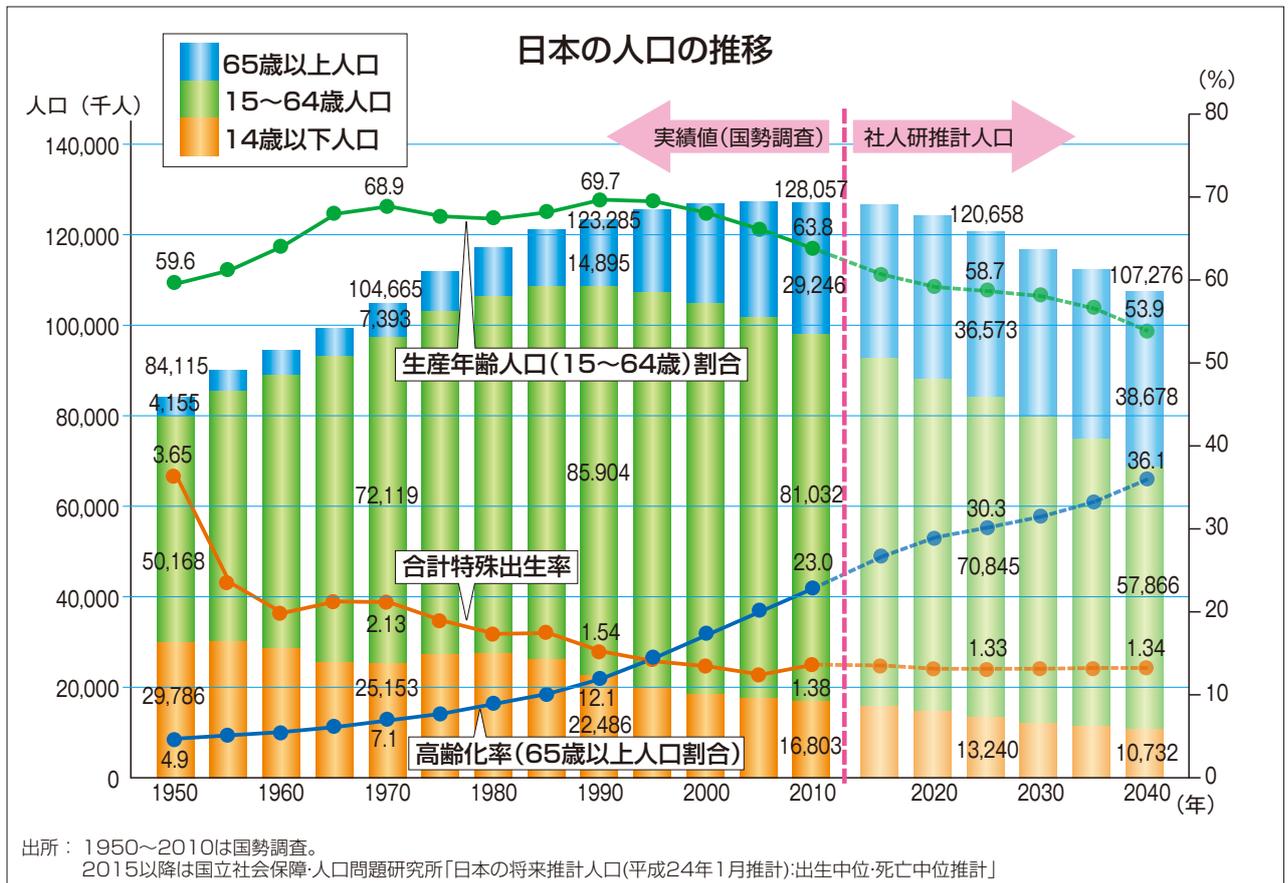
2 掛川市が直面している喫緊の課題

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来

全国的な傾向

日本の人口は、平成20年（2008年）を境に減少局面に入りました。1970年代後半から合計特殊出生率が低下し、人口規模が長期的に維持される水準（2.07）を下回る状況が約40年間続いています。少子化がこのように進行しながら、長らく総人口が増加を続けてきた理由に、第一次及び第二次ベビーブーム世代の影響で出生率の低下を補う出生数があったことと、平均寿命の延びにより死亡数の増加が抑制されたことがあげられています。この「人口貯金」と呼ばれる状況が使い果たされ、今後、減少スピードが加速度的に高まっていくことが推測されています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月の中位推計）」によれば、2020年代初めは毎年60万人程度、2040年代頃には毎年100万人程度まで、減少スピードが加速することになります。さらに、高齢化率（65歳以上人口比率）の上昇は継続し、2070年頃に41%程度に達して高止まりすると推計されています。

少子高齢・人口減少は、総人口の減少を上回る働き手の減少を生じ、人口減少以上に経済規模を縮小させることに繋がりがねません。長期に継続する少子化による働き手の減少と高齢化による社会保障費の増大は、働き手一人への負担が増加していくことにもなります。労働力人口の減少と経済規模の縮小は、地域社会において甚大な影響を及ぼし、地方においては、日常生活の維持が困難になる地域も予想されています。



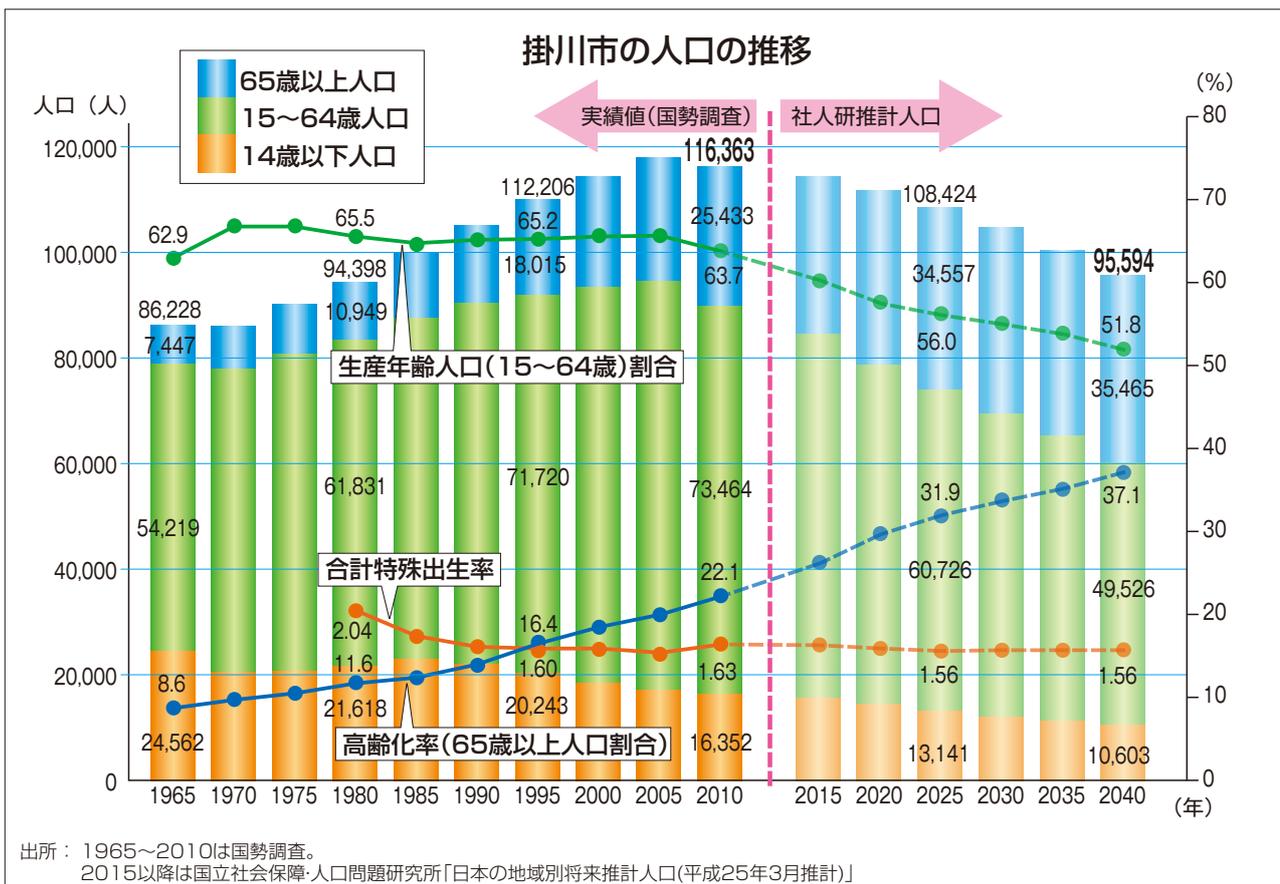
少子高齢・人口減少に対応するために、地域全体で社会を支える仕組みを整えるためのまちづくりが必要になっています。さらに、人口減少を抑制するため、出生率の向上に向けて様々な分野にわたる総合的な取組を長期的・継続的に実施していくことが必要となっています。

掛川市における傾向

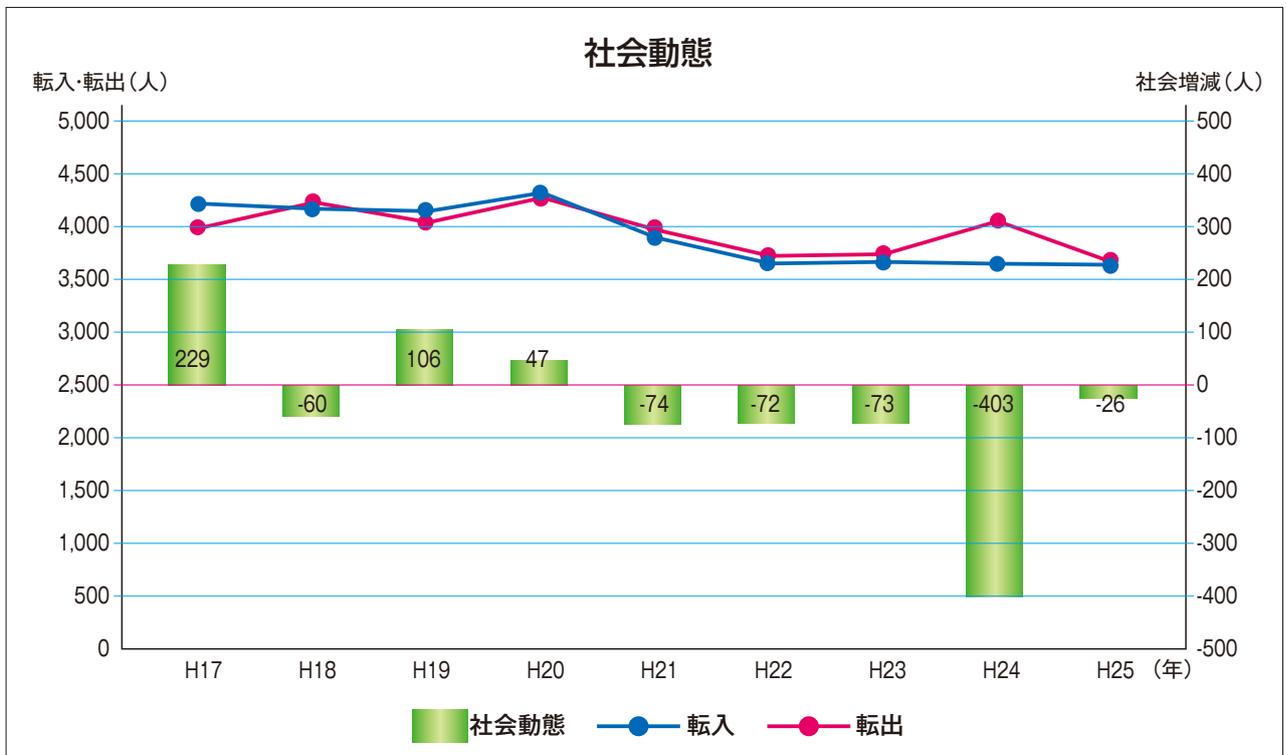
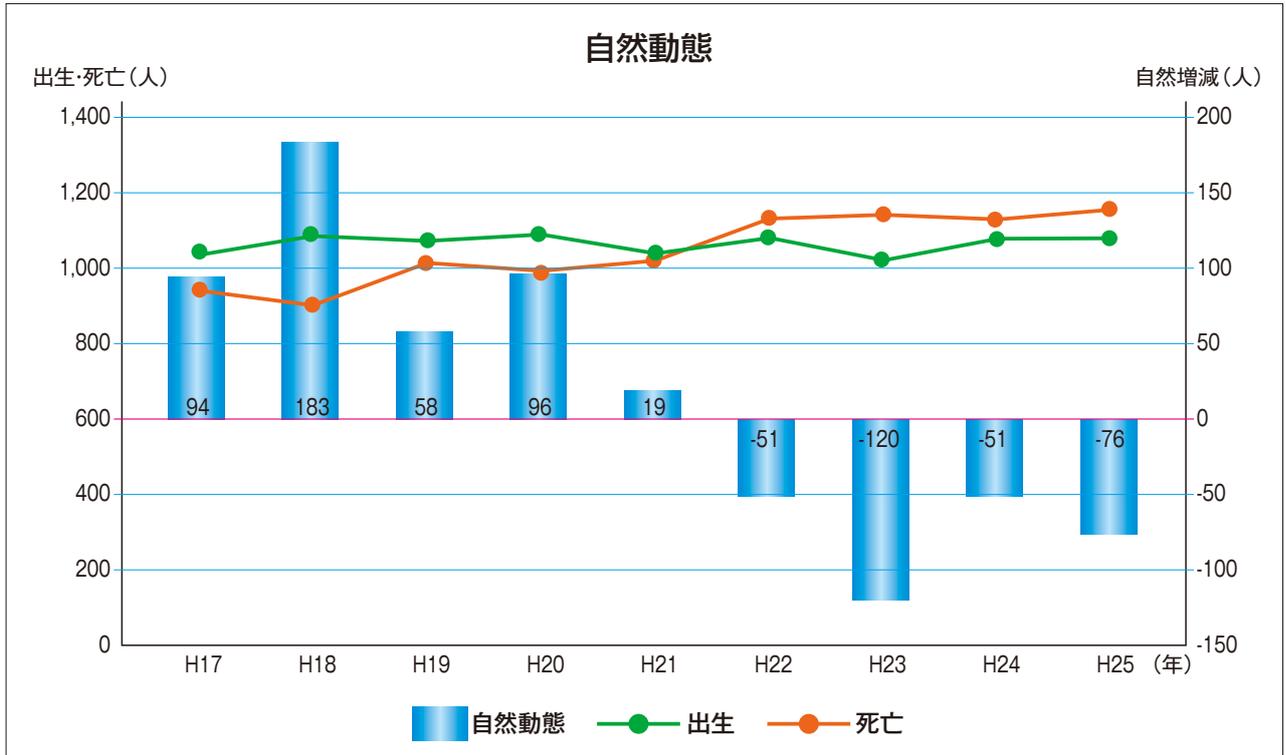
※以下の統計データにおける「平成16年以前の数値」は、旧1市2町の合計値を表しています。

国勢調査によれば、掛川市の人口は平成22年（2010年）で116,363人であり、前回調査と比較して、1,494人（△1.3%）が減少しています。また、掛川市の平成22年（2010年）の生産年齢人口（15～64歳）割合は63.7%、高齢化率（65歳以上人口割合）は22.1%であり、生産年齢人口割合は減少傾向に、高齢化率は増加傾向にあります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月）」によれば、掛川市の人口は2040年に10万人を割り込むとともに、生産年齢人口割合は51.8%まで減少、高齢化率は37.1%まで上昇すると予測されており、さらにその後も、この傾向が継続すると予測されています。



近年の住民基本台帳によれば、人口の増減に影響を及ぼす人口動態の状況は、自然動態が平成22年(2010年)から死亡数超過、社会動態が平成21年(2009年)から転出数超過に転じています。



3 今後のまちづくりに必要な視点

将来にわたって持続することが可能な「まち」を創ること

少子高齢・人口減少社会の到来にあたり、これからは、人口増加を前提とした“成長型のまちづくり”ではなく、既存の資源を有効に活用しながら個性や魅力を磨き上げて、暮らしの質と活力を高める“成熟型のまちづくり”へ転換することが必要となっています。

これからの10年、20年は、掛川市を、また掛川市が有する財産を、より良い形で将来の世代に引き継ぐためのまちづくりを行う重要な期間であるといえます。

具体的には、将来を適切に見据え、社会面・経済面・環境面で持続可能な「まち」を創ることが必要です。

(1) 社会面で持続可能であること

① 安全・安心・健康的な暮らし環境が確保されていること

持続可能なまちづくりを進める上で最も大切なことは、人が住み続けることができる環境が整っていることです。自然災害や犯罪、また日常の生活環境などあらゆる面で安全・安心が確保されていること、そしてそこに暮らす人々が心身共に健康で暮らしていける環境があることが必要です。

② 生活に必要なサービスを効率的・効果的に受けられること

人口減少社会では、効率化や費用対効果の面から、求められる場所に広くサービスを提供していくことは難しくなります。また、高齢化に伴い、車を運転しなくなる高齢者が増え、移動に制約を受ける人が増加することが考えられます。これらのことから、買い物がしづらくなったり、行政サービスを受けにくくなったりすることが予想されるため、生活関連施設の集約や、公共交通をはじめとする移動手段の確保など、生活に必要なサービスを効率的・効果的に享受できるまちづくりを進めていくことが必要です。

③ 社会的包摂が推進され、地域多様性や文化多様性が維持されていること

少子高齢・人口減少社会においては、まちの多様性、つまり性質の異なるものを幅広く有し活かすこと、また、誰もが社会に関わるよう社会的包摂を推進することが、まちの魅力・活力の向上につながるといえます。地域固有の文化の伝承や活用はもちろんのこと、地域の多様性や文化の多様性を再認識・再構築し、他にはない個性的なまちづくりを進めていくことが必要です。

(2)経済面で持続可能であること

①自立した付加価値の高い地域経済活動が活発に行われていること

人口減少社会では、地域経済の縮小が予測されています。人が住み続けるためには自立可能な経済状況を確保できなければなりません。地域経済活動で得られた対価（カネ）は、地域で循環してはじめて地域の活性化につながります。まちが有する多様な地域資源を有効に活用しながら、地域外の市場も視野に入れた付加価値の高い経済活動により対価を獲得し、それを地域内の市場で循環させる自立的な地域経済構造を構築する必要があります。

②多様な雇用環境が安定的に創出され、就業意欲も高いこと

少子高齢・人口減少社会の到来は人口構造が大幅に変化することを意味しており、労働力人口は、2000年をピークに減少が継続しています。人口構造の変化に加え、グローバル化が加速し、ライフスタイルや価値観が多様化しているなかで、今後も地域経済を維持・向上していくためには、就業者のニーズにあった多様な雇用環境が整うことと、働くことに生きがいを持つことやチャレンジしようとする精神をもった就業者の存在が必要です。

③健全な都市経営が行われていること

少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、歳入額の減少や扶助費をはじめとする社会保障費の増大など、自治体の財政構造は大きく変化するとともに、活用可能な財源も限られてくることが予想されます。健全な都市経営を実現するため、限られた財源のなかで市民の満足度を高める適正かつ効率的なまちづくりを進めることと、先を見通した政策の選択と制度改革が必要です。

(3)環境面で持続可能であること

①かけがえのない自然環境が保全されていること

水や緑などの自然環境は、ひとやまちに恵みとうるおいを与えてくれるほか、生物多様性を維持する上でも、かけがえのないものとなっています。これらの自然環境を守るとともに、くらしに上手く活かしていくことが必要です。

②地球環境への負荷が軽減されていること

産業等の発展に伴い二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が増大し、地球温暖化などの環境問題を引き起こし、気候変動や動植物の生態系に大きな影響を与えていると考えられています。温室効果ガスが発生しない技術の開発や、日常生活やさまざまな都市活動において、温室効果ガスの排出を抑制するまちづくりや取組など、地球環境への負荷を軽減することが必要です。

③エネルギーが循環利用されていること

石油や石炭などの化石燃料により得られるエネルギーは有限（枯渇性）であるとともに、燃料の燃焼に伴い、地球温暖化などの環境問題を引き起こしています。地球環境に負荷がかからず、持続可能なエネルギー利用環境を創出するため、エネルギーを創り、蓄え、再生するといった、エネルギーを循環利用する技術の開発やまちづくりを進めていくことが必要です。

4 持続可能なまちづくりの実現に向けた掛川市の主要課題

(1)「まち」づくりの観点から

①人を惹きつけ、留めるまちづくり(社会面・経済面)

ア) 定住を促進するための快適な都市基盤と生活環境の充実

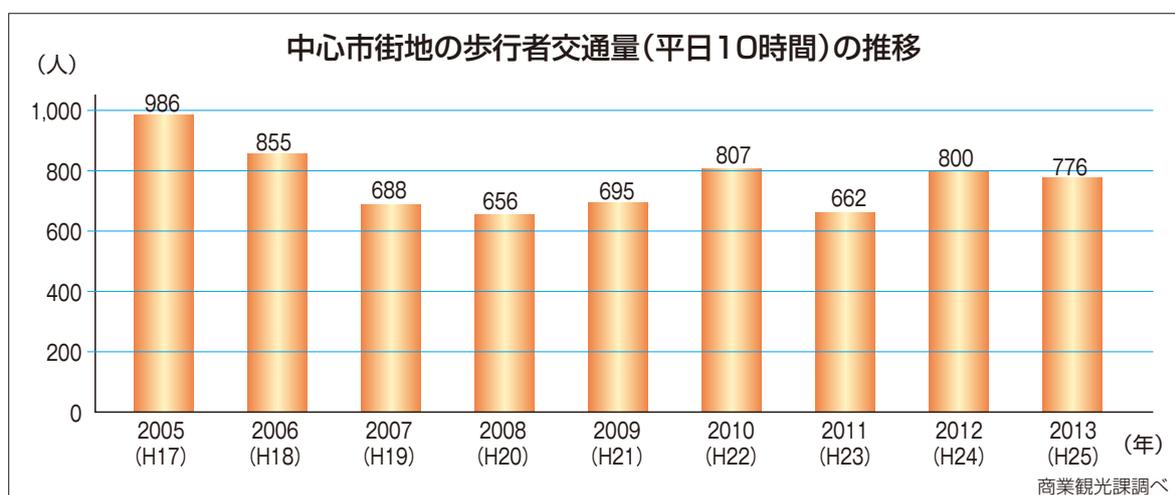
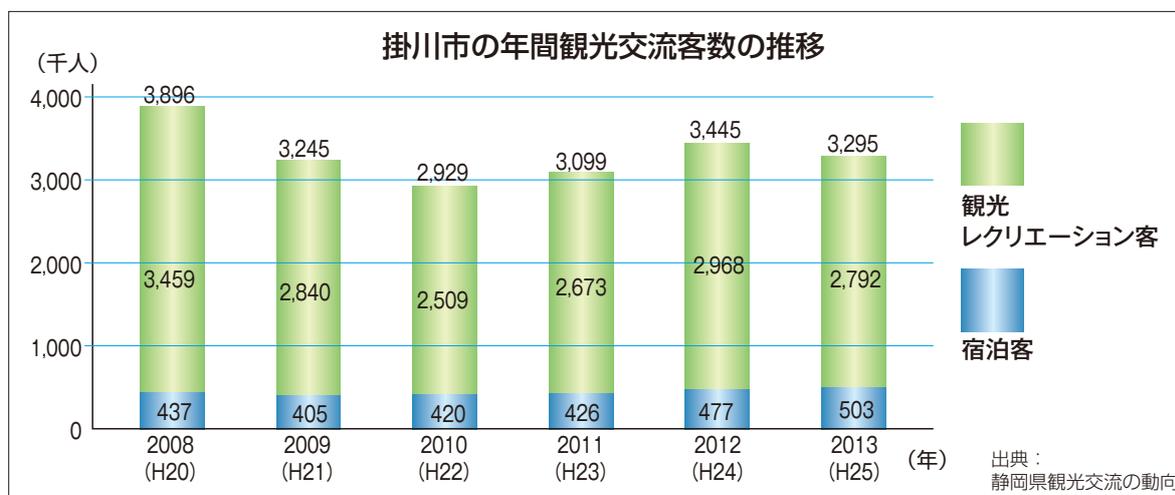
- ・新たな定住人口を収容するための良好な住宅地の確保
- ・買い物環境や移動環境の向上など、生活利便性を高める取組の推進 など

イ) 生活・観光交流を促進するためのにぎわいの場の創出

- ・掛川市の顔となる中心市街地の活性化
- ・山、川、海、農など、多彩で魅力的な地域資源を活かした交流空間の創出 など

ウ) SNS などの ICT 技術を活用した多様な情報ツールを用いた、まちの魅力と情報発信

- ・SNSなどのICT技術を活用した情報ツールを積極的に用いた、魅力的なまち情報等の発信
- ・中東遠都市圏としての観光ネットワークの構築と市町間連携の推進 など



②安全・安心で、気持ちよく生活できるまちづくり(社会面)

ア) 災害危険箇所と緊急時の対応を把握できる市民意識の向上とコミュニティの充実

- ・災害時における自助・共助の推進と、共助を下支えする地域コミュニティの充実
- ・防災ガイドブックなどを活用した災害危険箇所の確認と、家庭の避難計画、地区防災計画作成の推進 など

イ) 災害から市民を守るアクションプログラムの推進

- ・地震、津波、原子力など、各種災害に対応したアクションプログラムの積極的な推進
- ・優先性や実施効果の検証などによる、適切なアクションプログラムの進捗管理 など

ウ) 安全・快適な生活空間の形成

- ・子ども、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが安全に安心して利用できる道路交通環境の創出
- ・子育て世帯や高齢者世帯などのニーズに応じた、安全・安心・快適な「住まい」の創出
- ・地震、津波、台風などの自然災害に強いまちづくりの推進 など



御殿から見る掛川城天守閣

③環境にやさしく、身の丈に応じたコンパクトなまちづくり (社会面・経済面・環境面)

ア) 広域連携を見据えた拠点の形成とネットワーク化

- ・中東遠都市圏全体としての都市機能の配置・連携の検討
- ・掛川市の将来人口・財政力に見合った適切な都市構造の形成
- ・将来の都市構造を踏まえた都市機能の適切な誘導、公共施設の再配置 など

イ) 既存ストックの老朽化対策と未利用ストックの有効活用

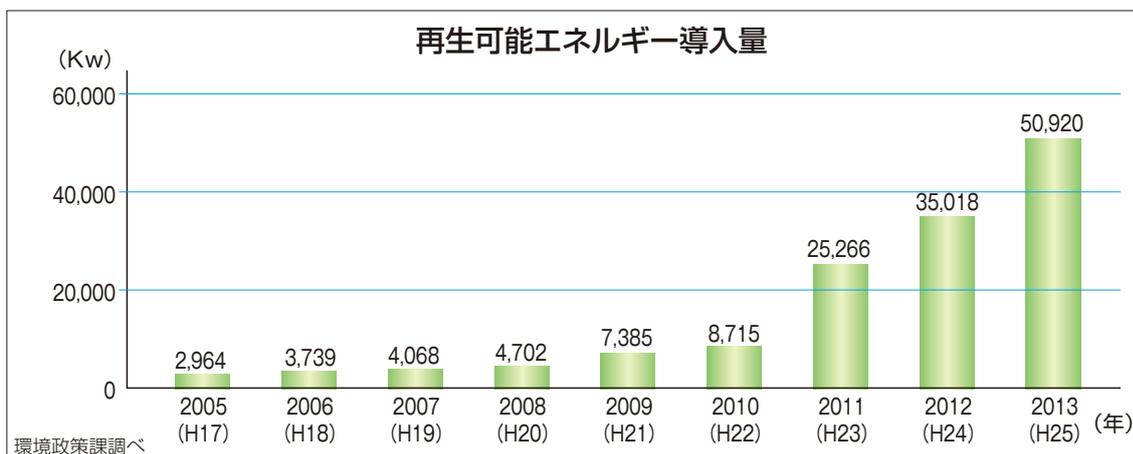
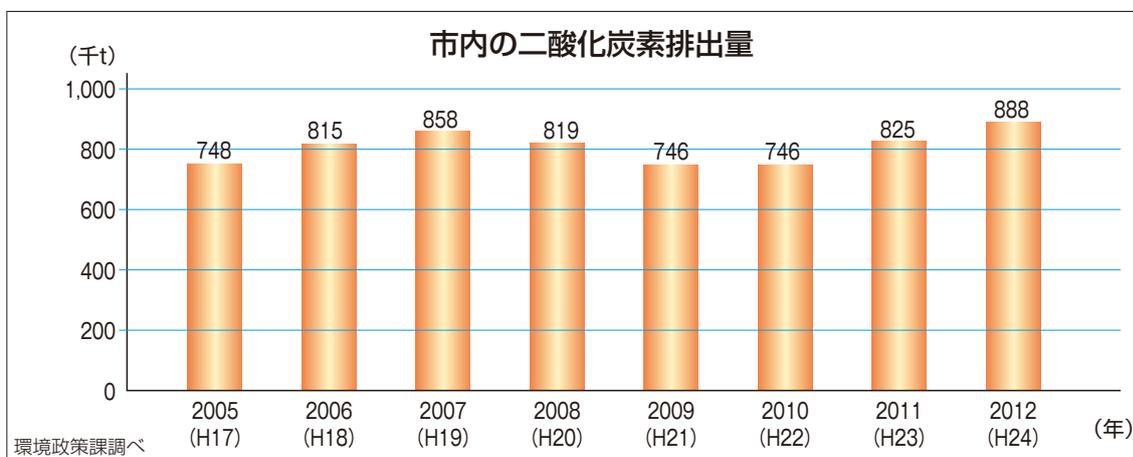
- ・道路・橋梁・公園など、既存ストックの老朽化対策や適切な維持管理の推進
- ・空き家や空き地など、人口減少に伴い増加すると考えられる未利用ストックの有効活用 など

ウ) 自然環境や営農環境の保全、都市との調和・共生

- ・海、山、川などの恵まれた自然環境の保全、まちづくりへの活用
- ・茶畑や水田などの営農環境・営農風景の保全、まちづくりへの活用 など

エ) 地球温暖化の防止と再生可能エネルギーの利用促進

- ・温室効果ガスの発生の軽減を図るため、自動車に過度に依存した交通体系から、自動車と公共交通をかしこく使い分けることができる交通体系への見直し
- ・太陽光、風力、バイオマスなどを利用した創エネ・蓄エネ・省エネの推進 など



(2)「くらし」づくりの観点から

①地元で安心して働けるくらしづくり(社会面・経済面)

ア) 地域に根付いた産業の生産性・付加価値の向上と、地域経済に新たな付加価値を生み出すビジネスの創出

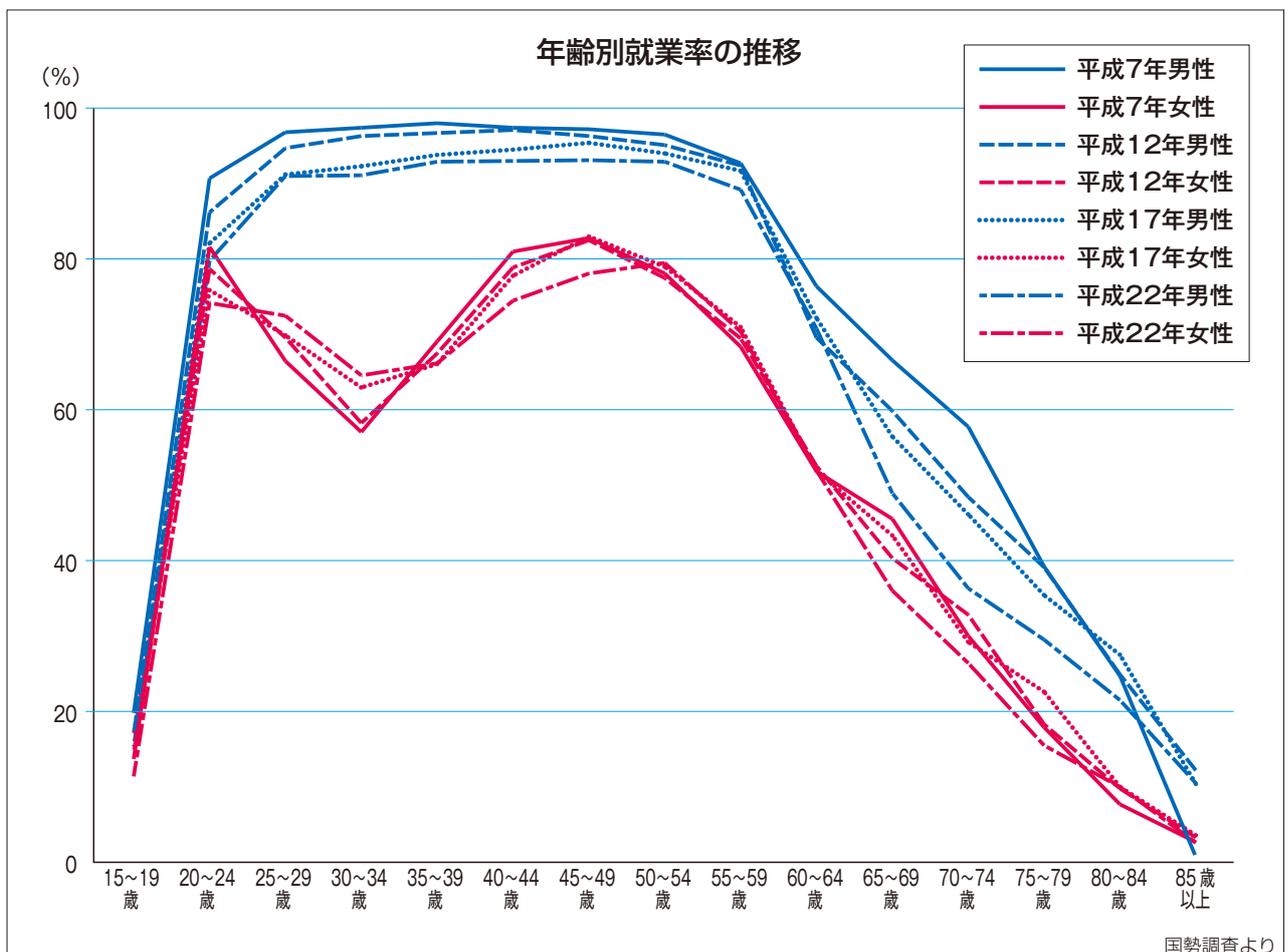
- ・掛川茶をはじめとする地場産品の高付加価値化や希少価値による差別化、ブランド化の取組推進
- ・地域経済に活力と潤いを与える、自立した新たな産業・ビジネスモデルの確立 など

イ) 若者、女性、高齢者、障がい者など多様な就業ニーズに対応した雇用環境の創出

- ・ライフスタイルやライフステージなどによって異なる、働き方への多様なニーズに対応した雇用環境の創出
- ・障がい者の社会的自立・経済的自立を目指した、雇用環境と支援制度の充実 など

ウ) ICT 技術の活用、ワーク・ライフ・バランスの取組による生活の質の向上

- ・テレワーク（在宅勤務）など、ICT技術を活用した多様な働き方の確立
- ・働き方の変革とそれを支える制度の確立など、ワーク・ライフ・バランスの取組による生活の質の向上（「仕事」と「私生活」の両立） など



②安心して子どもを生み、育てられるくらしづくり(社会面・経済面)

ア) 子どもと保護者、地域、行政の連携による子育て支援環境の充実

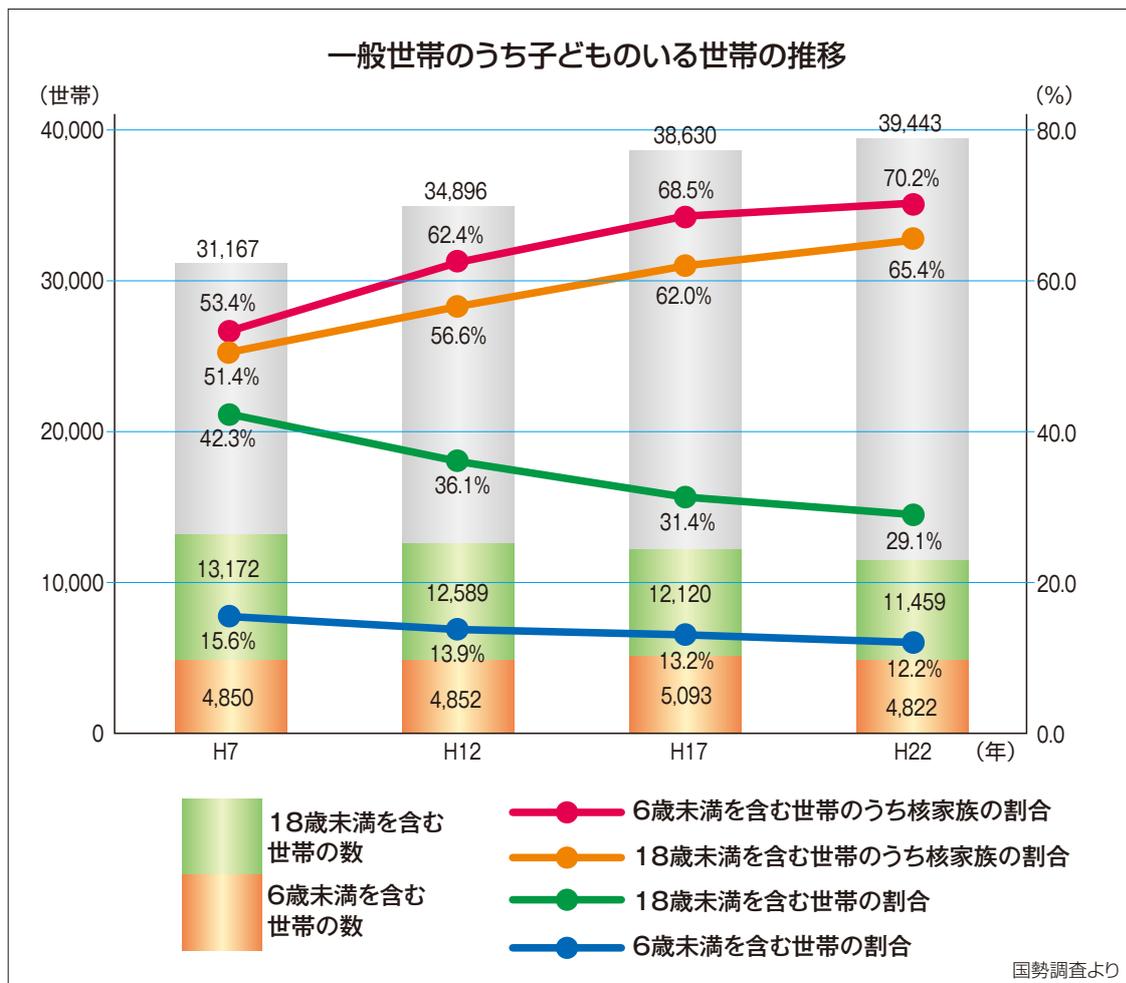
- ・ 駅型保育や在宅保育サービスなど、保育システムの多様化・弾力化の推進
- ・ 家庭、地域、学校、行政の協働による、総合的な子育て支援環境の充実 など

イ) 子育て世代が働きやすい雇用環境の創出

- ・ 育児休業制度の充実や労働時間の短縮など、労働者が子育てをしながら安心して働くことができる(仕事と育児が両立できる)雇用環境の創出
- ・ 職業情報の提供や自己啓発への援助、多様な就業ニーズに合った講習や職業訓練など、育児のために退職した者への再就職支援の充実 など

ウ) 出産・子育てのニーズに合致した支援制度の導入・充実

- ・ 妊娠～出産～子育ての各ステージで異なるニーズに対応するための、社会的・経済的支援制度の導入・充実 など



③高齢者が健康で生きがいを持てるくらしづくり(社会面)

ア) 家庭、地域、行政の連携による高齢者支援環境の充実

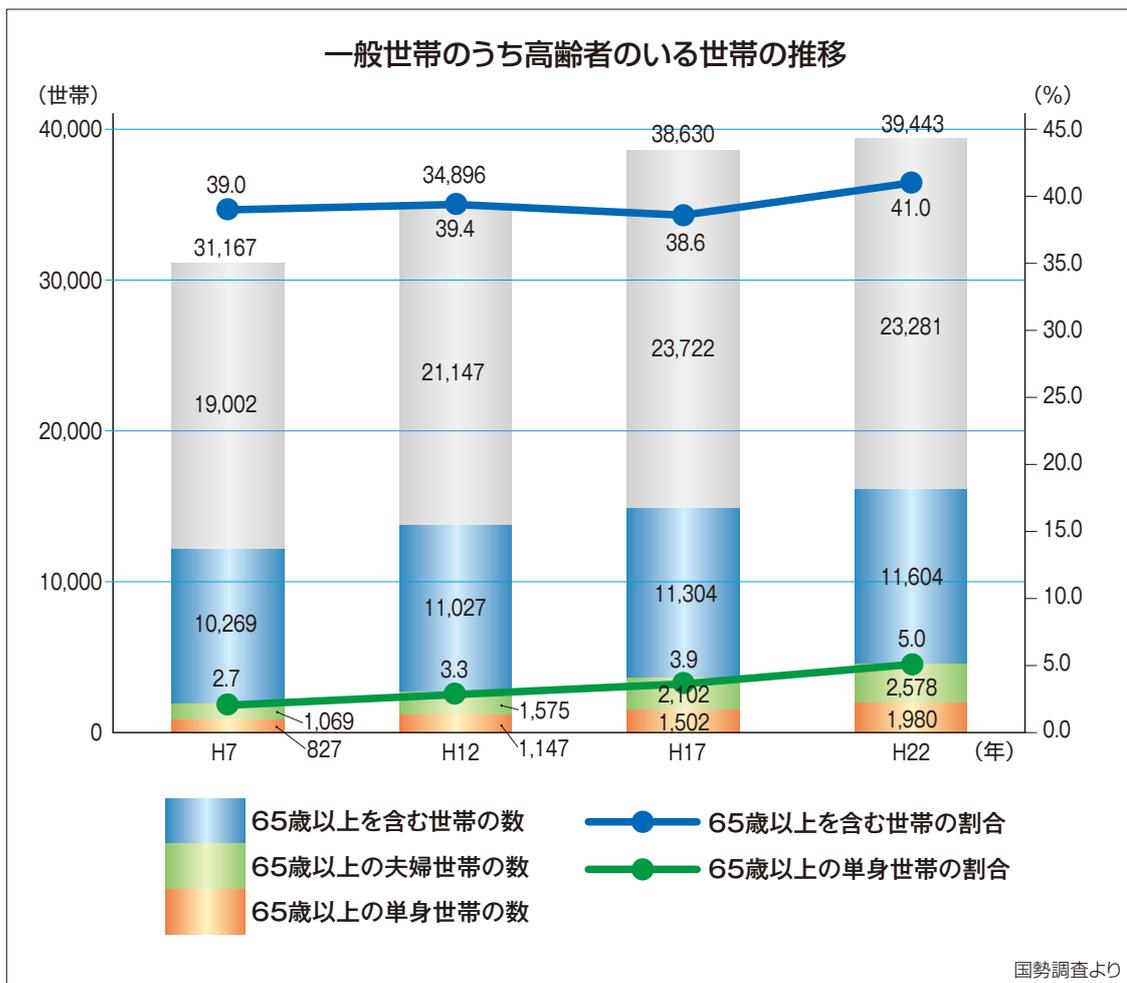
- ・ 高齢者の生活に必要なサービスを、切れ目なく提供できる包括的・継続的なサービス体制（地域包括ケアシステム等）の構築・充実
- ・ 高齢者に加え、その家族をも地域全体で支える「見守りネットワーク」の構築・充実など

イ) 健康意識の啓発と地域医療体制の充実による健康寿命の延伸

- ・ 早い段階からの健康意識の啓発活動や、健康づくりを目的とした活動への参加促進
- ・ 地域医療体制の充実や民間団体の活動促進などによる、健康づくりに関する相談を生活の身近で受けられる環境づくり など

ウ) 高齢者が活躍でき、生きがいを持てる‘ハレの場’の創出

- ・ 喜びや生きがい、人や社会に貢献している実感を得るための、社会活動への参加促進
- ・ 高齢者が長年にわたって蓄積した知識・経験を地域社会に活かすための、活躍の場や機会の創出・充実 など



(3)「ひと」づくりの観点から

①「まち」づくりや「くらし」づくりの担い手づくり(社会面・経済面)

ア) 地域への郷土愛や愛着の育成

- ・地域の歴史・文化の学びを通じた郷土愛・愛着の育成
- ・高齢者の知識・経験を活かした、地域と子どもの関わりの強化 など

イ) 協働のまちづくりの実現に向けたまちづくり人財の発掘・育成

- ・協働のまちづくりのイメージの浸透、啓発活動
- ・子どもから高齢者まで、地域のまちづくりを牽引する人財（リーダー）の発掘・育成とネットワーク化
- ・まちづくりに関する知識詰め込み型の研修カリキュラムから、育成段階からのリアリティのあるまちづくり実践場面（モデルとなるプロジェクト）の導入 など

ウ) 若い世代や無関心層のまちづくりへの参加促進

- ・若者や、まちづくりに無関心な人が参加したくなる、楽しくわかりやすいまちづくり活動の実践 など

エ) 就業へのチャレンジ意欲が高い人材の育成

- ・就業へのチャレンジ意欲が高い人向けのセミナー・講座の実施 など

②次代を担う子ども・若者の教育環境づくり(社会面)

ア) 多様な人材が関わる学校教育の充実

- ・学校教育現場における、高齢者や地域のまちづくりリーダーの活用
- ・学校教育現場における、地域の既存団体（経済団体・女性団体・スポーツ団体など）やNPOの活用 など

イ) 学校教育、家庭教育、地域教育が連携した次世代育成の推進

- ・中学校区学園化構想の推進
- ・学校、家庭、地域を結びつけるキーパーソンとなる人材の掘り起し・育成 など

ウ) 地域と世界を体験できる交流機会の充実

- ・地域を学び、地域住民等と交流を深める教育プログラムの導入
- ・姉妹都市などにおける海外体験・現地交流プログラムの充実 など

③地域資源を活かした心豊かなひとづくり(社会面・環境面)

ア) 人生や暮らしに潤いをもたらす文化に携わる市民の増加

- ・地域の歴史・文化を楽しく学べるプログラムの導入
- ・市民の誰もが参加しやすい学習機会の提供、学びを通じた生きがいつくり など

イ) 特色ある地域の自然や産業、伝統、文化を継承する担い手の育成

- ・地域が有する貴重な自然資源を守り、引き継いでいくための、家庭、学校、地域、企業等の場における環境教育・環境学習の推進
- ・地域住民やNPO等が主体となった、地域資源を活かした観光・交流プログラムの導入など

ウ) 地域の人や文化を活用した豊かな人づくりの推進

- ・地域での体験活動・体験学習の導入など、実践的な道德教育の推進
- ・地域の伝統文化を継承・普及する活動団体への支援の充実 など



体験学習 大日本報徳社



第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

(1) まちづくりの基本理念の検討

平成25年4月に掛川市のまちづくりに関する最高規範として、「掛川市自治基本条例」が施行されています。第2次掛川市総合計画は、自治基本条例に基づき策定しますので、まちづくりの基本的な考え方となる基本理念や将来像は、自治基本条例と共通した考え方を示すこととします。

(2) まちづくりの基本理念の内容

自治基本条例では、掛川をさらに成長させ、成熟した社会を構築するために、市民主体のまちづくりの実現を目指し、「協働のまちづくり」を進めることとしています。その基本的考え方は、市民等が等しく主体的に参加できることと生涯学習都市宣言の理念に基づくまちづくりを行うことにあります。また、協働のまちづくりを進めるためのキーワードとして、①情報共有、②参画、③協働を基本原則としています。

基本理念

「協働のまちづくり」

- 市民誰もが等しく参加できるまちづくり
- 地域の歴史や文化を尊重し、生涯学習都市宣言の理念に基づくまちづくり

キーワード

- ①情報共有 まちづくりに関する情報を市民共有の財産と捉え、市民や市議会、行政は意識的かつ積極的に情報を提供するとともに把握し、お互いに情報共有を図りながらまちづくりを進めます。
- ②参画 まちづくりの主体である市民が市政に主体的に関わり、市民参画によりまちづくりを進めます。
- ③協働 自助・共助・公助の考え方を根底としつつ、多様化する市民ニーズや公共的課題を解決するため、市民や市議会、行政がお互いに尊重し合い、同じ目的のために対等な立場で連携や協力をする「協働」によりまちづくりを進めます。

2 掛川市の将来像

【掛川市の将来像】

希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川

自治基本条例では、市民自治によるまちづくりの実現により創造する掛川の姿を「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」としています。

第1次総合計画では、新市の融合と多彩な地域資源や歴史文化を土台とした掛川市の飛躍、さらには市民の「夢」を実現し希望ある「未来」を創造していくことができるまちの実現を目指し、「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」を将来像に掲げてきました。第1次計画の将来像の実現に向けたこれまでの取組の成果を踏まえつつ、社会状況の変化を捉え、今後の掛川市の将来像は、自治基本条例に掲げた目指すまちの姿と整合させ、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」とします。

「希望が見えるまち」とは、いつでも、誰でも、何回でも、自分の夢や目標に向かって、主体的に行動することができる土壌のあるまちを意味しています。「誰もが住みたくなるまち」とは、“ここはいいまちだ”と心豊かに住まう人がいて、人や環境や暮らしの中に“住んでみたい”と思わせる魅力があるまちを意味しています。

「希望」は未来に向かう原動力です。人々が希望をもって活躍するためには、豊かな環境が整うことが必要です。活躍する市民が増えることで、地域の活性化に繋がります。子どもや若者が夢や希望を抱けるようなまちづくりを目指します。



第2章 将来人口

1 将来人口の目標値

掛川市は、将来に向けて、社会的にも経済的にも環境的にも持続発展していくために、「協働のまちづくり」を推進していきます。「協働のまちづくり」のためには、お互いに支え合い、役立ち合える繋がりづくりが必要です。

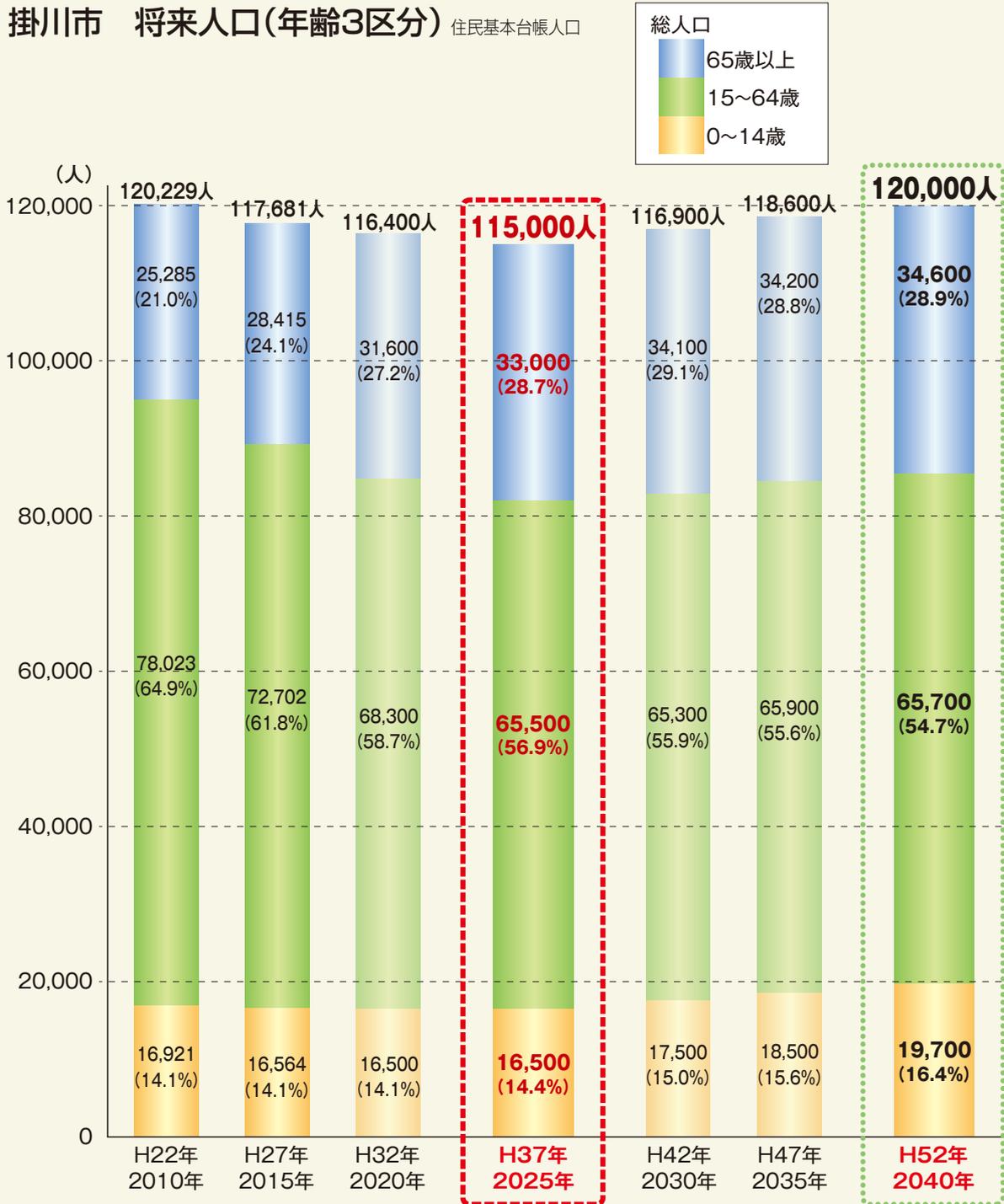
本格的な人口減少社会が到来するなか、協働のまちづくりと行政運営の効率化を見据え、その変化の中にあっても掛川市を発展させていくため、2040年に人口を12万人と設定し、さまざまな取り組みを進めた成果として、計画期間（2016～2025年度）における目標人口を115,000人とします。

また、人口構成が大幅に高齢化にシフトすることによる地域社会への影響を抑制するために、目標人口だけでなく、将来の人口構成についても目標値として設定します。

将来人口	持続発展可能な掛川市を目指し、 2040年に人口12万人を達成するために… 2025年(平成37年)の目標人口 115,000人
将来人口構成	年少人口15%以上、高齢人口25%以下のまちを目指して… 2025年(平成37年)の目標人口構成は 年少人口(0～14歳) 14.4%以上 生産年齢人口(15～64歳) 56.9%以上 高齢人口(65歳以上) 28.7%以下



掛川市 将来人口(年齢3区分) 住民基本台帳人口



第3章

土地利用構想

今後の掛川市の土地利用においては、人口減少や産業構造の変化、グローバル化の時代を見据え、豊かな自然や整序ある都市基盤の維持形成がなされるよう、国の国土づくりの指針である「国土形成計画」の内容を踏まえ、次のような方針に沿って、総合的かつ計画的な土地利用を進めていくものとします。

(1) 自然環境との共生

森林、河川、海岸など、掛川市の生態系を支える中心的な自然環境を保全し、かけがえのない地域資源を良好な状態で次世代へ譲り渡していくこととします。優れた自然環境に対しては、保全と適正管理を実施するとともに、自然環境を利用する場合は、自然生態系の維持に努め、自然環境と共生した土地利用を進めます。

(2) 田園環境との調和

掛川市では、里山、谷田、海岸砂地などの自然環境を活用して茶畑、水田、施設園芸などが営まれ、特色ある農業と個性的なふるさと景観を生み出してきました。地域の特徴的な農業や景観を尊重し、田園環境と調和した土地利用を進めます。



命を守る希望の森づくり育樹祭



(3)歴史と文化の尊重

掛川市は、城下町、宿場町として発展してきた歴史があります。掛川城、高天神城、横須賀城、日坂宿などをはじめとする歴史・文化的資源を尊重し、郷土への愛着や誇りが育まれるように、地域独自の歴史文化と調和した土地利用を進めます。

(4)質の高い生活環境の形成

地震や豪雨などの自然災害に強いまちになるよう、防災機能を重視した土地利用を実現するとともに、市民が安全・安心に暮らすことができるように、快適で機能的な市街地形成に努め、質の高い生活環境に向けた土地利用を進めます。

(5)調和と効率化への貢献

商業施設の郊外進出や宅地の無秩序な拡大は、周辺環境との調和に悪影響を及ぼすばかりでなく、中心市街地の衰退をもたらします。中心市街地から農山村地域に至るまで、調和とバランスの取れたまちづくりを実現するため、商業機能や居住機能の計画的な誘導を図るとともに既存市街地の高度利用と機能集積を促し、効率化な行政経営にも貢献する土地利用を進めます。

(6)国土軸の有効活用

市域のほぼ中央部をJR東海道新幹線や東名高速道路といった国土軸が横断し、市北部には新東名高速道路が横断しています。さらに近接した位置に御前崎港や富士山静岡空港が立地しています。産業集積や活発な交流により地域の発展に繋げるため、市域の南北軸と国土軸との連携を図り、国土軸を有効活用する土地利用を進めます。

第4章 戦略方針

「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」を実現するため、20～30年後の掛川市の将来を見据えたとき、今後10年間に取り組むべき政策を戦略方針として掲げ、まちづくりを推進していきます。

1 戦略目標と方向性

40年以上続いた少子化を克服し、人口減少を抑制するとともに、持続発展可能なまちづくりを推進することが必要です。そのため、20～30年後の掛川市の将来を見据え、かつ掛川らしい政策の方向性を示すため、掛川市では、戦略目標として次の3つの分野において日本一を掲げます。戦略目標については、財政状況を踏まえた上で、できる限り成果指標を設定し進捗管理を行います。

(1)教育・文化分野

掛川のまちを誇れる人を育むことが重要です。

掛川市民に広く浸透している報徳や生涯学習の考え方を基礎として、市民総ぐるみで教育に取り組むとともに、掛川文化の振興により、市民の夢と希望を醸成し、心豊かな人づくりにつながる施策を展開します。

(2)健康・子育て分野

掛川のまちで充実した暮らしを送れることが重要です。

掛川市民が健康を維持し生きがいを持って生活できることを基本として、地域医療連携体制を充実し、健康長寿の市民が多いまちづくりを推進するとともに、子どもを生ま育てることが可能な環境を整え、子育てにやさしいまちづくりを推進し、健やかなくらしづくりにつながる施策を展開します。

(3)環境分野

掛川が住み心地の良いまちであることが重要です。

掛川市民が安全と安心を実感できることを基本とし、潤いある自然環境や穏やかな生活環境、充実した都市基盤環境を整備し、住み続けたいまちづくりにつながる施策を展開します。

また、施策を推進するにあたっては、あらゆる面で、協働と広域連携の視点を考慮することとします。

■ **協働** 持続発展可能なまちづくりを推進するための協働の視点として、「産(産業)・学(大学等)・金(金融機関)・民(市民)・公(NPO・社福等)・官(国・県)・市」の7つの強みを活かした連携を推進していきます。

■ **広域連携** 「ひと」や「しごと」の流れがひとつの市の中で完結するものではないことを踏まえ、経営資源の流れを広域的に捉え、掛川市が周辺地域とともに発展していけるよう、有効な連携を推進していきます。

2 戦略の柱と方針

若者・子育て世代・女性の「しごと」と「ひと」の好循環を創る

今後10年間に重点的に取り組むべきは、若者・子育て世代・女性の「しごと」と「ひと」の好循環を創るとともに「まち」の魅力を磨くことにあります。人口減少対策としては、出生率を増加させることと、若い世代の流出人口を食い止めることが肝要です。そのためには、若い世代の流出先となっている首都圏等から「ひと」や「しごと」を呼び込むことが必要です。

20～30年後の掛川市を見据えた戦略目標と方向性を踏まえた上で、「しごと」や「ひと」を呼び込むとともに、経営資源となる情報や資本の流入を促すため、今後10年間に重点的に取り組むべきことについて4つの戦略の柱をたてて施策を推進していきます。

(1) 掛川への新しいひとの動きをつくる

少子高齢化進行の一因となっている東京圏への一極集中を是正しようとする動きが進んでいます。東京在住者のなかで地方へ「移住したい」という潜在的希望者を掛川市への移住・定住に結びつけます。

掛川の自然や地域文化などの魅力を高めるとともに交通の利便性を活かし、様々な主体の知恵を連動して、掛川に人を呼び込みます。さらに、交流人口の拡大を定住・移住に繋げる取組を促進します。

移住・定住にあたっては、受入体制を整え、既存ストックを有効活用した誘導を視野に入れるとともに、個性豊かで多様な人材の確保を促進します。また、国際交流の時代からまちの国際化への転換を目指し、外国人住民と連携し、外国人観光客や海外からのビジネスを呼び込める体制を地域に創っていきます。

- ① 交流人口を拡大する
- ② 定住・移住を促進する
- ③ 地域を国際化する
- ④ 地域の魅力をつくる
- ⑤ 既存ストックを活用する



(2) 掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする

東京圏から地方への潜在的移住希望者にとって一番の不安・懸念材料は、雇用であるとの調査結果があります。移住希望者の雇用への不安を払拭するとともに、進学で市外へ転出した若者が希望する就労先が不足するために戻らない状況を克服します。また、現在活かされていない潜在的な労働供給力を地域の雇用に繋げます。

雇用のミスマッチの解消に向けて、雇用の量だけでなく、職種や雇用条件、女性の就労機会の向上を支援します。地域産業や地域資源を活かした起業や事業活動の活性化を支援するなど、新たなチャレンジを推奨するとともに、ICTを活用した新たな事業開拓や働き方の創出などによる多様な就労形態を支援していきます。

また、正規雇用者の増加促進やワークライフバランスの推進により、雇用の質の向上を図ることで、地域の経済力・消費力を高めます。

- ① 地域経済を活性化する
- ② 起業を支援する
- ③ 地域産業を創出する
- ④ 若者・女性・高齢者が活躍する場をつくる
- ⑤ ICT環境を活用する
- ⑥ ワークライフバランスを実現する



創業支援セミナー

(3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

独身男女の約9割は結婚の意思を持ち、希望する子どもの数は2人以上となっています。少子化を克服するためには、結婚と出産の希望を叶える必要があります。若い世代の安定的な経済基盤の確保と、子育てと就労を両立できる働き方の実現を推進し、結婚・出産・子育ての希望を実現します。

若い世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、家庭を築ける環境を整備するとともに、家庭、地域、企業、行政が連動し、市民総ぐるみで次世代を育成する体制と環境を整え、結婚、出産、育児について希望を持つことができる地域を形成します。

また、子育て世代のワークライフバランスの確保により夫婦が希望する子育て環境を提供し、希望する子ども数の実現に繋がります。

- ①市民総ぐるみで次世代を育成する
- ②家庭を築ける環境を整備する
- ③希望出生数をかなえるための環境を整備する
- ④子育てを支援する

(4)明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る

「ひと」と「しごと」を呼び込むことで生み出された活力をまちづくりに活かすことで、継続的に住み続けたいまちとすることが必要です。

自然災害や犯罪等から暮らしの安全を確保するとともに持続可能なまちづくりを推進し、豊かで潤いのある地域を形成していきます。

誰もが安心して暮らすことができる自立した地域形成のため、安全な都市基盤環境を整備するとともに、地域で活躍できる人材を増やすことで、地域の課題を地域で解決できる連携体制や仕組みづくりを支援します。

また、誰もが社会活動に関わり、まちに活力を与えることができるよう健康長寿の市民が多いまちづくりを推進します。

- ①暮らしの安全を確保する
- ②スマートコミュニティの実現を目指す
- ③ユニバーサルデザインの都市環境を整備する
- ④地域の絆づくりを支援する
- ⑤健康寿命を延伸する



第3部 基本計画

第1章 計画策定の基本的考え方

第1節 基本計画策定の視点

1 少子高齢・人口減少社会に立ち向かう戦略的施策集

一般的に、従来の総合計画はまちづくりに関わる施策を網羅的に示したものであり、掲載された施策の優先順位がわかりにくいというケースも多くありました。

また、少子高齢・人口減少社会の到来する中、「人」「もの」「財源」等の経営資源は安易に増加を期待できない状況にあります。

そのため、まちの将来を見据え、重点的に取り組むべき施策に注力していくことが従来よりもなお一層求められています。

第2次総合計画基本計画は、従来の網羅的な施策集から脱却し、限られた経営資源を有効に活用し、真に必要な施策を選択する戦略的施策集として策定します。

2 掛川流「協働力」の発揮

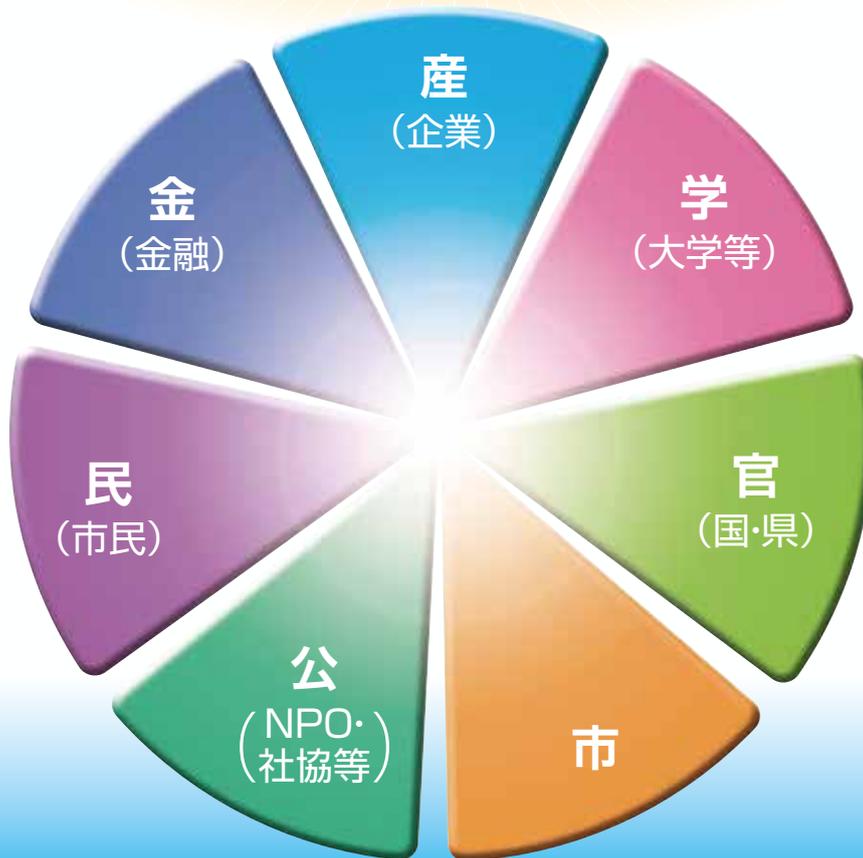
掛川市では、これまでも「希望の丘」プラン、海岸防災林強化事業、地域健康医療支援センター「ふくしあ」等、様々な関係者との連携による「協働力」を発揮することで成果を上げてきました。

「協働のまちづくり」を基本理念とし、企業、大学等、金融機関、市民、NPO法人等の非営利団体、国県及び市が連携し、掛川市の将来像「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」の実現を目指します。



【ラウンドテーブル】

7つの強みを活かした連携



土台：報徳と生涯学習

第2節 基本計画の体系

戦略目標の3つの分野において、日本一となることを目指した目標指標を設定し、この達成を目指し各種施策推進を図ることにより、掛川市の将来像「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」の実現を図ります。

また、目標指標の達成のために重点施策を掲げた上で、目指す方向について整理します。

1 戦略目標(3つの日本一)

掛川市の将来像を実現するため、戦略目標の3つの分野について日本一を目指します。

戦略目標は、重点施策と個別施策を推進した結果として達成すべき目標として位置付け、達成状況を図るための指標を設定します。

2 重点施策

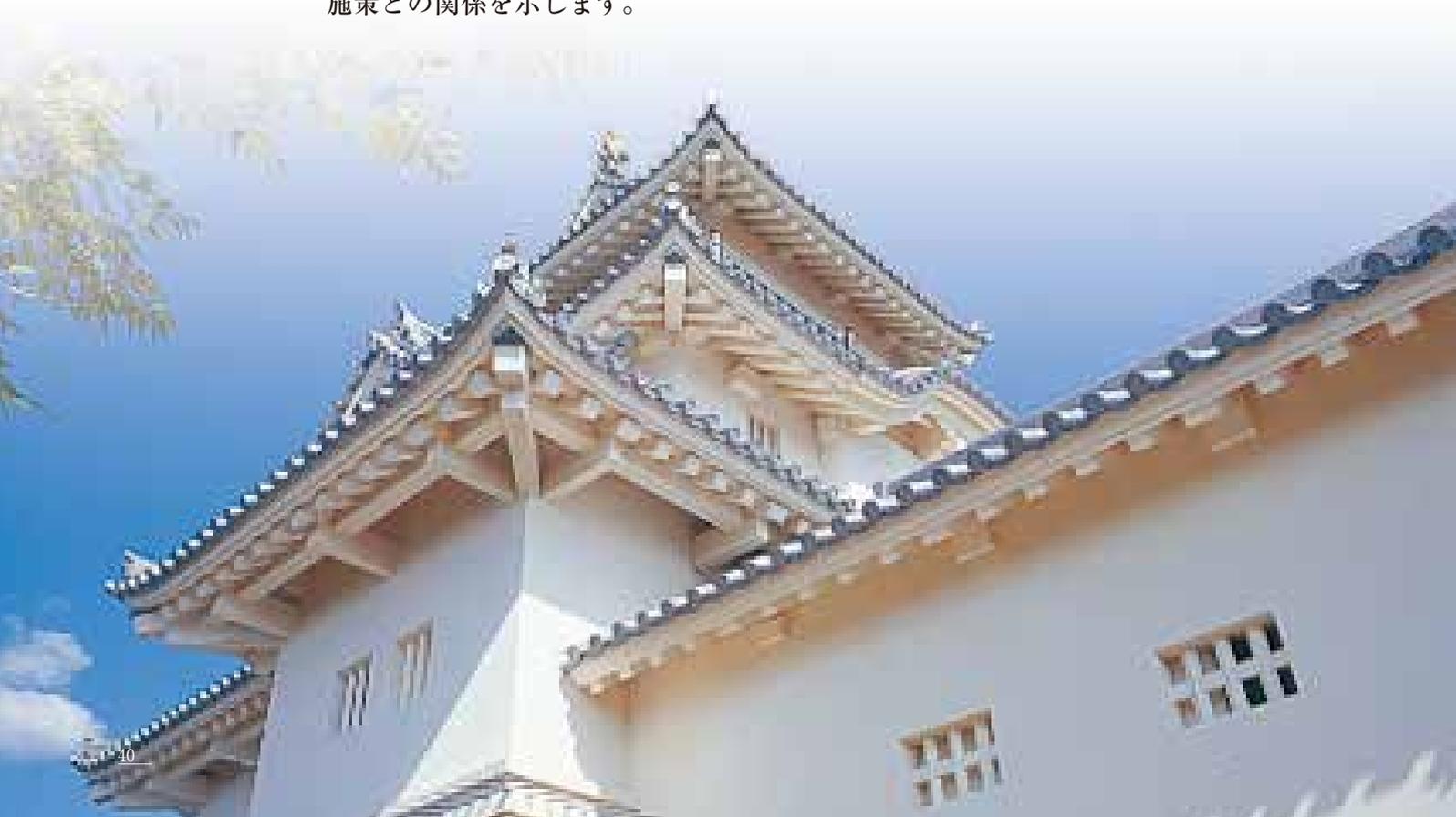
戦略目標の指標の実現のために、今後10年間で重点的に取り組むべきことについて重点施策と位置付け、施策を推進していきます。

重点施策においては、重点的かつ横断的に取り組むべき事業として「重点プロジェクト」を掲げ、KPI（重要業績評価指標）を設定し進捗管理を行います。

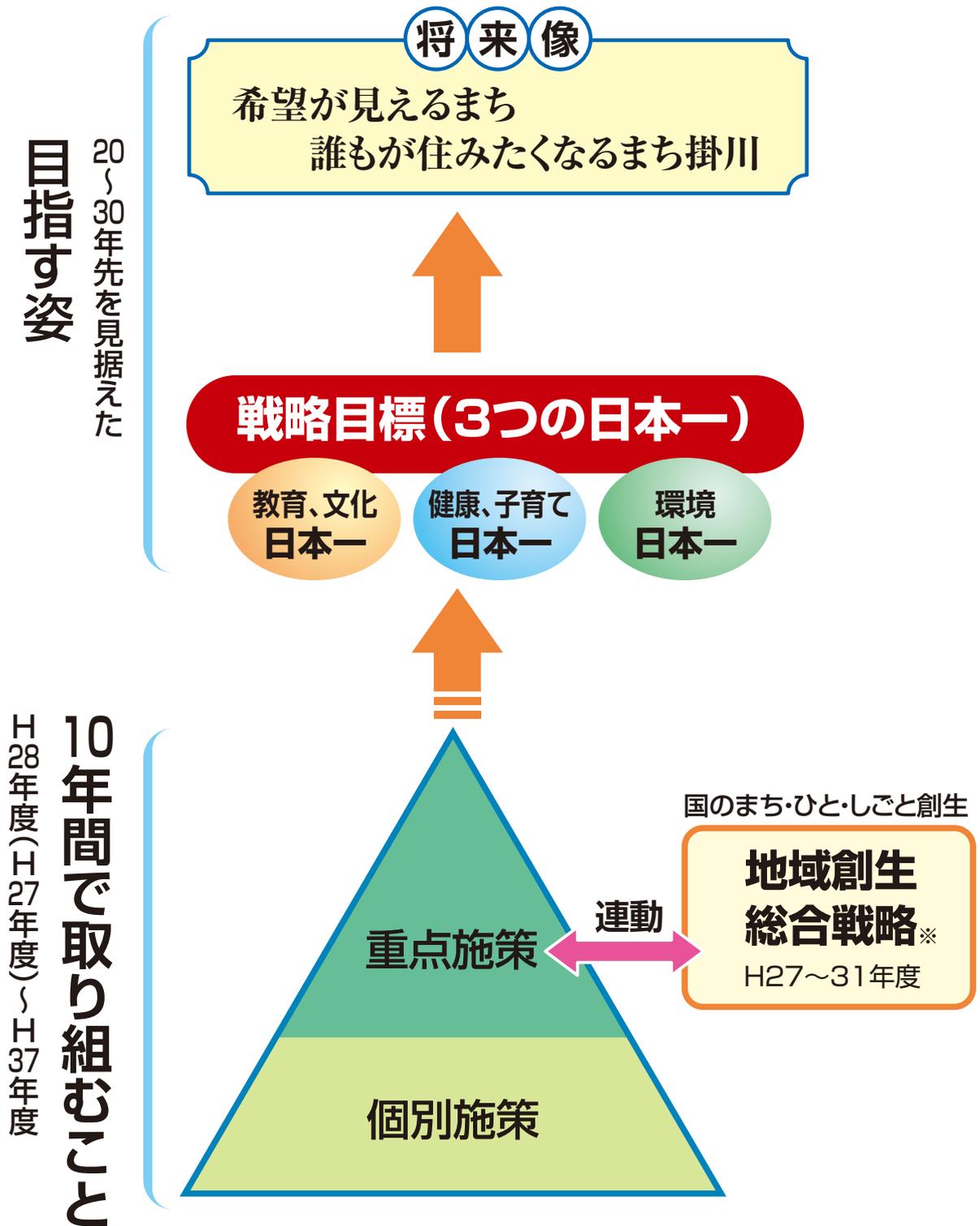
3 個別施策

専門性を活かして分類した施策ごとに、20～30年先を見据えた施策展開の考え方を提示し、目指すべき方向性を掲げます。

また、今後10年間に取り組むべき具体的な事業についても整理しつつ、重点施策との関係を示します。



基本計画の体系と地域創生総合戦略



※地域創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づく、少子高齢・人口減少社会の克服を目指した対策をまとめた計画で、平成27年10月30日に策定しました。

第2次総合計画と地域創生総合戦略において設定される課題は同じであるため、地域創生総合戦略は、基本計画において重点施策に位置付けます。

■ 体系図

将来人口

持続発展可能な掛川市を目指し
2040年に人口12万人
 を達成する。

2025年(平成37年)の
 目標人口 **115,000人**

目標人口構成

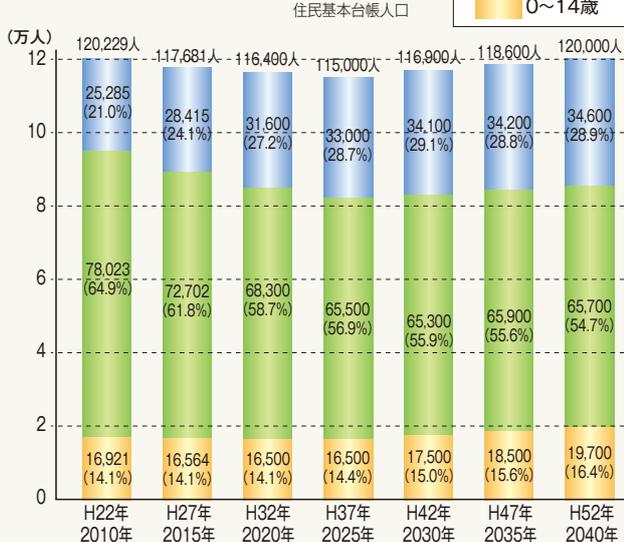
年少人口15%以上、
 高齢人口25%以下のまちを目指して…
 2025年(平成37年)の目標人口構成は

年少人口 14.4%以上
 (0～14歳)

生産年齢人口 56.9%以上
 (15～64歳)

高齢人口 28.7%以下
 (65歳以上)

掛川市 将来人口(年齢3区分)



目指す姿

1 教育・文化分野 ～心豊かな人づくり～

指標	現状値	中間目標(H31年度)	最終目標(H37年度)
子どもが健全に成長していると思う市民の割合	69.9% (H27)	75%	80%
園・学校支援ボランティアの延べ人数	72,732人 (H26)	90,000人	100,000人
地域行事に参加した小中学生の割合(3か年平均)	87.5% (H27)	88.5%	90%
全国学力・学習状況調査において、平均正答率が全国平均を上回った教科*1の割合(3か年平均)	79% (H27)	88%	92%
1年間に文化芸術の催しを鑑賞した市民の割合	45.3% (H27)	60%	70%
1年間に文化芸術活動をした市民の割合	17.7% (H27)	25%	30%
郷土の歴史や文化に誇りと愛着を持つ市民の割合	41.8% (H27)	50%	60%

2 健康・子育て分野 ～健やかな暮らしづくり～

指標	現状値	中間目標(H31年度)	最終目標(H37年度)
65歳以上で要介護1以下のお達成者市民の人数(割合*2)	26,025人 (90.6%) (H26)	29,000人 (92%)	31,000人 (94%)
健康で生きがいを持って暮らしていると思う市民の割合	65.0% (H27)	70%	80%
人口千人当たりの出生数*3	8.71人 (H26)	9.40人	9.44人
安心して子どもを生み育てられると思う市民の割合	45.6% (H27)	65%	80%
子育て環境整備に満足している市民の割合	28.5% (H26)	45%	60%

3 環境分野 ～住み続けたいまちづくり～

指標	現状値	中間目標(H31年度)	最終目標(H37年度)
掛川市は住みやすいところだと思う市民の割合	76.4% (H27)	85%	(H31以降)
今後も掛川市に住みたいと思う市民の割合	77.7% (H27)	85%	(H31以降)
人口の社会移動	転出超過 288人 (H26)	転入超過	転入超過50人 (H34以降)
人と人が信頼し助け合っていると思う市民の割合	54.0% (H27)	65%	75%
市内事業所従業者数	57,824人 (H26)	平成26年数値を維持	(H31以降)
市内総生産額(名目)	5,606億円 (H24)	6,700億円	(H31以降)

*1 教科：小中学校の国語A・B、算数(数学)A・Bを対象とします。

*2 65歳以上で要介護1以下のお達成者市民の割合。65歳以上の人口の推計値をもとに算出した割合です。

*3 人口千人当たりの出生数

平成37年合計特殊出生率1.97を目指し、市民が希望する子ども数の実現により達成される数値目標として設定します。

将来像

希望が見えるまち

誰もが住みたくなるまち掛川

平成28～37年度の10年間で取り組むこと

重点施策

個別施策

重点施策 1

掛川への新しいひとの動きをつくる

- 1-1 「茶エンナーレ」から始まる掛川文化の創造
文化芸術
- 1-2 中心市街地活性化と多極ネットワーク型コンパクトシティ
中心市街地 都市環境 公共交通 商業
- 1-3 市民総ぐるみのおもてなし 観光客誘客促進事業
観光
- 1-4 掛川の魅力を売り込め 掛川流協働力によるシティプロモーション
シティプロモーション 移住・定住

- 1-① 郷土の文化の保存と市民の文化芸術活動の振興
- 1-② 人が集い、賑わいを生む中心市街地の再形成
- 1-③ 快適な都市環境づくりの推進
- 1-④ 地域の足となる公共交通の整備・利用促進
- 1-⑤ 地域資源を活かした着地型、交流型、広域連携型観光の推進
- 1-⑥ 多文化共生のまちづくりの推進
- 1-⑦ 美しい森林や海岸等の保全と活用の推進
- 1-⑧ 清流が流れ、市民が水と触れ合える環境の整備
- 1-⑨ お互いが快適に暮らせる生活環境の確保
- 1-⑩ 移住・定住の促進
- 1-⑪ 定住を促進する良質な住宅・住宅地の供給
- 1-⑫ 中山間地域の生活環境向上と活性化

重点施策 2

掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする

- 2-1 みんなが働ける掛川創造事業
雇用 就業環境
- 2-2 しごとを生み出すイノベーション支援
商工業
- 2-3 掛川市の新たな開拓 内陸フロンティアと企業誘致
企業誘致 内陸フロンティア
- 2-4 明日を拓く農 農業ビジネスの推進
農業

- 2-① みんなが働ける雇用・就業の環境づくりの推進
- 2-② 障がいのある人の自立した生活の支援の充実
- 2-③ 掛川にしごとをつくる商工業の更なる発展
- 2-④ 新たな事業を創造する6次産業化の推進
- 2-⑤ 多様な担い手による力強い農業ビジネスの確立

重点施策 3

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 3-1 学びの協働アクションプロジェクト
学校教育
- 3-2 子どもは地域の宝 地域の子育て力向上プロジェクト
地域における子育て
- 3-3 家庭の子育て力・教育力向上プロジェクト
家庭における子育て
- 3-4 企業の子育て力向上プロジェクト
企業における子育て
- 3-5 結婚・出産・子育て環境整備プロジェクト
結婚・出産・子育て環境

- 3-① 市民総ぐるみで取り組む心豊かにたくましく生きる子どもの育成
- 3-② 地域における子育て力の向上
- 3-③ 家庭における子育て力・教育力の向上
- 3-④ 企業における子育て力の向上
- 3-⑤ 安心して結婚・出産・子育てできる環境の整備
- 3-⑥ 市民の学びの拠点となる図書館づくり
- 3-⑦ 男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現
- 3-⑧ 乳幼児や子育て世代も集える身近な公園・緑地の充実

重点施策 4

明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る

- 4-1 国土強靱化 強くしなやかな明るい未来の国土づくり
防災・減災対策
- 4-2 スマートコミュニティの実現
環境
- 4-3 「ふくシア」でつなぐ 地域の健康づくり
健康
- 4-4 地域の絆で課題解決 掛川流協働によるまちづくりの深化
協働 コミュニティ
- 4-5 選択と集中 行財政改革の推進
行政経営

- 4-① 自助・共助・公助による防災・減災対策の強化
- 4-② 災害に強い住宅や都市基盤施設等の整備
- 4-③ 消防救急の迅速化・高度化の推進
- 4-④ 活発な交流を支える幹線道路の整備
- 4-⑤ 歩行者も車も安全に通行できる生活道路の整備
- 4-⑥ 安全確保と長寿命化に向けた道路施設の維持管理の推進
- 4-⑦ 省エネ・省資源、再生可能エネルギー普及の促進
- 4-⑧ 家庭・地域・職場ぐるみの健康づくりの推進
- 4-⑨ 誰もが安心して医療を受けられる環境の整備
- 4-⑩ 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくりの推進
- 4-⑪ 誰もがスポーツを楽しめる環境の整備
- 4-⑫ 市民、自治組織、市民活動団体等によるまちづくりの推進
- 4-⑬ 地域で支えあう福祉活動の推進と人権の尊重
- 4-⑭ 交通安全と防犯の意識向上と環境整備
- 4-⑮ 計画的・効率的で適正な行政経営に向けた改革の推進
- 4-⑯ 安全な水を安定して供給できる上水道事業の推進

第2章 戦略目標

第1節 戦略目標

基本構想で掲げた戦略目標の3分野について日本一を目指すために、指標を設定します。



1 教育・文化分野 ~心豊かな人づくり~

指標	現状値	中間目標 (H31年度)	最終目標 (H37年度)
子どもが健全に成長していると思う市民の割合	69.9% H27	75%	80%
園・学校支援ボランティアの延べ人数	72,732人 H26	90,000人	100,000人
地域行事に参加した小中学生の割合 (3か年平均)	87.5% H27	88.5%	90%
全国学力・学習状況調査において、 平均正答率が全国平均を上回った 教科 ^{*1} の割合(3か年平均)	79% H27	88%	92%
1年間に文化芸術の催しを鑑賞した 市民の割合	45.3% H27	60%	70%
1年間に文化芸術活動をした市民の割合	17.7% H27	25%	30%
郷土の歴史や文化に誇りと愛着を持つ 市民の割合	41.8% H27	50%	60%

2 健康・子育て分野 ～健やかなくらしづくり～

指 標	現状値	中間目標 (H31年度)	最終目標 (H37年度)
65歳以上で要介護1以下のお達者市民の人数(割合 ^{*2})	26,025人 (90.6%) H26	29,000人 (92%)	31,000人 (94%)
健康で生きがいを持って暮らしていると思う市民の割合	65.0% H27	70%	80%
人口千人当たりの出生数 ^{*3}	8.71人 H26	9.40人	9.44人
安心して子どもを生み育てられると思う市民の割合	45.6% H27	65%	80%
子育て環境整備に満足している市民の割合	28.5% H26	45%	60%

3 環境分野 ～住み続けたいまちづくり～

指 標	現状値	中間目標 (H31年度)	最終目標 (H37年度)
掛川市は住みやすいところだと思う市民の割合	76.4% H27	85% H31以降	
今後も掛川市に住みたいと思う市民の割合	77.7% H27	85% H31以降	
人口の社会移動	転出超過 288人 H26	転入超過	転入超過 50人 H34以降
人と人が信頼し助け合っていると思う市民の割合	54.0% H27	65%	75%
市内事業所従業者数	57,824人 H26	平成26年数値を維持 H31以降	
市内総生産額(名目)	5,606億円 H24	6,700億円 H31以降	

※1 教科

小中学校の国語A・B、算数(数学)A・Bを対象とします。

※2 65歳以上で要介護1以下のお達者市民の割合

65歳以上の人口の推計値をもとに算出した割合です。

※3 人口千人当たりの出生数

平成37年合計特殊出生率1.97を目指し、市民が希望する子ども数の実現により達成される数値目標として設定します。

第3章 重点施策

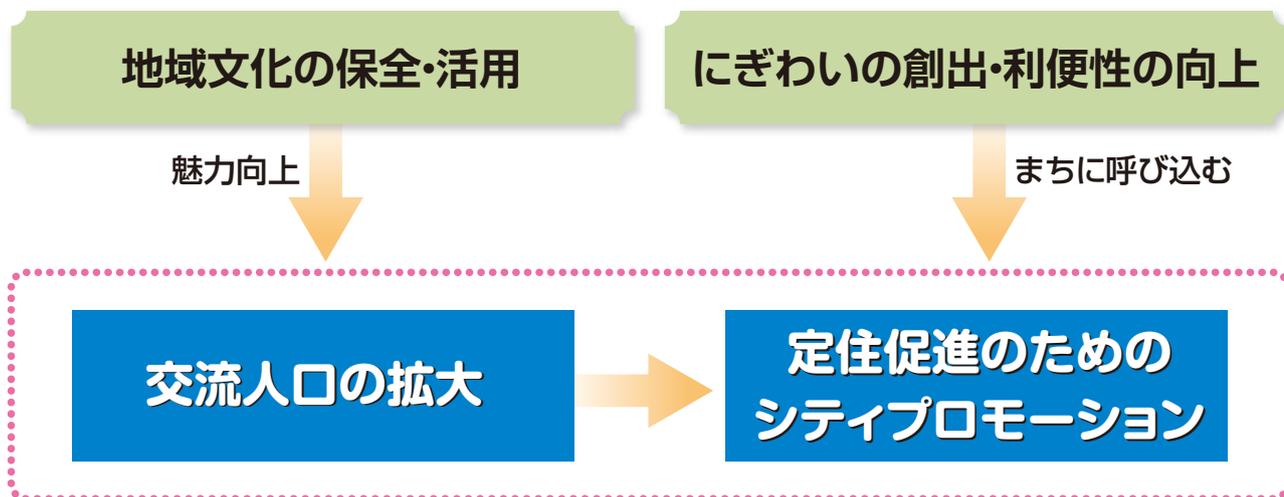
10年で取り組む
戦略の柱

1

掛川への新しいひとの動きをつくる

「近き者^{よろこ}説べば、遠き者^{きた}来らん（論語）」のとおり、住んでいる人が良いと思えるまちづくりを推進することで、掛川へのひとの動きをつくります。

地域の文化を活かして魅力の向上を図るとともに、にぎわいの創出や利便性の向上を図るとともに、この取組を活かして観光誘客による交流人口拡大の施策、定住促進のためのシティプロモーションの施策を推進していきます。



重点
プロジェクト
1-1

「茶エンナーレ」から始まる 掛川文化の創造

「教育・文化日本一」の実現のため、掛川に今ある文化を継承しさらに発展させて新たな文化を創造していくことで、文化の力で市民の心を豊かにするとともに、交流や移住・定住の促進に繋がります。

掛川ならではの文化の創造・発信に取り組み、市域全体に、子どもから高齢者まで、文化に親しみ自ら高めていくよう、様々な団体が協働し、市民総参加で文化にしたしみ、つたえ、つくり、ささえる体制を構築することを目指します。



● 具体的な施策 ●

1 かけがわ茶エンナーレ

文化活動団体や茶業関係者、観光関係者、事業者、市等が連携し、市民にとって最も身近な文化である「茶」と文化芸術の結びつきを促進し、「茶」を「縁」にした国内外の交流拡大を図り、掛川オリジナルの茶文化を創造し、発信します。

また、茶エンナーレを一過性のイベントではなく、茶業や観光をはじめとする地域産業の振興等、関連分野に効果を波及させるとともに、市民が継続的に参加できる、未来のまちづくりに繋がるアートプロジェクトのきっかけとします。

2 シティミュージアム掛川構想の推進

市民や来訪者が気軽に文化芸術に触れあうことができるよう、市内のイベント主催者や文化的施設の管理者、市が連携し、市内にある様々な文化的施設や歴史的建造物、祭り等の伝統文化やイベントのネットワーク化を図り、市域全体を博物館と捉え、まちに学び、まちで学び、まちの人から学ぶ環境を整えます。

3 子どもの文化芸術活動支援

子どもが文化に積極的に親しみ、感性や創造力を育ていけるよう、文化活動団体や教育機関、市等が連携し、市内小中学生等が本物の芸術に触れ、体験する機会を提供します。

4 文化芸術活動サポートセンターの創設

市民が気軽に文化芸術活動に取り組める環境を作るため、市民が文化芸術活動をするために必要な情報を得たり、文化芸術活動を行う者同士が互いに相談し、コミュニケーションを図るための場を設けます。

◎重要業績評価指標（KPI）

	平成31年	平成37年	(平成27年)
1年間に文化芸術の催しを鑑賞した市民の割合	60%	70%	(45.3%)
1年間に文化芸術活動をした市民の割合	25%	30%	(17.7%)
郷土の文化に誇りと愛着を持つ市民の割合	50%	60%	(41.8%)
芸術文化に触れる子どもの数	平成31年度/延べ12,000人	平成37年度/延べ13,200人	

重点
プロジェクト
1-2

中心市街地活性化と多極ネットワーク型 コンパクトシティ

本市の都市としての魅力を高め、ひとを都市に呼び込むため、賑わいや交流を生む施設の立地、まちなかの住宅の確保等により、中心市街地・地域商業の活性化を図るとともに、公共交通による中心市街地と各地域とのネットワーク強化を図ります。



● 具体的な施策 ●

1 中心市街地の活性化

掛川市中心市街地活性化基本計画に基づき、まちなかの賑わい創出、まちなか居住の促進、まちなか交流人口の増加を図ります。

ハード事業としては、掛川駅前東街区第一種市街地再開発事業を着実に進めるとともに、今後、掛川駅前西街区再開発事業を推進します。併せて、不足する駐車場の補完と老朽化した駐輪場の整備等を行います。

ソフト事業としては、歩行者天国を活用した様々なイベントを開催するとともに、魅力ある店舗・事業所等の集積を図るため、若者が中心市街地で創業し、高齢者と連携・循環したビジネスを展開できるよう、空き店舗活用助成や創業支援等を実施します。

2 中心市街地と各地域のネットワーク強化による生活支援

増加する高齢者等、交通弱者の生活を支えるため、新幹線駅等を有する中東遠地域の広域交通の拠点であり、商業機能等が集積する中心市街地と各地域との公共交通によるネットワークの強化を図ります。

3 広域・地域間公共交通と大型商業施設等の集積による市外からの買い物客誘客

市内における消費喚起と市外からの買い物客の誘致を図るため、民間活力により、広域的・地域間公共交通の整備に合わせ、新たな大型商業施設整備を進めます。

4 地域商業活性化事業

市内外からの誘客を図るため、関係事業者、商工団体、市等が連携し、けっトラ市やおかみさん市、友引ストリートカフェ等の地域活性化活動を行うとともに、モニターツアー等を実施し、市内各地の地場産品や特産品等を市内外の消費者や観光客に効果的に発信します。

◎重要業績評価指標（KPI）

中心市街地の歩行者通行量 (平日の主要7地点合計の10時間の歩行者通行量)	平成31年度以降／6,750人	(平成26年度／5,285人)
中心市街地の居住人口	平成31年度以降／1,660人	(平成26年度／1,459人)
まちなか交流人口	平成31年度以降／541,000人	(平成25年度／469,834人)
空き店舗への出店件数	平成31年度まで／累計6件	平成37年度まで／累計12件
通勤・通学・通院・買い物等に出かける時に公共交通に不便を感じない市民の割合	平成31年／40%	平成37年／45% (平成27年／34.6%)

重点
プロジェクト
1-3

市民総ぐるみのおもてなし 観光客誘客促進事業

本市のファンを増やすため、歴史や自然、茶文化、報徳思想等の地域資源を活用し、交流人口の拡大を目指します。

特に、市内の環境整備、地域資源の活用、広域観光ネットワークの構築等により観光客、とりわけ富士山静岡空港からの外国人観光客の誘客を強化するとともに、市内在住外国人との連携により、おもてなし体制を構築します。

また、これらの取組を市民同士の交流促進にも繋げていきます。



● 具体的な施策 ●

1 外国人観光客誘客の促進

本市に外国人を誘客するため、関係事業者や観光協会、市が連携し、公衆無線LAN環境整備、デジタルサイネージ・翻訳アプリ等先端技術の活用等により、外国人が市内を周遊できる環境の整備に取り組むとともに、外国人観光客の滞在日数に見合ったルート等の設定及びPR等に取り組めます。

2 周辺自治体や関係事業者との連携による広域観光のイベント開催・情報発信

本市を含む周辺地域全体への観光客の増加を図るため、周辺自治体や関係事業者、観光協会、市が連携し、地域としての魅力的なルート等の観光商品を設定し、ホームページやフェイスブック「掛川観光ホットNEWS」等で情報発信するとともに、日本版DMOについて研究します

※日本版DMO：魅力ある観光地域づくりに関して戦略策定、各種調査、マーケティング、商品造成、プロモーション等を一体的に実施する組織体

3 地域資源を活用した交流型観光の推進

地域資源の魅力を交流人口の拡大につなげるため、地域住民や関係事業者、観光協会、市が連携し、世界農業遺産等の地域資源を活用した茶摘み体験の実施等、交流型観光を推進します。

4 富士山静岡空港からのアクセスの確保

富士山静岡空港利用者を本市に立ち寄らせて本市の魅力をアピールし、地域経済の活性化を図るため、富士山静岡空港とJR掛川駅を結ぶ交通手段の確保を図ります。

◎重要業績評価指標（KPI）

観光交流客数	平成31年度／3,800千人 (平成26年度(速報値)／3,691千人)	平成37年度／4,000千人
--------	---	----------------

重点
プロジェクト
1-4

掛川の魅力を売り込め 掛川流協働力によるシティプロモーション

本市が住みやすく、住みたくなるまちであることを移住希望者等へアピールすることにより、移住・定住を促進するため、歴史や自然、茶文化、報徳思想、交通利便性等、移住希望者の心に響く掛川の魅力をわかりやすく定義し、市民の掛川への愛着・誇りを醸成するとともに、市民総ぐるみでシティプロモーションに取り組みます。



● 具体的な施策 ●

1 シティプロモーション戦略の策定と事業展開

交流人口の拡大、移住・定住の促進を図るため、また、市民の郷土愛を醸成するため、市民や事業者、市が連携し、地域資源を活用した地域ブランディング・マーケティング戦略を策定し、市民総ぐるみでシティプロモーションに取り組みます。

2 移住・定住相談窓口の充実強化

シティプロモーションと連動させ、県等の関係機関と連携し、しごとや住宅等の生活情報をワンストップで提供する移住・定住相談窓口の設置、首都圏での出張相談を推進します。

3 空き家の活用による移住・定住の促進

本市への移住・定住希望者に対して、希望にあった住宅を提供するため、「掛川市中山間地域空き家バンク」や、協働によるまちづくりに基づく「新空き家活用制度」を効果的に活用します。

4 UIJターン・地元定住に係る支援

本市に住みたいと思う人が定住できるよう、生活や就職等の必要な情報提供を行うとともに、奨学金等の支援策を研究・実施します。

◎重要業績評価指標（KPI）

東京圏在住者や市内観光客等に対するシティセールスの実施	平成31年度／12回	平成37年度／12回
-----------------------------	------------	------------

相談窓口での相談による移住・定住者の件数	平成31年度／10件	平成37年度／20件
----------------------	------------	------------



祝賀まつり「西郷局と秀忠」

10年で取り組む
戦略の柱

2

掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする

企業誘致等による就労の場の拡大、イノベーション支援等による新たな産業の創出に取り組むとともに、TPPを踏まえ、「攻め」と「守り」の両面の姿勢で地域産業力の向上を図り、若者から高齢者まで、あるいは女性や障がい者、移住希望者等、全ての掛川市民が、希望する就業の場で安心して働ける環境づくりを目指します。

また、この環境づくりを促進するために、就労希望者をサポートする掛川独自の仕組みづくりを進めます。

企業誘致

イノベーション支援

農業ビジネスの推進

仕事を増やす

仕事を生み出す

みんなが働ける掛川

生涯ワーキング

障がい者の自己実現

雇用対策協定の推進



重点 プロジェクト 2-1

みんなが働ける 掛川創造事業

有益な技術・知識を持つ高齢者の働き場の確保と地域産業力向上のため、本市独自の中小企業支援システムの設置等を進めます。また、障がい者の就労促進、女性の働きやすい環境づくり、若者をはじめとする就職困難者の就職支援等を実施し、様々な市民が希望通り働ける環境づくりを進めます。



● 具体的な施策 ●

1 かけがわ生涯ワーキングシステムの構築

中小企業支援及び高齢者の生きがいづくり・雇用促進のため、市民や事業者、市が連携し、スキル・ノウハウを持った企業OBが課題解決のための実務支援やアドバイスを行う地域産業力向上のワンストップセンターとなる法人を設立し、ベテランから若手にわたる多世代間での「事業力」の継承・向上を図ります。

2 障がい者新規就労500人サポート事業

障がい者の就労を実現するため、市が中心となり、事業所訪問、相談業務等を行い、新たな雇用の場の創出に取り組みます。

3 障がい者の自己実現に向けた総合研究

障がい者の自己実現を図るため、事業者や大学、市が連携し、就労やリハビリ、治療や介護、スポーツや文化活動等、それぞれの才能を活かした多様な活動ができる環境整備を進めるとともに、これらの活動を通じて、新たな地域産業の創出を図り、雇用の場の確保や地域経済の活性化に繋げていきます。

4 労働局との雇用対策協定の推進

若年者や高齢者、女性、障がい者、生活困窮者の就労等を促進するため、労働局と締結した雇用対策協定に基づき、ハローワークや労働局、市が連携し、地域の雇用情勢の改善に取り組みます。

◎重要業績評価指標（KPI）

かけがわ生涯ワーキングシステム実施成果

総合コンサルタント件数	平成30年度まで	累計1,000件
タスクフォース工数	平成30年度まで	累計200件
改善効果額	平成30年度まで	累計1億円
ラピッドプロトタイプング件数	平成30年度まで	累計100件

障がい者の就労者数（サポート事業により就労している人数）

平成31年度／600人	平成37年度／700人	(平成25～26年度／236人)
-------------	-------------	------------------

雇用対策協定の推進

雇用対策協定に基づく事業計画の推進

重点 プロジェクト 2-2

しごとを生み出す イノベーション支援

新たな事業を開拓する企業や新規に事業を起こす人等を支援するため、ビッグデータの活用推進や相談・支援体制の充実等を図るとともに、6次産業化の推進や他プロジェクトとの連携により、新たな事業づくりに寄与する取組を進めます。



● 具体的な施策 ●

1 新規創業者に対する支援

新規創業者の取組を支援するため、商工団体や金融機関、市が連携し、新規創業者への相談支援体制を充実させ、融資や空き店舗等の情報提供をするなど創業等に対する支援を行います。また、女性の創業を支えるためのセミナーや女性創業塾等を開催します。

2 6次産業化の推進

6次産業化により新たな事業を創造するため、多様な主体との連携を構築し、マーケティング力の強化、販路開拓、人材育成等を進め、消費者ニーズの動向を的確に捉えた上で、茶・栗・里芋等の地域農産物、人、風土、文化等の地域資源の強みを織り交ぜ、ストーリー性のある独自の商品開発に繋がります。

3 オープンデータ・ビッグデータの利活用の推進

地域経済の活性化を図るため、行政機関が保有する地理空間情報、統計情報等の公共データをオープンデータとして利用しやすい形で公開し、大容量かつ多様なデータをビッグデータとしての処理・活用を促し、イノベーション支援につなげます。

4 他プロジェクトとの連動による地域産業の創出

地域の課題解決及び地域経済の活性化を図るため、障がい者の自己実現やスマートコミュニティの実現、健康増進ビジネスモデル等、他のプロジェクトにおける事業者や大学、市等が連携した取組を、地域産業の発展・創出に繋がります。

5 かけがわ生涯ワーキングシステムの構築（再掲）

◎重要業績評価指標（KPI）

特定創業支援事業認定創業件数

平成31年度／10件

平成37年度／15件

6次産業化の実現件数

平成31年度／累計5件

平成37年度／累計11件

オープンデータの登録数

平成31年度／250件

平成37年度／500件

(平成26年度／7件)

重点
プロジェクト
2-3

掛川市の新たな開拓 内陸フロンティアと企業誘致

静岡県内陸フロンティア推進事業との連携により、新たな工業団地の造成等を図るとともに、ICT環境・大都市圏への交通アクセスの良さ等の本市の強みを活かし、政府関係機関や優良企業の誘致を進め、本社機能や研究機能の立地を図ります。

● 具体的な施策 ●

1 企業誘致の推進

新たな雇用の創出と定住人口の確保のため、国内外問わず優良企業の誘致を進め、本社・研究機能の立地促進を図るとともに、市内企業の成長発展支援に努めます。

2 内陸フロンティアプロジェクトの推進

本市の経済発展のため、内陸フロンティア推進区域の事業推進を図り、新たな工業団地の造成や農地整備と6次産業化、地域活性化を図る第2PAの整備等を進めます。

◎重要業績評価指標（KPI）

企業誘致件数（本社機能や研究機能の移転を含む）

平成31年度／累計6件

平成37年度／累計13件

内陸フロンティアプロジェクトの進捗率

平成31年度／40%

平成37年度／80%



掛川市内と菖蒲ヶ池工業団地

重点
プロジェクト
2-4

明日を拓く農 農業ビジネスの推進

日照条件等自然環境豊かな本市の特性を活かし、TPPを踏まえ、守りの農業から攻めの農業に転換し、地域農産物の国内国外への販路拡大、農業ビジネスの推進、あるいは本市特有の茶草場農法の活用や健康機能の高い茶の活用等を進めることにより、農業者の所得安定と新規参入者の増加を目指し、強い農業づくりを実現します。



● 具体的な施策 ●

1 掛川の農の海外販路開拓

地域農産物の需要拡大を図るため、事業者や関係団体、市が一体となり、掛川茶等の本市の農産物について、安全安心で信頼性の高い生産管理を行い、その風土や農法、味の特徴を明確化することにより“農”のブランド化を推進し、国内はもとより海外への販路開拓を目指します。

2 掛川市の顔が見える流通の促進

本市の農産物の販売促進のため、事業者や関係団体、市が連携し、市民の食卓や市内の旅館・飲食店で多くの地場農産物が利用されるよう、「生産者の顔が見える流通」を促進するとともに、産地間連携を図り、地域特性を生かした互産互消を推進します。

3 健康機能を活用した掛川茶の販路拡大

掛川茶の価格安定化のため、事業者や大学、市が連携し、お茶の有する健康機能を活用・PRし、企業の健康経営と結びつけるとともに、新たな商品開発や販路拡大に取り組みます。

4 世界と繋がる茶草場 世界農業遺産活用事業

茶草場農法により生産された茶のブランド化による高付加価値化を図り、茶草場農法の維持拡大を目指すため、農法実践者、事業者、静岡県や4市1町の世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会構成市町が連携し、効果的な情報発信による世界農業遺産の認知度向上や、企業応援、グリーンツーリズム、インバウンド等の農観連携事業等を進めます。

5 農業ビジネス推進事業

農業経営の多様化や耕作放棄地の抑制により、農業の安定経営を図るため、事業者や関係団体、市が連携し、6次産業化や新たな農産物の導入研究に取り組みます。また、認定農業者や新規就農者・農業後継者等の担い手の育成と担い手への農地集積を進めるとともに、農地保全や地域農業の維持・活性化に向けて、JA、市等が連携し、組織化の取組を研究します。

◎重要業績評価指標（KPI）

ビジネス経営体数 平成31年度／38件	平成37年度／40件	(平成26年度／36件)
農業所得800万円以上の認定農業者数 平成31年度／108人	平成37年度／134人	(平成26年度／83人)
認定農業者等への農地集積面積 平成31年度／2,467ha	平成37年度／2,675ha	(平成26年度／2,297ha)
掛川茶市場荒茶取引平均単価（過去5カ年平均） 平成31年以降／静岡県全体より13%以上の優位性		(平成26年／10%の優位性)
茶草場農法実践認定者の戸数 平成31年度／270戸	平成37年度／300戸	(平成26年度／253戸)



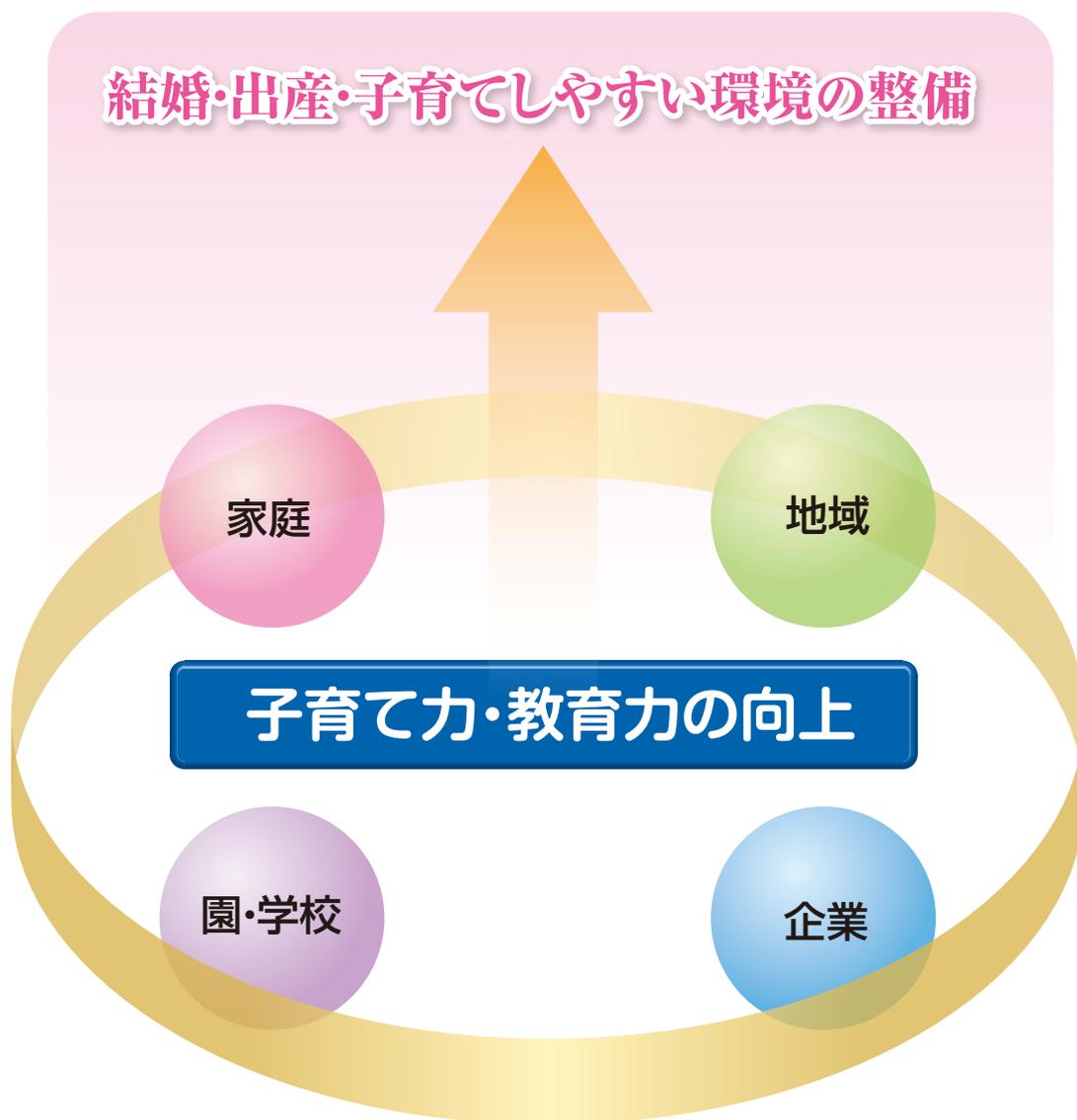
世界農業遺産「静岡の茶草場」と粟ヶ岳の茶文字

10年で取り組む
戦略の柱
3

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

家庭、地域、園・学校、企業それぞれの子育て力・教育力を高め、地域の宝である子どもを共に育てる体制と環境を整えることで、市民総ぐるみで心豊かでたくましい子どもを育成します。

また、これらの取組を子育て負担の軽減と子育てしやすい環境づくりに繋げ、結婚・出産・育児に希望を持つことができる地域づくりを進めます。



重点
プロジェクト
3-1

学びの協働アクションプロジェクト

「教育・文化日本一」の実現のため、学びに繋がる乳幼児期の生活と遊びの充実を図り、生きる力の基礎を育成します。

9つの中学校区の学園化をさらに進め、小中学校の一貫教育を推進し、地域と一体となって心豊かでたくましい子どもを育成するとともに、子どもの安全な居場所の確保に努めます。



● 具体的な施策 ●

1 教育アクションゾーンのデザイン設計

中学校区学園化構想第二ステージとして、保幼小中連携と小中一貫教育を推進します。さらに地域の大人が持っている文化やスキルを子どもたちに伝授するよう、教育環境について研究します。あわせて、学校が地域の拠点として、学園内の学校以外の施設が持つ機能も果たせるよう、施設の複合化や多機能化についてデザインし、検討します。

2 放課後等教育支援かけがわモデル推進事業

小学生の放課後の安全で健やかな居場所を確保するとともに、学びの意欲と力を育てていくため、地域資源を最大限に活用して行うコミュニケーション活動や体験活動を中心とした学びのシステムを研究・実践し、総合的な放課後等の教育を推進します。

3 白熱サイテク(サイエンス&テクノロジー)教室の開催

子どものものづくりへの興味・関心を高め、科学的思考力を育成するため、事業者や大学、市等が連携し、社員・職員を講師として迎え、小中高校生を中心とした教室を開きます。

4 市民先生ナビの構築・推進

市民総ぐるみの教育の振興を図り、かけがわ型教育を構築するため、各種講座を受講、技術習得した市民を「市民先生」として登録し、地域の子どもの育成活動への参加を促す等、新たな仕組みづくりを進めます。

◎重要業績評価指標 (KPI)

小中一貫教育の検討箇所 平成31年度 / 3箇所	平成37年度 / 9箇所
放課後等教育支援かけがわモデルによる放課後支援の実施学園数 平成31年度 / 9学園	平成37年度 / 9学園
白熱サイテク教室に協働する企業・大学等の数 平成31年度 / 10団体	平成37年度 / 20団体

重点
プロジェクト
3-2

子どもは地域の宝 地域の子育て力向上プロジェクト

「健康・子育て日本一」の実現に向け、地域の宝である子どもを市民総ぐるみで守り、育てるため、子育て世代に対する多様な支援や支援員の確保、さらに、地域主催の体験イベントを通じた世代間交流を促し、子育てしやすい環境づくりを進めます。



● 具体的な施策 ●

1 子育て世代の居住環境支援

地域において子育てしやすい環境を創出するため、マンション所有者との連携による子育て世代専用マンションの創設や、所有者と地域の連携による地域の空き家への子育て世代の誘致等、既存ストックを活用しつつ、子育て世代に対する良質な住宅供給及び入居を支援します。

2 地域における子育て支援事業

地域全体で健やかで元気な子どもを育成するため、地域子育て支援員制度等を検討・創設するとともに、園・学校支援ボランティア、家庭、地区まちづくり協議会、市民活動団体、学校等が連携し地域力を活かした掛川流の子育て支援事業を展開・支援します。

3 地域主催の体験イベントを通じた世代間交流

子どもに多様な体験機会を提供するため、地域の子育て拠点施設や生涯学習センター等を活用し、地元のお年寄り等「遊びの達人」等のアドバイスによる、木工や竹細工作り、川遊び、山遊び、郷土料理作り等地域が主体となった多様な世代間交流を支援します。

◎重要業績評価指標（KPI）

子育て世代の子育て世代向け住宅への入居件数

平成31年度まで／累計100件

平成37年度まで／累計200件

社会参加、世代間協働で子育て支援事業に取り組む地区数

平成31年度／16地区

平成37年度／32地区

重点
プロジェクト
3-3

家庭の子育て力・教育力 向上プロジェクト

「教育・文化日本一」「健康・子育て日本一」を実現するために、家庭の果たす役割は大変重要です。

人間形成の基礎を培う時期に、すべての子どもが生きる力を身に付けることができるよう、子育ての不安や悩みに助言する体制づくり、三世代同居等の支援等を進め、子育ての基本である親や家庭における子育て力・教育力の向上を推進します。



● 具体的な施策 ●

1 子育てコンシェルジュ事業

安心して楽しく子育てができるよう、家庭での子育て力を高めるため、家庭に出向く子育てコンシェルジュ事業を拡充し、子育ての不安や悩みを傾聴し、助言等を実施します。

2 三世代同居等支援事業

「親と子と孫」を基本とする三世代同居等による家庭での保育力の向上に資するため、新たに同居する世帯に対し助成金を支給し三世代同居等を推進します。

3 スマホ等を活用した子育て情報の発信

子育て世代が必要な情報を享受でき、育児不安の軽減に繋げるため、子育て施策のPRと子育て世代が必要とする情報の集約と発信を行います。

◎重要業績評価指標（KPI）

子育てコンシェルジュの相談件数 平成31年度／1,700回	平成37年度／2,000回	
三世代同居住宅等支援制度利用件数 平成31年度／50件	平成37年度／50件	(平成26年度／24件)
子育て情報サイトの閲覧者数 平成31年度／毎月6,000人	平成37年度／毎月6,000人	

重点
プロジェクト
3-4

企業の子育て力向上 プロジェクト

「健康・子育て日本一」の実現のため、子育て世代が子育てに安心して取り組める就業環境づくりを進めるために、ワーク・ライフ・バランスの啓発や在宅勤務の普及啓発等、子育てに優しい事業所づくりを市民、事業者、行政が協働で進めていきます。



● 具体的な施策 ●

1 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

安心して子育てができる就労環境づくりのために、社会保険労務士等と市が連携し、事業者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発・支援活動を実施し、事業所内保育所の開設や地域枠の検討を促していきます。

2 テレワークによる在宅勤務等新たなワークスタイルの普及啓発

安心して子育てができる就労環境づくりのために、関係団体と市が連携し、研修等の機会においてテレワークによる在宅勤務の普及啓発を行うとともに、社会保険労務士等による個別相談を実施します。

3 子育てに優しい事業所づくり

事業者の自発的な子育て支援の取組を支援するため、両親、祖父母も子育て休暇の取得可能な制度や子どもや孫のイベントへの参加促進等、事業者が実施する一歩踏み込んだ独自の子育て支援策・支援活動を紹介し、優良企業に対する顕彰を実施します。

4 白熱サイテク教室(再掲)

◎重要業績評価指標 (KPI)

仕事と家庭の両立支援に取り組む企業への支援数	
平成31年度／10社	平成37年度／10社
子育て優良企業の数	
平成31年度／50社	平成37年度／100社
事業所内保育所の箇所数	
平成31年度／3箇所	平成37年度／5箇所

重点
プロジェクト
3-5

結婚・出産・子育て 環境整備プロジェクト

「健康・子育て日本一」の実現のため、結婚・出産・子育てについて、希望や状況に応じた選択ができるよう、子育て世代の経済的負担の軽減方策や待機児童解消方策の推進、子育て世代包括支援センター事業の充実化等を切れ目なく展開することにより、子育て世代が望む子育てしやすい環境の整備を進めます。



具体的な施策

1 子育て世代の経済的負担の軽減

子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育園保育料・幼稚園保育料や子ども医療費の自己負担、幼稚園・小中学校給食費等の経済的負担について軽減を検討します。また、子どもの貧困対策として、ひとり親支援の拡充を検討します。

2 待機児童解消対策事業

児童を育てる親が安心して就業できるよう、事業者、市等が連携し、待機児童解消対策として、乳児保育園・小規模保育事業所の開設を推進します。また、事業所内保育所の開設や運営等に対する支援を行います。

3 子育て世代包括支援センター事業の充実

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、保健師等による切れ目のないきめ細やかな支援を提供します。また、保健師等による「ふくしあ」を活用した子育て相談を行い、子育ての不安解消に努めるとともに、仲間づくりや世代間交流等を推進します。

4 子どもや家族が楽しめる場所づくり

子どもや家族が安心して楽しむことのできる公園、商業施設、レジャー施設等の誘致・整備を図ります。

5 出会い・結婚支援

未婚者が結婚するきっかけをつくるために、事業者、関係団体、市が連携し、婚活イベント、男女の出会いの場、結婚相談窓口等について情報提供を進めます。

6 子育て世代の居住環境支援(再掲)

7 スマホ等を活用した子育て情報の発信(再掲)

◎重要業績評価指標 (KPI)

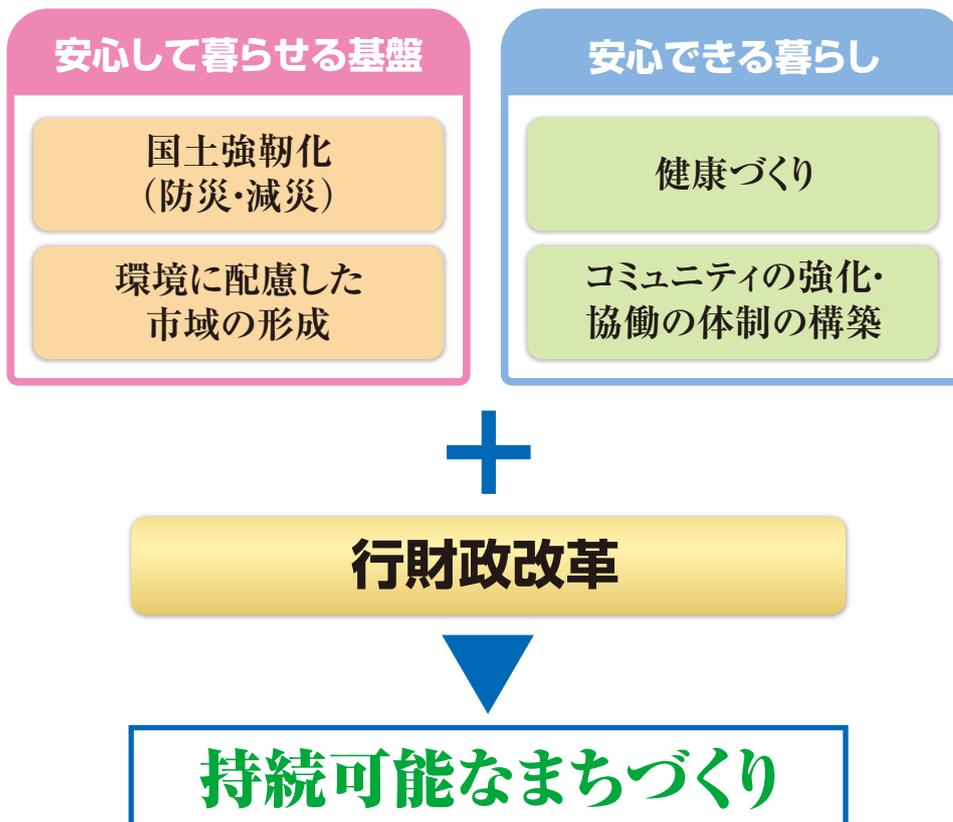
待機児童数	平成31年／0人	平成37年／0人	(平成27年／56人)
子育て環境整備に満足している市民の割合	平成31年度／45%	平成37年度／60%	(平成26年度／28.5%)

10年で取り組む
戦略の柱
4

明日の掛川をつくり 豊かで潤いのある安心な暮らしを守る

防災・減災への対応、環境に配慮した市域の形成等、必要な社会基盤整備を進めるとともに、健康づくりや地域の課題を地域で解決できる連携体制や仕組みづくりを進める等、ハード・ソフトの両面から、安心な暮らしができるまちづくりを推進し、継続的に住み続けたいまちを目指します。

また、これらの実現のために、行財政改革にも着手し、持続可能なまちづくりを推進します。



重点
プロジェクト
4-1

国土強靱化 強くしなやかな明るい未来の国土づくり

千年の時をも見据えた、次世代を担う若者たちが将来に明るい未来を持てる国土を創造するため、東日本大震災後に制定された、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」に基づき、「掛川市国土強靱化地域計画」を策定し、あらゆる災害に対して強くしなやかなまちづくりを推進します。



● 具体的な施策 ●

1 「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」の推進

南海トラフ巨大地震における死亡者ゼロを目指し、平成25年度に策定した「地震・津波対策アクションプログラム2014」（計画期間：平成26～34年度）の推進により、住宅耐震化や家具の転倒防止等の建物倒壊対策、急傾斜地崩壊防止施設の整備や農業用ため池の耐震対策等を確実に実行し、防災体制の充実強化を図ります。

2 海岸防災林強化事業「掛川モデル」と希望の森づくりの推進

海岸付近の防災強化のため、国や県事業との協力・連携、市民や事業者との協働により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2津波に対応した海岸防災林の整備や希望の森づくり事業による海岸防災林の植樹・育樹を推進します。有事には津波対策施設として、平時には市民や自転車道利用者らが集い、散策できる森林レクリエーションや交流の場の創出を図ります。

3 広域・地域間幹線道路の整備促進

広域の交通・交流を促す交通網の構築のため、国や県、市が連携し、国道1号バイパス（掛川・日坂）、国道150号、県道磐田掛川線の4車線化を促進します。さらに、高速道路を含む広域幹線道路間のネットワークとなる東・西環状道路の整備を促進します。また、地域間の交通ネットワークを強化するため、県と市が連携し、地域間幹線道路である、大須賀ルート、大東ルート、掛川－御前崎ルート等の整備を推進します。

◎重要業績評価指標（KPI）

地震・津波アクションプログラム（78アクション88項目）の目標値達成項目数	平成31年度／54項目	平成34年度／88項目	（平成26年度／8項目）
津波対策施設（掛川モデル）の整備率	平成31年度／40%	平成37年度／80%	（平成26年度末／2%）
地域間幹線道路の整備率	平成31年度／63%	平成37年度／85%	（平成26年度末／38%）

重点プロジェクト 4-2 スマートコミュニティの実現

「環境日本一」の実現のため、市民が環境に配慮した生活は利便性がよく、暮らしやすい質の高い生活スタイルであることを認識し、本市の豊かな自然環境や特徴的な気象条件を活かし、化石燃料に依存しない自然資源を活用した再生可能エネルギーを地産しつつ、地域で賢く使う仕組みを構築して、環境にやさしい地域社会のモデルとなるスマートコミュニティの形成を推進します。



● 具体的な施策 ●

1 掛川版スマートハウスの普及

家庭におけるグリーン電力の排出権取引の実現を目指すため、NPO、事業者、市が連携し、「太陽光発電施設・蓄電池・HEMS」の安価商品を開発した上で、市民や大学等と連携し実証実験を行う等、日射量に恵まれた本市独自の戸建住宅における太陽光エネルギーを活用した自立電力システムの創造を図ります。

2 バイオマス活用プロジェクト

未利用木材の有効活用のため、関係団体、市等が連携し木質バイオマスによるエネルギー供給事業と、その他未利用バイオマスを利用した農業資材等各種製品の製造事業を推進します。

3 地域のスマートコミュニティ化

限られたエネルギーを有効に使い、分散型エネルギーの特徴を活かしたまちづくりのため、地域、事業者、市が連携し、地域活動拠点への再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギー、省エネルギー、超小型モビリティを始めとするスマート移動等をあわせた電力の地産地消によるスマートコミュニティ街区の形成等、地域のスマートコミュニティ化を推進します。

◎重要業績評価指標（KPI）

再生可能エネルギー導入量

平成31年度／1億1,000万kWh 平成37年度／1億5,000万kWh
 （平成26年度末／9,300万kWh）

スマートコミュニティ化拠点の数

平成31年度／10拠点 平成37年度／20拠点

重点
プロジェクト
4-3

「ふくしあ」でつなぐ 地域の健康づくり

「健康・子育て日本一」の実現のため、住み慣れた地域で最期まで心も体も健やかに過ごせるよう、家庭、地域、学校、事業者、市等がつながり合った協働の健康づくりを推進するとともに、市内5箇所に設置した地域健康医療支援センター「ふくしあ」等の活用により、「お達者度」県下一を目指し、地域住民の医療、保健、福祉、介護を総合的に推進し、健康長寿の市民を増やします。



● 具体的な施策 ●

1 健康増進ビジネスモデルの研究

市民の健康増進を図るとともに健康分野の産業育成を図るため、食品関連産業（スーパーマーケットやファミリーレストラン等）やスポーツ関連産業（スポーツ施設、フィットネスクラブ等）、医療・薬品業（血液検査等）、大学、市等が連携し、健康増進に関わる新たなビジネスモデルを確立します。

2 「かけがわ生涯お達者市民」推進プロジェクト

「お達者度」県下一を目指すため、関係団体と市等が連携し、市民の健康状況等の調査・分析を行い、健康講座、健康体操の開催、スポーツ施設との連携事業等を実施して、継続的に健康づくりを推進します。

3 孤食を減らす「ふれあい食堂」

高齢者の孤食の機会を低減し、介護予防に繋げるため、地区公会堂や店舗、既存の事業所等で高齢者向けメニューの昼食を提供する仕組みを研究し、高齢者の外出を増やし、人と触れ合う機会を創出します。

4 介護従事者の確保と家庭介護支援

家庭介護者の負担軽減のため、市民や地区まちづくり協議会等との協働により、身近で見守りや介護を担うことができるよう介護ボランティア養成講座・介護講座の開催等を行います。

5 ふくしあ健康づくり事業

市民への健康意識の向上のため、事業者、関係団体、市等が連携し、相談・予防教育事業を強化します。

◎重要業績評価指標（KPI）

自立高齢者の割合	平成31年度／85.1%	平成37年度／85.6%	(平成26年度／84.6%)
健康で生きがいを持って暮らしていると思う市民の割合	平成31年／70%	平成37年／80%	(平成27年／65.0%)

重点
プロジェクト
4-4

地域の絆で課題解決 掛川流協働によるまちづくりの深化

全国に先駆けた生涯学習運動や地域に根付いている報徳精神による市民力、地域力及び文化力により進めてきた本市のまちづくりを更に深化させ、地区まちづくり協議会や市民活動団体等の活性化を図るとともに、人材育成事業の推進等により、自助・共助・公助による連帯感ある地域社会の形成、あるいは災害に強い地域づくりを進めていきます。



● 具体的な施策 ●

1 地区まちづくり協議会の活性化

市内の各地区の自主自立化を推進するため、「スーパーコミュニティ法人」としての法人化を研究・推進し、全地区が多機能型地縁組織として様々なまちづくりを実施することを最終目標に掲げ、そのために必要な取組として、コミュニティ（ソーシャル）ビジネスの実施等を進めます。

2 市民活動団体等の活性化

市民活動を活性化するため、行政と市民団体等が連携し、資金計画や事業提案等への支援充実を図るとともに、行政と市民活動団体等、地区と市民活動団体等、市民活動団体同士等、まちづくりテーマを共有する者のつなぎ機能を充実させて、協働の機会を拡大します。

3 地区防災計画策定、自主防災会組織化の推進

家庭の避難計画、避難行動要支援者への支援を含む地区防災計画を推進するとともに、地区まちづくり協議会をベースとして自主防災会の組織化を図ります。

4 掛川流人材育成事業

掛川のまちそのものをキャンパスと見立て、動機づけから気づき、更なる高みを目指す段階まで、それぞれの段階にあわせた多彩な学びの機会を提供して、協働の担い手づくりを行います。

◎重要業績評価指標（KPI）

地区まちづくり協議会や市民活動団体等が行うビジネス性を持った事業数	
平成31年度／10事業	平成37年度／15事業

家庭の避難計画を策定している市民の割合	
平成31年度／55%	平成37年度／100%

重点
プロジェクト
4-5

選択と集中 行財政改革の推進

明日の掛川をつくる持続可能なまちづくりを推進するため、効率的かつ効果的な行財政運営を図ることで、重点的に取り組むべき施策に経営資源を優先的に配分します。



● 具体的な施策 ●

1 公共施設マネジメントの推進

財政負担の平準化や効率化のため、公共施設等総合管理計画を策定するとともに、施設保全計画及び施設再編計画を策定します。これらの計画に従い、保有する公共施設の適正配置の検討、計画的な改修・更新、近隣市町との広域利用・共同整備等を進めます。

2 東遠4市の水道事業の広域化

経営の効率化を図るため、東遠4市による水道事業の共同化を目指し、窓口業務の民間委託に取り組めます。

3 下水道計画の見直し

汚水処理施設の効率的な運用と計画的な整備推進のため、公共下水道、農業集落排水、浄化槽、コミュニティプラント等を含めた下水道計画について、社会構造や財政状況の変化に併せて事業優先度等を整理し、計画の見直しを図ります。

◎重要業績評価指標（KPI）

将来負担額

平成31年度／800億円

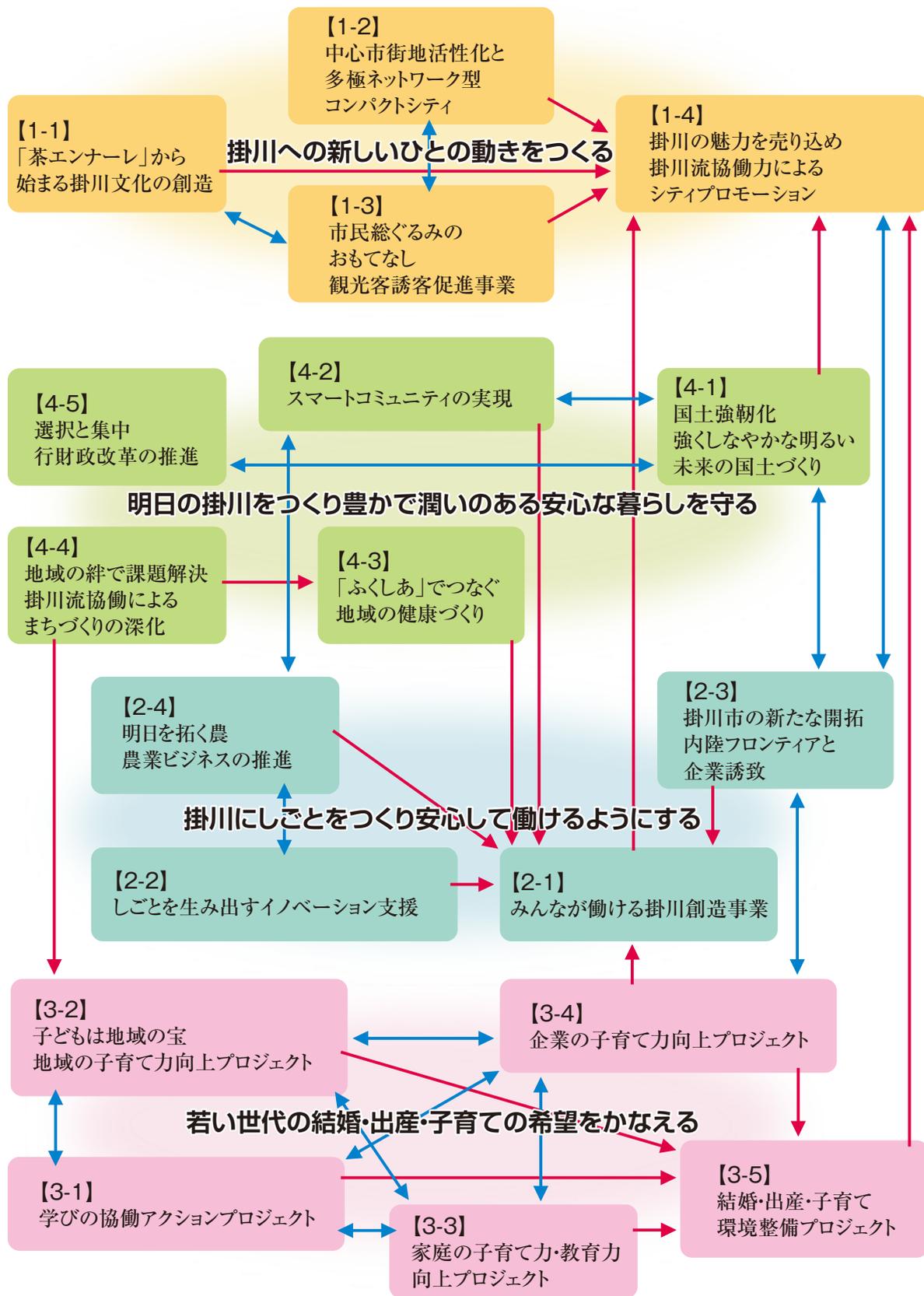
平成37年度／750億円

（平成26年度／887億円）

公共施設マネジメントの推進

公共施設等総合管理計画と施設保全計画及び施設再編計画の策定と実施

〈参考〉重点プロジェクト相関図



凡例

- 連鎖的に推進するプロジェクト間のつながりを示している。
- ↔ 関連性の強いプロジェクト間のつながりを示している。



穏やかな遠州灘海岸とウィンドサーフィン

第4章 個別施策

1 掛川への新しいひとの動きをつくる

1 ① 郷土の文化の保存と市民の文化芸術活動の振興

■現状と課題

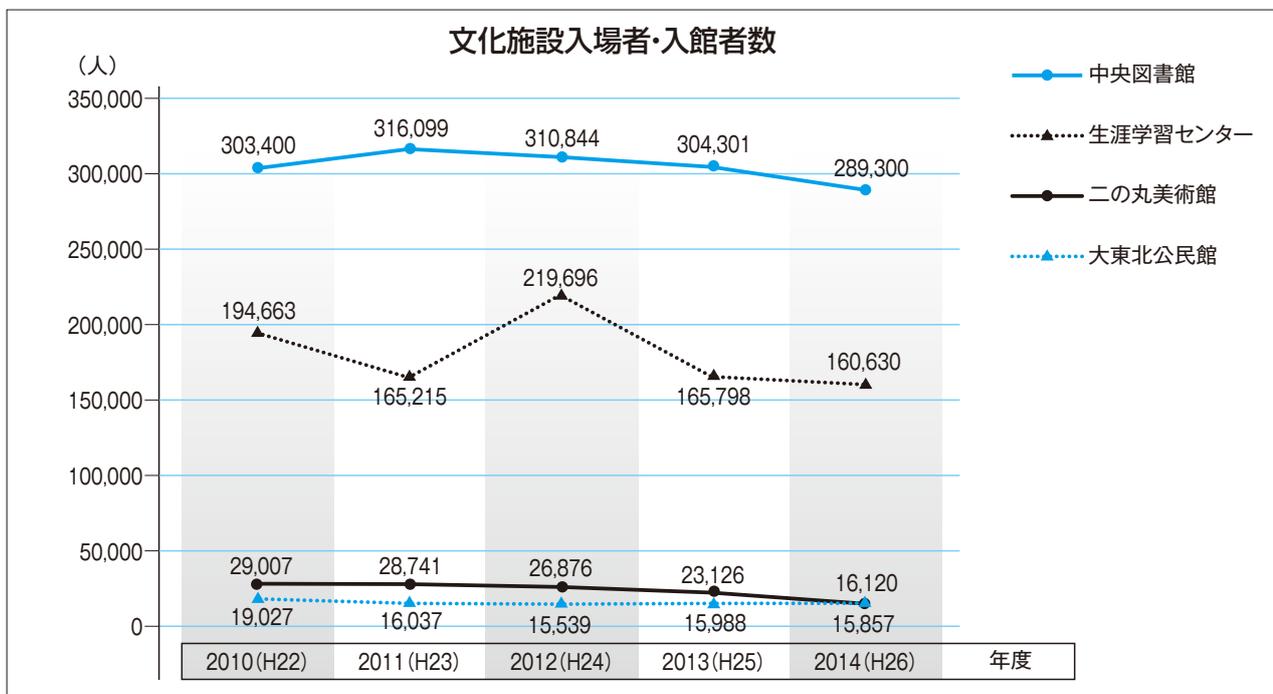
近年、茶草場農法の世界農業遺産登録や富士山の世界文化遺産登録等、日本の文化的価値が世界的に認められ、市民の文化振興の機運が高まっていることから、本市においても文化振興計画を策定し、文化振興施策に取り組んでいます。今後、市民が様々な文化芸術に触れ、取り組める機会を創出することはもとより、文化芸術の多様性を活かした教育、観光等の各分野との連携・協力が求められています。

また、本市は、「報徳の教え」が根付いており、全国に先駆けて生涯学習に取り組んできました。これらを活かし、掛川オリジナルの文化の確立と創造、他との差別化が必要です。

そのため、これまで行ってきた小中学校への金次郎像設置、副読本の配布等による道徳学習や各地域にある文化財の学習に加え、本物、本質を感じ、地域への誇りと愛着を育む取組を推進するため、子どもたちの文化活動の充実を図る必要があります。

文化施設を見ると、二の丸美術館、図書館、生涯学習センター、公民館等の利用者は減少傾向にあります。市民が多様な文化芸術に触れるために施設を利用してもらうには、施設単独での活動では限界があり、官民間わず施設間が連携した取組や情報発信が求められています。

また、文化財の調査・保存活動を着実に進めていますが、十分に活用されておらず、今後は活用を積極的に進めていく必要があります。



■目指す姿

市民が文化芸術に親しみ、郷土を愛し誇りに思っています。
また、市民が新たな文化芸術を創造しています。

■施策の方向

①「かけがわ茶エンナーレ」の推進

文化活動団体や茶業関係者、観光関係者、事業者、市等が連携し、市民にとって最も身近な文化である「茶」と文化芸術の結びつきを促進するとともに、「茶」を「縁」にした国内外の交流拡大を図り、掛川オリジナルの茶文化を創造・発信します。

②シティミュージアム掛川構想の推進

市民や来訪者が気軽に文化芸術に触れあうことができるよう、市内のイベント主催者や文化的施設の管理者、市が連携し、市内にある様々な文化的施設や歴史的建造物、祭り等の伝統文化やイベントのネットワーク化を図り、市域全体を博物館と捉え、まちに学び、まちで学び、まちの人から学ぶ環境を整えます。

③子どもや若者を中心に、文化芸術に触れる機会の充実

本市の将来を担う子どもや若者の豊かな感性を磨き、創造性豊かな人間形成のために、文化芸術に触れ、体験できる機会を充実します。また、市民が多様な文化芸術に身近に触れられるようにし、文化芸術に関心を持つ市民を増やします。

④市民の文化芸術活動の活発化

市民が、心豊かに充実した生活を送るために、市民が様々な文化芸術活動に積極的に参加できる機会を提供します。また、文化芸術活動サポートセンターの創設等、市民の文化芸術活動が活発化するための環境や支援体制を構築します。

⑤文化財や史跡の調査・保存・活用

今までの文化財にない、市民協働による維持管理運営方法を松ヶ岡(旧山崎家住宅)をモデルケースとして構築し、人材育成等で活用しながら永く後世に伝えます。

また、遺跡の保護保存や史跡整備を行うことにより、地域のシンボルとして住民に愛着と誇りが持てるようにし、有効活用を図ります。

⑥郷土の歴史と文化に関する資料の管理・活用

文化財の資料調査と適正な保存管理を進め、その成果を講座・講演会等を通して、広く公開することにより、多くの市民が郷土の歴史や文化に触れる機会を提供していきます。

⑦身近な歴史資源の保全・活用に対する支援

文化財保存会、文化財所有者等が適正に文化財を維持管理、保存し、伝承・広報等の活動が行えるよう支援を行います。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	かけがわ茶エンナーレ	・平成27年度からプロジェクトを推進し、市民への周知と市民参加を促進するためのシンポジウムの開催 ・平成29年秋に文化芸術祭「かけがわ茶エンナーレ」の開催。アーティストとの交流、ワークショップ、来訪者のおもてなし等、市民があらゆる立場で参加、体験する機会の提供及び一連の取組を通じた国際茶文化交流及び茶業や観光等の地域産業の振興
●	シティミュージアム掛川構想の推進	・市域全体を博物館と捉えた、市内のイベント主催者や文化的施設の管理者、市の連携による、市内にある様々な文化的施設や歴史的建造物、イベント等のネットワーク化の推進
●	子どもの文化芸術活動支援	・文化活動団体や教育機関、市等の連携による、市内小中学生等が本物の芸術に触れ、体験する機会の提供
●	文化芸術活動サポートセンターの創設	・市民が気軽に文化活動に取り組めるよう、文化活動に必要な情報収集機能、相談機能、文化活動する者同士のコミュニケーションの場等の設置
	地域文化資源を活かした地域経済の発展	・地域経済の活性化を目指した地域文化資源を活かした新しい商品やサービスづくり、地域文化資源を巡る観光ツーリズム等の確立
	埋蔵文化財の調査	・遺跡内における所在確認調査、市や民間が行う開発等に伴う発掘調査の実施
	松ヶ岡プロジェクト推進事業	・松ヶ岡(旧山崎家住宅)の市民協働による保存、維持管理及び活用
	3史跡の整備事業	・史跡「横須賀城跡」、「高天神城跡」、「和田岡古墳群」の整備
	文化財の保護・保存・活用	・市民協働による建造物・天然記念物・無形民俗等文化財の保護・保存・活用の推進
	歴史・文化資料の管理・活用	・積極的な資料や情報の公開による、歴史を知る機会の提供
	関連団体・施設との連携による文化芸術活動の強化	・市内内外の関係団体・施設の連携強化による文化的施設の一層の有効活用

1 ② 人が集い、賑わいを生む中心市街地の再形成

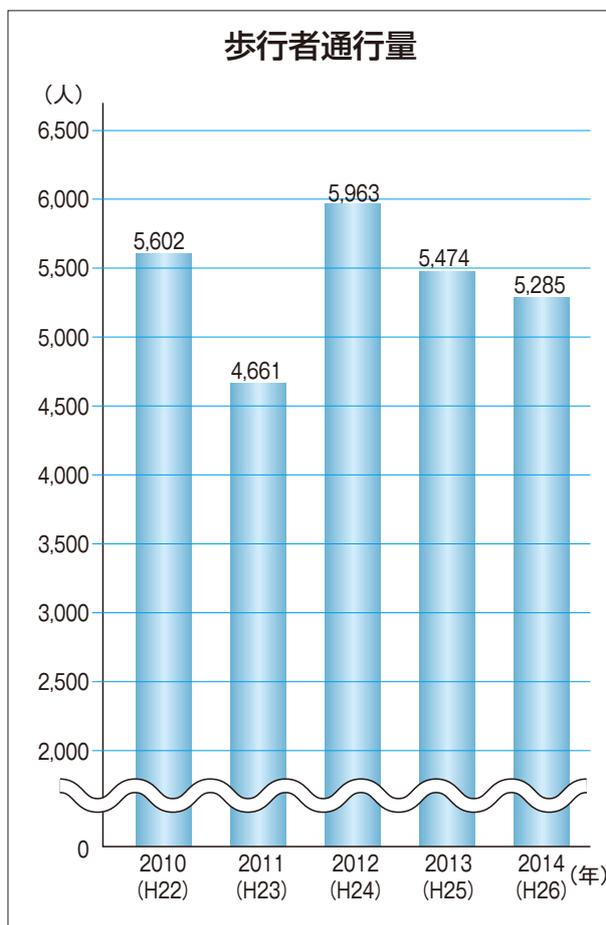
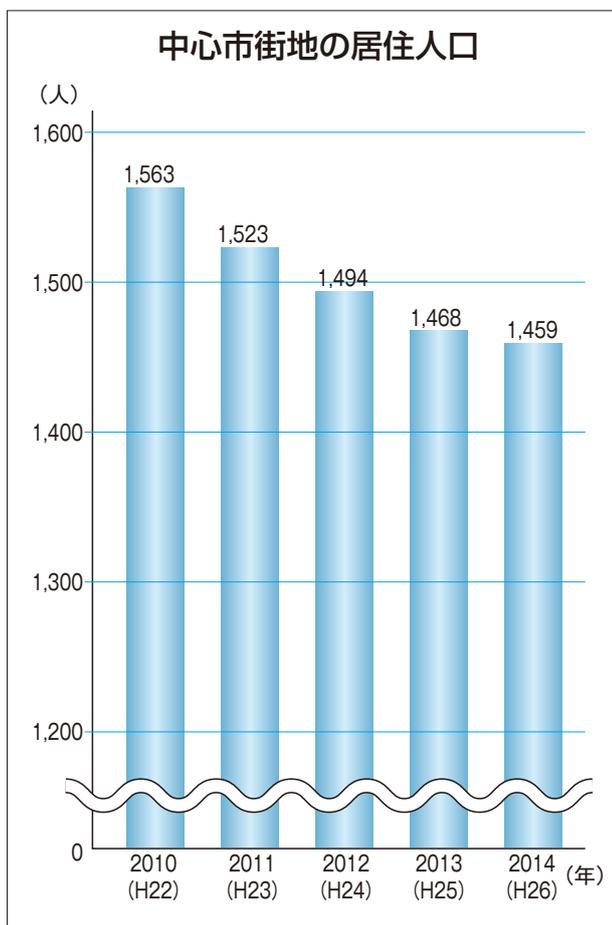
■現状と課題

掛川駅周辺に広がる本市の中心市街地では、定住人口の減少、少子高齢化の進行、空き店舗の増加、賑わいの低迷等が起っています。

現在、それらの課題に対応するため、市街地再開発事業等により商業施設や住宅の整備が進められており、今後も事業を着実に推進することが重要です。また、今後のニーズに合わせ、老人福祉関連施設の設置も求められています。

さらに、少子高齢化の進行により、徒歩や自転車で移動する人が増えることが見込まれることから、公共交通等の移動手段の確保とともに、移動手段に合わせたインフラの整備が求められています。

その一方で、近年では、中心市街地の賑わいを創出する取組として、「けっトラ市」や「友引ストリートカフェ」等のイベントが根付いてきました。今後は、空き店舗を活用した魅力ある店舗の誘致や来訪者が利用しやすい憩いの場づくり等、来訪者の滞在時間を延ばし、地域を回遊させる工夫が求められます。



■目指す姿

中心市街地は市の玄関口及び歴史・文化を背景とした情報発信地として、人が集い、賑わいがあふれています。

■施策の方向

①中心市街地居住の推進

掛川市中心市街地活性化基本計画に基づき、駅前東街区再開発事業を着実に推進するとともに、駅前西街区開発事業の早期検討及び着手を図ります。また、空き地（未利用地）活用の支援事業を展開します。

②中心市街地における活発な人の交流促進及び賑わい創出

駅前東街区再開発事業を着実に推進するとともに、駅前西街区開発事業の早期検討及び着手を図ります。

本市の財産である掛川城周辺施設の地域資源を積極的に活用し、観光客をはじめ、様々な文化活動に市民が積極的に参加出来る仕組みを整えます。

あわせて、「けっトラ市」や「友引ストリートカフェ」等、まちなかに賑わいをもたらすソフト施策の実施を推進します。

③誰もが安全・安心して暮らせるコンパクトシティの実現

市民や観光客等の来訪者にも利用しやすいユニバーサルデザインで統一、移動経路はバリアフリーで整備する等、歩きやすく利用しやすい歩行空間の実現を目指します。

また、地域公共交通の結節点であるため、利用者の利便性、快適性向上を目指し、駐車場や駐輪場等の整備を行う等、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現へ向けた都市機能の整備促進を図ります。



■主要事業

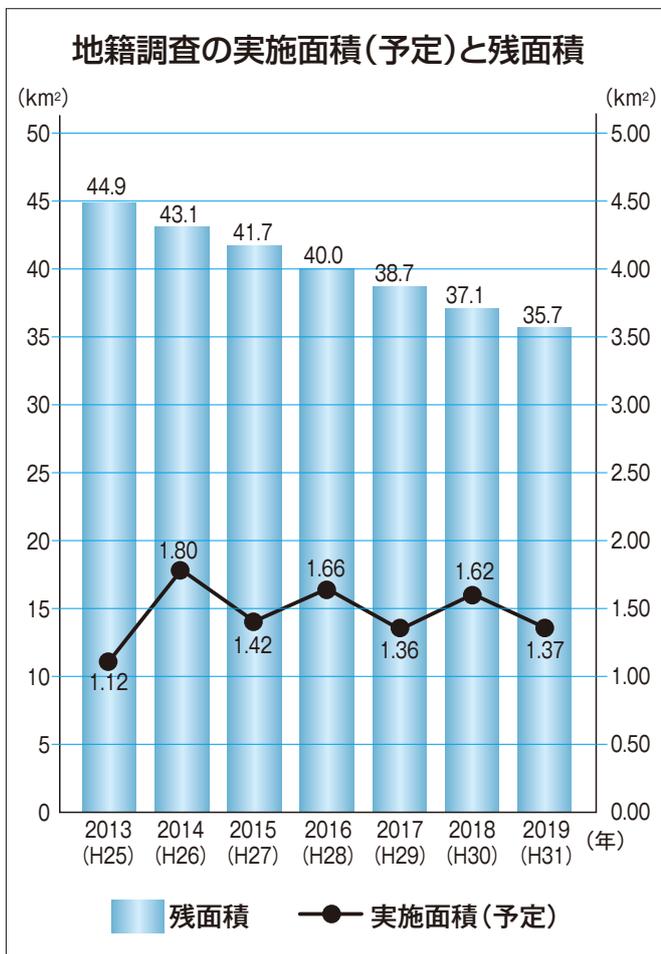
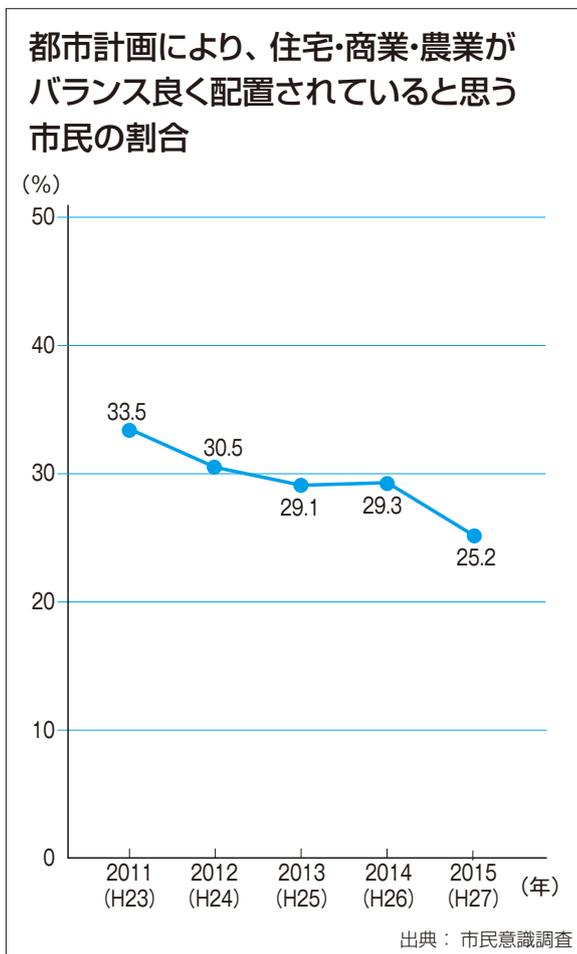
重点施策	事業名	事業内容
●	掛川駅前東街区 第一種市街地再開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業施行期間／平成25年8月～平成29年3月 ・区域面積／約0.9ha ・総事業費／約35億円 ・北 棟：12階建て鉄筋コンクリート造、1階店舗、2階～12階住戸77戸 ・店舗棟：1階建て鉄骨造、1階店舗、屋上駐車場44台 ・駐車場棟：4階建て鉄骨造、駐車台数192台
●	掛川駅前西街区開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者等市民の意向を反映し、まちなかの交流、賑わいの創出のため、今後検討会等の開催による方向性の検討
●	掛川駅北駐車場・駐輪場 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・駅北駐車場の立体化による駐車台数の確保 ・隣接する天竜浜名湖鉄道掛川駅とJR掛川駅への連絡通路をバリアフリーで繋げ、利便性の向上と一体的利用の促進
●	空き店舗活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・かけがわ街づくり株式会社等と連携した空き店舗を活用した創業支援、テナントミックス等の実施による、空き店舗解消、賑わい創出
●	まちなか創業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかの空き地や空き店舗を利用して物販や飲食・サービス業を試みるチャレンジャーへの場所の提供による、まちなかでの創業、開業の促進
●	各種歩行者天国活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「けっトラ市」や「友引ストリートカフェ」等、まちなかに賑わいをもたらすソフト施策の実施
	都市計画道路歩道改良事業	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前通り線を中心として、歩道の段差解消等を行い、バリアフリー化の促進
	ユニバーサルデザイン 推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・案内看板等のユニバーサルデザイン化を目的とした、サインの統一等の段階的な整備

1 ③ 快適な都市環境づくりの推進

■現状と課題

少子高齢・人口減少社会が到来する中で、「都市計画マスタープラン」を見直し、「コンパクトシティ+ネットワーク」の都市構造の構築に向け、選択と集中による予算配分及び土地利用の見直しを推進することが求められます。また、土地の境界の明確化と保全により、土地異動の円滑化や災害復旧等に対応するための地籍調査事業の推進が必要です。

地域や地区のレベルでは、地区まちづくり協議会が策定する地区まちづくり計画と生涯学習まちづくり土地条例の整合を図るとともに、まちづくり協定の推進が求められます。また、防災・環境等の建築規制の趣旨に対する市民（建築主）への情報提供や啓発活動を推進することが必要です。加えて、景観は市民共有の財産であるという意識を持ち、景観の保全や向上に努めることが求められます。



■目指す姿 高度に機能集積された市街地から郊外の農村集落まで、地域それぞれの特性が活かされた快適な居住環境で市民が暮らしています。

■施策の方向

①多極ネットワーク型コンパクトシティの推進

多極ネットワーク型コンパクトシティの都市構造を目指し、都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の策定、地域公共交通ネットワークの構築を図ります。また、公共交通の整備に合わせ、大型商業施設の誘導を図ります。

②良好な都市景観の形成

景観計画に沿った施策の推進、屋外広告物の適正な管理、歴史的風致維持向上計画の策定を推進します。

③建築制限の周知

市民等が建築行為の際に初めて規制を知り困惑することのないよう、広報紙・ホームページ等で周知を図ります。

④円滑な土地利用を支える道路判定及び指定

予定建築物に接する道路が建築基準法に定める道路であるかの判定を行い、建築行為が可能な土地であるか等を明確にします。

⑤新地籍調査30年プランに沿った事業の推進

地籍の整備を30年程度で実施するため、適切な事業区域の設定と、調査業務の効率化により、地籍事業の進捗を図るとともに、地籍調査事業以外の測量成果についても同等以上の効果がある地区としての指定を受けることで、効率的な事業の推進を図ります。

⑥住民主体のまちづくりの促進

各地域の開発については、地区単位で検討し協定区域を定め、積極的な住民参加による土地利用を行います。また、市民との協働により快適なまちづくりを推進します。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	国土利用計画の策定	・土地利用の適正かつ計画的な利用を確保するための基本方針を定める「国土利用計画」の策定
●	都市計画マスタープランの見直し	・社会経済状況の変化に的確に対応した見直しの実施
●	地域公共交通ネットワークの構築	・天竜浜名湖鉄道新駅の設置と循環バス、デマンド型タクシー等の組み合わせによる、歩いて暮らせるまちづくりの推進
●	大型商業施設等の集積	・広域的・地域間公共交通の整備に合わせ、民間活力による新たな大型商業施設の整備促進
●	立地適正化計画の策定	・都市機能と居住の適正な規制誘導により多極ネットワーク型コンパクトシティの推進を図る「立地適正化計画」の策定
	都市景観形成事業	・景観計画に沿った施策の推進
	屋外広告物条例の制定	・本市に合った屋外広告物の適正な管理による、良好な景観形成と公衆に対する危害防止に関する条例の制定
	歴史的風致維持向上計画の策定	・歴史的風致の維持及び向上による、文化の向上と個性豊かな地域社会の実現のための「歴史的風致維持向上計画」の策定
	適正な土地利用の指導	・土地利用承認申請、開発行為許可申請の審査
	新地籍調査30年プランの推進	・地籍調査や各種事業等による地籍の明確化の推進
	まちづくり協定締結	・良好で快適な居住環境を形成するための地域住民による地域の特性に応じたまちづくりの計画策定による市民と行政の協働による規制と誘導の実施

1 ④ 地域の足となる公共交通の整備・利用促進

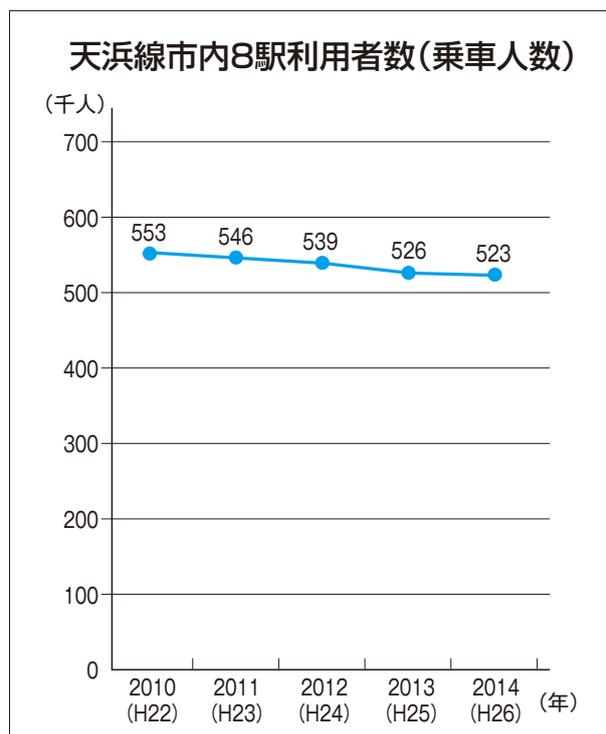
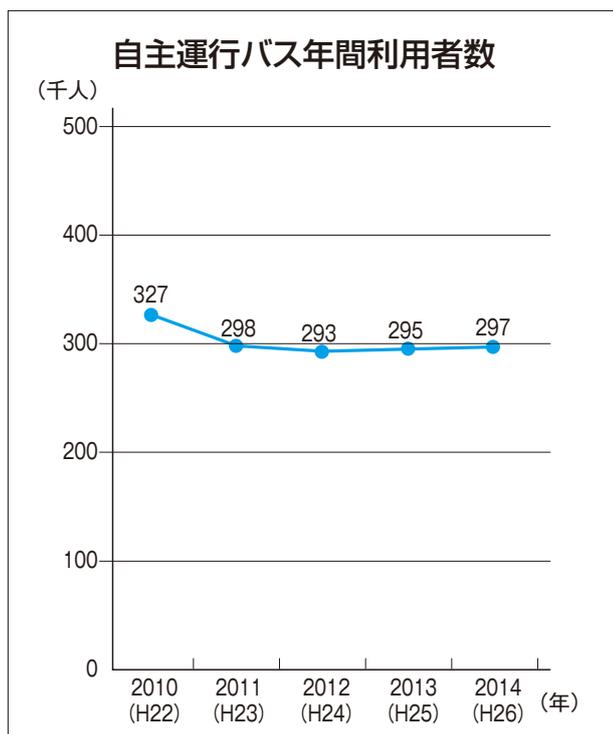
■現状と課題

本市は、東名高速道路および新東名高速道路のIC、JR東海道本線および東海道新幹線掛川駅を擁し、東には富士山静岡空港が近接、西に向かっては天竜浜名湖鉄道が伸びるなど、恵まれた交通体系を持っています。これまで、天竜浜名湖鉄道、路線バス、自主運行バスが市内の主な公共交通機関としての役割を果たしてきました。しかし、少子化、モータリゼーションの進展等により利用者の減少が続き、財政負担も大きくなってきています。また、最寄りの公共交通機関までの移動手段が無い高齢者世帯等が増加しています。

このような中、平成25年から和田岡、曾我、大須賀第一・二、大須賀第三・大湖地区において、ドアtoドアで利用できるデマンド型乗合タクシーの運行を取り入れています。また、地域との協働による交通弱者の移動手段確保策として、原田地区で平成4年度から、東山口地区で平成13年度から運転ボランティア等により地域福祉バスを運行しています。

市内の各地域では、地理的条件や人口密度等が異なり、公共交通に対する考え方にも相違があるため、各地域の地域交通協議会等において地域住民が主体となって、地域事情・特性を踏まえた移動手段を検討する必要があります。

また、異なる交通手段の連携、交通結節点の機能を高める施設整備とともに、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた施策の検討が求められています。



■目指す姿

通勤、通学、通院、買い物など市民生活に必要な移動手段が確保され、市民が不便を感じません。

■施策の方向

①新たな公共交通サービスの検討

利用者減少のバス路線について、利用促進、利用率の向上を図り、運行改善計画や代替交通の検討を進めます。また、スクールバスを運行時間外にデマンド方式または地域福祉バス等と共同で利用することを推進します。

②地域の特性にあわせた交通整備

公共交通空白地域、公共交通機能不足地域においては、地域が主体となって運行する地域福祉バスやデマンド型乗合タクシーを運行し、交通弱者の移動手段を確保することを支援します。

③バス路線への支援と利用促進

利用者数が確保できるバス路線については、幹線路線として維持できるよう支援します。また、利用者が多く、利便性のあるバス停を交通結節点として活用します。

④交通結節点における利便性、快適性の向上

幹線の主要バス停等を交通結節点とし、中心市街地と各地域のネットワーク強化を図ります。また、異なる交通手段をつなぐ場所である鉄道駅、バス停、駐車場等の交通結節点において、段差の解消や屋根、ベンチの配置等必要な施設整備を進め、利便性、快適性を高めます。

⑤天竜浜名湖鉄道への支援と利用促進

年間約150万人が利用している天竜浜名湖鉄道(株)に対し、県・沿線5市1町とともに支援し、同社が実施する利用促進事業に協力します。また、市内で利用促進の活動をしている団体等への支援を行います。

⑥広域交通の更なる利便性向上

富士山静岡空港や御前崎港への交通アクセスの向上及びリニア中央新幹線開通を見据え、東海道新幹線掛川駅への「ひかり」の停車について研究します。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	地域福祉バス支援事業	・地域が主体となって運行する地域福祉バス事業の支援
●	デマンド型乗合タクシー支援事業	・和田岡地区、曾我地区及び大須賀区域におけるデマンド型乗合タクシーの運行支援
●	天竜浜名湖鉄道利用促進事業	・天竜浜名湖鉄道の経営を支えるとともに、同鉄道の利用促進やマイレール意識の高揚
	区長会、地域交通協議会との連携	・本市の公共交通の利用状況、利用率等の情報提供
	スクールバス・地域福祉バス等の共同利用の推進	・スクールバスと地域福祉バス及びデマンド型乗合タクシーとの共同利用の推進
	広域交通利便性向上の研究	・富士山静岡空港や御前崎港への交通アクセスの向上及びリニア中央新幹線開通を見据えた東海道新幹線掛川駅への「ひかり」の停車についての研究



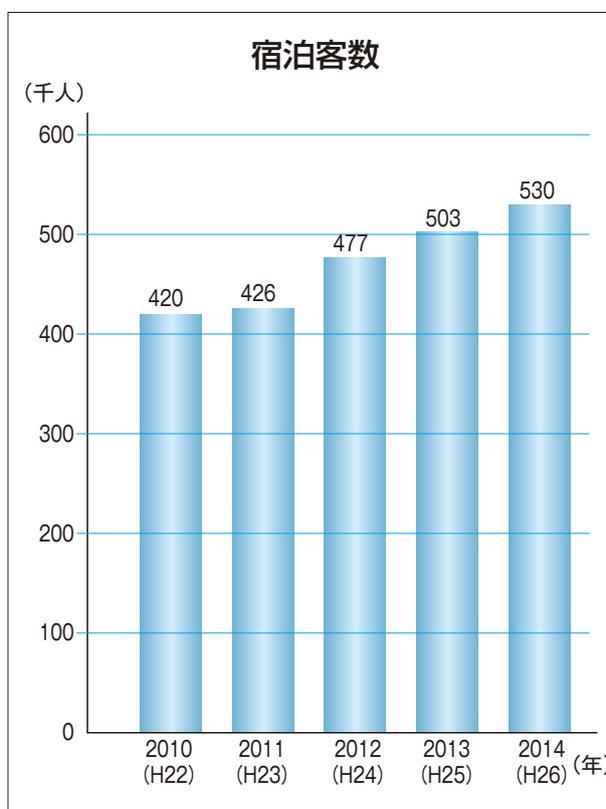
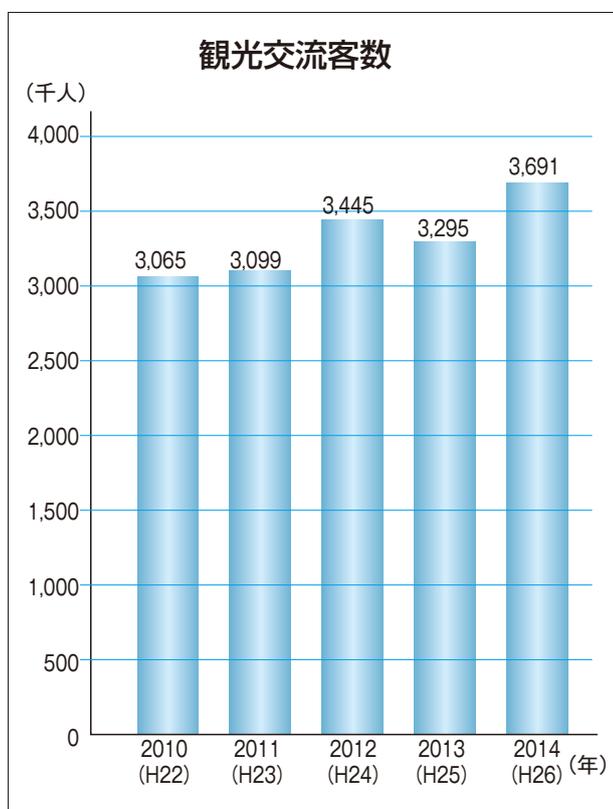
1 ⑤ 地域資源を活かした着地型、交流型、広域連携型観光の推進

■現状と課題

我が国では、外国人観光客が増加しており、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、積極的な事前合宿誘致が進められています。また、近年では、広域連携の重要性や体験型、交流型の要素を取り入れた旅行形態（ニューツーリズム）、スポーツを通じた交流人口拡大等が注目されています。

本市では、人と人との交流型を主体とした取組や富士山静岡空港周辺市町による広域連携での観光振興、おもてなし案内体制やインターネット等での情報発信体制の整備が進められてきました。

今後は、看板、パンフレット等の多言語化等、外国人の受け入れ体制の整備が求められています。また、オリンピック等の事前合宿誘致、サイクリング事業推進等を戦略的に活用しつつ、スポーツ大会等の受け入れや市内外の観光案内に関する体制整備も求められます。さらには、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」体験ツアーや史跡めぐり等、着地型のニューツーリズム等の更なる整備・充実が課題となっています。



■目指す姿

住んでいる人自らが地域の魅力を再発見し、市民総ぐるみで市の魅力を発信し、多くの人々が訪れ、活気とうるおいに満ちた交流がなされています。

■施策の方向

①外国人観光客誘客の促進

増加する外国人観光客を本市に誘客するため、外国人の興味・ニーズにあわせた観光商品（ツアー）の設定、パンフレット及び観光案内看板等の多言語化、人材育成等に取り組みます。

また、市内主要施設に公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備を進め、外国人が常に情報を得られる環境を整えます。

②周辺自治体や関係事業者との連携による広域観光の推進

周辺自治体や関係事業者との連携により、地域としての魅力的なルート等の観光商品を設定し、ホームページやフェイスブック「掛川観光ホットNEWS」等で情報発信するとともに、日本版DMOについて研究します。

③地域資源を活用した交流型観光の推進

伝統・文化・企業・農業等における体験型、交流型の観光に係る観光資源を掘り起こし、積極的な情報発信に努め、交流人口拡大を図ります。

④富士山静岡空港からの交通利便性の向上

本県の空の玄関口である富士山静岡空港とJR掛川駅を結ぶ交通手段を確保し、外国人観光客をはじめとする遠方からの来訪客の増加を図ります。



■主要事業

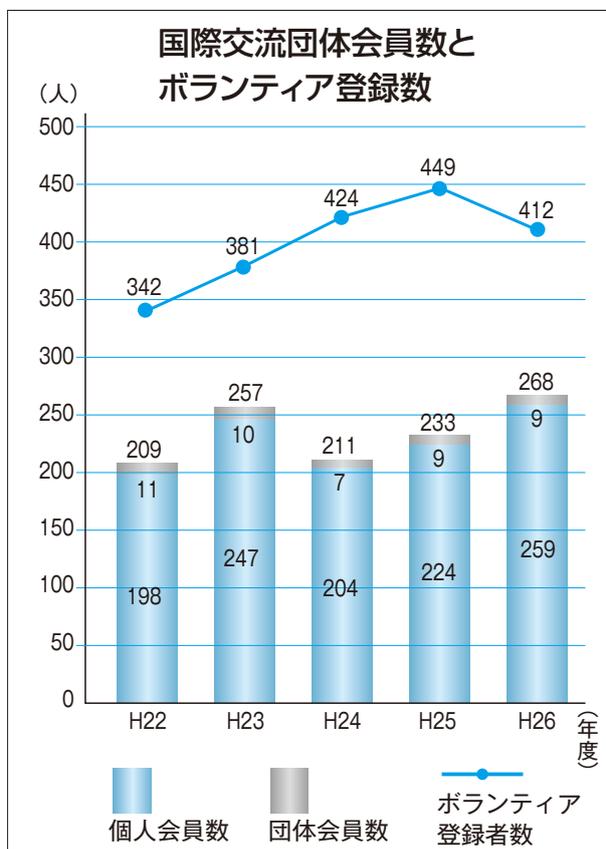
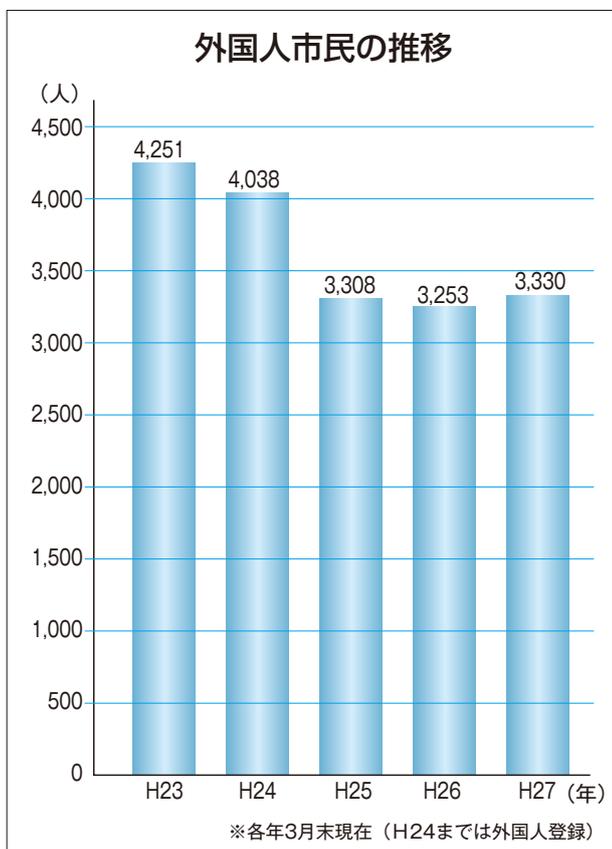
重点施策	事業名	事業内容
●	外国人観光客誘客の促進	・外国人が一人歩きできる環境の整備、外国人観光客の滞在日数に見合ったルート等の設定及びPR等による外国人旅行者の呼び込み、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備 ・外国人のニーズや嗜好の調査研究
●	広域観光の情報発信	・広域連携協議会等、周辺自治体や関係事業者との連携による各種の魅力的なイベントの開催や情報発信
●	世界農業遺産を活用した観光振興	・世界農業遺産を活用したグリーンツーリズムの推進 ・世界農業遺産のPR
●	着地型観光メニューの設定	・伝統・文化・企業・農業等を活用した体験活動等の着地型観光メニューの設定及び情報発信
●	富士山静岡空港からのアクセスの確保	・富士山静岡空港とJR掛川駅を結ぶ交通手段の確保
●	災害時に防災拠点となる新東名倉真第2PAの整備と地域振興	・倉真第2PAを民間企業の資金及びノウハウを活用した集客施設及び食糧物資等の供給拠点として整備 ・地元や周辺地域の資源を活かした着地体験型プログラムと連携した地域振興
	桜の二大名所の創出	・市民利用の促進と市外からの誘客促進のため、桜のオーナー制度等を活用した掛川城公園と粟ヶ岳の掛川桜の二大名所化の推進
	観光協会の組織力強化と内部連携の強化	・観光協会における統合事業の強化、事務局体制の強化、収益事業の強化
	掛川の魅力を伝えることのできる人材育成や観光情報発信	・観光協会が運営する「ビジターセンター」や「たびスタ」で観光を担う人材の育成 ・ホームページやフェイスブック「掛川観光ホットNEWS」の充実
	個々の施設の集客力の強化	・市管理施設に係る直営以外の施設管理方法の検討等による、真に活用すべき観光資源への経営資源（人・もの・財源）の集中

1 ⑥ 多文化共生のまちづくりの推進

■現状と課題

社会経済や観光のグローバル化、定住・永住外国人の増加等により、国際化が進んできています。そのような中、国内・国際交流は単なる人的交流から明確な目的を持った活動に変化してきています。しかしながら、本市では、国際交流は旧態依然の友好交流に留まっており、交流人口の拡大や産業交流に発展させていく必要があります。

また、本市においても、国内産業の労働力不足を外国人就労者で補う事業所が見られるものの、外国人市民を市民と捉えた行政サービスが不十分であり、地域や市民レベルでの外国人市民との交流機会は少ない状況です。外国人市民の孤立や分裂から生じるトラブルを避けるため、相互理解をより進めていく必要があります。さらには、外国人市民の就学問題への取組が不十分であり、対応が求められます。そして、今後は外国人市民を支援の対象としてだけでなく、まちづくりの担い手やまちを活性化させる貴重な人材と捉え、外国人市民を対象とした人づくり(市民教育)、外国人市民の政策形成への参画機会の充実等により、外国人市民を含めた全ての市民が、持っている能力を発揮できるような地域づくりが必要です。



■目指す姿

外国人市民と日本人市民が、相互に理解を深め、異なる文化を持つ人々が共生しているまちづくりを進めています。

■施策の方向

①国際性豊かな人材の育成

国際姉妹都市との交流を促進するとともに、市民が主体となった国際交流機会の拡大を進めます。また、多様な言語、異文化に触れる機会を充実させ、これからの国際社会を担う国際感覚豊かな人材を育成します。

②国際交流の推進

異文化に触れ合う機会や環境を整え、国際理解の促進に取り組みます。世界に向けた本市の魅力発信、民間レベルの交流促進等を通じて、交流人口の拡大や経済交流の促進を図ります。

③外国人市民への教育環境の整備

日本語学習の機会提供や就学支援等の教育環境を整備し、外国人市民の日常生活を円滑にするとともに、まちづくりを担う人材を育成します。

④多文化共生社会の形成

多文化共生意識の高揚を図り、円滑なコミュニケーション環境を形成するとともに、多様な文化を持つ外国人市民が自らの能力を十分発揮しながら活躍できる環境を整備し、外国人市民と日本人市民がともに地域の一員として、まちづくりに参画することを推進します。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
	国際姉妹都市交流事業	・ 姉妹都市提携、海外姉妹都市訪問団の派遣・受入及び多様な交流活動の推進と交流機会の創出
	国際理解推進事業	・ 異文化に触れ合う機会の充実
	外国人生活支援事業	・ 外国人市民の生活相談体制の充実 ・ 外国人市民への情報発信、地域社会活動への参加促進
	外国人市民日本語教育推進事業	・ 日本語教室の開催、外国人児童生徒に対する各種支援
	外国語教育環境の整備	・ 外国語教育、海外体験、交流プログラムの充実
	国際交流団体活動支援事業	・ 国際交流・協力、多文化共生分野に取り組む市民団体等への支援、ネットワークづくり



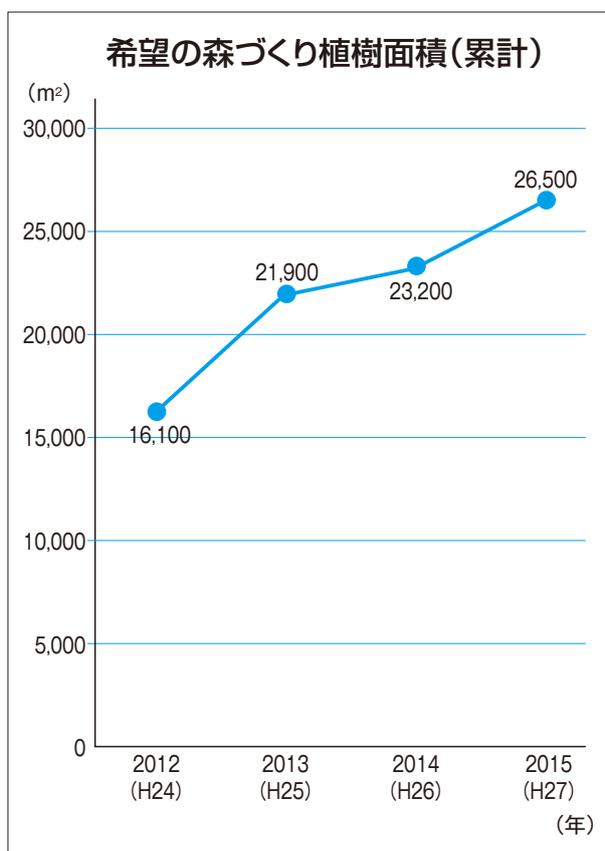
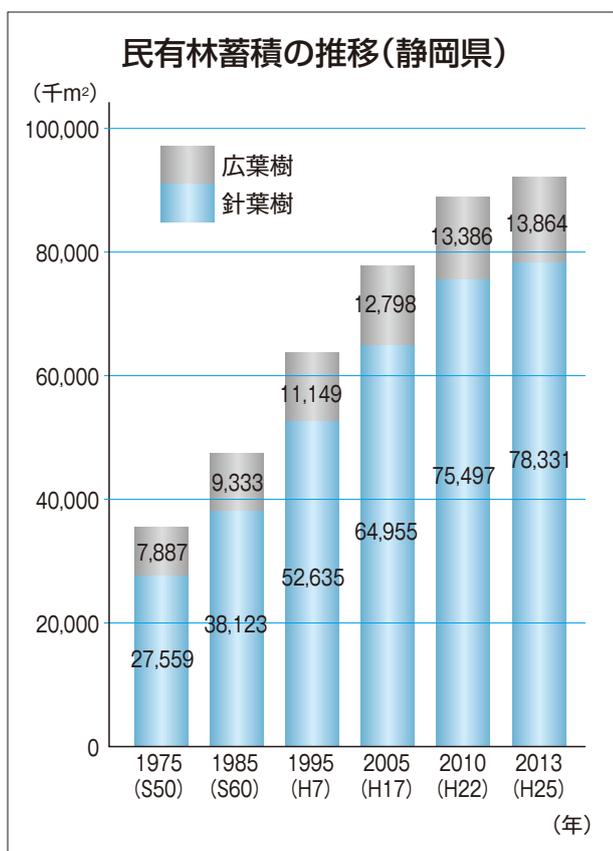
1 ⑦ 美しい森林や海岸等の保全と活用の推進

■現状と課題

本市面積の4割を超える森林と総延長10kmの海岸線は、動植物の生息地として豊かな自然環境を形成してきました。また、地球温暖化防止や防災等、様々な機能を有するとともに、地域住民の生活に密接に関係し、人の手が入ることによりその環境が守られてきました。

しかし、生活様式の変化等から人々とそれら自然環境との関わりは薄れるとともに、森林は荒廃し、海岸も荒れ、その機能が失われつつあります。

本市では、森林や海岸の持つ様々な機能を回復するため、それぞれに適した保全と活用を市民・事業者・行政が協働で進めるとともに、これらをエネルギー資源の供給場所とする等、新たな可能性を探ることが求められています。



■目指す姿

森林・海岸が、市民・事業者・行政の協働により適切に整備・保全・活用され、防災機能をはじめ多面的機能が保たれています。

■施策の方向

①森林の保全と活用

間伐事業や路網整備を進めるとともに、計画的に皆伐・造林を行うことにより適正な森林整備を行います。また、地場木材の普及を図るとともに森林資源(間伐材や林地残材)を新たなエネルギー源として活用し、木質バイオマス等による伐採木の有効活用を検討します。また、希望の森づくりや市民の森を活用し、市民が森づくりに親しむための場を提供していきます。

②海岸林の保全と育成

多面的機能を有する海岸防災林の保全と再生を行います。特に、「掛川モデル」として防潮堤整備と合わせて公共事業残土等を活用した海岸防災林の再生を推進します。また、静岡県と連携し、海岸浸食の防止にも努めます。

③野生動植物の生息・生育環境の保護・保全

「掛川市自然環境の保全に関する条例」に基づき、定期的な環境調査を実施し、結果を広く公表するとともに、希少動植物の保護のため、保護地区の追加指定を進めます。また、学校をはじめ地域や市民活動団体と連携して環境学習を実施することにより、市民意識の高揚・啓発を図ります。さらに、アカウミガメ等の貴重な生物種の保全に努めます。



■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	海岸防災林強化事業「掛川モデル」	・海岸防災林の再生事業と連携しながら、公共事業残土等を活用し、レベル2に対応した盛土を行う「掛川モデル」の整備 ・有事には津波防御施設として、平時には地域住民や自転車道の利用者らが集い、散策できる森林レクリエーションや交流の場の創出 ・市民や事業所等との協働による植樹・育樹
●	伝統農法の継承により引き継がれる生物多様性の保全事業	・市民、事業者、大学等と連携した「静岡の茶草場農法」の維持・保全
	「希望の森づくり」パートナーシップ協定の締結	・希望の森づくりプロジェクトに賛同、協力していただける事業所等とのパートナーシップ協定の締結
	松くい虫等防除事業	・枯れ松危険木の伐倒・松くい虫防除薬剤空中散布
	木質バイオマス活用事業	・間伐によって生ずる林地残材等の未利用バイオマスの熱源としての活用推進
	自然環境調査事業	・年ごとにテーマを決めた継続的な自然環境の調査
	環境学習の推進	・学校をはじめ地域や市民活動団体と連携して環境学習を実施することによる、市民意識の高揚・啓発
	自然環境保全活動の推進	・市民活動団体や大学等と連携した、自然環境保全活動や本市の自然環境をフィールドにした調査研究の実施
	自然環境保護地区指定事業	・自然環境の保全に関する条例に基づく保護地区の追加のための調査、計画立案、指定手続きの推進
	海岸保全事業	・海岸浸食を防止するため、海岸への堆砂垣の設置
	奥地保安林保全緊急対策事業	・樹木の成長によって混みすぎた状態になった森林を適度に間引いて、残りの樹木が健全に生育できるような空間づくり
	森の力再生事業	・間伐が遅れた人工林や放置された竹林等の再生
	木材利活用促進事業	・間伐材や製材工場等から発生する残材を燃料として利用 ・公共事業における地場木材の活用
	森林保全事業	・間伐・皆伐・造林による森林の有する多面的機能の維持・増進
	市民の森管理事業	・市有林の維持管理

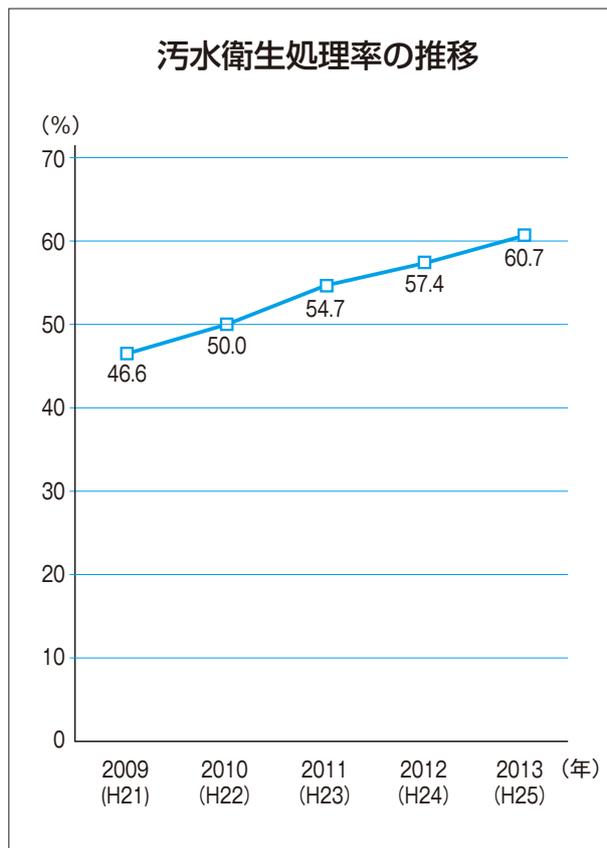
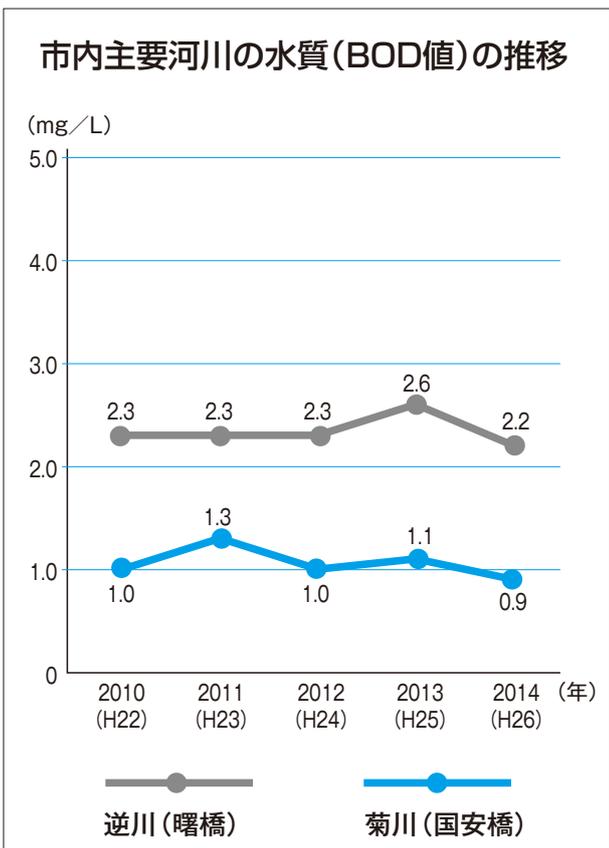
1 ⑧ 清流が流れ、市民が水と触れ合える環境の整備

■現状と課題

本市では、公共下水道事業等により汚水衛生処理率は年々着実に上昇し、市内河川の水質は確実に向上しています。曙橋における逆川のBOD値(生物化学的酸素要求量)は、測定年度による変化があるもののきれいな水質を維持しており、各種事業による一定の成果が表れています。実際に逆川では、アユの生息が確認されており、水質浄化の取組が河川環境の改善に好影響を与えていると考えられます。

今後は、汚水衛生処理率の向上のために、下水道への接続及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽切替への積極的な推進が求められます。また、汚水処理コスト低減のために、公共下水道事業の見直しや合併処理浄化槽の設置の積極的な推進、あるいは小規模処理施設の統合等が求められます。あわせて、河川環境の実情を市民に伝えながら生活排水対策への取組を呼びかける等、水質浄化に向けて市民の環境意識の向上を図る必要があります。

また、これまで河川、海岸等の水辺の整備にあたっては、災害発生の防止に観点を置いた3面コンクリート張りの護岸整備が多く行われましたが、今後は市民が水と親しむことのできる親水性の確保、生物の生息環境の保全に配慮した多自然型工法を取り入れ、市民が水辺の自然環境に親しめる環境整備を進めることが求められます。



■目指す姿 市民誰もが適正な汚水処理を行っていることで、きれいな水が流れており、自然環境に配慮した、市民が親しめる美しい水辺環境がまちにたくさんあります。

■施策の方向

①水環境に対する市民意識の向上

市内の河川の水質調査や生物調査を継続的にを行い、水環境の実態を市民に継続的に発信して、水環境に対する市民意識の向上を図るとともに、地域における環境学習の実施を推進します。

②下水道計画の見直しと効率的な事業の推進

社会構造や財政状況の変化に併せて、下水道計画を定期的に見直し持続可能な汚水処理運営を行います。見直しにあたっては、事業優先度や将来財政負担の見通しを踏まえた整備手法の再検討を行います。また、既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替を推進します。

③親水空間整備

市民の誰もが、水との触れ合いを実感できて親しめる水辺の保全と整備を進めます。河川や海岸等の水辺を整備する際には、動植物の生息環境に配慮した多自然型工法を取り入れます。また、市民団体等が行う水質浄化活動、河川美化活動、河川等の環境保全活動に対する支援を行います。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	下水道計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道、農業集落排水、浄化槽市町村設置推進及びコミュニティプラント等に係る事業計画、財政計画の策定 ・事業優先度、将来財政負担の見通しを踏まえた事業の骨格の見直し
	公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な下水道施設の整備と接続率の向上 ・コミュニティプラント、農業集落排水施設の統合
	浄化槽整備推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替の促進
	汚水処理施設の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検と計画的な修繕による効率的な維持管理と施設の長寿命化
	各汚水処理事業の公営企業法適用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の経営状況や財政状況の把握と健全経営への取組を推進
	親水空間整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と親水性に配慮した河川整備の実施 ・河川公園の維持管理 ・かけがわりバー・ロードサポーター制度等による全市的な美化活動の推進
	水に関する環境教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・水質調査や生物調査等、生活空間における水環境の実態に触れ、水環境に対する市民意識の向上



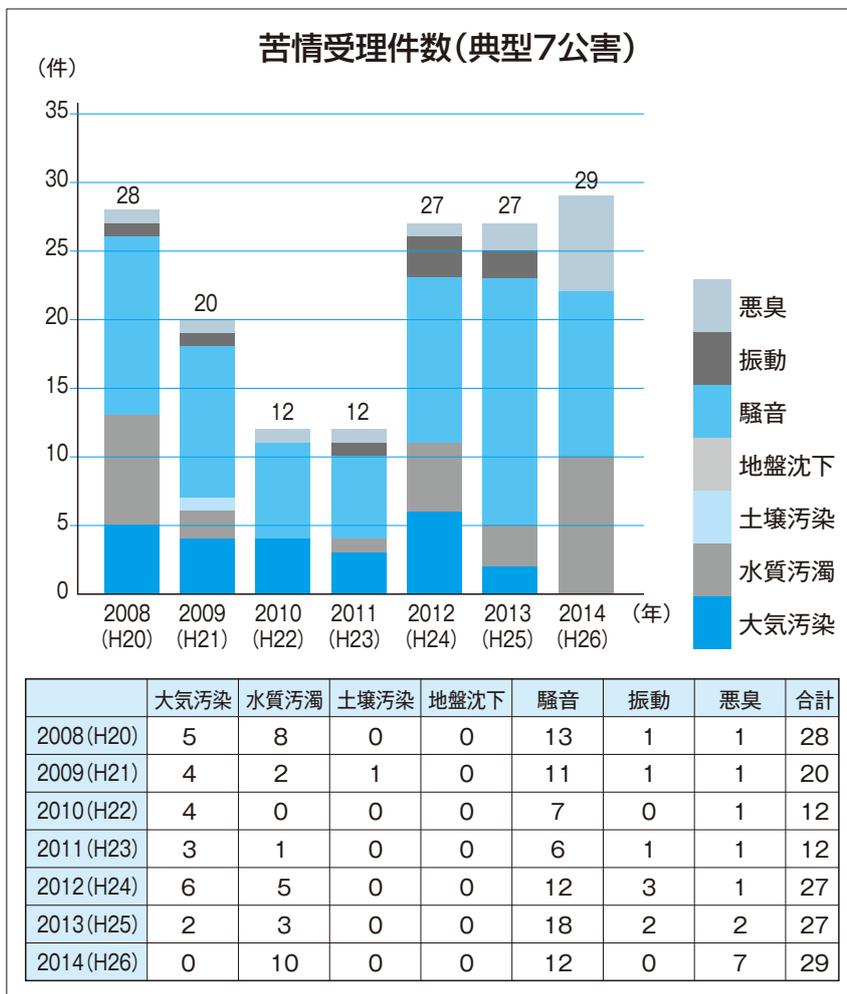
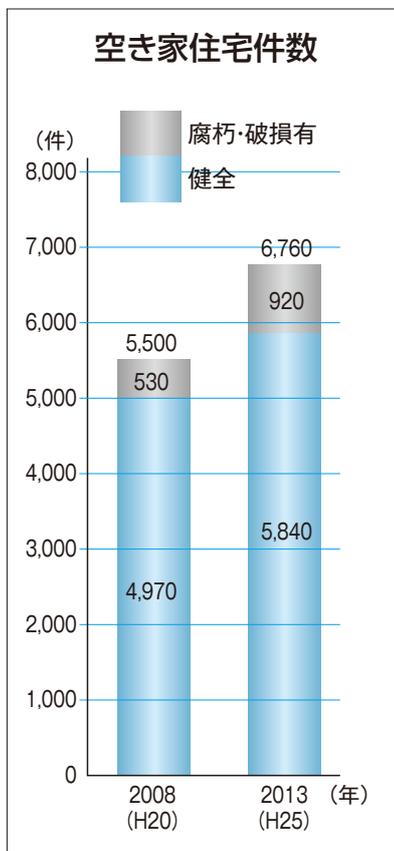
1 ⑨ お互いが快適に暮らせる生活環境の確保

■現状と課題

本市では、大気・水質・土壌汚染等、産業型公害の発生件数は少ないものの、野焼きや野良猫の糞尿、ペットの鳴き声等、生活における悪臭や騒音、ごみ等の都市生活型公害の問題は少なからず発生しています。さらに、JR掛川駅前等で深刻化しているムクドリによる騒音や糞害、イノシシやシカ等が人里近くで頻繁に出没し、住民に不安を与える等、野生鳥獣を起因とする事案が市民生活に大きな影響を及ぼしています。

都市生活型公害への対応については、「ご近所マナー条例(通称)」により、行政、市民、事業者等各主体の責務を定めていますが、今後は各主体の取組を活性化するため、主体間の連携や地域の参画が求められます。

また、高齢化や人口減少の進展に伴い、市街地や農村集落においても空き家住宅が増加しており、治安の低下や老朽化による倒壊の恐れ、景観の悪化等の問題の発生が懸念されます。そのため、空き家住宅の活用や撤去等が地域の課題として挙げられます。



■目指す姿

市民一人ひとりが互いを思いやりマナーを守り、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図られ、健康と快適な生活環境が確保されています。

■施策の方向

①産業型公害の防止

環境実態調査等各調査を実施するとともに、事業所との協定の締結・管理等を実施し、公害防止に努めます。

②都市生活型公害の防止

掛川市良好な生活環境の確保に関する条例の周知を図り、身近な生活マナーと環境保全意識の向上を図ります。

③野生鳥獣対策の推進

野生鳥獣の保護を進めるとともに、農林業への被害防止のみならず、安全な市民生活の観点から、必要に応じて野生鳥獣の駆除と防除を実施します。

④空き家住宅対策の推進

増加傾向にある空き家住宅を有効活用するとともに、治安や防災上危険な空き家の撤去等、地域住民の生活環境保全のための対策を行います。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	空き家住宅対策事業	・良好な生活環境確保のため、危険な空き家の解消と空き家住宅ストックの有効活用
	不法投棄等地域の環境見回り協定	・集配業務を行う事業者や山間部等の不法投棄場所となりやすい地域で活動する事業者による、不法投棄発見時の迅速な連絡に関する協定締結
	ペットマナー向上啓発事業	・飼い主を対象とした正しい飼い方講座の開催や街頭指導の実施
	有害鳥獣被害防止事業	・鳥獣被害防止対策設備設置費の補助、猟銃免許取得費の補助



環境資源ギャラリー

1 ⑩ 移住・定住の促進

■現状と課題

本市の人口は、平成17年から平成22年にかけて1.3%の減少に転じ、生産年齢人口割合は減少傾向に、高齢化率は上昇し続けています。また、社会動態をみると、平成21年度以降は、転出が転入を上回り「社会減」が続いています。

人口の減少、特に生産年齢人口の減少は、地域活動や産業活動の停滞、社会保障の負担増大等地域の社会経済に大きな影響を与えることが予想されます。

年代別の人口移動を分析すると、平成17年以前は、子育て世代と考えられる20代後半から40代前半の世代は転入超過にありましたが、平成17年から平成22年においては転出超過となっています。

また、平成27年に実施した転入・転出者調査によると、県外や浜松市等への転出入の理由は、「就職・転職」や「転勤」等の仕事に関する理由が多い一方、近隣市町への転出入の理由は、「住宅の都合」や「結婚」が多い傾向でした。これらの結果から、就職期・結婚期・住宅需要期において、本市を選んでもらえるよう施策を推進していく必要があります。

本市の社会経済活動を維持・発展させていくためには、就職期・結婚期・住宅需要期の若い世代を中心とした移住・定住を推進することが重要であり、現在市内に在住している若い世代等の定住を促すための魅力的な住宅・宅地の供給や誇りとなる故郷の個性の発信、市外からの移住を促すための情報発信や支援体制の整備等が求められます。

本市のもつローカルズムと交通の便の良さ、自然豊かな住環境等、生涯の生活拠点として選択したくなる施策を推進していく必要があります。



■目指す姿

各世代がバランスよく住み、お互いが本市に愛着をもって協力し合いながら、地域活動や産業活動が活発に行われています。

■施策の方向

①シティブロモーション戦略の策定と事業展開

現在、市内に住んでいる人はもちろん、市外に住んでいる人が本市に関心や愛着を持ってもらうために、充実した就業環境や子育て環境等の情報発信、地域資源を活かしたまちのブランド化とシティブロモーション等に関する戦略を策定し、市民総ぐるみでのシティブロモーションに取り組めます。

また、県外からの移住促進のため、本市のみならず静岡県の素晴らしさや優位性も広く発信し、広域的な視点から本市を拠点に暮らす魅力のプロモーション手法も検討していきます。

②移住・定住の相談窓口・支援体制の整備

移住・定住に関心のある人に、就職や住居、生活環境等の情報の提供、移住・定住の相談を行う体制の整備を推進します。あわせて、移住・定住を促進する助成制度等の研究・実施をします。

③空き家の活用による移住・定住の促進

本市への移住・定住希望者に対して、希望にあった住宅を提供するため、「掛川市中山間地域空き家バンク」や、協働によるまちづくりに基づく「新空き家活用制度」を効果的に活用します。

④UIJターン・地元定住に係る支援

本市に住みたいと思う人が定住できるよう、生活や就職等の必要な情報提供を行うとともに、奨学金等の支援策を研究・実施します。

⑤ふるさと納税制度を活用した魅力の発信

ふるさと納税制度を利用する市外・県外の方に、本市の食や文化、自然等の魅力を体感できる魅力的な体験型アクティビティ等の充実を図ります。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	シティブロモーション戦略の策定と事業展開	・地域資源を活用したまちのブランド化とシティブロモーションに関する戦略の策定及び市民総ぐるみでのシティブロモーションの実施
●	移住・定住相談窓口の設置	・県等の関係機関と連携し、しごとや住宅等生活情報をワンストップで提供する移住・定住相談窓口の設置
●	都市圏での出張相談	・東京、名古屋等の都市圏での移住・定住相談の実施
●	中山間地域空き家バンクの促進	・空き家の情報収集と登録、情報発信
●	UIJターンの促進	・小笠地区雇用対策協議会や企業と連携した企業説明会等の就職情報の発信 ・本市が大都市部より生活しやすいことをアピールする生活情報の発信
●	奨学金等の支援策の研究	・市内に就職する学生に対する奨学金の助成等の支援策の研究
●	新空き家活用制度の推進	・空家等対策の推進に関する特措法に基づく空家対策計画の策定及び空き家を活用した移住・定住の促進
	ふるさと納税制度を活用した魅力の発信	・市外・県外の方の定住に繋げるためのふるさと納税の体験型メニュー等の充実

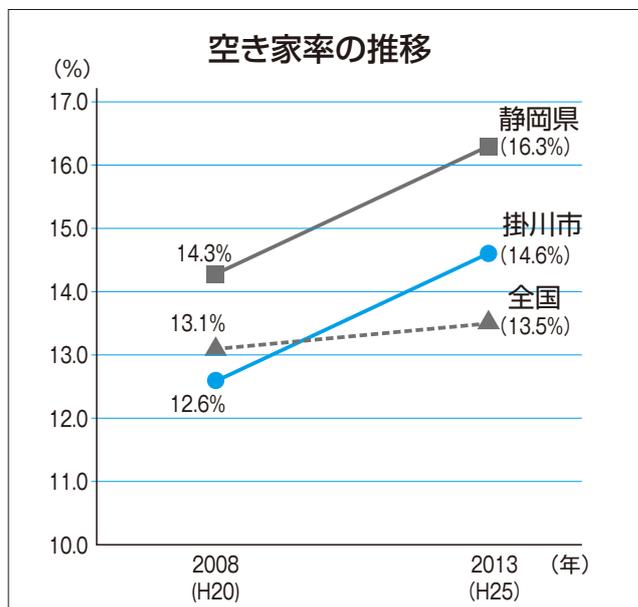
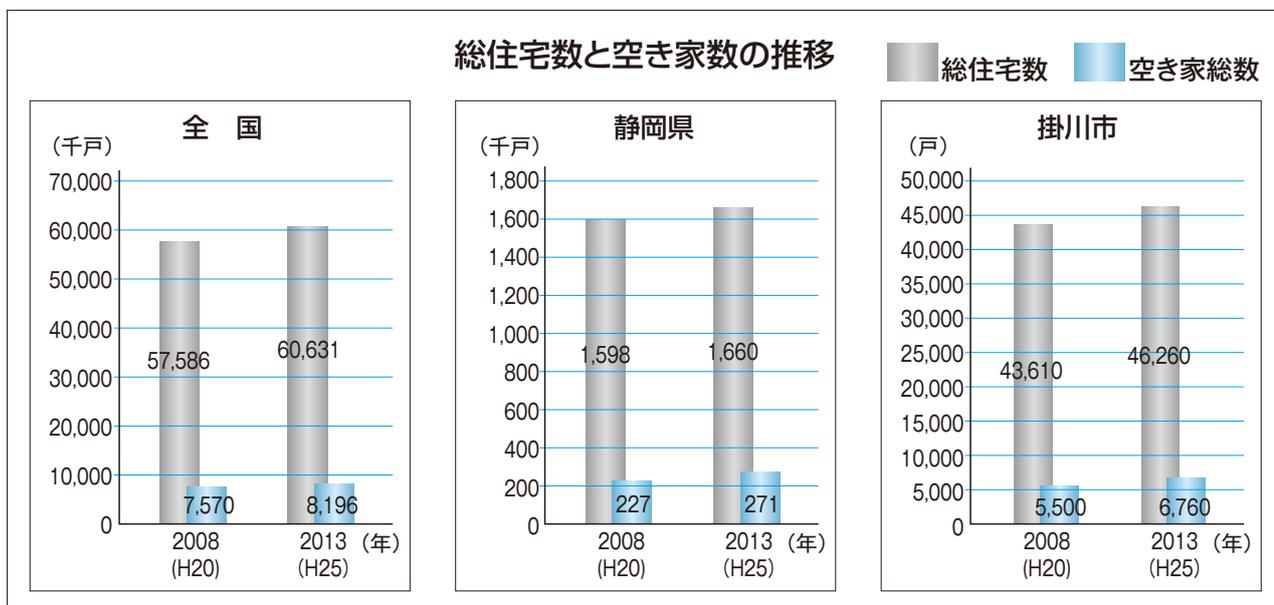
1 ⑪ 定住を促進する良質な住宅・住宅地の供給

■現状と課題

人口が減少傾向に転じている中で、定住人口を維持していくための一つの手段として、良質な民間開発の誘導を進めるとともに、区画整理事業完了区域の宅地化、良質な宅地や住環境の維持・改善に取り組んでいく必要があります。加えて、加速する少子高齢化、社会福祉の地域化の中で、高齢者や障がい者が暮らしやすく、若い世代が子育てしやすい等、多様なニーズに対応した質の高い住宅の供給や多世代が協働し、共生できる住環境の形成に努める必要があります。

公営住宅については、老朽化が進んでおり、社会福祉の需要に見合った、良質で安全な公営住宅の供給に努める必要があります。また、公営住宅の災害時対応の推進が求められます。

平成25年度の住宅・土地統計調査によると、本市の空き家（共同住宅等の空室を含む）は6,760戸であり、（全体の14.6%）、そのうち、賃貸・売却用等を除いた一戸建住宅は1,890戸、さらに腐朽や破損している住宅は920戸あります。空き家率を上げないよう、危険空き家の撤去や、空き家の活用（中古住宅の流通・リフォーム推進等）が重要です。



■目指す姿

良質な住宅が十分に供給され、誰もが安全で快適な居住環境の中で暮らしています。

■施策の方向

①魅力的な住宅・住宅地の供給の推進

社会経済情勢、地域の現状等から将来的な住宅需要を的確に予測し、民間活力を積極的に活かし、移住・定住の場として選ばれる魅力のある住宅・住宅地の供給、住環境の整備に努めます。

②用途地域内低・未利用地の整備促進

社会情勢や市場ニーズに基づく土地区画整理事業の見直しと地区計画の策定等による良好な環境の整備により、用途地域内における低・未利用地の効果的な活用を促進します。

③既存市営住宅の適切な維持管理

長寿命化計画等に基づく既存施設の有効活用や集約を検討するとともに、管理代行や指定管理者制度等の活用を視野に入れた経営管理の効率化の検討を進め、市営住宅の確保と供給のための適切な施設の維持管理を行います。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
	適切な土地利用の誘導	・立地適正化計画の策定及び用途内低・未利用地の整備促進
	防災機能を備えたゆとりある豊かな居住空間の整備	・飛鳥地区における市民農園等と一体となったゆとりある豊かな居住空間を提供する住宅地の民間活力による整備 ・有事に一時避難所として利用可能な共有スペースの整備や防災倉庫の設置等による防災機能の強化
	公営住宅等長寿命化	・長寿命化計画等に基づく既存施設の有効活用や集約の検討による効率的な市営住宅の確保と供給



市営住宅原谷第2団地

1 ⑫ 中山間地域の生活環境向上と活性化

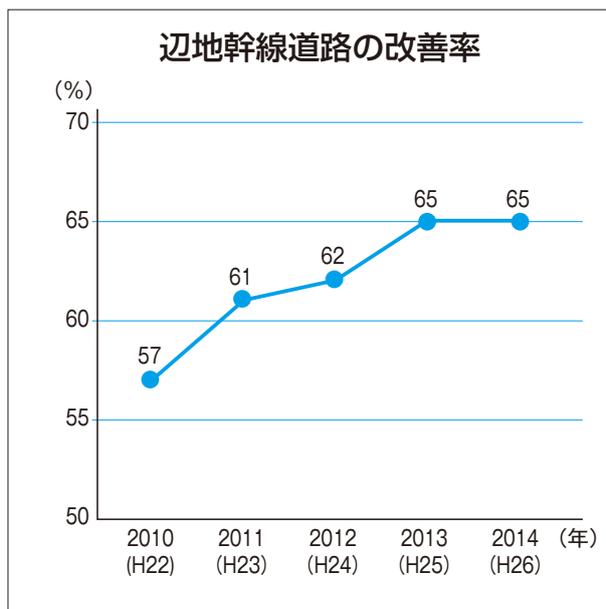
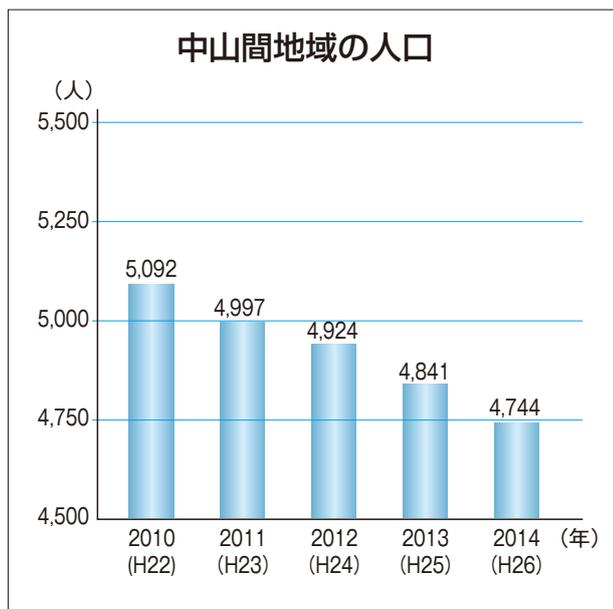
■現状と課題

本市に存在する中山間地域は、平地部に比べ地理的に条件不利地域であるため、人口流出が著しく、少子高齢化が進んでいます。このような地域では、将来的にコミュニティの維持が困難になる恐れがあり、NPO法人等、新たな地域の担い手を育成する必要があります。

一方で、中山間地域は、田舎暮らし希望者に注目されている地域でもあります。倉真や原泉等の一部の中山間地域では、地域団体が移住・定住の相談を受けたり、移住者を受け入れたりしています。地域の観光施設や静岡県内陸フロンティア推進区域の指定等を活かすとともに、中山間地域の魅力をアピールする方策を検討し、中山間地域居住をより一層推進することが求められます。

また、地理的条件の問題から、大規模災害時に孤立する集落が想定されます。辺地総合整備計画に基づいた生活道路の整備を推進しているものの、事業期間が長期化していることから、孤立集落の解消に向け、中山間地域の暮らしを支える道路等の生活基盤の整備が求められます。

それらに加え、森の都ならこの里（ならこの里キャンプ場、温泉館）、明ヶ島キャンプ場等の施設が老朽化していることから、施設の延命化、長寿命化を図り、更なる中山間地域の活性化に寄与することが求められます。



■目指す姿

中山間地域の豊かな自然環境や歴史・文化、景観が保全され、それらを活かした暮らしや営みが維持されています。

■施策の方向

①中山間地域居住の推進

中山間地域の移住・定住の促進を図るため、市内外、および県内外の移住希望者に対して、中山間地域の空き家情報を提供します。また、空き家バンクに登録可能な空き家調査を実施します。

②地域の特性・資源を活用した新たな産業の育成・支援

地域の条件・特性を活かした農産物等一次産品の加工、地域ブランドによる高付加価値化等、地域の観光資源と組み合わせ新たな需要を創出し、収益・就業機会の確保を支援します。

③道路等生活基盤施設の整備

災害時における孤立集落の解消及び都市と山村との交流促進、生活環境向上のため、生活基盤施設の整備を推進します。

④観光レクリエーション施設の整備

施設の延命化、長寿命化を図るため、森の都ならこの里（ならこの里キャンプ場、温泉館）、明ヶ島キャンプ場等の整備を推進します。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	中山間地域の居住・定住の促進	・ 空き家バンクの活用による中山間地域の空き家情報の発信
	中山間地域の観光レクリエーション施設等の改修・改築	・ 「森の都ならこの里」「明ヶ島キャンプ場」等の施設の改修・改築
	中山間地域直接支払事業	・ 中山間地域に定住と営農を支援する交付金の補助
	多面的機能支払交付金	・ 農地の多面的機能を支える共同活動の支援
	辺地対策道路整備事業	・ 中山間地域の暮らしを支える生活基盤整備



2 掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする

2① みんなが働ける雇用・就業の環境づくりの推進

■現状と課題

バブル崩壊以降、社会・経済の変化に伴い、雇用形態にも変化が現れ、雇用期間の短い非正規雇用者の割合が増加するとともに、女性の社会進出も進んでいます。

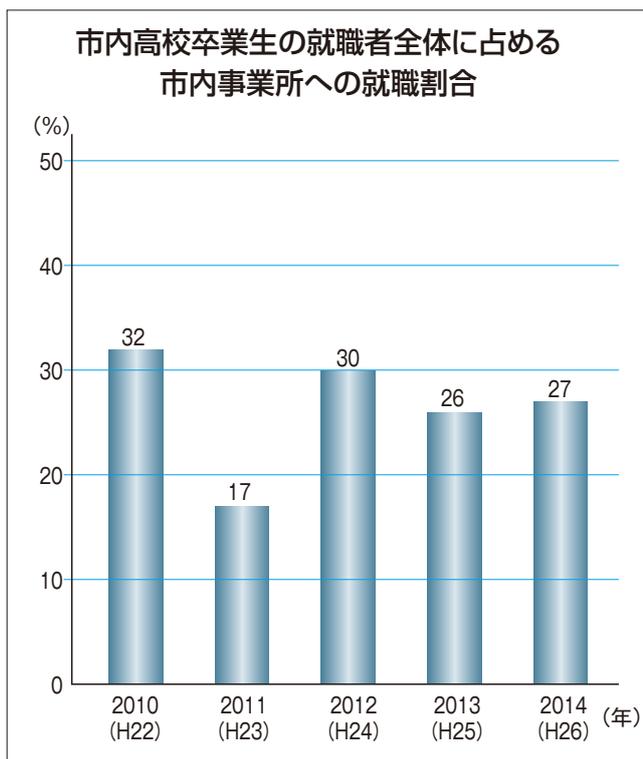
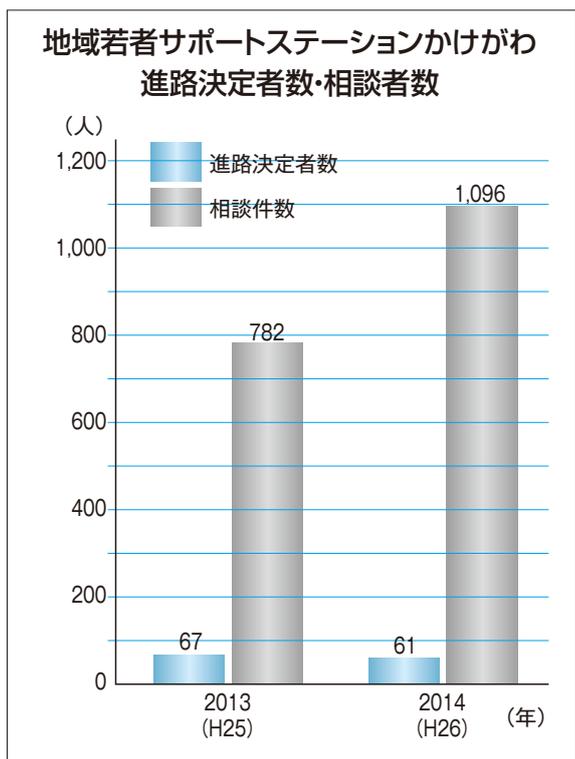
本市では、若年未就労者への職業的自立や勤労者の定住化等を図るため、これまで地域若者サポートステーションによる若年層への就業支援や勤労者に対する住宅・教育資金の貸し付け、内職の斡旋・相談、勤労者団体の事業支援等を実施してきました。

今後は、全国的な人口減少社会の中、まちの活力を維持するため、様々な市民が希望する就業の場で安心して働ける環境づくりが求められています。

若者については、都市圏からのUIターンを促すための若者の雇用の場の創出及び新卒者や既卒者に対する就職支援等が求められています。

高齢者については、様々な世代とともに働く中で、その知恵や知識、経験を活かし、ノウハウ等の継承及び地域産業力の向上を図ることが期待されており、高齢者がいきいきと働ける場の創出等が求められています。

また、女性が働きやすい環境づくりやワーク・ライフ・バランスの啓発、障がい者の就労促進等を市民、企業、金融機関及び関係機関等と連携しながら促進する必要があります。



■目指す姿

雇用の場が確保されているとともに、市民が希望する就業環境が整っており、仕事と生活が調和した働き方ができています。

■施策の方向

①かけがわ生涯ワーキングシステムの構築

中小企業支援及び高齢者の生きがいづくり・雇用促進のため、市民や事業者、市が連携し、スキル・ノウハウを持った企業OBが課題解決のための実務支援やアドバイスを行う地域産業力向上のワンストップセンターとなる法人を設立し、ベテランから若手にわたる多世代間での「事業力」の継承・向上を図ります。

②雇用の場の確保と就業環境の充実

労働局と締結した雇用対策協定に基づく事業を推進するとともに、ハローワーク、商工団体、小笠地区雇用対策協議会、市内企業等と連携し、求人・求職情報の提供及び就職相談体制の充実を図り、雇用と就業のミスマッチを改善します。また、高校企業説明会の開催や都市部の大学卒業予定者へのUIJターンの雇用の場の確保やインターンシップ等による就職支援を促進します。

③女性の創業支援

女性の創業を支えるためのセミナーや女性創業塾等を開催し、女性の創業を支援します。

④ワーク・ライフ・バランスの推進

市民や事業者等に対し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めるとともに、実現のための取組を支援します。

⑤住宅取得資金融資と教育資金融資の推進

住宅建設資金や教育資金の融資制度により、住宅取得の促進や教育環境への支援を推進します。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	かけがわ生涯ワーキングシステムの構築	・ベテランから若手にわたる多世代間での「事業力」の継承・向上のための、企業OBを活用した課題解決のための実務支援やアドバイスを行う法人の設立
●	雇用対策協定の推進	・労働局と締結した雇用対策協定の推進による若年者や高齢者、女性、障がい者、生活困窮者等の就労等の促進
	就職支援事業	・ハローワークや小笠地区雇用対策協議会と連携した各種就職支援
	就職面接会やインターンシップの実施	・小笠地区雇用対策協議会や企業と連携した企業説明会やインターンシップの実施
	サポートステーション支援事業	・若者就労希望者への職業的自立支援活動を行う地域若者サポートステーションかけがわの活動支援
	女性の創業支援	・女性の創業を支えるためのセミナーや女性創業塾等の開催
	女性就労支援事業	・スキルアップや就業支援のための講演会及び講座の開催
	勤労者資金貸付事業	・勤労者の住宅取得や住宅用土地の取得や教育資金に対する低金利融資



2② 障がいのある人の自立した生活の支援の充実

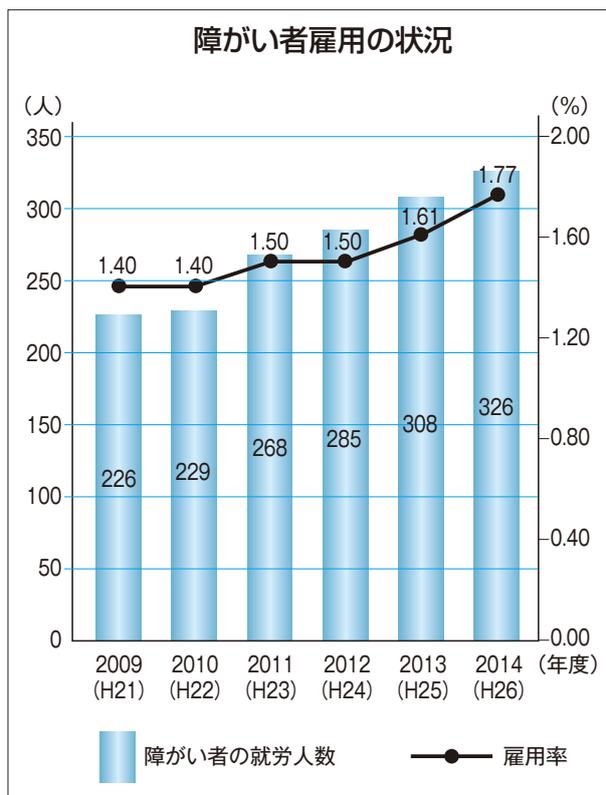
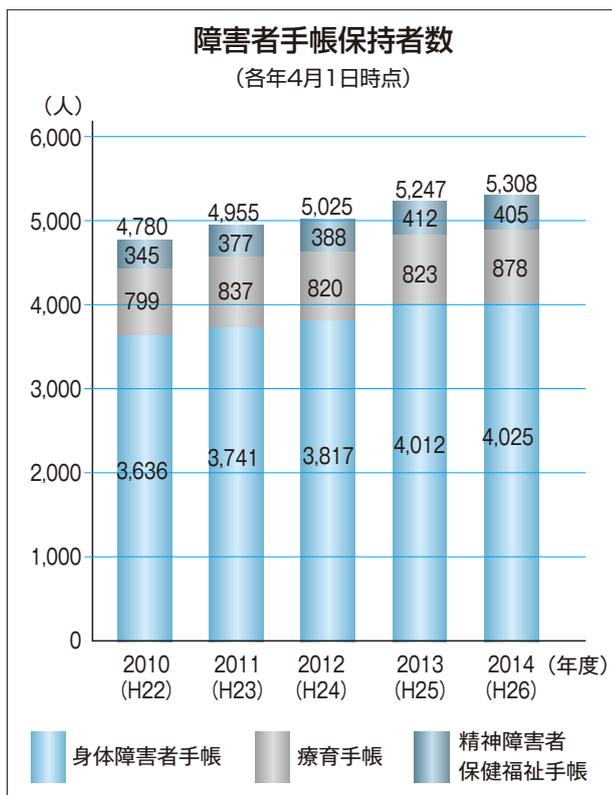
■現状と課題

障がい者が自立し、健康で幸せな生活を送るためには、障害年金以外の安定的な収入と必要な福祉サービスをいつでも受けられる環境が必要です。しかし、障がいのある人が体調や生活状況に合わせて就労を継続していくことは難しく、障がいの種類や程度によっては、受け入れられる施設や要望に応えられるサービスがない場合があります。

障がい者が安定的な収入を得るためには、就労環境の整備が重要な課題ですが、ハローワーク掛川管内(掛川市、菊川市、御前崎市)の平成26年度障害者雇用率は1.77%と、法定雇用率2%を満たしておらず、静岡県内平均1.86%を下回っています。平成27年4月より障害者法定雇用率を守っていない事業主に対して課せられる「障害者雇用納付金」の対象事業主の範囲が拡大され、障がい者の就労をサポートする事業の実施等、取組の更なる拡充が望まれています。

本市の在宅・地域生活型福祉は、障害者総合支援法に基づいた福祉サービスを提供しています。平成26年4月には希望の丘地内に重度障がい者の通所施設「びのほーぷ」がオープンし、平成27年4月には静岡県立掛川特別支援学校、放課後等デイサービスセンター「はるかぜ」がオープンするなど、施設整備を進めましたが、多くの障害者支援施設等は定員を上回る状態で、新たな利用希望の受け入れが困難な状況となっており、その解消が求められています。

また、これまでは身体・知的・精神の障がい別に相談機関を設けるなど、障がい者の不安解消に努めてきましたが、今後は、障がい者の生きがいづくりや社会参加の場を増やすため、関係福祉団体や体育協会等との連携を強化し、障がい者のスポーツ活動等を推進することが求められます。



■目指す姿

就労希望のある障がい者全員が就労し、障がい者とその家族が安定した生活を送ることができています。

■施策の方向

①職業的自立の支援

障がい者の就労場所を確保するため、市が関係機関と連携し、定期的に事業所を訪問し、受け皿づくりを進めます。さらに、未活用市有地を障がい者のために有効活用(施設・農地等に利用)し、障がい者の雇用拡大を図ります。

②障がい者の自己実現に向けた総合研究

障がい者の自己実現を図るため、事業者や大学、市が連携し、就労やリハビリ、治療や介護、スポーツや文化活動等、それぞれの才能を活かした多様な活動ができる環境整備を進めるとともに、これらの活動を通じて、新たな地域産業の創出を図り、雇用の場の確保や地域経済の活性化に繋げていきます。

③障がい者理解と社会参加の促進

障がい者が社会参加しやすいように、行動援護、手話通訳、要約筆記、タクシー助成等を更に充実させます。

④在宅・地域生活型福祉の推進

デイサービス、ショートステイ等の在宅サービスを提供する施設の数を利用者数にあった規模に拡大し、障がい者やその家族が利用したい時に利用できるようにします。

また、障がい児サービスにおいても、障がい児やその家族が希望するサービスを提供できる施設、事業所の数を確保します。

⑤相談体制の充実

障がいの状態やライフステージに対応した的確な支援が提供できるよう、専門職員を配置して相談体制の充実を図ります。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	障がい者新規就労500人サポート事業	・就労を希望する障がい者全員に仕事に就いてもらうための事業所訪問、相談業務等による障がい者就労の促進
●	障がい者の自己実現に向けた総合研究	・障がい者の自己実現を図るための、事業者や大学、市の連携によるそれぞれの才能を活かした多様な活動ができる環境整備の総合研究の実施
●	障害者優先調達推進法の推進	・障がい者の雇用機会の拡充を図るため、事業所等への障害者優先調達法の推進・啓発
	心身障害児放課後対策事業	・心身障がい児を対象とした放課後学童保育の実施
	児童発達支援事業	・就学前の発達に支援が必要な子どもに対して、発達段階に応じた日常生活支援・保護者支援・集団生活への参加支援を実施
	地域生活支援事業	・手話通訳者派遣・養成、要約筆記者派遣・養成、地域活動センター運営等による障がい者の社会参加の支援
	相談支援機能強化事業	・相談支援事業者等による専門的な指導・助言等

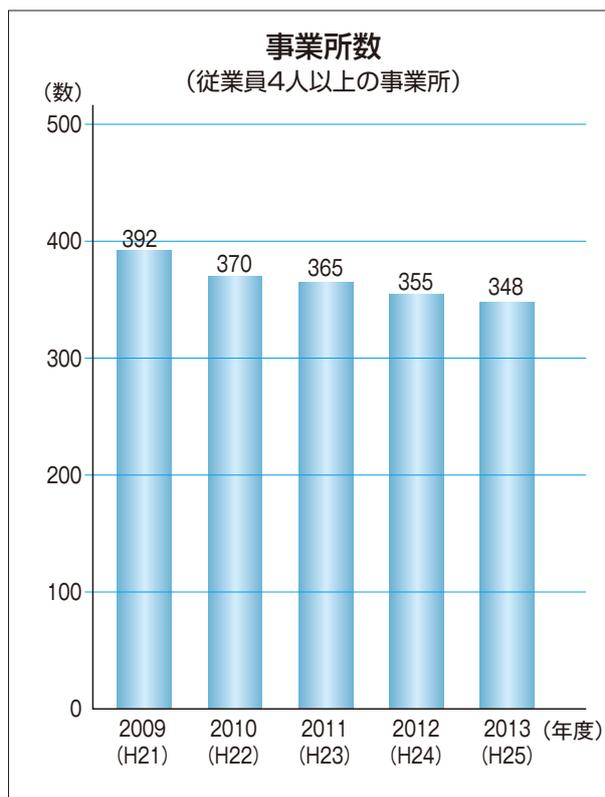
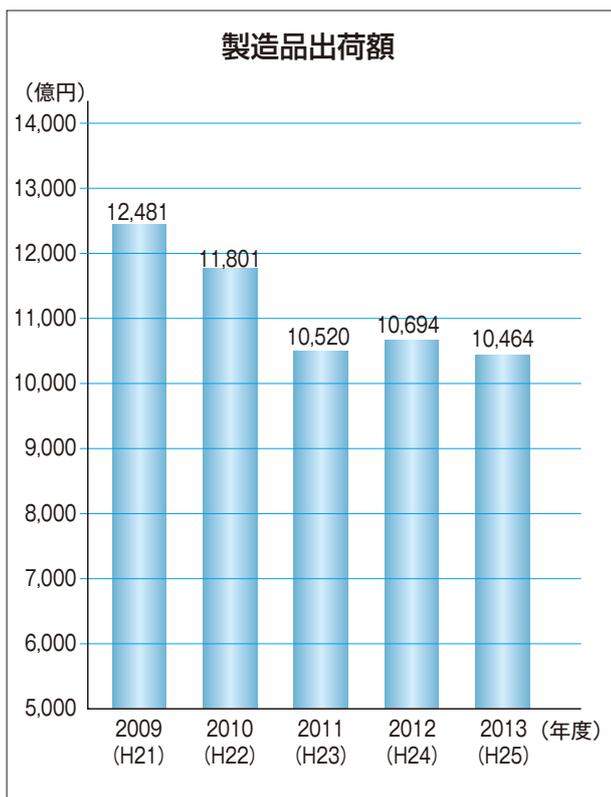
2③ 掛川にしごとをつくる商工業の更なる発展

■現状と課題

我が国では、国際的競争の激化により、採算を求めて製造拠点を海外に移す企業が増え、国内での事業展開が縮小傾向になっています。本市では、東日本大震災以降、沿岸部に立地する企業に津波による事業継続不安要素が生じたほか、市内全域が浜岡原子力発電所のUPZ圏域に入るため、原子力リスクも表面化する等、商工業を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、企業立地補助制度の導入等による企業誘致を進めているほか、南部地域の活性化や創業支援センターの研究等、市内の商工業活性化の支援に努めています。そのような中で、雇用の場の確保や税収増を図るため、新たな工業団地（上西郷、南西郷、新エコポリス第3期、大坂・土方）への企業誘致を推進するとともに、本社機能や研究・開発機能の誘致等の新たな投資の誘導、既存企業の規模拡大等への柔軟な対応等が求められています。加えて、新規投資に向けた補助制度の運用、若者の雇用・定住の場の提供とともに、女性が働きたいと思う雇用の場の確保も必要です。また、本市周辺には、優秀なノウハウを持つ企業OBがいることから、中小企業等の地域産業力の向上に活かすことが考えられます。

一方、商業では、既存商店街はいずれも低迷し、活気を取り戻すことができない状況が続いています。そのため、商店街組合や個別店舗が行う活性化策への支援が求められています。



■目指す姿

競争力のある商工業の育成により、雇用が確保され、地域経済の活力が維持されています。また、新規創業者やベンチャー企業が育成され、地域経済が活性化しています。

■施策の方向

①新規創業者に対する支援

ワンストップ相談窓口による創業相談や掛川地域プラットフォームを活用した創業支援を行います。

②企業誘致の推進

補助制度の充実や総合的な誘致活動の展開により、既存企業の規模拡大や本社機能や研究・開発機能の誘致を進めるとともに、上西郷工業用地、南西郷工業用地、新エコポリス工業団地第3期及び大坂・土方工業用地への企業誘致を積極的に進め、産業集積の強化を図ります。

③オープンデータ・ビッグデータの利活用の推進

地域経済の活性化を図るため、行政機関が保有する地理空間情報、統計情報等の公共データをオープンデータとして利用しやすい形で公開し、大容量かつ多様なデータをビッグデータとして処理・活用することを促し、イノベーション支援につなげます。

④分野を超えた連携による地域産業の創出

地域の課題解決及び地域経済の活性化を図るため、障がい者の自己実現やスマートコミュニティの実現、健康増進ビジネスモデル等、他の施策分野における事業者や大学、市等が連携した取組を、地域産業の発展・創出に繋げます。

⑤地域商業の活性化支援

商店街組合や個別店舗が行う集客や賑わいの創出につながるイベント開催等への支援や商工団体と連携した商業活性化事業等、地域活性化事業に取り組みます。

⑥中小企業に対する支援

中小企業の振興を図るため、設備投資に対する融資支援や中小企業の支援を行う商工団体を支援します。

⑦市民や商工団体、金融機関等との連携による産業支援

かけがわ生涯ワーキングシステムや創業支援、市民ファンドの検討等、市民や商工団体、金融機関等と市が連携し、それぞれの有する能力やノウハウを活かした経営や技術開発、資金調達等への支援を行うことで、地域産業力の向上を図ります。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	新規創業者に対する支援	・商工団体や金融機関、市が連携した、新たに事業を起こそうとする人に対する相談体制の充実と、融資や空き店舗等の情報提供等の支援
●	創業支援事業計画に基づく支援	・ワンストップ相談窓口の設置による関係機関と連携した創業支援
●	企業誘致の推進	・雇用の場の確保や収増を図るための、補助制度等を活用した企業誘致の推進
●	新規投資に係る補助制度	・工業用地販売促進の為に企業立地促進事業費補助金及び新規設備投資と市民の新規雇用の為に産業立地奨励事業費補助金交付
●	災害時に防災拠点となる工業用地の整備と企業誘致	・若年層の地元就業・定着による人口維持及び工業の一層の発展を目指した、上西郷地区、南西郷地区、新エコ第3期地区及び大坂・土方地区における工業用地の整備と企業誘致の推進 ・進出企業との防災協定の締結と、ヘリポート拠点や食糧物資の供給拠点となる平地の確保
●	オープンデータ・ビッグデータの公開	・行政機関が保有する地理空間情報、統計情報等の公共データの公開
●	他プロジェクトとの連動による地域産業の創出	・障がい者の自己実現やスマートコミュニティの実現、健康増進ビジネスモデル等、他のプロジェクトにおける事業者や大学、市等が連携した取組を活かした地域産業の発展・創出
●	地域商業活性化事業	・市内外からの誘客を図るための商店街への活性化事業等の推進
●	かけがわ生涯ワーキングシステムの構築(再掲)	・企業OBを活用した課題解決のための実務支援やアドバイスを行う法人を設立し、ベテランから若手にわたる多世代間での「事業力」の継承・向上
	個別店舗の魅力創出	・まちゼミへの支援等による個別店舗の紹介や後継者支援
	中小企業に対する支援	・金融機関への利子補給による、短期経営改善資金・小口資金を利用した中小企業者に対する低利融資や設備投資に対する地元中小企業への支援

2④ 新たな事業を創造する6次産業化の推進

■現状と課題

6次産業化とは、1次産業、2次産業、3次産業のそれぞれの強みを生かした協働により相乗効果を高め、生産性の向上、イノベーションの促進、新事業の創出を目指すものであり、具体的には、①新しい製品の製造、②新しい生産方式の構築、③新しい販路、市場の開拓、④新たなニーズに対応する素材開発、⑤新しい組織の創出等が挙げられます。

これまでの取組は、農業者と中小企業者による垂直的な連携による単発的な製品開発に限られている、若しくは安易に商品開発、販路開拓に焦点化され、地域自体の持続可能性を高める視点が欠如していました。

6次産業化を推進するため、①マーケティング力の強化(コンセプトやネーミング、パッケージ、デザイン、ストーリーといった消費者の感性や心理に訴える商品企画の設計と開発等)、②販路開拓(明確な出口戦略や販売チャネルとの接点づくり、展示会、商談会等)、③広域連携によるネットワーク構築(単純な商品開発に留まらず地域ブランドの形成や観光への発展につなげていくため、農林業者、製造業者、卸売業者、流通業者、小売業者等のフードチェーン関連に加え、医療・福祉、大学、金融機関、商工団体、観光事業者、まちづくり団体等の多様な主体によるネットワーク)④コーディネーターの質的向上(異分野の主体を調整し多様な主体を繋げるためには多様な領域に精通した各主体の強みを引き出し、主体間の利益配分や取引ルール構築をサポートできる能力)が求められています。



森林果樹公園 アトリエ



かけがわ西の市

■目指す姿

1次、2次、3次産業の異業種が互いに強みを活かした連携により、地域資源を活用した新たな事業を創造し、地域が活性化されています。

■施策の方向

①6次産業化の経営体の育成

農業主体型、農商工連携型、医福食農連携型^{*1}の6次産業化を目指す戦略的な経営体が多く生まれるように支援します。また、新たなもの・サービスづくりに携わる人材の育成を進めます。

※1 農業主体型、農商工連携型、医福食農連携型

(ア)農業主体型ビジネスモデル:

農林業者側が、2次産業、3次産業に進出し儲かる農業を目指すもの(「農業」から「食業」へ)

(イ)農商工連携型ビジネスモデル:

1次、2次、3次産業の異業種が互いの強みを生かした連携・協働により新たな産業創出するもの

(ウ)医福食農連携型ビジネスモデル:

人口減少局面において医療福祉と農業食料が連携し、需要・供給両面での新たな展開を図るもの

②多様な連携の構築と地域ブランド化による地域活性化

地域の農林業者、商工業者や医療、福祉、食品、大学、行政等多様な主体の連携を構築し、地域資源の発掘・開発・活用を促し、消費者との交流を図りながら、地域ブランド化による地域活性化につなげます。

③地域農産物の需要拡大・販路拡大

地域資源の見直しと新たな発掘を行い、マーケティングの視点を持って、地場産品を活かした付加価値が高く、競争力のあるものやサービスの開発を促進します。また、海外への輸出、高機能性食品や介護食品開発による地域農産物の需要拡大、互産互消^{*2}や農観連携による消費者との交流等の取組を支援し、販路拡大を進めます。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	農、商、工、医、福、産官学の広域連携の推進	・農林業者、製造業者、卸売業者、流通業者、小売業者、医療、福祉、大学、金融機関、商工団体、観光事業者、まちづくり団体等の多様な連携ネットワークの構築によるマッチングや異業種交流
●	6次産業化セミナーの開催	・ブランド化戦略や6次産業化モデルに関する成功事例、セミナー開催による意識啓発
●	地場産品を活用したベンチャー企業の発掘	・地域資源を活用した新商品開発事業者やベンチャー企業支援
●	海外への輸出による販路拡大支援	・海外をターゲットにした地域農産物の加工品の開発、販売支援
●	直売所等による地場流通と産地間連携	・市内での地域農産物の利用と「生産者の顔が見える流通」による地場流通や連携の促進 ・地域特性を生かした互産互消 ^{*2} の推進
●	観光とのタイアップによる販路拡大	・農観連携による消費者との交流や観光商品化、販路拡大支援
	茶文化プロジェクト	・お茶に関わる産業・文化がある4市(掛川市と秋田県仙北市、岩手県奥州市、岐阜県多治見市)の協働による、各市の逸品のPRと緑茶文化の継承と更なる普及
	規格外や低未利用品の有効活用	・規格外の農産物を加工した飲料、菓子等の開発支援
	農商工連携促進法に基づく支援	・農商工連携体が行う新商品開発に係る試作、研究、マーケティング等に係る費用の補助が受けられる国の農商工連携事業計画認定のPR
	6次産業化法に基づく支援	・国の6次産業化法に基づく総合化事業計画策定や農林漁業成長産業化ファンドのPR
	6次産業サポートセンターの利活用	・中遠農林事務所に設置されている6次産業化サポーターセンターのアドバイザーによる支援

※2 互産互消

互産互消は、その地域ならではの生産物や旬を大切に、地域間交流の取組により、互いの良い物(これしか、ここしか、いましかない)を交換消費する考え方の造語。またそれぞれの素材や資源を活かしあう組み合わせ等により、6次産業化ビジネスへの発展が期待できます。

2⑤ 多様な担い手による力強い農業ビジネスの確立

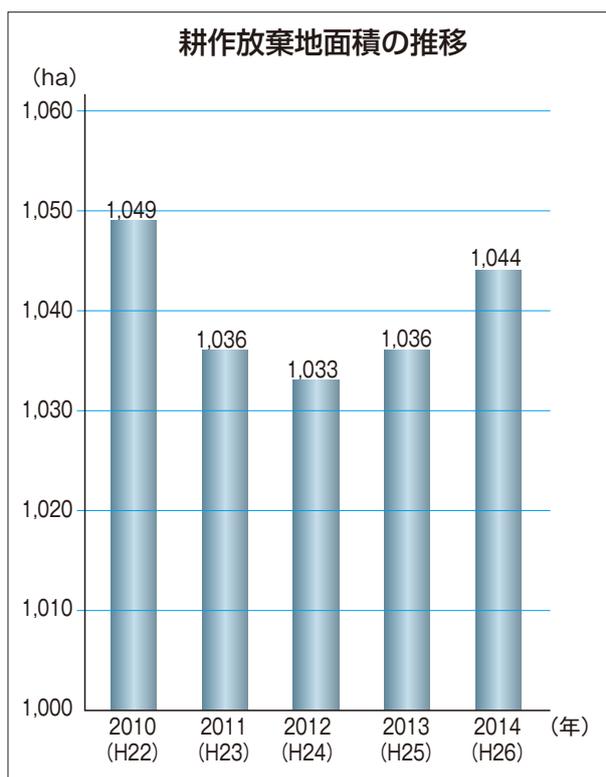
■現状と課題

全国的に、農業従事者の高齢化と後継者不足、農産物価格の低下、耕作放棄地の増加等の問題が深刻化しています。このような中、農産物のブランド化や高付加価値化等による収益性の高い農業の確立、多様な担い手の確保等が求められています。また、TPPを踏まえ、農業に国際競争力が求められています。

本市は日本有数の茶産地であり、全国茶品評会深蒸し茶の部で10年連続産地賞を獲得しました。また、本市を含む4市1町にまたがる地域で、「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に認定され、注目が集まっています。しかしながら、全国的に茶価は著しく低下しており、価格の安定や高付加価値化に向けた取組が求められています。

また、市内には、耕作放棄地化した農地が存在しています。市では、農地の解消事業を進めていますが、今後は優良農地の保全や耕作放棄地化の未然防止を図るために、地域農業の担い手の確保・育成や農地の流動化等が必要とされています。

一方、畜産業においては、従事者の高齢化と後継者不足が一層深刻化しており、事業継続が困難な状況にあります。また、外的要因である、為替相場による輸入飼料価格の高騰や肉牛・乳牛における子牛価格の高騰等により、生産農家の経営を圧迫しています。このような中、畜産飼料や堆肥利用等を絡めた地域内における耕畜連携を進め、省力化と経営コスト削減を図ることが求められます。



■目指す姿

多様な担い手により適正に管理された農地において、地域の特性を活かした良質な農産物が生産され、安定的で活力ある農業経営が営まれています。

■施策の方向

①掛川の農の海外販路開拓

地域農産物の需要拡大を図るため、事業者や関係団体、市が一体となり、掛川茶等の本市の農産物について、その風土や農法、味の特徴を明確化することにより“農”のブランド化を推進し、国内はもとより海外への販路開拓を目指します。

②安全安心な農産物の供給

農産物の生産段階における安全管理を確立し、信頼度の向上、販路拡大につなげる取組を支援します。また、地元住民や周辺経済へ直結した農産物直売所の経営をサポートし、地産地消や互産互消、「生産者の顔の見える流通」等を推進します。

③健康機能を活用した掛川茶の販路拡大

掛川茶の価格安定化のため、事業者や大学、市が連携し、お茶の有する健康機能を活用・PRし、企業の健康経営と結びつけるとともに、新たな商品開発や販路拡大に取り組みます。

④農産物の高付加価値化の推進

農産物の商標登録等によるブランド化を支援し、付加価値を高め、販路拡大につなげます。さらに、地域内におけるブランドの確立のため、消費者へのPR活動と取扱小売店舗数の増加を促進します。

⑤世界農業遺産の活用

茶草場農法により生産された茶のブランド化による高付加価値化を図り、茶草場農法の維持・拡大のために、農法実践者、事業者、静岡県や4市1町の構成市町が連携し、効果的な情報発信による世界農業遺産の認知度向上や、企業応援、グリーンツーリズム、インバウンド等の農観連携事業等を進めます。

⑥多様な担い手の育成と安定的な農業経営の確立

様々な農業の担い手を育成するため、国・県の事業を活用して、新規就農者の就農後の早期経営安定を図り、農業所得の安定化を目指す農業後継者の取組及び農業法人や企業等の参入を支援します。また、安定的な農業経営の実現のために、認定農業者の経営改善、集落営農組織等の法人化及び農業ビジネスの展開を検討する農業者等の取組を支援するとともに、JA等と連携し、担い手の組織化についての研究を進めます。さらに、事業継続を目的とした同種事業者間の事業承継(廃業後の施設譲渡、販路譲渡等)を図ります。

⑦収益性の高い農業の確立

生産性の向上のため、ハード面では、地域の特性や担い手の意向に合わせた基盤整備事業を推進します。一方、ソフト面では、意欲ある担い手への農地集積による生産効率の向上と、法人化等組織的な生産体制の整備による作業の効率化を推進するとともに、先進的な農業経営の情報を収集・提供し、経営意識の啓発を推進します。

また、本市を代表する農産物である茶については、品質向上や茶園の共同管理の推進、加工用等ニーズに合った低コスト製造技術の普及、輸出に向けた生産体制の確立を図ります。

⑧耕作放棄地の対策

復旧の可能性のある農地について、耕作放棄地解消計画を策定し、解消に努めます。



■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	海外販路の開拓・拡大支援	・ブランド化、輸出に向けた生産体制の確立等による地域農産物の販路拡大
●	直売所等による地場流通と産地間連携	・市内での地場農産物の利用と「生産者の顔が見える流通」による地場流通や連携の促進や地域特性を生かした互産互消の推進
●	健康機能を活用した掛川茶の販路拡大	・事業者や大学、市の連携による、お茶の有する健康機能を活用・PRし、企業の健康経営と結びつけた新たな商品開発や販路拡大
●	世界と繋がる茶草場世界農業遺産活用事業	・茶草場農法の維持拡大、茶草場農法により生産された茶のブランド化による高付加価値化、世界農業遺産の認知度向上、グリーンツーリズムやインバウンド等の農観連携事業の推進と販路拡大
●	新規就農者・農業後継者等の支援	・就農者の高齢化や減少が進む中で、認定農業者や新規就農者・農業後継者等の育成支援による、地域の担い手の育成 ・農業法人や企業の大規模な参入に対する必要な支援
●	農地集積の推進	・人・農地プランに基づく地域の話し合いと農地中間管理事業の活用により、担い手への農地集積を進め、生産コストの低下、生産効率の向上を図るとともに、耕作者不足による耕作放棄地の発生の抑制
●	所得安定を目指す農業ビジネス推進事業	・農業ビジネスの展開を目指す農業者等の取組支援 ・県事業等を活用した、農業ビジネスの展開に向けた経営力の向上に必要な支援
●	新たな農産物の導入研究	・市場ニーズや農業を取り巻く環境を踏まえた、新たな農産物についての導入研究
●	JA、市等が連携した組織化の研究	・JA、市等が連携し、集落営農等の組織化の研究
●	災害時に防災拠点となる農地整備と6次産業化	・寺島・幡鎌地区における土地改良組合による農地整備事業を実施し、地場産品を活用した6次産業化の促進 ・災害時の応急・復旧対策の拠点や食糧物資の供給拠点の形成
	農産物の生産段階における安全管理の推進	・農産物の輸出に向けた、しずおか農林水産物認証制度等の活用による、農産物の生産段階における安全管理を確立する取組に対する支援
	茶消費拡大事業	・緑茶効能を活用した出前講座実施による消費拡大に向けた、お茶ひろめ隊活動の推進
	日本一茶産地推進事業	・茶園の共同管理推進、茶品評会の支援、低コスト製造技術の普及支援、輸出に向けた生産体制の確立支援
	お茶のまちづくり推進事業	・T-1グランプリの開催、掛川茶マイスターの認証、市民提案事業の実施、掛川お茶大使による掛川茶の知名度向上、消費拡大事業の実施

3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

3① 市民総ぐるみで取り組む心豊かにたくましく生きる子どもの育成

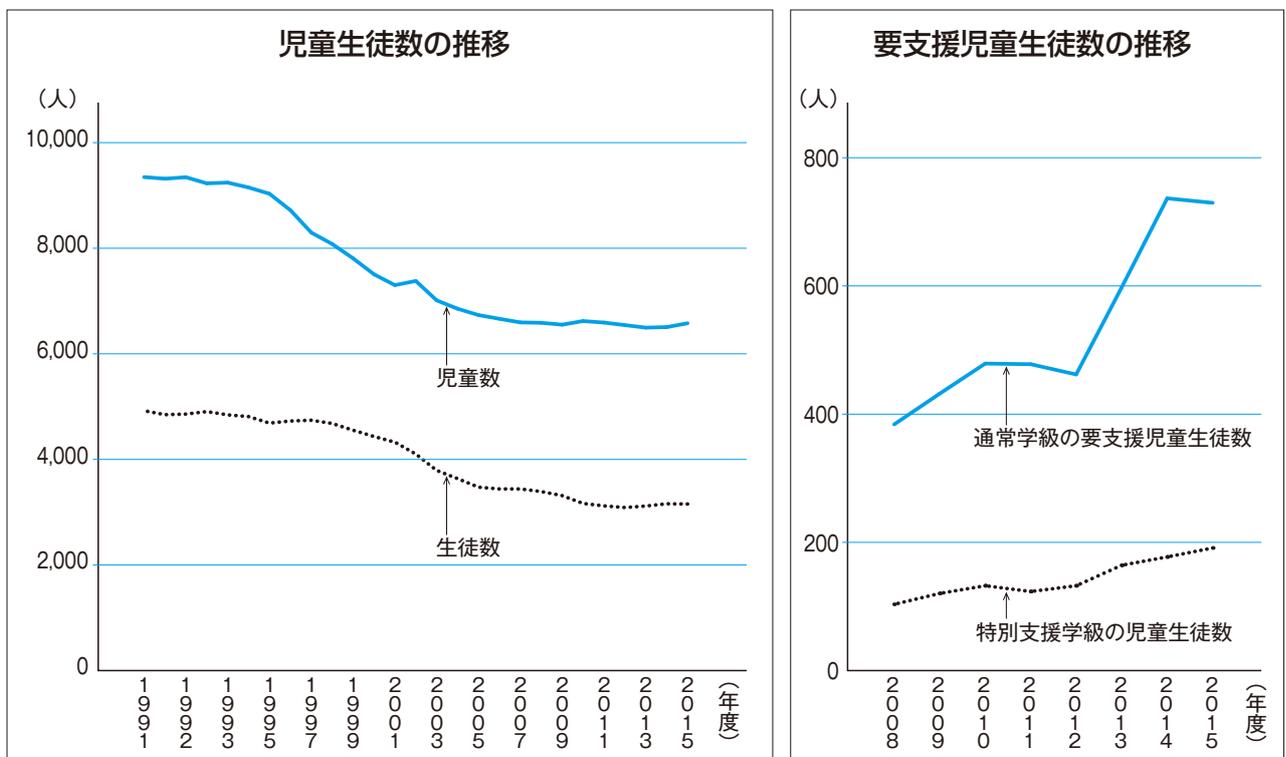
■現状と課題

これまで本市では、特徴的な取組として、「学力向上ものがたり」等、学力向上施策を実施してきました。その結果、全国学力・学習状況調査において相対的に良好な結果が得られています。さらに、学校サポーター、ALT、学校図書館司書の派遣により、特別支援教育や外国語活動、読書教育等、学びの充実が図られています。一方、近年では、いじめ防止に関する法整備が進められており、本市では、道徳教科化や次期学習指導要領改訂に向けて、「かけがわ道徳」や「学びのユニバーサルデザイン」等、先を見通した教育施策とともに、少子化に伴う学校の小規模化に対応する取組も進めています。また、次世代を担う人材の育成や本市の魅力創造のために、今後も本市の特徴的な学校教育の充実、少子化・人口減少社会に対応した小中一貫教育の推進、増加する要支援児童の特別支援教育への一層の支援体制の整備が求められます。

それらに加え、本市では中学校区学園化を平成25年度から本格実施し、園・学校、保護者、地域が更に一体となった教育環境が整い、開かれた学校づくりが進められています。今後は、防災教育の実施と安全安心な教育環境の整備について、地域と連携した体制づくりが求められています。

学校施設については、老朽化した校舎や給食調理場等があり、学校環境の安全安心の向上のため、施設の計画的な改修・改築が必要となっています。

一方、放課後の子どもたちの居場所づくりについては、安全安心な活動拠点を確保し、様々な体験的学習を展開できる「放課後子ども教室」を全小学校区で新たに開設し、放課後等の教育支援を進めていく必要があります。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、既設及び新設した「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の取組連携を強化し、地域の実情やニーズを反映した一体的な運営方法について検討することが求められています。



■目指す姿

家庭や地域に見守られ、夢に向かって、自ら考え自ら判断し、心豊かにたくましく生きる子どもが育っています。

■施策の方向

①掛川の特徴を生かした小中一貫教育の推進と実践

教育の質を向上させるために、かけがわ型の小中一貫教育をより一層推進します。一貫教育のための適正規模や適正配置について検討を進めるとともに、一貫教育をより効果的に実践するための施設整備を図ります。

②家庭や地域等と連携した開かれた学校(中学校区学園化構想の推進)

園・学校、家庭、地域が連携し、市民総ぐるみの教育に取り組むため、中学校区学園化推進連絡協議会や地域コーディネーター研修会を開催し、地域コーディネーターを中心とする各中学校区に設けられた子ども育成支援協議会の活動を推進します。

また、学校と地域の自主防災会が連携した活動を推進し、児童生徒の防災意識の高揚を図ります。

③放課後等教育支援かけがわモデルの推進

小学生の放課後の安全・安心で健やかな居場所を確保するとともに、学びの意欲と力を育むため、地域資源を最大限に活用したコミュニケーション活動や体験活動等、学びのシステムを研究・実践し、総合的な放課後等の教育支援活動を推進します。

④「確かな学力」の向上及び信頼される学校づくり

思考力・判断力・表現力等「確かな学力」を備えた子どもを育成するため、研究・発表の場を設けるとともに、「かけがわ型スキル※」や「学びのユニバーサルデザイン」を重視した授業改善や外国語活動のより一層の推進に努めます。さらに、ICTを活用した教育方法を習得し、学力向上を図ります。その上で、「学力向上ものがたり」の成果を学校・家庭・地域に浸透させていきます。

また、楽しい授業を推進するとともに、いじめがなく、学校、学級の仲間との人間関係がより良くなるよう指導の充実を図ります。

(※かけがわ型スキルとは・・・思考力、問題解決力、意思決定力、コミュニケーション力、情報の選択・活用力、地域や社会の中で生きるためのキャリア)

⑤豊かな感性、健やかな心身を育む学校

「かけがわ道徳」を核に、家庭や地域と連携した人づくりに努めます。また、学校図書館司書の配置や図書館ボランティア活動の充実等、図書館の活用推進を図ります。

⑥特別支援教育の充実

特別な支援を要する児童生徒については、対象者が年々増加傾向にあるため、スキルアップのためのサポーターの研修の実施や、サポーターの増員等、支援環境を強化します。

⑦ものづくりへの興味・関心および科学的思考力の向上

子どもたちのものづくりへの興味・関心を高め、科学的思考力を育成するため、企業や大学等の社員・職員を講師として、子どもたちが科学について学ぶ機会を設けます。

⑧市民先生ナビの構築・推進

市民総ぐるみの教育の振興を図り、かけがわ型教育を構築するため、各種講座を受講、技術習得した市民を「市民先生」として登録し、地域の子どもの育成活動への参加を促す等、新たな仕組みづくりを進めます。

⑨安全・安心で質の高い教育環境の整備

老朽化した調理施設を統合することにより、食物アレルギーに対応し、高い衛生基準にも適合した給食センターの整備を行い、安全な給食を提供します。

また、老朽校舎及び屋内運動場を計画的に改築、改良します。

⑩大学等の誘致の研究

志の高い学術研究者・国際人を輩出することを目標に、大学等の誘致を研究します。

■主要事業

重点 施策	事業名	事業内容
●	掛川の特徴を生かした 小中一貫教育の推進と実践	・教育の質を向上させるためのかけがわ型の小中一貫教育のより一層の推進 ・小中一貫教育のための適正規模、適正配置についての検討 ・小中一貫教育をより効果的に実践するための施設整備
●	中学校区学園化推進事業	・子ども育成支援協議会地域コーディネーターを中心とした学園支援活動の充実 ・中学校区学園化推進連絡協議会の開催、地域コーディネーター研修会の開催、 支援者や支援団体の拡大・充実
●	放課後等教育支援 かけがわモデル推進事業	・小学生の放課後の安全・安心で健やかな居場所の確保及び、学びの意欲と力を 向上のための総合的な放課後等の教育支援活動の推進
●	白熱サイテック(サイエンス& テクノロジー)教室の開催	・子どもたちのものづくりへの興味・関心を高め、科学的思考力を育成するため、 企業や大学等の社員・職員を講師とし、小中高校生を対象とした教室の開催
●	市民先生ナビの構築・推進	・各種講座を受講、技術習得した市民を「市民先生」として登録し、地域の子ども 達の育成活動への参加の促進
	放課後子ども教室	・小学校の余裕教室等を利用し、指導員には地域の方の協力を得て、勉強・ス ポーツ・文化・地域住民との交流活動等の実施
	放課後児童クラブ(学童保育) 事業	・保護者が労働等により昼間家庭にいない世帯の小学校児童を対象とした学童 保育の実施
	放課後子ども教室と 放課後児童クラブとの連携	・放課後子ども教室及び放課後児童クラブが一体的あるいは連携して実施する 総合的な放課後対策(放課後子ども総合プラン)の推進
	子ども吉岡彌生賞	・小学生から高校生までを対象に、論文、実践レポート、意見主張等の募集、審 査、表彰
	力をつける授業の展開	・21世紀型スキルを参考に、市内の児童生徒に身に付けさせたい「かけがわ型 スキル」や、特別な支援を要する児童生徒の視線に立った「ユニバーサルデザ イン」を重視した授業への改善推進 ・各種研修会の実施、指定校研究の推進 ・グローバル人材を育成するため、英語体験活動等の外国語活動の推進
	防災教育・防災体制の推進	・学校における地域の自主防災会等と連携した防災教育等の推進 ・防災研修の実施、防災マニュアルの随時見直し、防災訓練の充実
	「かけがわ道徳」の推進	・学校と地域とが連携した道徳教育及び「かけがわ道徳」を核とした人づくりの 推進
	「魅力ある学校図書館」の 活用推進	・学校司書の配置や図書館ボランティア活動の充実、図書館の活用推進、家庭に おける読書活動の啓発
	特別支援教育の充実	・スキルアップのためのサポーターの研修の実施やサポーターの増員等による 支援環境の強化
	学校給食センター化事業	・掛川区域における、老朽化した8箇所の学校給食調理場を統合した学校給食セ ンターの建設 ・衛生管理面の向上及び食の教育のための施設の充実
	校舎・屋内運動場の 増改築・改良	・学校施設環境の維持・向上のため、適切な管理と計画的な修繕 ・老朽化した校舎及び屋内運動場の耐力度調査に基づく改築事業または長寿命 化のための大規模改造事業の実施

3② 地域における子育て力の向上

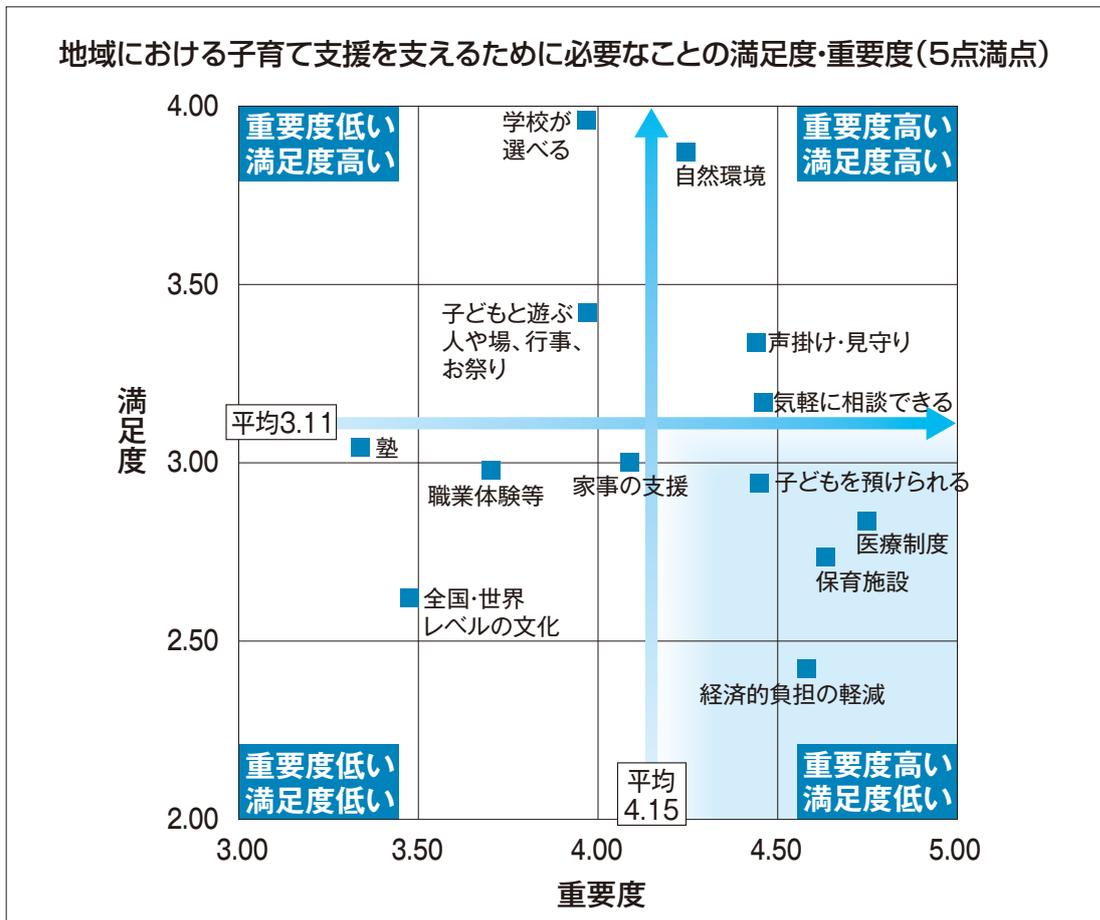
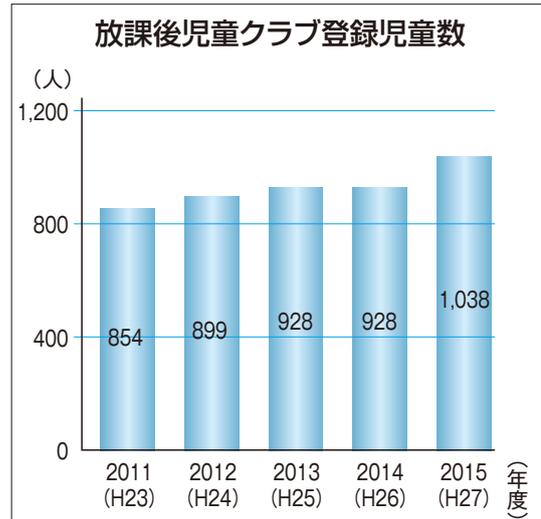
■現状と課題

少子化、核家族化、女性の社会進出の増加、さらに地域社会の結びつきの希薄化等により、子育てへの不安感や孤立感が高まっています。そのため、企業や行政による子育て支援はもちろんのこと、地域の人々の手で子育てを助け合う仕組みを充実させる必要があります。

現在、本市では、協働のまちづくりを進めるための基盤づくりとして、地域主体による「地区まちづくり協議会」の組織化を推進しています。この取組により、地区内の各組織や団体の連携が促進され、地区の課題を解決するための高い企画力・実行力の実現が期待されます。

子育て支援の分野においても、つどいの広場や子育てサロン、放課後児童クラブ等、地域の組織が主体となった子育て事業が存在します。今後は、地域の特性を踏まえつつ、各組織が相互に連携し、地域における子育て支援を充実していくことが求められます。

近年、スマートフォンやインターネットが普及し、有害な情報に接触することによって、青少年の犯罪あるいは被害者となる事件が相次いで発生しています。こうした青少年を取り巻く環境への対応として、学校、家庭及び地域住民等が連携し、中学校区学園化の推進を図ることにより、子どもたちの健やかな成長を育み、地域全体の教育力の向上に取り組むことが求められています。



出典：掛川市結婚・出産・子育て意識等調査（平成27年）

■目指す姿

家庭と地域が連携し、地域ぐるみで子育てがしやすい環境が整っています。

■施策の方向

①子育て世代の居住環境支援

地域において子育てしやすい環境を創出するため、建物所有者等との連携による子育てに適した共同住宅等の創設や、所有者と地域の連携による地域の空き家への子育て世代への誘致等、既存ストックを活用し、子育て世代に対する良質な住宅供給及び入居を支援します。

②地域における子育て支援事業の展開

地域全体で健やかで元気な子どもを育成するため、地域子育て支援員制度等を検討・創設するとともに、園・学校支援ボランティア、家庭、地区まちづくり協議会、市民活動団体、学校等が連携し、地域力を活かした掛川流の子育て支援事業を展開・支援します。

③地域主催の体験イベントを通じた世代間交流

子どもに多様な体験機会を提供するため、地域の子育て拠点施設や生涯学習センター等を活用し、地元のお年寄り等「遊びの達人」等のアドバイスによる、木工や竹細工作り、川遊び、山遊び、郷土料理作り等地域が主体となった多様な世代間交流を支援します。

④子育て支援拠点の充実

地域子育て支援拠点として、児童館、児童交流館、つどいの広場、子育てサロン、子育てサークル等を充実します。

⑤青少年の良好な生活環境の確保

青少年の非行問題の早期発見や非行防止のための補導活動を実施して、子どもたちの良好な生活環境整備に努めます。

⑥多様かつ適切な子育てや教育支援サービスの提供

子どもたちの安全・安心な居場所の確保のため、小学校の余裕教室等を利用し、地域の協力を得て、地域住民と交流をしながら勉強やスポーツ、文化活動等に取り組む放課後子ども教室を実施するとともに、放課後子ども教室及び放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施するなど、市民総ぐるみでの放課後児童対策を推進します。

また、ファミリー・サポート・センター事業の周知、提供会員の開拓等、地域の子育て支援策の充実を図ります。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	掛川市子育て世代向け住宅供給事業	・子育てしやすい環境を創出するため、子育てに適した住宅の提供
●	地域子育て支援員制度	・地域で子育てを支援できる人材登録制度の検討・創設
●	地域における子育て支援事業	・各地域で家庭やまちづくり協議会、市民団体、学校等の連携による子育て支援事業の展開（一時預かり、学童と高齢者の預かり等）
●	世代間交流イベント開催	・子育て拠点施設や生涯学習センター等を活用した、地元のお年寄り等のアドバイスによる、木工、川遊び体験等の開催
	子育て支援拠点の充実	・地域子育て支援拠点として、児童館、児童交流館、つどいの広場、子育てサロン、子育てサークル等の充実
	青少年補導センターの運営	・青少年の非行問題の早期発見や非行防止のための補導活動の実施
	ファミリーサポート事業	・提供会員と依頼会員の会員同士の一時的・短期的な育児の相互援助
	子育て協働モデル事業	・市民活動団体や企業等、多様な主体がそれぞれの知識や能力を生かした少子化対策事業の提案の募集、委託化

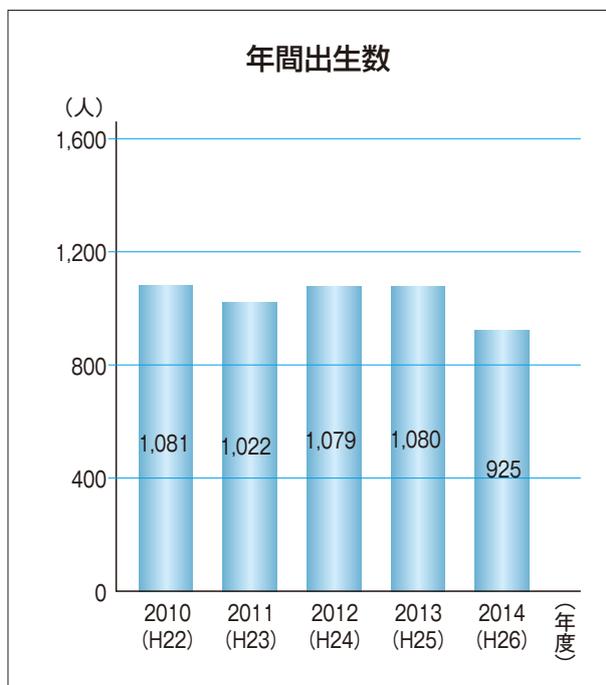
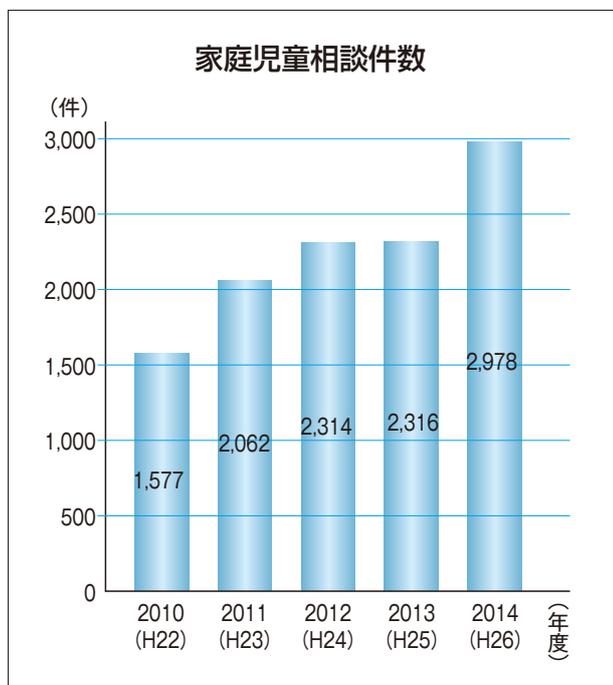
3③ 家庭における子育て力・教育力の向上

■現状と課題

全国的な傾向として、少子化や出産年齢の上昇、ひとり親家庭やステップファミリーの増加といった家族形態の多様化が進んでいます。家庭教育はすべての教育の出発点ですが、核家族化、夫婦共働き、地域とのつながりの希薄化等により、身近に相談相手がないことで、親の孤立化や子育ての環境や価値観の多様化が進み、親の育児に対する不安や育児力の低下が問題視されています。また、放任や過干渉といった子育ての二極化も課題となっています。

本市では、乳幼児健診受診率、予防接種率、赤ちゃん訪問実施率は上昇していますが、これを行わない親が固定化しており、そのような親への対応が必要となっています。また、発達や育児面において経過観察を必要とする子どもが増えていることから、健診事後の発達相談や療育教室の推進とともに、母親が持つ育児不安を受け止め、継続的に支援できる体制づくりが求められています。

近年増加傾向にある要保護児童等の相談内容は、複雑かつ多様化しており、対応の専門性や多職種連携による支援が求められています。本市においても居所を把握しにくい児童への対応等、児童虐待防止の更なる充実が望まれます。



■目指す姿

すべての子どもは望まれて生まれ、大切に育てられ、すこやかに成長しています。

■施策の方向

①家庭での子育て力・教育力の向上

家庭での保育力の向上に資するため、子育てコンシェルジュ事業により、随時連絡を受ける訪問相談や一歳児訪問、転入世帯訪問を推進します。また、「親と子と孫」を基本とする三世代同居の推進や家族団らんを推進するお茶の間宣言の普及を図ります。

②妊娠、出産、育児の切れ目のない支援

子育て世代包括支援センターを拡充するとともに、子育て世代に必要な情報や施策を分かりやすく集約・発信するなど、子育て世代の育児不安の軽減に繋がるきめ細かい支援を行います。

③家庭の状況に応じた支援の充実

関係部署間の連携、情報共有を密に行い、ひとり親家庭、子どもや親の健康状況、経済状況等、それぞれの家庭で抱えている生活課題に応じた支援を行います。

また、あわせて子どもの貧困対策や虐待防止等の意識啓発・広報活動に努めます。

④きめ細かい療育への支援

健診や相談等で発達障害が疑われる子どもに対して、個々の事例に応じたきめ細かい療育の支援を行います。あわせて、こども発達センター「めばえ」における定員の増加、療育教室や療育教室卒業後の交流の場の増設等、受け皿の確保を図ります。

⑤家庭教育支援の充実

地域のリーダーである家庭教育支援員を育成し、支援員による家庭教育支援チームを組織化します。さらに、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育支援活動を推進します。

⑥子育てに関する教育の充実

中高生には、乳幼児と触れ合う機会を創出し、出産適齢期の世代には、子どもを持つ喜びと責任感を持つよう意識の醸成を図ります。また、妊娠後、出産後においても母親と父親が共に親になることを自覚するよう必要な教育や啓発、情報提供を進めるとともに育児等に関する相談体制を構築します。

⑦乳幼児健診・予防接種の推進

乳幼児健診や子育て相談、予防接種等を通じて、疾病の早期発見と感染症の予防に努めます。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	子育てコンシェルジュ事業	・子育てコンシェルジュによる訪問相談や一歳児訪問、転入世帯訪問
●	ゆったり子育て三世同居等応援事業	・離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする三世代の家族が新たに同居するための住宅新築、増改築に要する費用の一部助成
●	スマホ等を活用した子育て情報の発信	・子育て世帯向けのイベント情報等、子育て関連情報の一元的発信及び子育て総合サイトの開設による子育てコンシェルジュに相談がしやすい環境の整備
	母子健康講座	・妊娠期から、母親・父親の役割を理解し、両親が協力して行う育児や乳幼児の健康に関する講座、幼児期から思春期の自身の健康が意識できる講座の実施
	乳幼児健康診査・子育て相談	・乳幼児の成長・発達の確認、生活習慣の自立（しつけ）、正しい食習慣を身につける（食育）、母子関係の確立、つ歯予防、療育援助、養育支援、健診未受診者訪問対応
	療育支援事業	・乳幼児健診・相談等において経過観察の必要な子ども及びその親に対して、継続的に集団及び個別指導を行い、子どもの健やかな成長を促すための教室や家庭訪問
	家庭相談室における相談・訪問支援	・家庭児童相談員による相談指導及び訪問等
	赤ちゃん訪問	・産後の母子の健康管理、育児相談、健診・予防接種の周知、育児支援・虐待予防のための早期訪問、養育支援訪問、子育て相談員派遣訪問
	定期予防接種	・対象となる疾病の発病予防、症状軽減及び蔓延（感染）予防
	要保護児童対策地域協議会	・要保護の早期発見及びその適切な保護を図るため、必要な情報交換、支援内容の協議、虐待防止等の意識啓発、広報等を実施
	家庭教育支援事業	・県社会教育課が主催する家庭教育支援員養成研修会への参加、支援員同士による家庭教育支援チームの組織化
	家庭教育・子育てに関する教育の充実	・親自らが学習し、親同士のコミュニケーションを深める学習会の開催。「子育ては尊い営み」である意識の醸成 ・各種講座の開催による家庭教育の充実

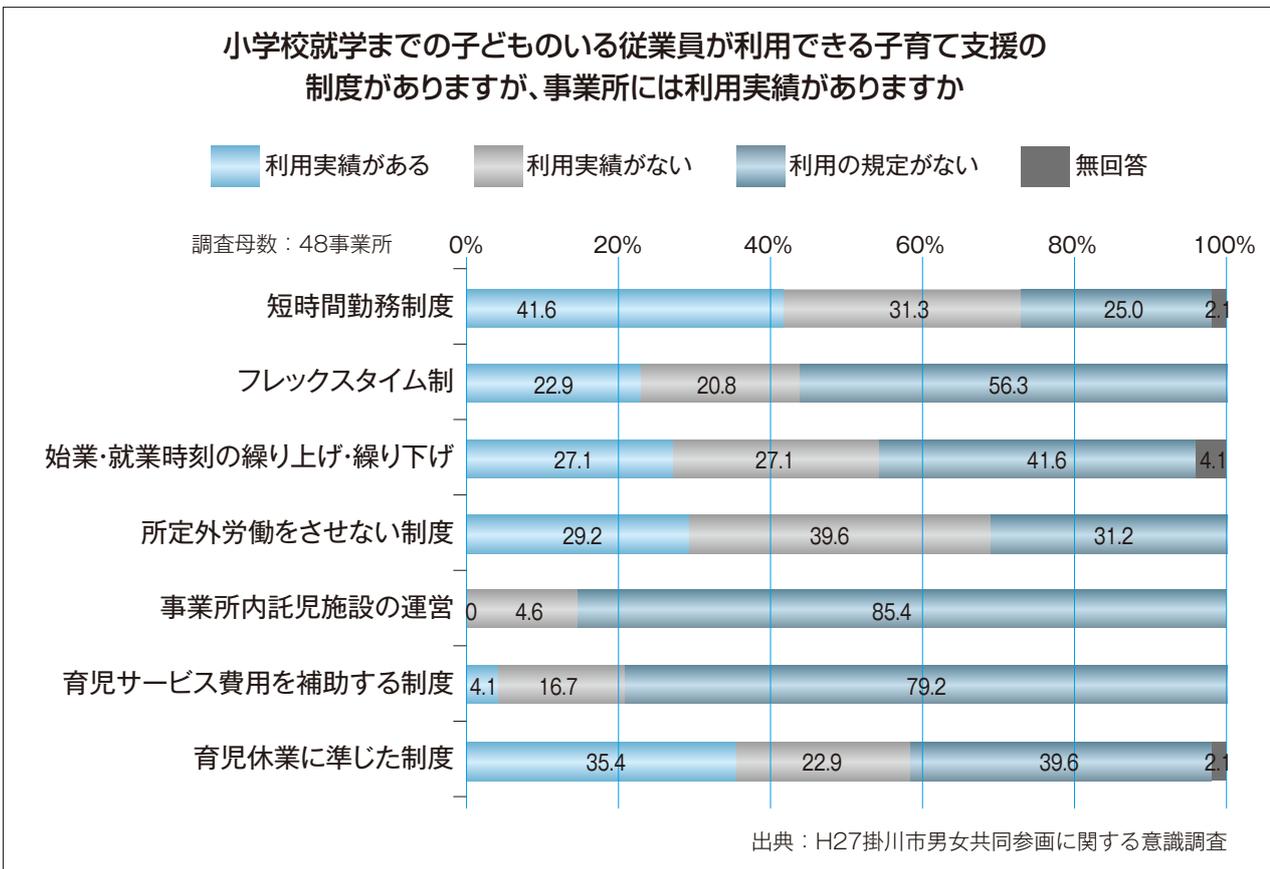
3④ 企業における子育て力の向上

■現状と課題

全国的に核家族化が進行するとともに、共働き世帯が増加しているため、男性の子育てへの参加が強く求められています。そのため、「男は外で働き、女は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識を変え、性別にかかわらず、仕事も家庭も調和する生活(ワーク・ライフ・バランス)の実現が求められています。

しかし、現状では働きやすい環境づくりと働き方の見直し等、雇用環境の整備途上です。本市のニーズ調査においても、育児休業を取得しなかった理由として「職場に育児休業の制度がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や、短時間勤務制度を利用しなかった理由に「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」等の回答がありました。また、市民が求める子育て支援策としては、「子育てに理解のある職場づくり等による仕事と生活の調和の実現」が重視されています。一方、多くの事業主が、必要な両立支援として「子どもの急な病気等に柔軟に対応できる、休暇の取りやすい環境づくり」を考えています。

市民が子育てしながら就労を継続していくことができるように、また、事業者が優秀な人材を継続して確保することができるように、事業主及び職場全体で理解を深め、子育てと仕事の両立環境、特に出産後も職場に復帰しやすい環境を整えていく必要があります。



■目指す姿

子育て世代が子育てに安心して取り組める就業環境が整っています。

■施策の方向

①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

安心して子育てができる就労環境づくりのために、社会保険労務士、市等が連携し、事業者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発・支援活動を実施し、各事業者の状況に応じた子育て支援制度の整備や事業所内保育所の開設等を促していきます。

②テレワークによる在宅勤務等新たなワークスタイルの普及啓発

安心して子育てができる就労環境づくりのために、関係団体と市が連携し、研修等の機会において、テレワークによる在宅勤務等新たなワークスタイルの普及啓発を行います。

③子育てに優しい事業所づくり

事業者の自発的な子育て支援の取組を支援するため、両親、祖父母も子育て休暇の取得可能な制度や子どもや孫のイベントへの参加促進等、事業者が実施する一歩踏み込んだ独自の子育て支援策・支援活動の紹介を行います。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	子育てと仕事の両立環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス実現のため、社会保険労務士の無料派遣、事業所の両立環境整備 ・事業者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発活動の実施 ・市内企業が両立支援策の実施や事業所内保育所の設置がしやすいよう補助金制度等の周知及び活用支援
●	在宅勤務等の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークによる在宅勤務の普及啓発
●	子育て優良企業の顕彰	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の子育て支援策・支援活動を行っている企業の顕彰



3⑤ 安心して結婚・出産・子育てできる環境の整備

■現状と課題

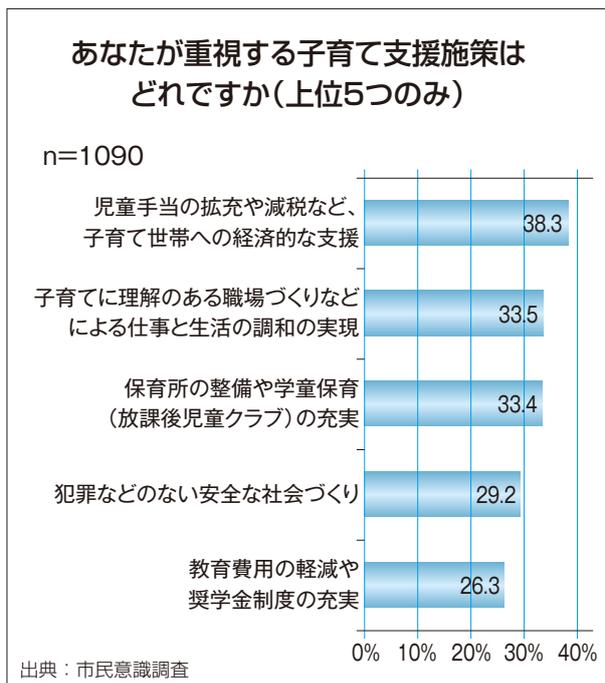
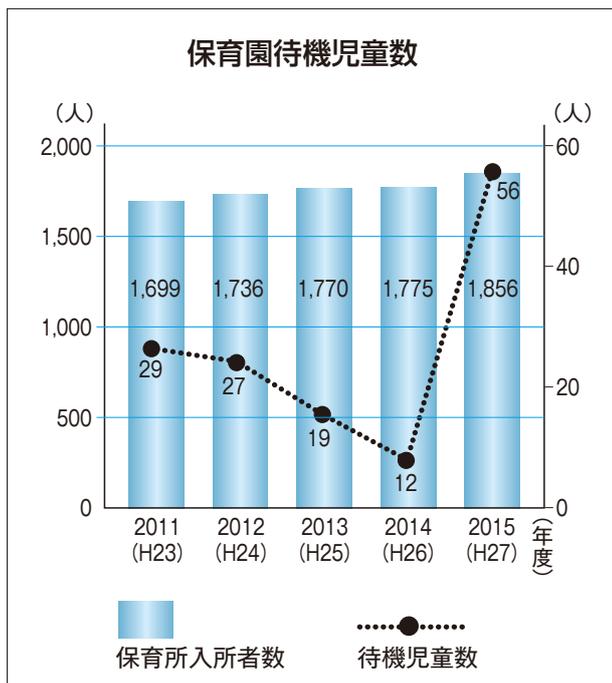
長引く経済不況や女性の社会進出等に伴う共働き世帯の増加により、保育を希望する家庭が増加しています。本市では、新たな保育園の開園や認可外保育施設の「協働保育園」への移行等を実施しましたが、平成27年度時点で、待機児童の解消には至っていません。

制度改正による保育所入園基準の緩和に伴い、保育ニーズの更なる増加が予測される中、既存幼稚園の認定こども園化、事業所内保育所・小規模保育事業所等を活用し、待機児童を解消するとともに、保育を提供するための人材の育成・確保が求められています。また、対象年齢の拡大に伴い、放課後児童クラブの希望児童数も増加しており、受け皿の確保に向けた対応が求められています。

それに加え、不況や非正規雇用の増加に伴い、所得が低下・低迷している家庭もあり、医療費や教育費等、子育て世代の経済的負担は大きくなっています。市民意識調査においても、子育て支援策として、経済的な支援が最も求められています。

本市には、十分な公園面積が確保され、避難所や小学生等の遊び場として利用されていますが、小さな子どもが遊べる公園は少ない状況です。安全性の観点から、遊具の撤去が進められてきた経緯もある中、子どもたちが安心して楽しく遊べる大型公園や遊具の整備を要望する市民の声が多く聞かれます。

また、社会環境や将来への不安等により、結婚の意思を持ちながらも未婚である市民が、安心して結婚できる環境とそのきっかけをつくる場づくりが求められています。



■目指す姿

安心して結婚・出産・子育てができるための環境が整っています。

■施策の方向

①子育て世帯の経済的負担の軽減

保育料や給食費、医療費の減免等により、子育て世帯の妊娠・出産・育児にかかる経済的な負担の軽減を図ります。

②待機児童の解消

待機児童の解消を目指し、0～2歳児の乳児保育園の建設、認可保育園の整備を図るとともに、認可保育園・事業所内保育所・小規模保育所・乳児保育園の開設を推進します。また、保育士確保に向けて、保育士志望の学生に対する支援や県内大学との提携により新卒者の積極的就労を図るとともに、元保育士の再雇用を推進します。

③子育て世代包括支援センター事業の充実

子育て世代包括支援センターを拠点に、ふくしあを活用し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応して、総合的相談支援を提供します。また、仲間の輪づくり、世代間交流等を推進し、子育ての不安の解消に努めます。

④認定こども園化の推進

大東・大須賀区域の幼稚園・保育園を再編し、市内全域の認定こども園化を推進します。

⑤発達に応じた乳児保育・幼児教育が受けられる環境の整備

乳児保育・幼児教育の質を高めるために必要な連携の強化を行うとともに、保育者の人材育成・人材確保、外国人支援員の配置や発達支援を要する幼児への対応等、保育者の資質・意欲を向上させるとともに、安全・安心な園環境の整備を推進します。

⑥子どもや家族が楽しめる場所づくり

子どもや家族が安心して楽しむことのできる公園、商業施設、レジャー施設等の誘致・整備を図ります。

⑦出会い・結婚支援

未婚者が結婚するきっかけをつくるために、事業者、関係団体、市が連携し、婚活イベント、男女の出会いの場、結婚相談窓口等について情報提供を進めます。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	子育て世帯の経済的負担の軽減	・低所得世帯への支援策（給食費免除、教材費の負担軽減、子ども医療費の減免、学習支援等）の拡充の検討 ・2人目以降の児童について、保育料・給食費の無料化の検討 ・中学生以下の子ども医療費助成の拡充の検討
●	待機児童解消対策事業	・待機児童解消対策として、認可保育園、認定こども園、乳児保育園・事業所内保育所・小規模保育所の開設
●	乳児保育園建設及び認可保育園整備	・0～2歳児の乳児保育園建設、認定こども園、認可保育園（定員120人）の整備
●	子育て世代包括支援センター事業の充実	・母子健康手帳交付、支援の必要な妊婦のケアプラン作成と支援、ふくしあを活用した相談業務、世代間交流の推進
●	子どもや家族が楽しめる場所づくり	・子どもや家族が安心して楽しむことのできる公園、商業施設、レジャー施設等の誘致・整備
●	出会い・結婚支援	・事業者、関係団体、市が連携し、婚活イベント、男女の出会いの場、結婚相談窓口等についての情報提供
	南部区域幼保再編	・大東・大須賀区域の幼稚園・保育園を再編し、認定こども園を整備
	認定こども園化の推進	・幼保一元化の理念に基づく園運営の推進、幼稚園・保育園の園児交流活動の推進、幼保園の認定こども園化
	多様な保育事業の推進	・延長保育、病後児保育、子育て支援センターや緊急時一時預かり等、多様なニーズに対応した保育事業の充実
	保育士確保事業	・保育士を目指す学生への奨励金支給もしくは、県内の養成施設と提携を結び、新卒者の積極的就労を目指す他、元保育士の再雇用
	子育て支援拠点事業	・未就園児と保護者に対して、育児相談や各種イベント等、子ども同士、親同士の交流の場の充実
	児童館事業	・健康増進と情緒を育てるための発達期に応じた適切な遊び場の提供

3⑥ 市民の学びの拠点となる図書館づくり

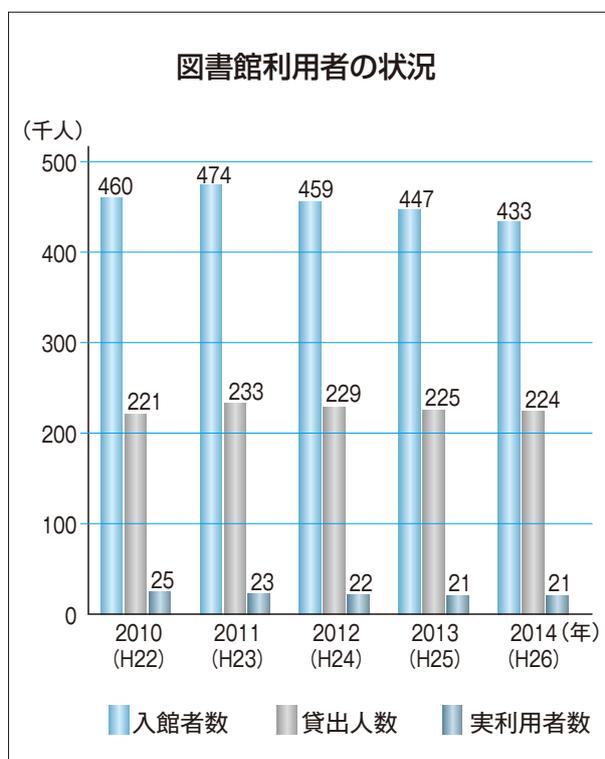
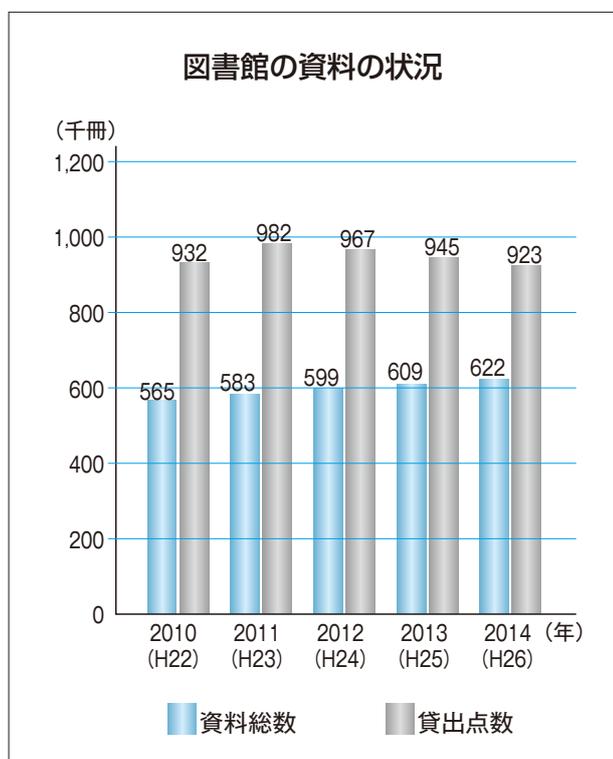
■現状と課題

少子高齢化等の社会環境の変化、携帯用端末やインターネットの普及といった生活環境の変化等、図書館を取り巻く環境が大きく変化しています。このような要因から公共図書館利用者の減少や読書離れが進んでおり、本市においては特に中高生や若い世代の利用が低迷しています。

このような中、利用者サービスの量から質への転換が求められています。図書館の利用促進のためには、子どもの頃から読書に親しみ、読書力を育む取組が必要であると同時に、教養・文化・情報等、多様化する市民ニーズに応えられるように、課題解決の支援体制の整備や情報提供サービスの質の向上が求められます。

また、図書館の運営にあたっては、これからの市立図書館のあり方を考えるとともに、図書館の役割やサービスに適した効果的な運営、市民参加型の運営、各図書館それぞれの地域特性を活かした特色ある運営等を検討する必要があります。

郷土資料については、資料の特性から閲覧が制限され、その活用が困難な状況にあり、所蔵する貴重な郷土資料の利活用と保存を両立する手段として、デジタルアーカイブ化による資料整備が求められています。



■目指す姿

図書館が、市民誰もが真に充実した人生を過ごすために、必要な知識や情報を得て、暮らしとまちづくりに生かすことのできる教養と文化・情報の拠り所となっています。

■施策の方向

①読書活動の推進

貸出サービスの充実を図るとともに、利用者の多様な資料要求に的確に応えられるように、専門性を有した図書館司書の育成・配置、蔵書の確保と適切な管理に努めます。多様な情報発信により読書の楽しさを広めるために、読書活動を推進するとともに、絵画、音楽、映像等を通じて、市民の感性を高めます。また、郷土資料を活用した講座や展示を行い、地域文化の振興を支援します。

②子ども読書活動の推進

子どもの読書活動を計画的に推進できるよう「掛川市子ども読書活動推進計画」の進捗状況を把握するとともに、評価と見直しを行います。

③地域の情報拠点となるレファレンスサービス等の充実

インターネットや商用データベース等を活用し、レファレンスサービスの充実・高度化に努めます。また、インターネット等の利用により利用者が外部の情報にアクセスできる環境の提供や、郷土資料等のデジタルアーカイブ化による資料の整備に取り組み、地域の情報拠点としての機能を高めます。

④仕事と暮らし、まちづくりに役立つ課題解決支援機能の強化

市民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、市民の要望並びに地域の実情を踏まえ、必要な情報提供に努めます。また、課題解決支援型図書館として関係各課との連携を強化し、多面的なサービスを展開します。

⑤人づくり・生涯学習の支援と協働による図書館運営

生涯学習の拠点として、あらゆる世代に対応する資料・情報を収集し、提供するとともに、放送大学の普及促進等多様な学習機会の提供や、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等の環境整備に努めます。生涯学習の成果を活用して地域社会に貢献しようとする市民に、活動の場を提供するとともに、ボランティアの自主的な活動を支援・促進します。また、読書活動の推進や図書館の利用拡大、利用者の相互交流を図るため、市民との協働による読書会やイベントを実施します。

⑥多様な利用者に対応したサービス

高齢者・障がい者・外国人等多様な方の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、サービスの拡充に努めます。

■主要事業

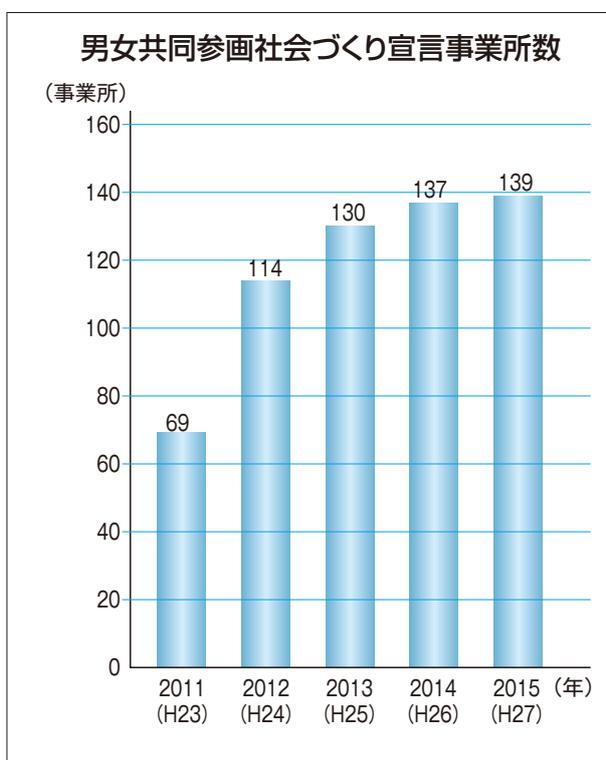
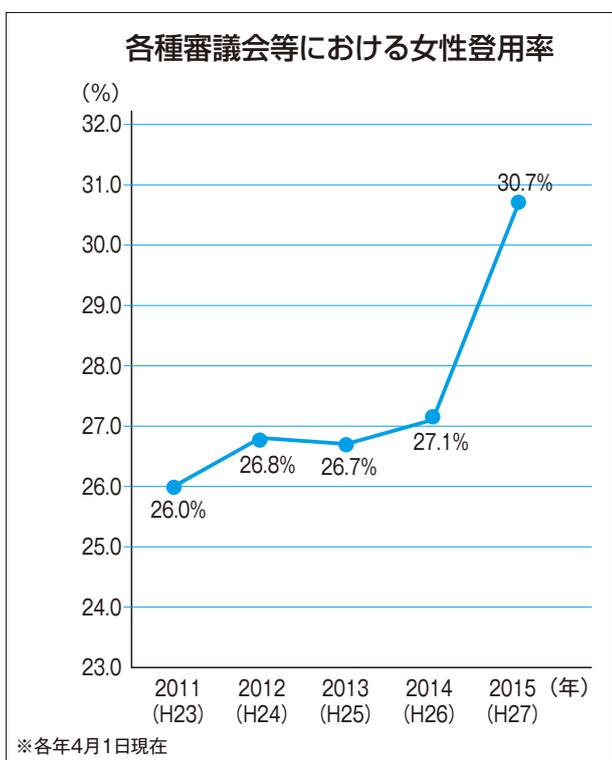
重点施策	事業名	事業内容
	図書館資料の充実	・市民の書斎・学習等の場として、市民ニーズに合わせた一般書・児童書・郷土資料・テーマ資料・視聴覚資料等、各館の特性に合った収集による所蔵資料の充実。郷土資料等のデジタルアーカイブ化
	読書活動の推進事業	・「こどもの読書週間」、「秋の読書週間」等を活用した行事の充実、啓発・広報の推進
	掛川市子ども読書活動推進計画の推進	・胎児期からの読書習慣を身に付けるため、家庭・地域・学校（園）・図書館が連携して事業推進
	こんにちは絵本事業	・6ヶ月児相談において読み聞かせの大切さを伝え、絵本の贈呈 ・家庭における読書活動の啓発・支援
	レファレンスサービスの充実	・インターネットや商用データベース等を活用したレファレンスサービスの充実・高度化
	課題解決支援事業	・市民の生活や仕事に関する課題や、地域の課題の解決に向けた活動を支援するために必要な情報提供サービスの実施
	利用者や市民との協働による図書館活動	・生涯学習の成果の活用や地域社会に貢献しようとする市民への活動の場の提供、ボランティアの自主的な活動の支援・促進、市民との協働による読書会やイベントの実施
	多様な利用者に対応したサービス	・高齢者・障がい者・外国人等多様な利用者に対応したサービスの拡充

3⑦ 男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現

■現状と課題

国の成長戦略の一つとして女性の活躍推進が位置づけられており、女性の役職登用促進の環境整備が進められています。人口減少社会の中、労働力確保の観点だけでなく、社会経済を活性化する観点からも意欲ある女性が活躍できる環境を整備していく必要があります。

本市では、男女の平等意識は向上しているものの、市民意識調査では「男女共同参画が進んでいると思う割合」が33%となっています。市役所・企業・地域等においては、役職女性登用率が低く、女性の能力発揮の場が十分に確保されていない環境となっています。職場内においては、「性別役割分担意識が残っている」、「就業環境が整備されていない」等の理由で、男性の育児休業等の取得率が低い状況にあります。今後、意思決定の場における女性の参画を推進するために、人材の発掘・育成に取り組む必要があります。



■目指す姿

男女がともに個性と能力を十分に発揮しつつ、
自らの意思により社会活動に参画し、活躍しています。

■施策の方向

①男女共同参画社会の視点に立った意識改革の推進

固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発や、そのような意識に基づくしきたりや慣行の見直しを推進します。

②男女共同参画の推進に関する教育・学習の充実

学校や家庭において、成長段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努めるとともに、幼少期からの男女共同参画に関する意識の醸成・学習機会の充実を図ります。

③女性の社会進出の推進

あらゆる場面での意思決定の場や自治会等地域におけるまちづくりに、男女がともに参画することを推進します。

④女性登用にに向けた人材の育成の充実

講座・研修等により、女性自身の意識や行動を改革し、女性が意思決定の場に参画する力をつけていくための支援を充実します。

⑤ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備促進

男女がともに仕事、家庭・地域活動等にバランスをとって参画するため、働き方の見直しを促すとともに、ライフステージに応じた多様な働き方を柔軟に選択できる環境の整備を促進します。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	ワーク・ライフ・バランス推進事業	・ワーク・ライフ・バランスの啓発活動の実施 ・各種講座の開催、男女共同参画社会づくり宣言事業所の拡充、多様な雇用形態の普及啓発、優良事業所顕彰制度の実施
●	在宅勤務等の普及啓発	・テレワークによる在宅勤務等新たなワークスタイルの普及啓発 ・社会保険労務士等による個別相談の実施
	男女共同参画推進事業	・男女共同参画推進に関する各種講座の開催 ・多様な媒体を通じた啓発活動
	女性活躍推進事業	・各種団体・機関等との連携による情報交換会の開催 ・活躍する女性のネットワークづくり
	女性の人材育成事業	・女性のスキルアップ、キャリアアップのための各種講座の開催 ・リーダーとなる女性の人材育成

3⑧ 乳幼児や子育て世代も集える身近な公園・緑地の充実

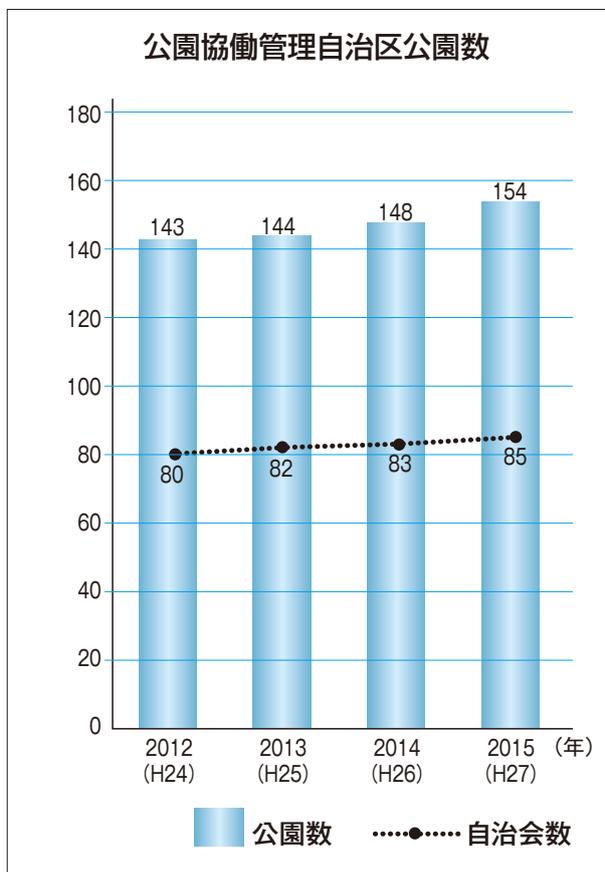
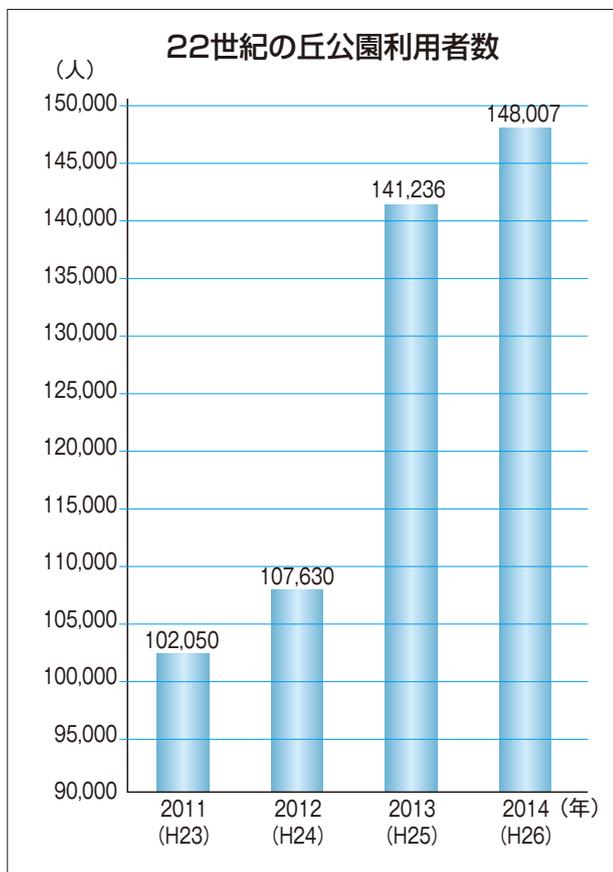
■現状と課題

本市の公園面積は公共緑地も含め約355haあり、市民1人当たりの面積は30.56㎡で全国平均を上回っています。

しかし、遊具等施設の老朽化や乳幼児向けの公園の不足等市民要望に応え切れていないのが現状です。

また、人口減少や少子高齢化の進行が予想されており、今後の都市のあり方として、多極ネットワーク型コンパクトシティへの転換が求められています。これにあわせ、都市経営のあり方の観点から、無駄のない投資や維持管理費の削減の推進が求められています。このような情勢を踏まえ、既存の公園や公共緑地等、既存ストックを活用した地区公園、近隣公園、街区公園等の整備が求められています。

さらに、新たな公園の整備だけでなく、老朽化が進む既存公園のバリアフリーやユニバーサルデザイン、遊具の安全性確保、防災機能向上等に配慮した再整備を進めるとともに、22世紀の丘公園等の総合公園を補完するため、公園芝生化等乳幼児や子育て世代等の利用者の目線に立った公園の再整備が必要です。



■目指す姿

地域の公園に老若男女が集い、
地域住民や子育て世代のコミュニケーションの場となっています。

■施策の方向

①市民に親しまれる公園・緑地の計画的整備

総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園等公園の目的に合わせ、芝生化等の計画的な再整備を進めます。

②協働による公園管理の充実

地域住民による身近な公園の管理、草刈り、清掃、ごみ拾い等の日常管理の推進。

③児童遊園やつどいの広場等の整備

子どもに健全な遊びを与え、豊かな情操を育てることを目的とした児童遊園や、子育て世代が集える広場等の整備を推進し、親子の日常生活にうるおいとやすらぎを与える場となるような公園の整備を進めます。

④ユニバーサルデザインに配慮した公園等の整備

高齢者や障がい者、子育て世代を含む全ての人々が、安全で快適に様々な活動を行う場となるよう、主要な施設等のバリアフリー化を進めるとともに、コミュニケーションはもとより健康づくりや機能回復等の活動ができる公園等の整備を推進していきます。

⑤既存公園等の計画的な再整備の推進

周辺環境や住民ニーズに配慮した既存公園の再整備を進めます。レクリエーション、防災等の機能も充実させ、老若男女問わず親しまれる公園づくりを推進します。再整備にあたっては、計画段階から周辺住民と協議し、愛着を高め、地域住民が主体となった継続的な維持管理に繋がるよう努めます。

⑥緑の基本計画に沿った施策の推進

緑の基本計画に示した「次世代につなげる、ふるさと掛川の緑と水辺」のテーマのもと、公園の整備や緑地空間の確保等、計画に沿って施策を推進していきます。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
	公園管理協働事業	・地区との協働管理により意識の高揚を図り、公園の利用の促進
	都市緑地の整備促進と保全	・緑の基本計画に沿った施策の推進



22世紀の丘公園

4 明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る

4 ① 自助・共助・公助による防災・減災対策の強化

■現状と課題

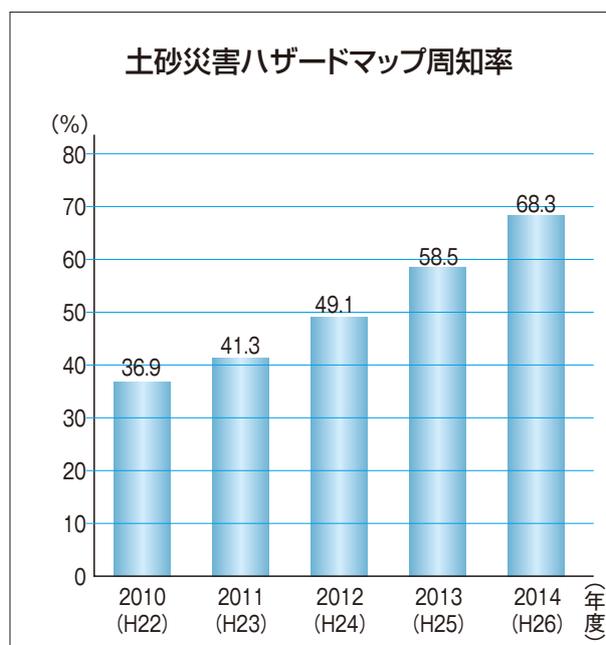
近年、全国で台風や集中豪雨等の大雨による土砂災害や洪水の被害が発生しています。また、平成26年に国が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を見直し、市の責務は、住民一人一人が自主避難の判断ができる知識と情報を提供することと規定されました。

そのような中、本市では「防災ガイドブック」を全戸に配付し、家庭の避難計画の作成、自主防災会や地区の防災計画の策定を進めています。また、土砂災害の危険区域について、県と連携し、指定を促進するとともに、順次ハザードマップの整備を進めています。今後、災害時における市からの情報伝達手段の整備及び地区等からの情報収集体制の確立とともに、家庭の避難計画に基づいた全市民参加による防災訓練実施を推進する必要があります。また、市民、地域、事業者、行政が、それぞれの立場で防災減災対策のための施設整備や防災訓練、啓発活動を推進するとともに、防災関係機関の更なる連携が求められます。

平成25年に静岡県第4次地震被害想定が発表され、震度、津波浸水域、建物被害、人的被害等の想定が大幅に見直されました。本市では、この被害想定を踏まえ、「掛川市地域防災計画」を見直すとともに、「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」及び「掛川市国土強靱化地域計画」を策定し、防災・減災対策を進めています。今後、死亡者ゼロ及び減災に向けて、地域防災力の強化や家庭内の安全対策の推進等が必要です。

防災訓練や啓発活動を通して、市民の防災・減災への意識は高まってきているものの、地域や各家庭における災害種別ごとの避難行動に対する認識不足、地域ごとの防災・減災意識に温度差がみられます。地域の防災力を高めるため、市民や地区への一層の啓発、将来の人口減少や高齢化を見据えた地域で防災活動する人材の育成及び女性の活用が必要です。

原子力災害については、本市の全域が「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」に定められているため、県と関係する11市町により、原子力災害広域避難計画の策定を進めています。今後は、市民等への計画の周知と避難体制の確立が求められます。



■目指す姿

自助による防災対策が強化され、共助・公助による防災力強化及び災害時の迅速な救出救護活動により、各種災害での死亡者がいません。

■施策の方向

①自助を基本とする防災意識の向上

ハザードマップ等の周知により防災・減災情報の共有を図るとともに、防災・減災意識の向上を図ります。

②総合的な防災・減災体制の確立

災害による死亡者ゼロを目指して策定した「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」や「掛川市国土強靱化地域計画」を全庁横断的に取り組むとともに、市民・地域・事業者・市民活動団体と協働で地震、土砂災害、洪水災害等の全ての災害について防災対策を推進します。あわせて、災害対策本部体制の確立、充実を図るとともに、防災資機材の整備を進め災害時に備えます。

③自助による防災力の向上

防災ガイドブックの普及啓発により、各家庭の避難計画策定を推進するとともに、全世帯への防災ラジオ貸与による情報伝達体制の向上を図ります。また、自分の命は自分で守るための住宅の耐震化や家具固定の促進、7日分の食料やその他必要品の備蓄等事前の備えについても普及啓発し、自助による防災・減災力の向上を図ります。

④共助による地域防災力の向上

自主防災会の組織化推進、地区防災計画の策定、防災リーダーの養成や実践的な防災訓練の実施により、共助による地域防災力の向上を図ります。

⑤公助による防災力の強化

平成27年度に竣工した消防本部の装備を拡充するとともに、自衛隊、緊急消防援助隊、警察、事業者等との連携を強化することで公助による防災力を強化し、自助、共助を支えます。

⑥原子力災害に関する対策の推進

原子力災害時の避難計画を策定して、市民等に周知、避難訓練等を実施することにより、原子力災害時の避難体制を確立します。

⑦情報発信の強化と相互受発信体制の整備

各地域の被災状況を迅速に確認するため、各自主防災組織と広域避難所(支部)をつなぐデジタル簡易無線機の配備をはじめ、同報無線・防災ラジオ・携帯メール・地域SNS・光BOX等情報伝達の多様化を促進するとともに、効果的な活用を図ります。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	アクションプログラム及び国土強靱化地域計画の推進	・「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」及び「掛川市国土強靱化地域計画」の進捗管理と確実な推進
●	家庭内防災対策推進事業	・耐震シェルター・防災ベッド・家具の固定の防災対策の啓発、利用促進 ・補助対象者への補助金交付
●	地区防災計画策定、自主防災会組織化の推進	・避難行動要支援者への支援を含む地区防災計画、家庭の避難計画の推進と地区まちづくり協議会をベースとした自主防災会の組織化
●	自主防災会支援事業	・自主防災会の組織化、防災資機材の整備補助、防災リーダーの育成、研修会への講師派遣
●	防災教育の推進	・子どもへの防災教育、防災リーダーの育成、防災・減災推進事業の企画開催、防災出前講座の開催
●	情報伝達機材整備事業	・防災ラジオの全戸配付(貸与) ・同報無線、地域防災無線、防災対策無線、デジタル無線機等の維持管理
●	災害時要配慮者支援事業	・災害時要配慮者の避難支援体制の確立、福祉避難所の設置促進
	原子力災害避難体制の確立	・掛川市原子力災害広域避難計画の策定、市民への周知、避難訓練の実施

4 ② 災害に強い住宅や都市基盤施設等の整備

■現状と課題

地震による倒壊被害を最小限にとどめるためには住宅の耐震化が重要ですが、本市では補助制度等により耐震化を推進しているものの、家屋所有者の高齢化、多額の施工費用が掛かることなどから、思うようには進んでいません。

公共施設については、耐震補強工事が優先的に施行されてきましたが、今後は、老朽化が著しい校舎、屋内運動場等の教育施設の改築、改良を進めることが求められます。

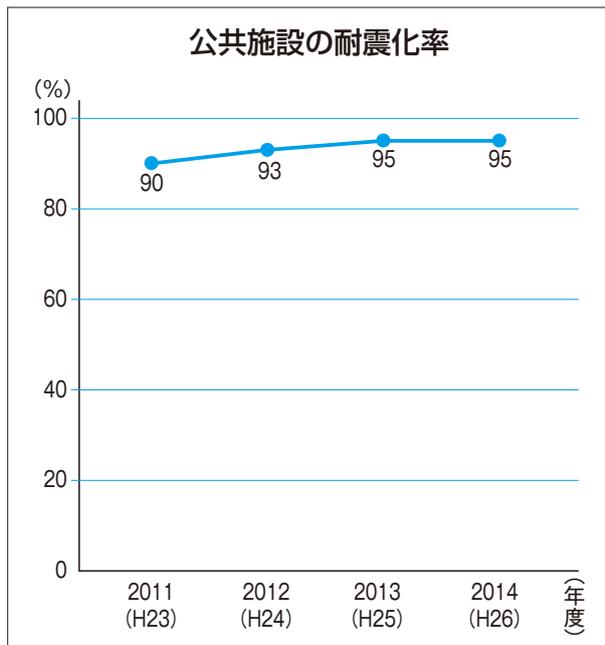
水道施設は、被災時のライフライン確保のため最低限基幹管路の耐震化100%を早期に目指す必要がありますが、管路耐震化は事業費が多額であり、水道事業の経営において負担となっています。

農業ため池については、平成26年度時点で152池で従来の基準を満たしていますが、東日本大震災で甚大な被害が発生したことを踏まえ、新たな基準が創設されており、耐震化が要求されています。

道路については、緊急輸送路等、主要な道路の整備を促進するとともに、道路ネットワーク上の橋梁のうち68橋において、早期の耐震補強対策が必要です。

近年の局地的集中豪雨や台風の多発に対しては、浸水被害の軽減及び浸水箇所の解消対策、河川整備や浸水対策として、河道の拡幅・堤防の嵩上げ・バイパス水路の整備等が必要です。

また、東日本大震災を契機に津波に対する備えの重要性が高まっており、海岸線を有する本市において喫緊の課題であることから、津波防御機能の強化が求められています。



■目指す姿

住宅、公共施設や都市基盤施設の耐震化により災害に強いまちと
なっています。

■施策の方向

① 海岸防災林強化事業「掛川モデル」と希望の森づくりの推進

海岸付近の防災強化のため、国や県事業との協力・連携、市民や事業者との協働により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2津波に対応した海

岸防災林の整備や希望の森づくり事業による海岸防災林の植樹・育樹を推進します。有事には津波対策施設として、平時には市民や自転車道利用者らが集い、散歩できる森林レクリエーションや交流の場の創出を図ります。

②市内の建築物の耐震化の促進

市内の公共建築物や住宅等の耐震化を促進します。特に、旧耐震基準により建設された(昭和56年以前)木造住宅については、戸別訪問・ダイレクトメールによる耐震化の啓発を推進します。

③安全・安心な教育環境の整備

耐震性能の強化等、安全性の向上を図るため、屋内運動場等の教育施設の改築・改良を推進します。

④水道施設の耐震化等の推進

市内自己水源6箇所すべてに非常用電源を設置し、災害発生による停電時でも取水・送水を可能とします。また、耐震性にすぐれた水道管路(基幹管路及び一般管路)の整備とともに、浄水場、ポンプ場、主要配水池の耐震化を進め、災害時でも安定した給水を可能にします。

施設の危機管理対策として、各水道施設に侵入防止柵の設置を進め、施設の安全を図ります。

⑤下水道施設の耐震化等の推進

下水道施設の耐震化を図る「防災」と被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた地震対策を進めます。また、耐震性の劣る污水处理施設の耐震化を進めます。

⑥農業用ため池の耐震化の推進

農業用ため池の耐震性と被害想定把握と堤体の補強及び危険個所の整備を推進します。

⑦橋梁の耐震化の推進

大規模地震時における避難路や緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震化を推進します。

⑧河川整備の促進

台風・豪雨等の自然災害による洪水や浸水を防ぐため、河川整備の促進を図ります。

⑨復興に関する職員行動計画の策定

被災後の復興事業に着手するまでに、関係機関がとるべき都市計画に関する手続きの手順を示した職員行動計画を策定します。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	海岸防災林強化事業「掛川モデル」	・ 海岸防災林の再生事業と連携しながら、公共事業残土等を活用し、レベル2に対応した盛土を行う「掛川モデル」の整備 ・ 有事には津波防御施設として、平時には地域住民や自転車道の利用者らが集い、散策できる森林レクリエーションや交流の場の創出 ・ 市民や事業所等との協働による植樹・育樹
●	市内建築物の耐震化促進	・ 掛川市耐震改修促進計画の見直し、これに基づく建築物の耐震改修の促進 ・ 地元建築士・建設業者との連携による耐震啓発～工事について、市民が安心して相談・業務依頼できる体制づくり
●	屋内運動場改築等事業	・ 老朽化した屋内運動場の耐力度調査に基づく改築事業または長寿命化のための大規模改造事業の実施
●	水源施設への非常用電源の整備	・ 市内6箇所すべての水源に非常用電源の設置
●	基幹管路及び一般管路の耐震化	・ 被災時に影響の大きい基幹管路(導水管、送水管、口径φ300mm以上の配水管) 総延長90.0kmの布設替え及び管路全体の耐震化率の向上
●	浄水場、ポンプ場及び配水池の耐震化	・ 浄水場6箇所、送水ポンプ場6箇所、配水池19箇所の耐震化の推進
●	施設の危機管理対策	・ 水道施設の安全対策の改善を図るため、主要施設から順次侵入防止柵の設置
●	污水处理施設耐震化事業	・ 葛ヶ丘団地污水处理施設の耐震診断及び耐震補強工事
●	下水道総合地震対策事業	・ 重要な幹線管渠等の耐震診断及び耐震化工事、大東浄化センターの津波浸水対策、マンホールの液状化対策等
●	ため池等整備事業	・ 耐震性点検及び耐震化工事
●	橋梁耐震補強事業	・ 大地震発生時に落橋等による輸送路の分断を未然に防ぐため、耐震補強の計画的な推進
	河川整備事業	・ 降雨時の安全な排水能力確保に努めるため、河川断面の確保・護岸整備等の河川整備の促進
	浸水対策事業	・ 台風・豪雨時における浸水被害の軽減及び浸水箇所の解消
	復興に関する職員行動計画の策定	・ 震災復興都市計画行動計画の策定

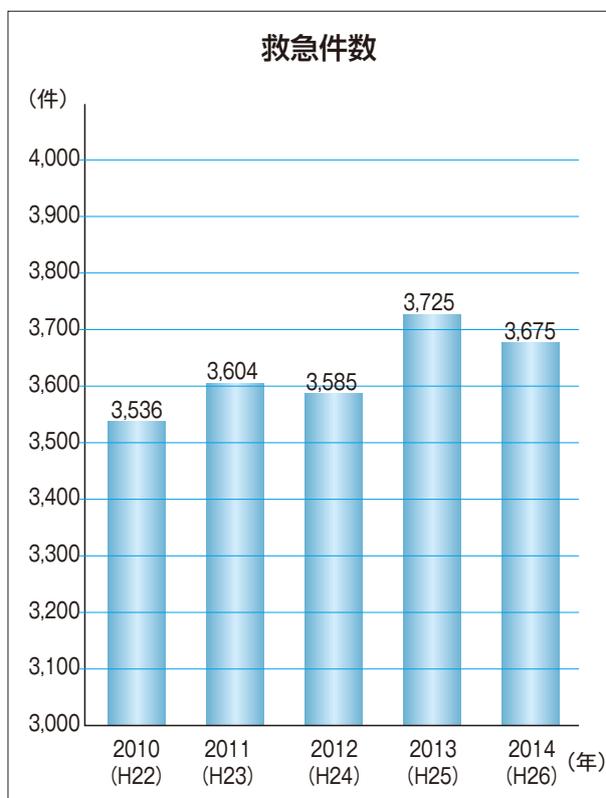
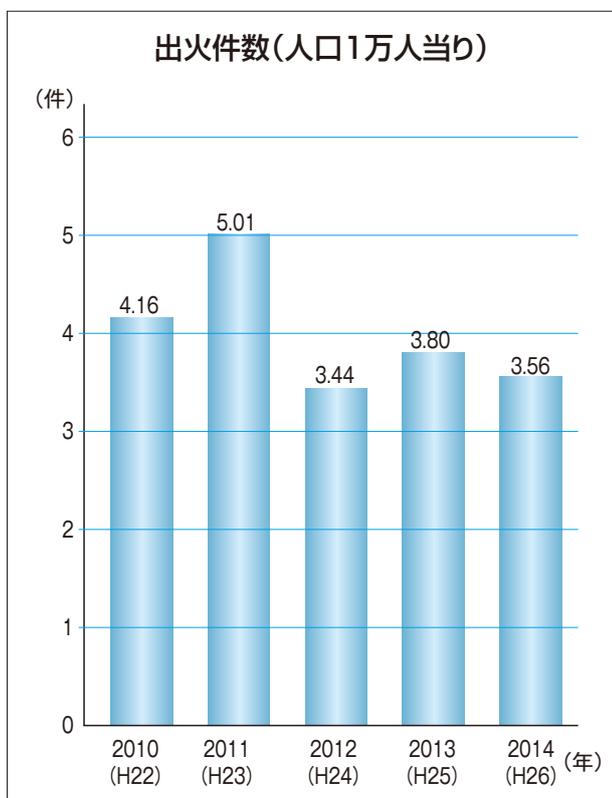
4 ③ 消防救急の迅速化・高度化の推進

■現状と課題

市民意識調査では、消防救急体制についての満足度、優先度ともに上位を占めています。また、「信頼できる消防救急体制が確保されていると思うか」という問いに対し、肯定的回答が調査開始以降6割を超えた水準で推移していることから、市民の一定の評価を得ているといえます。

一方で、市民の高齢化に伴い、救急件数は増加しており、特に、人口の集中する市街地に集中しています。この結果、救急隊の現場到着時間の遅延が発生しており、救急体制の充実や救命システムの高度化等の対策が早急に求められます。

消防においては、防火対象物の高層化、救助活動の複雑化に即応するための体制整備や技術の向上が必要とされています。また、少子化やコミュニティ意識の希薄化に伴い、消防団員の確保が困難であり、消防を担う人材の確保や育成が大きな課題となっています。



■目指す姿

消防救急体制の充実により、市民の生命、身体及び財産への被害が最小限に食い止められており、市民の信頼を得ています。

■施策の方向

①救急体制の強化

高齢化による救急要請の増加と中央消防署へ要請が集中している現状への対応として、中央消防署に救急隊を増隊し、早い現場到着時間を実現することで、救命率の向上と救急体制を充実させます。

また、救急業務の高度化を図るため、隊員教育や高規格救急車の配備、医療機関との連携強化を進め、あわせて、市民に対して救命手当の普及を図るとともに救急車の適正利用啓発に努めます。

②消防力(人・機械・水)の充実

救命・救助活動の高度化・複雑化に対応するため、各署所に必要な人員配置を行うとともに、救急・救助隊員の育成強化や消防職員の技術向上を図ります。

また、あらゆる災害現場において、救助活動に使用するはしご付消防車両や資機材等の装備面の充実を進め、防火水槽や消火栓の計画的な整備を行います。

③予防体制の強化

火災予防の広報活動を推進し、防火思想の高揚を図ります。事業所や工場等の防火対象物に対する予防査察及び防火指導を推進するとともに、中高層建築物等の防火対策、危険物取り扱い事業所の安全対策の強化を図ります。また、住宅火災からの死者を減らすため住宅用火災警報器の設置を推進します。

④消防広域化への対応

消防力の向上と人員配置の効率化を図るため、広域における消防救急体制のあり方について検討を進めます。

⑤消防団組織・活動の活性化

地域の安全を守る消防団組織を維持するため、消防団員の確保と団員の教育訓練や消防団拠点施設・装備の充実、自主防災会との連携等地域での活発な活動を行うことにより、消防団組織・活動の強化を図ります。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	中央署専従救急隊の2隊配置	・中央消防署に専従救急隊2隊の配置と中東遠総合医療センターとの連携強化
●	はしご付き消防ポンプ自動車の導入	・あらゆる災害現場において、救助活動に使用するはしご付消防ポンプ自動車の整備
	水利整備事業	・防火水槽と消火栓の計画的整備
	消防団拠点整備事業	・老朽化した分団センターの改築、防災拠点化

4 ④ 活発な交流を支える幹線道路の整備

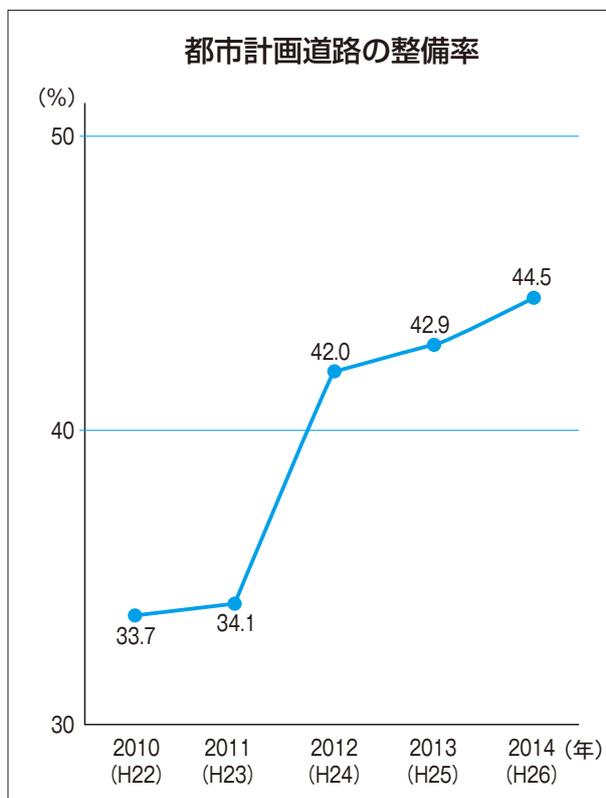
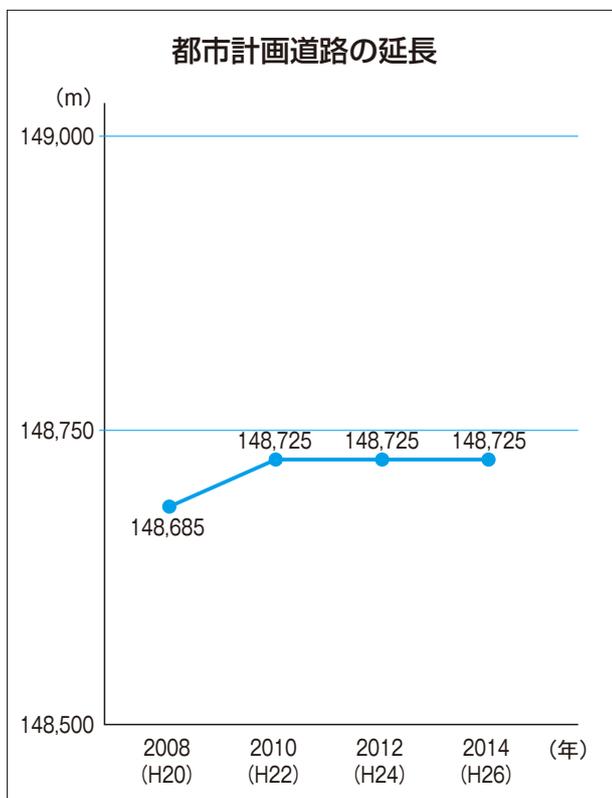
■現状と課題

本市では、これまで主要幹線道路の自然渋滞箇所の整備を着実に進めており、現在は、本市の南北を結ぶ南北幹線道路や東西方向の大動脈である国道1号袋井バイパス、島田金谷バイパス等を中心に整備が進められています。

近年において、新東名高速道路、中東遠総合医療センター、工業団地等が新たに開発され、交通情勢は変化してきています。また、静岡県内陸フロンティア推進区域の指定(寺島・幡鎌地区、倉真第2PA地区)により、新東名高速道路周辺の整備促進が図られています。

一方で、交通混雑の解消や防災面等から、道路整備に対する地元要望の路線は多く、未着手路線が増加しています。

このような状況を踏まえ、国道1号掛川バイパス、国道150号の4車線化や掛川浜岡線バイパス等の主要幹線道路及び高速道路へのスマートIC設置等の計画的な事業の推進のため、幹線道路網の再検討及び都市計画道路の整備方針の見直し、道路整備プログラムによる整備優先順位の見直しが求められます。



■目指す姿

市民の生活圏や物流の広域化に対応し、渋滞の無い快適な道路交通が確保され、人・もの・情報の交流が活発に行われています。

■施策の方向

①国道、県道の整備促進

整備が求められている国道、県道について、事業実施主体である国、県に対して、市や期成同盟会から積極的に働きかけるとともに、地区及び地権者との調整を推進します。

②広域連携道路ネットワークの構築

掛川東西環状線の県道採択化、掛川浜岡線バイパス、国道150号の都市計画決定等、広域連携道路ネットワークの構築を推進します。

③都市計画道路の見直しと道路網の再整備推進

社会状況の変化や実現可能性等を勘案し、都市計画道路の整備方針を見直すとともに、道路網の再整備を推進します。

④都市の骨格となる幹線道路の整備推進

道路整備プログラムに位置づけられた優先順位等に基づき、幹線道路の整備を計画的に推進します。また、高速道路へのスマートIC設置に向けた検討を推進します。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	広域連携道路ネットワークの構築	・東西環状線の早期整備に向けた取組、掛川浜岡線バイパス、国道150号の都市計画決定
●	国道、県道事業の支援	・国道や県道整備の事業実施主体である国、県に対して、市や期成同盟会から積極的に働きかけるとともに、地区及び地権者との調整の実施
●	幹線道路網の整備	・道路整備プログラムに基づいた幹線道路整備
	道路整備プログラムの見直し	・都市計画道路の見直しと道路整備に関する計画の再評価
	スマートIC設置	・東名高速道路及び新東名高速道路へのスマートIC設置に向けた検討



4 ⑤ 歩行者も車も安全に通行できる生活道路の整備

■現状と課題

利便性が高く、安全で円滑な地域内交通を実現するためには、幹線道路整備に加え、市民生活に最も密接した生活道路の整備が求められています。特に、子どもの通学路となっている箇所では、安全な歩行空間の確保が重要性を増しており、通学路交通安全プログラムに基づき通学路を中心とした合同点検（警察、教育委員会、道路管理者）を実施し、危険箇所の早期改善を目指しています。

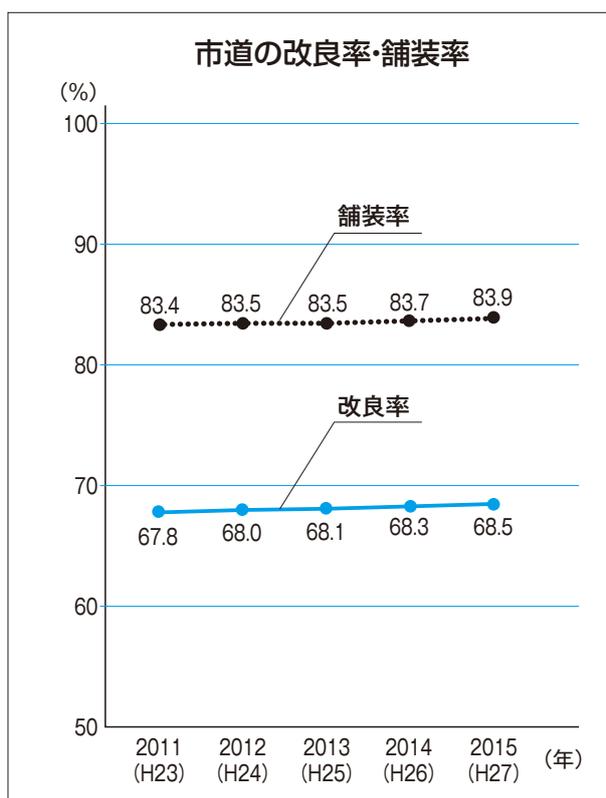
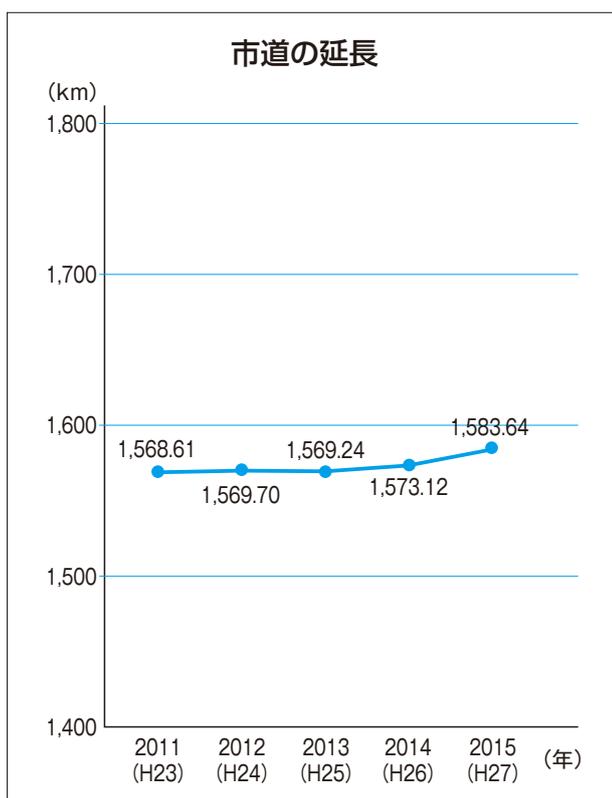
市街地の生活道路における歩行者の安全確保のために、警察と連携した“ゾーン30[※]”の区域を設定し、整備を実施しています。

市内の古くからの住宅地においては、緊急車両（消防車、救急車）の進入がままならない区域があり、ここでは排水施設も整備されていない場合が多いことから、道路機能と合わせた道路側溝等の整備が求められています。

また、大規模工場の通勤ルートやショッピングセンター周辺、福祉施設周辺等の渋滞緩和や自転車、歩行者の安全確保が求められているとともに、災害時の緊急車両通行のために、広域避難所等への避難路の整備や橋梁の耐震化も進める必要があります。

これらの多様な要望に応え、効率的かつ効果的な事業推進を図るためには、ユニバーサルデザインの視点を持った整備の検討や緊急性、必要性等を考慮した計画的な道路整備を行う必要があります。

※ゾーン30：最高速度30km/hの速度規制や路側帯の設置等を実施することにより、区域内の速度抑制や抜け道としての通行抑制を図る生活道路の安全対策



■目指す姿

市民誰もが、市民生活を支える身近な道路を安全・安心に利用できます。

■施策の方向

①市民ニーズを反映した安全・安心な生活道路整備の推進

暮らしやすいまちづくりを目指し、市民生活を支える快適で安全な生活環境の整備推進を図ります。

②歩道等の歩行空間整備推進

通学路を中心とした歩行者等の安全を考慮した道路・歩道の整備を図ります。

③産業を支え、周辺生活環境を維持する道路の整備

工場、流通、商業施設周辺における経済活動の促進と生活環境を守る道路整備を図ります。

④高齢者や障がい者等に配慮した道路整備

高齢者や障がい者等が安全に利用できる、ユニバーサルデザインに配慮した道路整備を図ります。

⑤身近な避難路の確保

災害に強い安全・安心なまちづくりを目指し、避難場所への円滑かつ迅速な避難が行えるよう各地域の避難路となり得る生活道路の整備推進を図ります。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
	交通安全施設整備事業	・通学路の安全確保を図るための道路・歩道整備、交通安全施設（区画線、安全防護柵、グリーンベルト等）整備事業
	生活道路新設改良事業	・生活基盤として安全快適な通行確保のため、緊急性・必要性に応じた道路整備
	事業関連道路整備事業	・産業を支え周辺環境を守る道路整備
	都市再生整備計画事業	・生活基盤施設の総合的な整備

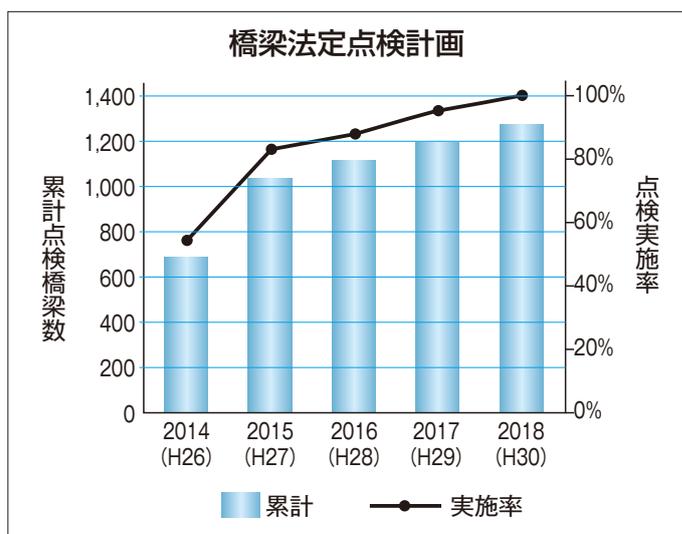
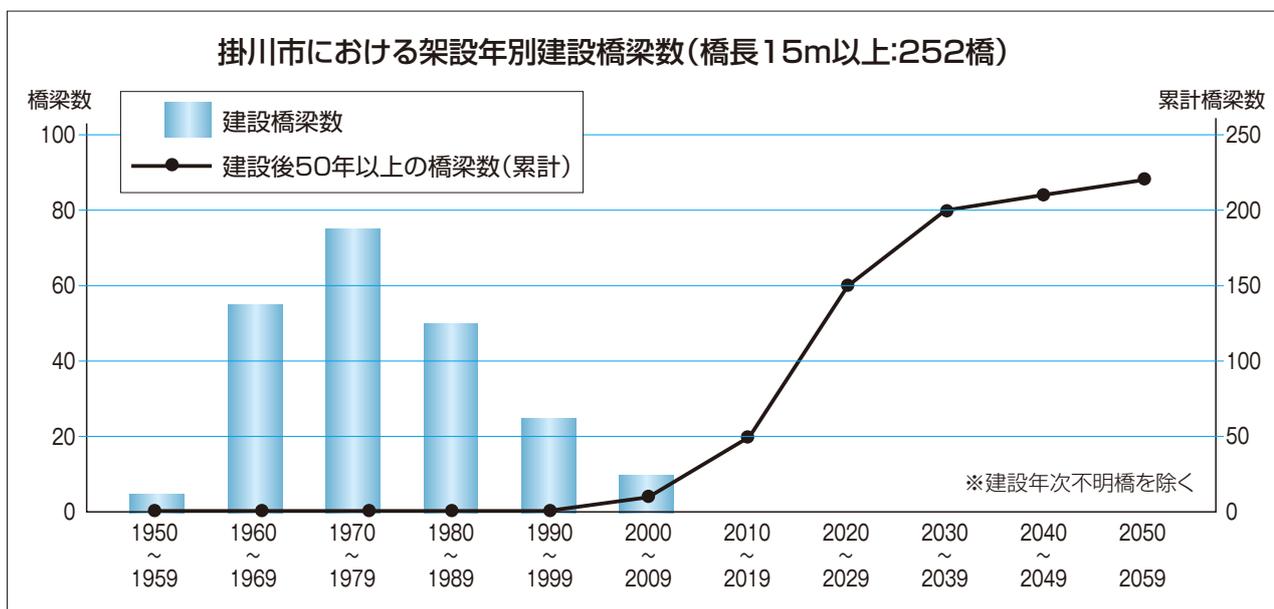


4⑥ 安全確保と長寿命化に向けた道路施設の維持管理の推進

■現状と課題

道路整備の促進により道路施設の全体量は増大し、それに伴い、維持管理業務も増加しています。一方、少子高齢化、人口減少等への対策や税収の減少により、国の予算も新設改良型から維持管理型、安全対策にシフトしてきています。また、橋梁、トンネル、横断歩道橋、門型標識等の構造物については、法令により定期的な点検が義務づけられました。これまでの事後保全型から予防保全型への取組が全国的に開始され、静岡県においても道路メンテナンス会議が始動し、維持管理に対する体制が強化されつつあります。

本市では、橋梁長寿命化対象橋梁を除き、予防保全や計画的な補修が行われていないことから、多数の道路施設を中長期的に維持管理していく体制や財源を整えることが求められています。また、高齢化や人口流出により、草刈り等、道路やその周辺の維持管理をする担い手が減少していることから、住民、地域の事業者、行政等の協働による維持管理のあり方を確立することが課題です。



■目指す姿

効率的かつ計画的な維持管理により、道路を安全・安心に利用できます。

■施策の方向

①道路等の効率的かつ計画的な維持管理

道路台帳及び施設台帳の整備を推進します。また、優先順位に基づく事後保全的、予防保全的な管理のすみ分けを行い、効率的な維持管理の実現と計画的な修繕による経費の節減を図ります。

②安全・安心な通行の確保

道路等の定期的なパトロール、点検等による危険箇所の早期発見と解消、修繕を実施するとともに、草刈り等の日常管理においては、住民、地域の事業者、行政等の協働により適切な維持管理を図ります。

③道路施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減

橋梁、トンネル、横断歩道橋、道路標識等について、定期的な点検に基づく計画的な修繕を推進します。また、予防保全型の施設管理を通してライフサイクルコストの縮減を図ります。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
	道路台帳の整備	・ 計画的な維持管理を実現するための道路施設の把握、管理
	かけがわりバー・ロードサポーター制度	・ 市道等の草刈り団体の活動に必要な物品を補助する制度の推進
	橋梁長寿命化修繕事業	・ 老朽化する道路橋の急速な増大に対する、計画的な修繕実施によるライフサイクルコストの縮減
	舗装長寿命化計画策定	・ ライフサイクルコストの縮減のため、老朽化する舗装の急増に対する修繕等の計画の策定
	橋梁点検	・ 市内全橋梁における5年毎の法定点検の実施
	道路施設総点検・補修	・ 市内のトンネル、横断歩道橋、大型カルバート、門型標識をはじめとする道路施設の点検及び補修
	地域環境整備調整事業	・ 地区要望に応じた小規模な維持修繕工事と生コン、道路用資材等の支給

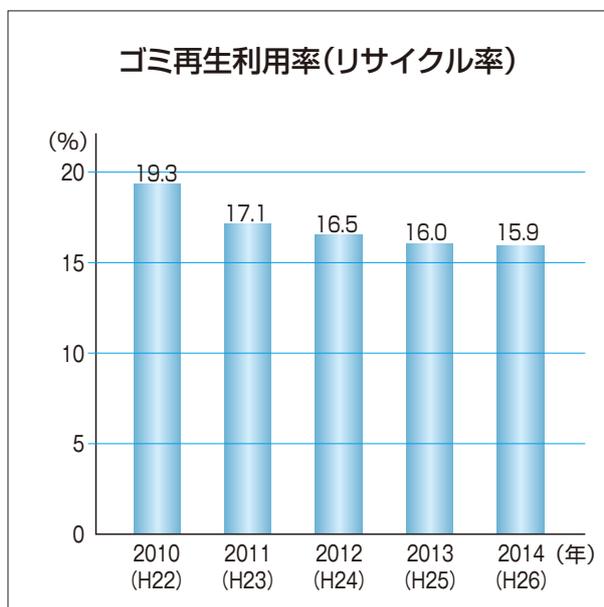


4⑦ 省エネ・省資源、再生可能エネルギー普及の促進

■現状と課題

国内において、2013年度の温室効果ガス排出量は過去最大を記録し、地球温暖化と異常気象が深刻化しています。「環境日本一」を目指す本市においては、市民・事業者・行政の協働による省エネや再生可能エネルギーの普及に関する取組が活発化し、NPO法人も設立してきました。しかし、太陽光発電の普及は鈍化しており、温暖化対策効果と地域の太陽光発電関連産業も減衰しつつあります。そのような中、木質バイオマス等新たなエネルギー資源の活用、スマートシティの普及を睨んだスマートコミュニティ地域拠点の推進、荒廃している森林の保全と適切な維持管理が求められます。

また、ごみ減量化については、本市は平成28年度までに「ごみ排出量を630グラム／人・日」という目標を掲げていますが、平成26年度時点で達成できていない状況です。ごみの排出量抑制のためのごみ分別の徹底、ごみの排出に対する市民意識の向上を図ると同時に、ごみ分別方法の統一化、不法投棄の根絶のための施策推進が求められます。



■目指す姿

地産エネルギーの普及と省エネルギーの推進、資源の有効活用により、スマートハウスが市内全域につくられています。

■施策の方向

①掛川版スマートハウスの普及

家庭における省エネ、省資源、創エネを推進するため、日射量に恵まれた本市の特性を生かした太陽光エネルギーの活用を一層進めます。また、HEMS、蓄電池の導入で省電力化を図るとともに、パッシブハウス^{*}の研究を進め、省エネ型住宅やゼロエネルギー住宅(新築)の普及を目指します。

^{*}パッシブハウス:ドイツや北欧で実用化されている断熱性能等に優れた高性能省エネルギー住宅

②バイオマス活用プロジェクトの推進

間伐材や林地残材等の木質バイオマスの熱源利用やその他未利用バイオマスによる堆肥化を推進し、地域内で持続的に循環できる仕組みの構築に取り組みます。

③地域のスマートコミュニティ化の推進

限られたエネルギーを有効に使い、分散型エネルギーの特徴を活かしたまちづくりのため、地域、事業者、市が連携し、地域活動拠点への再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギー、省エネルギー、

スマート移動等をあわせた電力の地産地消によるスマートコミュニティ街区の形成等、地域のスマートコミュニティ化を推進します。

④地産エネルギー資源有効活用の推進

太陽光、太陽熱、風力、バイオマス及び小水力等の地産新エネルギーの導入を推進します。また、これらを有効に利用する省エネルギーを推進して、地域のエネルギー自給力を高めます。

⑤緑の保全による温暖化対策の推進

森林による二酸化炭素の吸収固定や緑によるヒートアイランド現象の緩和を進めます。そのため、森林の健全性を維持に資する間伐に対する支援や市街地の緑の保全に対する啓発活動を行います。

⑥家庭におけるエコ活動の推進

家庭等から発生する燃えるごみの抑制や省エネ活動を促進します。そのため、環境保全団体や自治会等と連携した市民への啓発活動、生活環境展や環境を考える市民の集い等を通じた学習・研修の充実を図ります。また、地域のエネルギー自給率向上の一環として、家庭生ごみや剪定枝等をバイオマスや堆肥化に再生していく等、身近に活用が可能となる仕組みの構築に取り組みます。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	スマートハウスの普及	・NPO、事業者、市が連携し、「太陽光発電施設・蓄電池・HEMS」の安価商品の開発 ・日射量に恵まれた当市独自の戸建住宅における太陽光エネルギーを活用した自立電力システムの創造
●	バイオマス活用プロジェクトの推進	・木質バイオマスによるエネルギー供給事業の推進、その他未利用バイオマスを利用した地域循環型事業の推進
●	地域のスマートコミュニティ化推進事業	・地域自治会活動の拠点における再生エネルギーツール導入の促進による地域拠点でのエネルギー自給率の向上及びスマートコミュニティ街区の形成
●	次世代モビリティの導入推進事業	・移動における社会的弱者を作らず、環境にやさしいスマートな移動体系を構築するため、次世代環境車の普及、充電インフラの普及、自転車等の普及を促進
	新エネルギーの普及事業	・地産エネルギーを活用したエネルギー製造事業や、エネルギー設備関連事業の創出、発展
	高効率太陽電池プロジェクトの推進	・事業者と市が連携した、太陽光発電モジュールに温水製造性能を取り入れた設備の実証実験と導入促進
	上水道を活用した小水力発電導入調査	・配水池等に流入する上水を利用した小水力発電導入の調査・研究
	省エネルギー活動の推進	・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく、家庭や事業所での省エネルギー活動の推進
	再資源化促進プロジェクトの推進	・事業者や大学、市等が連携した、小型家電回収や太陽光発電パネルのリユース・リサイクルの研究と事業化の推進
	ごみ減量推進事業	・グリーン購入、マイバッグ運動、古紙等資源回収活動、生ごみ処理機の導入等4R活動の支援と推進 ・家庭での生ゴミ・剪定枝等を活用し、肥化等再利用する地産エネルギーの地消サイクルを確立
	森林や緑の保全活動推進	・間伐施業の継続と森林保全への市民参加の推進や、都市部における様々な緑の維持・拡大行動の促進
	環境リーダーの育成	・新エネルギーの普及や省エネ・省資源の推進、森林の保全を牽引するリーダーの育成
	環境保全団体との協働体制強化	・環境保全団体の活動と成果が最大限に発揮できるよう、情報・課題認識・使命の共有化、団体と市の協働体制の強化

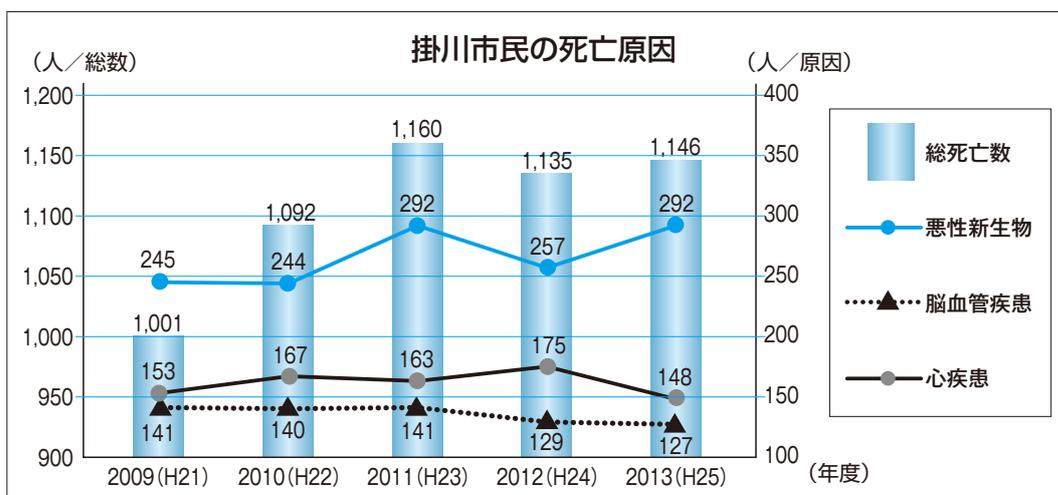
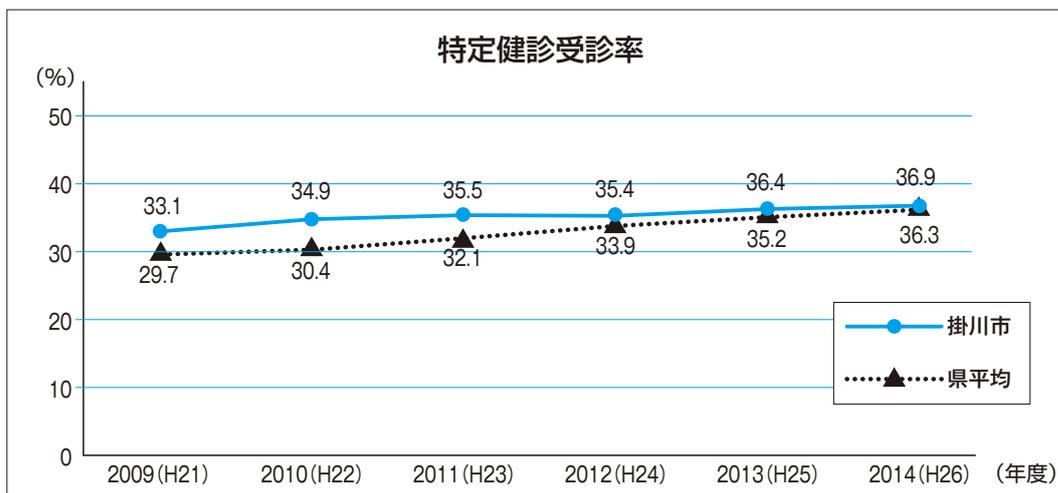
4 ⑧ 家庭・地域・職場ぐるみの健康づくりの推進

■現状と課題

家族のあり方やライフスタイルの変化等により、市民の健康を取り巻く環境も変化しています。近年では、朝食を食べない、運動習慣がないなど、望ましい生活習慣を獲得できていない人が多く、学齢期の食育、働き盛り世代の健康づくりへの取組が重視されています。また、ストレス社会の中で、メンタルヘルス対策の重要性も高まっています。

本市では、生活習慣病予防のための保健事業を展開していますが、健診受診者数は伸び悩み、生活習慣病の高血圧症、糖尿病の受診率が高く、糖尿病性腎症による人工透析患者が増加しています。また、死亡原因では、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が全体の49.9%を占めています。そのため、検診未受診者への受診勧奨や受診しやすい検診体制づくり、各種取組で得られる個人の健康データの精査と健康づくりへの反映等の取組が求められています。

本市の特色ある取組として、希望の丘に「緑茶予防医学・健康科学研究所」を開設し、緑茶を利用した健康づくりの普及啓発を実施しており、今後も、お茶の効能やお茶レシピの普及・啓発に取り組むなど、掛川スタディ(緑茶の生活習慣病予防研究)の情報発信が求められています。



■目指す姿

健康や医療に関する意識・知識が高まり、家庭・地域・職場ぐるみの健康づくりが行われ、多くの市民が健康に暮らしています。

■施策の方向

①健康増進ビジネスモデルの研究

市民の健康増進を図るとともに健康分野の産業育成を図るため、食品関連産業（スーパーマーケットやファミリーレストラン等）やスポーツ関連産業（スポーツ施設、フィットネスクラブ等）、医療・薬品業（血液検査等）、大学、市等が連携し、健康増進に関わる新たなビジネスモデルを確立します。

②ふくしあ健康づくり事業の推進

「ふくしあ健康相談」「ふくしあ健康講座」「ふくしあだより」等を利用して、あらゆる年代に対して、健康づくりや健康意識の向上、介護予防のための啓発活動を行うとともに、地域の関係機関や市民団体との連携による多様な地域活動を通じて、住民との繋がりを深め、健康意識の向上を図ります。

③健診及び保健指導体制の充実

生活習慣病の発症予防、早期発見、早期治療に向けて、健康診査、各種がん検診及び歯科健診の普及、健康相談、健康教育、訪問指導等の相談・指導体制の充実を図ります。

④生活習慣の改善の推進

保健活動推進委員会、健康づくり食生活推進協議会が協働し、「食事」「運動」「社会参加」の健康づくりプログラムの強化に努めます。

⑤健康づくりを応援する事業所・飲食店の支援

市民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりや働き盛り世代の健康づくりの推進のため、健康づくり活動を積極的に取り組む事業所を「かけがわ健康づくり実践事業所」、飲食店を「かけがわ健康応援店」に認定し、支援します。

⑥感染症予防の推進、感染症蔓延の防止

各種予防接種や結核検診の普及を図り、感染症予防知識の啓発活動を進め、感染症の予防と早期発見に努めます。また、感染症の蔓延を防止するため、県と連携して対応に努めます。

⑦緑茶の健康効能研究推進と研究成果の普及、活用

緑茶の生活習慣病予防研究「掛川スタディ」で得られた成果を市内はもとより、国内外に情報発信するとともに、引き続き実施が計画されている研究に協力し、市民の健康増進への普及、活用を図ります。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	健康増進ビジネスモデルの研究	・食品関連産業やスポーツ関連産業、医療・薬品業、大学、市等が連携し、健康増進に関わる新たなビジネスモデルを確立するための研究
●	ふくしあ健康づくり事業	・ふくしあを活用した市民への健康意識の向上のための相談・教育事業の強化
	がん検診	・各種がん検診の実施によるがんの早期発見・早期治療
	健康教育・健康相談	・子宮頸がん、乳がん、結核、肺がん検診時等において、がん予防の健康教育や自己の健康チェックを行い、自らの生活習慣を見直し生活改善できる支援
	訪問指導	・検診・相談事業の事後指導、特定健診での情報提供者の生活習慣の改善指導
	特定健診・特定保健指導	・生活習慣病の発病予防、早期発見、生活習慣の改善指導
	健康講演会	・世界糖尿病デー啓発イベントを始め年間を通し母子から成人までのライフステージに合わせた健康講演会の開催
	かけがわ健康応援店	・健康メニューを提供している市内の飲食店を「かけがわ健康応援店」に認定し、市民の健康づくりへの取組を支援
	かけがわ健康づくり実践事業所	・従業員の健康づくり活動に積極的に取り組む市内の事業所や団体を「かけがわ健康づくり実践事業所」に認定し、働き盛り世代の健康づくりを推進
	掛川スタディ	・掛川茶を活用した健康効能研究の実施と国内外への情報発信

4 ⑨ 誰もが安心して医療を受けられる環境の整備

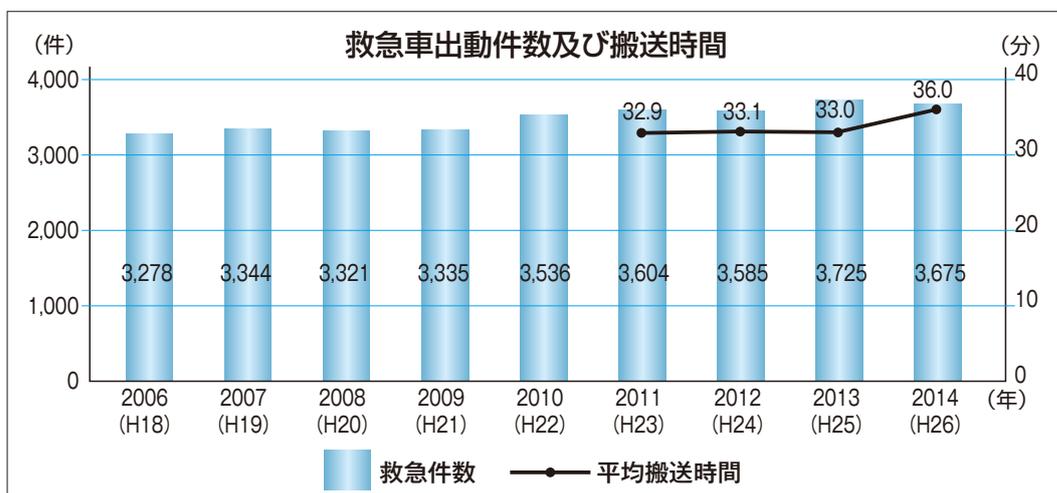
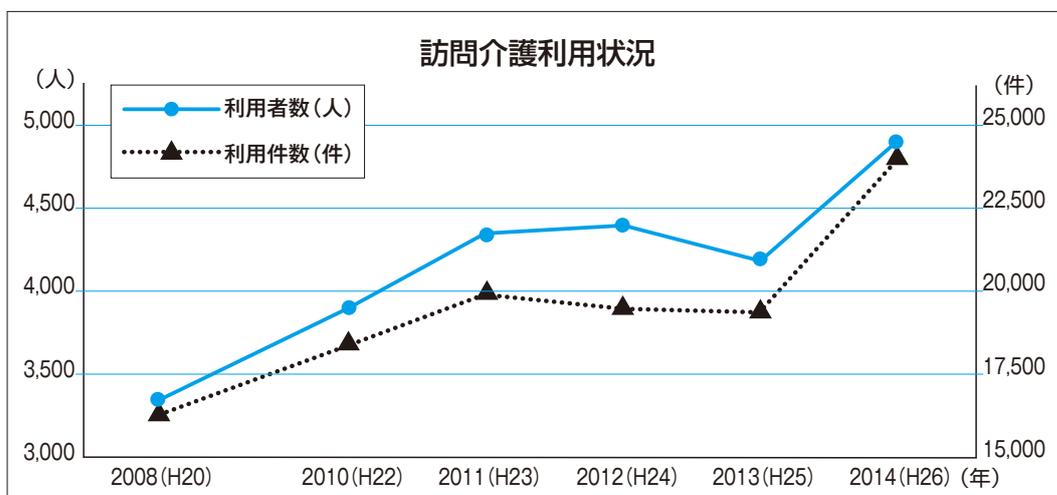
■現状と課題

本市では、地域完結型の医療体制を目指して、在宅医療、急性期医療、後方支援機能等が連携するハード・ソフト面の取組が始まっています。今後は、医療や福祉等の総合支援のあり方として、中東遠総合医療センター、希望の丘、開業医、ふくしあ等の連携強化等、地域医療体制と地域包括ケアシステムの強化が求められます。特に、在宅生活を維持するために、医療、介護等による24時間対応の支援体制拡充が望まれています。

本市では、中東遠総合医療センター開院(平成27年8月1日救命救急センター機能の取得)によって急性期医療機能が向上しています。また、地域医療再生計画により、病院の機能分化やICT化による情報共有、他職種連携の促進が進められ、二次医療圏内の医療機能の向上が図られました。医療介護総合確保促進法や生活困窮者自立支援法のように、今後市町村には、医療計画策定を含め、計画立案する更なる力が求められています。また、中東遠総合医療センターの安定的な経営の確保も求められています。救急医療については、中東遠総合医療センターの高度な救急機能を活かすため、初期救急を支える小笠掛川急患診療所の利用促進や、救急のコンビニ化の抑制等を推進する必要があります。

国民健康保険制度については、生活習慣病の増加や医療の高度化等による医療給付費の増加、保険給付費に占める薬剤費の割合の上昇等、制度の構造的な問題により苦しい運営が続いています。そのため、在宅医療の推進及びジェネリック医薬品の普及促進等を行い、医療費を抑える取組が必要です。

住み慣れた地域で最期まで安心して暮らしていくためには、様々な在宅系サービスの充実とともに在宅での看取り、最期の迎え方等、人生の終末期に臨む自身の希望、市民の死生観の醸成の支援も必要になります。



■目指す姿

市民の医療や健康に関する意識が高まり、医療機関の連携が円滑になることで、いつでも安心して医療を受けられます。

■施策の方向

①在宅医療の推進と支援体制の拡充

かかりつけ医の推進と「ふくしあ」入所の4団体や関係機関の連携により、掛川市独自の地域包括ケアシステムを展開し、24時間対応の支援体制を拡充します。

また、死生観の醸成に向けて在宅医療や看取りについて考える機会をつくり、在宅医療について市民への浸透を図ります。

②地域医療体制の向上

静岡県地域医療再生計画に基づき、中東遠全域での地域完結型医療体制の円滑な運営を図ります。

また、本市においては、一次救急である小笠掛川急患診療所の安定した運営を行い、看取りを視野に入れた在宅医療体制を拡充するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携、かかりつけ医の推進を図ります。

③「希望の丘」の事業者間連携の推進

官・民の力を活用した、医療・保健・福祉・介護・教育に関連する施設が集まり「いのち」を育む拠点である「希望の丘」を、多様な課題解決に対応できるとともに、それぞれの施設が他の施設や地域と連携し合うようにし、住み慣れた地域で暮らしていけるよう支えていきます。

④適正な医療のかかり方の普及促進

安定した医療環境を提供するため、各種団体等と連携し、医療の機能分化の周知やコンビニ受診の抑制等、適正な医療のかかり方の普及促進に努めます。

⑤ジェネリック医薬品の普及促進

ジェネリック医薬品差額通知の発行及びジェネリック医薬品希望カードを配布し、ジェネリック医薬品の普及に努めます。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
	医療連携体制の充実	・ふくしあを中心とした地域包括ケアシステムの強化と医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院・近隣市等との緊密な連携による中長期的医療体制の充実
	「希望の丘」の運営推進	・「希望の丘」内の各施設との連携により、地域医療体制の拡充、発展を推進するとともに、市民への周知や利用促進
	適正な医療のかかり方の普及促進支援	・市民や団体等へ適正な医療のかかり方の普及啓発活動を実施する市民活動団体の支援
	ジェネリック医薬品の普及促進	・ジェネリック医薬品差額通知の発行 ・ジェネリック医薬品希望カードの配布

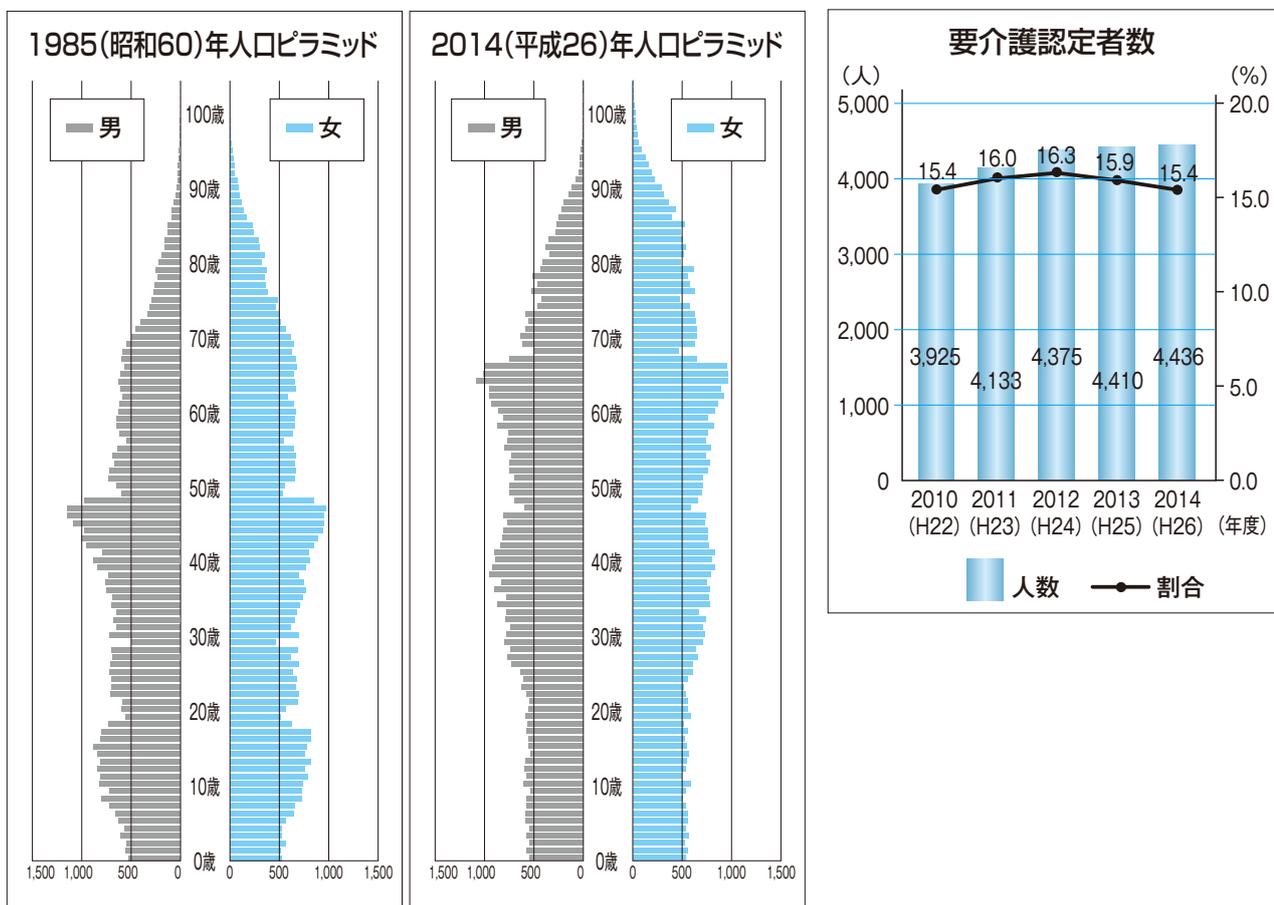


4 ⑩ 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくりの推進

■現状と課題

高齢化がますます進む中、健康寿命延伸に向けて、介護予防、特に、認知症予防が重視されています。今後は、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業に移行しますが、在宅医療と介護の連携が必要です。また、高齢者になってから介護予防に取り組むのではなく、若い世代から連続した健康活動が重要であるため、介護予防や健康施策は高齢者以外を対象とした施策との連携も必要です。さらに、高齢者の居場所づくりや地域活性化等のため、高齢者が社会的な役割を持ち、知識や経験を活用した、まちづくりや協働等の活動を行う地域システムの充実が求められます。

本市では、ふくしあが整備され、中東遠総合医療センターが認知症疾患医療センターに指定されたほか、認知症サポーター養成講座への事業所の参加等、行政だけでなく民間の協力を得て地域包括ケアの体制づくりを進めてきました。また、地区福祉協議会や見守りネットワークも整備されつつある状況です。今後は、各ふくしあの連携を基本として、医療・介護・地域の連携を図るとともに、小地域福祉ネットワークの拡充、高齢者サロンの実施等、高齢者の安心した暮らしの実現とともに、在宅介護推進に向けた地域包括ケアの更なる充実が求められています。



■目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で、社会の役割を持ち、その能力を活かすことで生きがいに満ちた暮らしを営むことができ、支援が必要になったときは安心してサービスが受けられます。

■施策の方向

①「かけがわ生涯お達者市民」推進プロジェクトの推進

「お達者度」県下一を目指すため、関係団体と市等が連携し、市民の健康状況等の調査・分析を行い、生涯にわたる健康づくりに力を入れ、健康講座、健康体操の開催、スポーツ施設との連携事業等を実施して、継続的に健康づくりを推進します。

②介護の担い手の確保と在宅介護支援

在宅介護者の負担軽減のため、市民や地区まちづくり協議会等との協働により、身近で見守りや介護を担うことができるよう介護ボランティア養成講座・介護講座の開催等を行います。

③介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の推進

高齢者の社会参加や社会的役割を持つことで介護予防につながるよう、身につけた知識や能力を活用し、協働によるまちづくりに参加するなどの新しい総合事業を検討します。また、孤食を減らす通いの場をつくることで健康な食習慣の維持、認知症の発症予防を図ります。

④地域包括ケアシステム(医療・保健・福祉・介護の連携)の充実

地域健康医療支援センター「ふくしあ」を拠点に、地域における総合支援体制である掛川型の地域包括ケアシステムの充実に努めます。

⑤認知症施策の推進

認知症疾患医療センターを中心に、医師会・各地域包括支援センターが連携し、認知症の早期発見・早期治療に対応する体制を整え、家族と地域の理解を深めます。

⑥介護保険制度の適切な運営と介護サービスの充実と質の向上

介護保険事業計画に沿った的確な介護サービスを提供するとともに、サービス提供に見合った適切な保険料の設定を行い、安定した介護保険事業の運営に努めます。

⑦リバースモーゲージ制度活用の検討

現金収入が少ない高齢者世帯が、資産を活用して住み慣れた地域・家で生活を続けることができるよう、リバースモーゲージ制度の活用を検討します。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	「生涯お達者市民」推進プロジェクト	・市民の健康状況等の調査・分析、健康講座、健康体操の開催、スポーツ施設との連携事業等による、継続的な健康づくりの推進体制の構築
●	孤食を減らす「ふれあい食堂」	・地区公会堂や店舗、既存の事業所等で高齢者向けメニューの昼食を提供する仕組みの研究
●	介護担い手の確保と家庭介護支援	・身近で見守りや介護を担うことができるよう介護ボランティア養成講座・介護講座の開催
●	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	・生きがい活動通所事業の見直しや高齢者サロンの活動等まちづくり協議会等と連携した地域ぐるみの介護予防と日常生活支援の推進
●	地域包括ケアシステムの充実	・市内5カ所のふくしあを中心とした掛川市独自の地域包括ケアシステムの展開による健康と福祉の充実
	認知症施策の推進	・認知症ケアパスの活用(中東遠認知症疾患医療センター、医師会、認知症地域支援推進員との連携による相談、支援) ・認知症初期集中支援チームの設置
	認知症見守り支援事業	・地区福祉協議会や関係機関との連携による、認知症の人の見守り・支えあいネットワークの構築支援
	介護給付適正化の推進	・的確な介護サービスの提供とサービスの提供に見合った適正な保険料の設定及び安定した介護保険事業の運営
	リバースモーゲージ制度活用の検討	・高齢者の資産を活用したリバースモーゲージ制度活用の検討

4 ⑪ 誰もがスポーツを楽しめる環境の整備

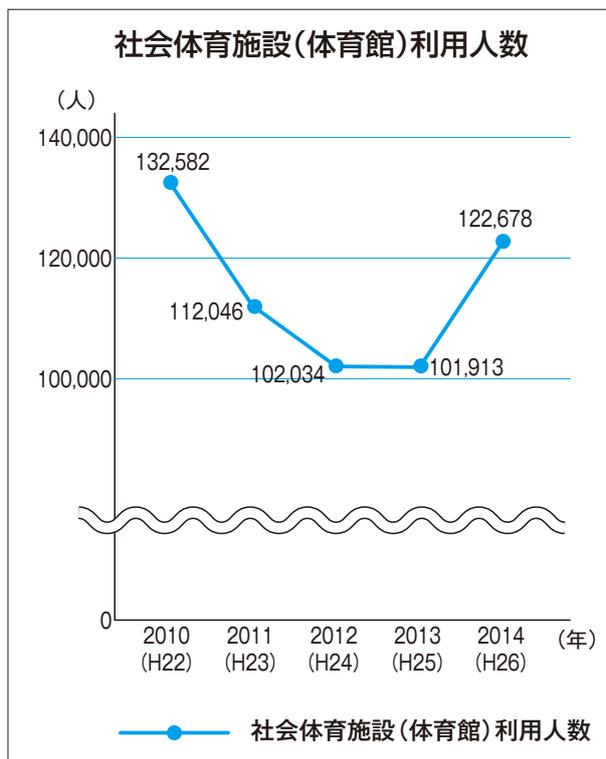
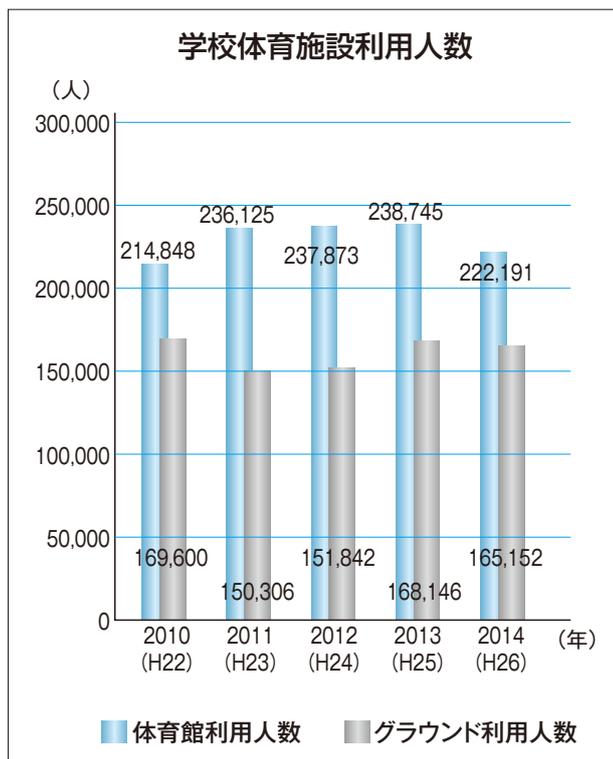
■現状と課題

本市では、市民が、スポーツを「する」、「見る」、「教える」、「支える」等の様々な立場に関わり、楽しんでおり、特に、シニアを中心に健康増進志向で取り組む市民が増加しています。さらにスポーツに取り組む市民の裾野拡大のため、健康施策等との連携強化が求められます。

競技スポーツとしては、個々の能力及び技術力が向上しつつあるほか、毎年輩出する小中学生を中心にした全国大会出場者が増えています。しかし、競技スポーツへの支援、一流アスリート育成の支援が不足しています。また、「トランポリンのまち掛川」としてトランポリンの普及に取り組み始めてから10年が経過し、全国大会開催の定着、市民への一定程度の浸透等が図られました。トップアスリートの育成については強化選手を選抜し、強化練習や合宿等の育成に力を入れ始めています。今後は、地域や時代に合わせた重点施策の絞り込みが求められるとともに、トランポリンについて、強化選手育成の拡大やPR等が課題となります。

スポーツ全般について、指導者の高齢化と人材不足が大きな課題となっていることから、スポーツにおける観光化、産業化の推進による交流人口の増加を図り、指導者育成の新たな仕組みづくりが必要となっています。

また、本市では、南体育館(し〜すぽ)の整備等、トレーニング施設の充実を図るとともに、学校体育施設の市民への開放を積極的に進め、スポーツ活動の促進と参加機会の拡充に努めてきました。一方で、体育施設の老朽化が進んでいるため、修理、改修を見越した経営の効率化、体育施設の広域利用を含めた総合的な施設配置計画の策定が必要です。



■目指す姿

子どもから高齢者まで、市民がスポーツを通じて心身の健康を維持し、楽しく気軽にスポーツに親しんでいます。

■施策の方向

①気軽にスポーツに参加できる環境の整備と交流人口の拡大

スポーツを始めるきっかけづくりやスポーツを継続するための目標や励みを提供するため、参加しやすい環境づくりや組織の育成を進め、各種のスポーツ大会やスポーツ教室等スポーツに関するイベントを企画し、参加機会と交流人口の拡大を図ります。

また、ラグビーワールドカップ2019日本大会や2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、スポーツを地域活性化につなげる絶好の機会と捉え、事前合宿の誘致やトップアスリート等との交流機会の拡大を図ります。

②スポーツ指導者の養成

市民のスポーツ活動が多様化・高度化している中、スポーツ指導者に対する幅広い知識や教養と専門的知識、より高い指導技術を備えることが求められているため、スポーツニーズを正しく把握し、適切な指導を行えるよう、スポーツ指導者を養成します。

③各スポーツの競技力向上とアスリートの育成

市民が練習成果等を発揮できるよう、各種競技大会や全国規模の大会を開催します。また、トップアスリートを目指す選手の育成と競技力の向上を図るとともに、オリンピック・パラリンピック等の国際大会や全国大会等に出場するスポーツ選手等に対する支援を行います。

④体育施設の充実と計画的な整備

指定管理者と連携し、既存の体育施設の整備・充実を図るとともに、適切な管理運営を行います。また、老朽化が進んでいる施設が多いため、市民のニーズに応じた計画的な整備を行います。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
	スポーツ施設の管理運営と利用促進	・指定管理者によるスポーツ施設の管理運営及び総合型地域スポーツクラブ等による施設利用者の促進
	競技力向上とアスリート育成	・各種競技大会の開催と国際大会、全国大会に出場するスポーツ選手の強化育成、活動支援
	トランポリン普及事業	・トランポリン拠点づくりのための施設整備、大会開催、普及活動
	スポーツ施設の計画的な整備・改修	・市民ニーズに応じた施設の整備、改修
	城下町駅伝の開催	・市町対抗駅伝における上位入賞とその強化策として城下町対抗駅伝の開催
	市民参加型スポーツイベント事業	・掛川新茶マラソン大会、市民スポーツ交流フェスティバル、マリンフェスティバル等の継続的な開催
	スポーツ指導者養成事業	・スポーツ推進委員、海洋性レクリエーション指導員、各種競技指導者の養成
	生涯スポーツの推進	・ニュースポーツやレクリエーションスポーツの普及と運動教室の開催
	ラグビーW杯及び東京五輪関連事業	・大会に向けた機運醸成事業、事前合宿や大会開催による交流人口の拡大
	スポーツボランティアの普及	・市民大会等スポーツ行事の運営を協働で支えるボランティアの育成
	スポーツ施設・学校体育施設利用適正化事業	・公共スポーツ施設や学校体育施設のより効率的な利用や適正化

4 ⑫ 市民、自治組織、市民活動団体等によるまちづくりの推進

■現状と課題

少子高齢化の進展による社会保障費の増大、市民生活を取り巻く環境の変化及び住民同士の絆が希薄化
 する中で、地方都市には市民主体の新しいまちづくりへの変革が求められています。

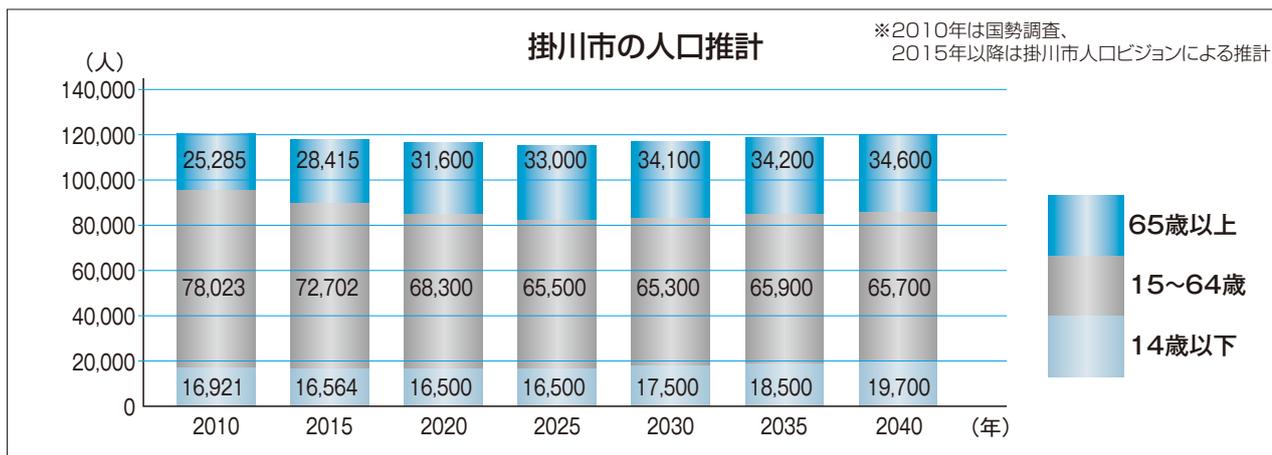
このことから本市では自治基本条例を策定し、人づくりやまちづくりのあるべき姿を共有しながら、地域が主体的
 に考え、自ら決める住民自治の実現を目指そうとしています。

しかし、住民の自治への関心度は高まりつつあるものの、具体的な行動に結びついていないケースも見受けられ
 ます。また、世代間によって自治活動(地域活動)への関心度の格差があります。このため、まちづくりの意識の醸成
 や自治活動の活性化に係る取組が必要となっています。

地区レベルのまちづくりにおいては、地区まちづくり協議会の枠組みの中で、区長会や地域生涯学習(地区)セン
 ターのあり方や行政側における区長会への負担軽減策等について検討を進め、地区のまちづくりを推進していくこ
 とが求められます。

今後、市民自治を推進していくためにも、行政と市民の役割を明確にし、協働によるまちづくりが積極的に進むよ
 うに環境を整備していくことが求められるとともに、協働の担い手同士を連携させるコーディネーター的役割の人材
 の確保も必要です。

また、老朽化が進み、耐震性も不足する自治区の集会施設が多く存在しており、住民が安心して集える拠点施
 設の整備が望まれます。



■目指す姿

公共的活動が、地区、市民、企業、行政など、
 自立した多様な担い手によって支えられています。

■施策の方向

①地区まちづくり協議会の活性化

多機能型地縁組織として様々なまちづくりが実施できるよう、全地区が「スーパーコミュニティ法人」として法人化されることを最終目標に掲げ、そのために必要な取組として、コミュニティ(ソーシャル)ビジネスの実施等による自主自立化を推進します。

②市民活動団体等の活性化

市民、NPO法人等の非営利団体、企業、大学等、金融機関、国県及び市が、様々なまちづくりのテーマごとに連携して課題解決に取り組めるよう、資金計画や事業提案等への支援の充実に加え、同じまちづくりテーマを共有する者とのつなぎ機能を充実させて、協働の機会を拡大します。

③協働の担い手づくりの推進

報徳や生涯学習の考え方を基礎に、若者から経験豊富な高齢者まで全ての年代の市民があらゆる機会・場所において学習するとともに、学びの成果を活かしてまちづくりに参画し、生きがいづくりに繋げることができるよう、地域や市民活動団体等と連携し、様々な学習機会参画の機会の充実に図り、協働の担い手づくりを進めます。

④行政が独占的に担ってきた公共サービスを地域社会の仕事に転換促進

NPO法人や市民活動団体等への公共サービスの委託化促進と、公共サービス分野への新規参入や創業を促進します。

⑤自治組織の充実強化の支援

地域住民の安全・安心・快適で幸せな暮らしづくりに重要な役割を果たす、基礎的地縁団体である自治組織の充実強化を支援します。

⑥自治区の役割の理解普及と自治区への加入促進

地域コミュニティや自治活動の重要性を理解してもらうため、転入者に対する自治区加入パンフレットの配布を行うとともに、土地利用開発業者、集合住宅建設主及び施工業者等へも、新規入居者の自治区加入の協力を依頼します。また、外国人との地域共生にも努めます。

⑦コミュニティ施設の整備支援

自治区活動の拠点であり、災害時の避難施設にもなる集会施設等の新築、改築、耐震補強工事、ユニバーサルデザイン化工事等について、事業費の一部を補助し、整備を促進します。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
●	地区まちづくり協議会の活性化	・地区まちづくり協議会の「スーパーコミュニティ法人」としての法人化を研究・推進 ・コミュニティ(ソーシャル)ビジネスの実施
●	希望のまちづくり交付金事業	・地区まちづくり計画の実施に対する支援
●	市民活動団体等の活性化	・資金計画や事業提案等への支援充実 ・まちづくりテーマを共有する者のつなぎ機能の充実
●	掛川流人材育成事業	・動機づけから気づき、更なる高みを目指す段階まで、それぞれの段階にあわせた多彩な学びの機会を提供して、協働の担い手づくりを推進
	公共サービスの民間開放	・市の業務を積極的に民間開放して、パブリックサービスマーケットという新たな産業分野への新規参入や創業の促進
	市民活動活性化推進補助金事業	・市民活動団体等の活動支援、事業計画アドバイス(育成支援、協働実施支援)
	まちづくり協働センター	・情報提供、事業提案、担い手同士のつなぎ等、あらゆる協働の担い手の育成支援
	地区活動支援事業	・自治区組織活動の中心となる地区区長会への活動支援
	コミュニティ施設整備	・集会施設の新築、改築、耐震補強、ユニバーサルデザイン化工事等に対する事業費支援
	高校生の社会参加促進	・選挙権年齢の引き下げの意義を考え、積極的な社会参加と郷土へのUターンを促すための講演会等の開催
	働き盛り世代への成人教育支援	・個々の自己実現と併せ、まちづくりの担い手の養成に繋がることを目的とした、多忙により地域や社会と疎遠になりがちな世代に対する生涯学習やまちづくりに触れる機会、参画の機会の提供

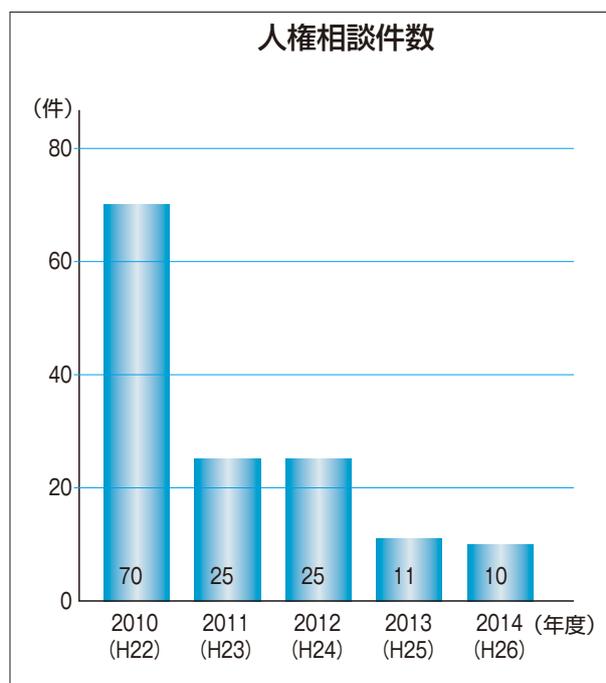
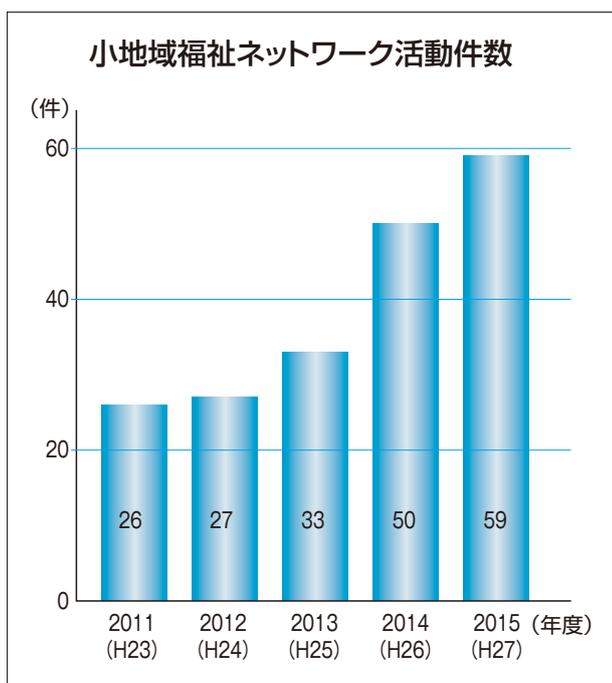
4 ⑬ 地域で支えあう福祉活動の推進と人権の尊重

■現状と課題

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来を迎えるとともに家族形態が多様化する中で、住み慣れた地域で安心して生活し続けるには、地域での支え合い、助け合いが欠かせません。本市では、地区福祉協議会を中心とした地域福祉活動が重要な役割を担っています。しかし、地区福祉協議会による活動内容は、地区による温度差が大きい状況です。安心して住み続けられる地域づくりのため、地域の課題を地域で解決するという視点に立って、各種専門機関やふくしあ等と連携しつつ、地域福祉活動を展開していくことが必要です。

生活保護世帯に対しては、経済的な自立を支援していますが、近年では、無年金や低額年金による高齢者世帯が増加しており、経済的な自立が難しい状況にあります。また、非正規雇用者等の増加により、継続して安定した就労収入が得られず、一時的な生活困窮に陥る人もいます。そのため、関係機関の連携を強化し、必要な支援を包括かつ早期に実施する生活困窮者の自立支援が求められています。

また、差別と偏見のない社会を目指して人権教育や人権擁護活動に取り組むことにより、市民の人権に関する意識は徐々に高揚しています。近年、様々な人権問題がクローズアップされるなか、関係部署や関係機関との連携をより一層強め、継続してより効果的な取組を実施していくことが必要です。



■目指す姿

地域社会で、ともに支え合う心が育まれ、自立的に様々な福祉課題が解決できています。

■施策の方向

①安定した地域福祉の推進

福祉関係機関の連携強化、社会福祉協議会の基盤強化、地域福祉推進体制の確立を図ります。

②安心して暮らせる仕組みづくり

身近な支え合いネットワークの推進とニーズ把握の体制の確立、相談と情報提供の体制の充実を進めます。

③人がつながり交わりのある地域づくり

福祉の地域拠点である「ふくしあ」を活用するとともに関係団体や地域と連携しながら、多様な人々や世代間をつなぐ交流活動や障がい者、高齢者等の社会参加の促進等により、地域の人々のつながりを促進します。

④住民参加のプログラムづくり

地区福祉協議会の活動の充実とネットワークの強化、ボランティアの養成と支援、市民活動との連携の促進を図ります。

⑤生活困窮者支援の充実

生活保護世帯及び生活困窮世帯の経済的な自立支援のため、ハローワークと連携しながら安定した就労を促進するとともに、福祉関係団体や民生委員、ふくしあと連携した訪問相談体制の強化を図り、自立に向けた課題解決に対する援護体制を充実します。

⑥人権擁護意識の啓発促進

相談体制の確保、講演会の開催や幼保小中学校への啓発活動を通じて、人権問題についての正しい理解の促進を図ります。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
	地域福祉関係機関等への支援	・社会福祉協議会、地区福祉協議会、地区まちづくり協議会、自治会、市等各関連機関の協力関係の強化 ・地区福祉協議会や地区まちづくり協議会への支援
	小地域福祉ネットワーク	・地域福祉を推進する社会福祉協議会（地区福祉協議会）等の活動支援
	民生委員・児童委員支援事業	・地域福祉課題の実態把握や地域福祉活動の推進役である民生委員・児童委員の活動支援
	交流活動事業への支援	・小中校生の福祉体験や障がい者（児）及びその家族の交流活動、高齢者の社会参加等への支援
	ボランティア人材の開拓・養成	・小中高校生の担い手づくりとボランティア育成講座の開催 ・青年層・壮年層がボランティアに参加しやすいシステムの構築
	生活困窮者の自立支援	・福祉関係団体等と連携し、包括的な支援を実施することによる生活保護に至る前の段階での自立支援
	人権問題啓発事業	・差別のない明るい社会をつくるため、幼稚園・保育園・幼保園・小学校等における講演会開催等、人権尊重意識の啓発
	人権身の上相談の実施	・人権擁護委員との連携による、いじめ、差別、体罰等の問題等人権侵害を起こさないための相談の実施

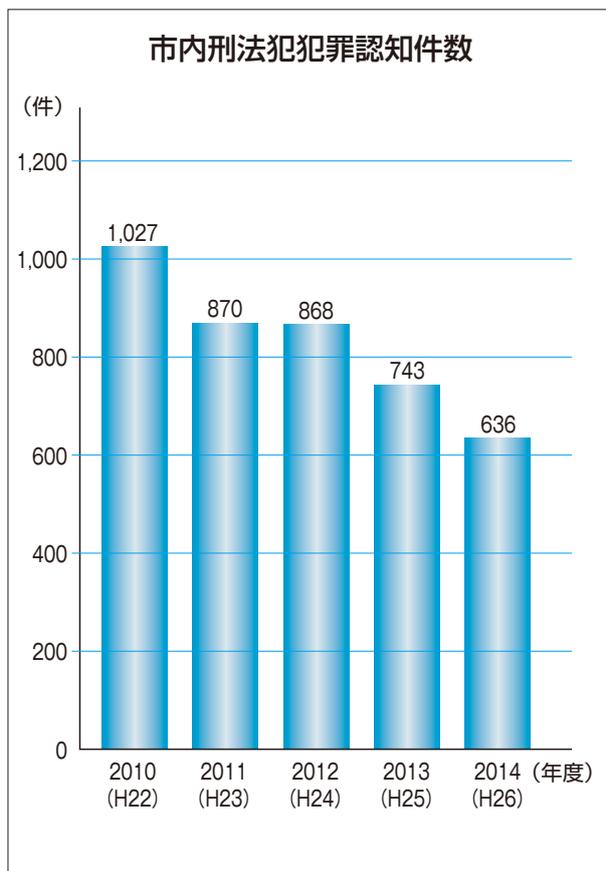
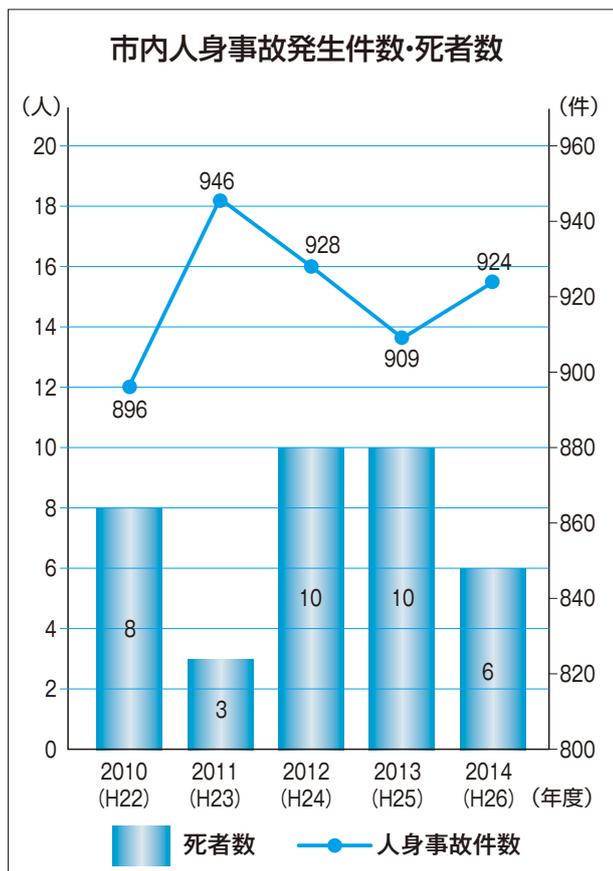
4 ⑭ 交通安全と防犯の意識向上と環境整備

■現況と課題

市内の交通事故(人身事故)の状況は、平成15年の1,167件をピークに減少していますが、現在でも年間900件程度発生しています。事故の傾向では、特に交差点での出会い頭と追突による事故の割合が高くなっていることや、高齢者が関連する事故が多くなっています。今後、子どもや高齢者等の自発光式反射材着用等交通安全意識の高揚や通学路における安全施設の整備及び経年劣化等への対処による安全確保が求められます。

また、全国では自転車利用者が加害者となる交通事故が報告されており、平成27年6月1日から自転車の交通事故を減らすため、悪質・危険な運転を繰り返す自転車運転者に安全講習が義務づけられました。自転車は被害者にも加害者にもなり得るため、本市においても自転車利用者の運転マナーの向上、自転車損害賠償責任保険への加入を推進していく必要があります。

一方、犯罪では、掛川警察署管内の刑法犯犯罪認知件数は、平成15年の1,929件をピークに減少傾向にあるものの、依然として空き巣、万引き、自転車盗難等が年間600件程度発生しています。また、高齢者を狙った振り込め詐欺やインターネット犯罪等、犯罪が多様化しています。子どもや高齢者等を犯罪から守るため、地域、学校、事業者、警察、行政が一体となった犯罪情報の共有化に向けた更なる取組が必要です。



■目指す姿

市民の交通安全意識と防犯への意識が高く、
交通事故と犯罪に遭う市民が減り、
市民誰もが安心して住めるまちづくりが行われています。

■施策の方向

①交通安全教育の充実等による交通安全意識の高揚

学校、自治会、警察、交通安全協会掛川地区支部等の関係団体と連携し、交通安全指導員による交通安全教室の充実や広報により、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、自発光式反射材着用を進めます。特に、子どもと高齢者の交通事故防止を重点に、交通安全運動への取組を推進します。

②交通安全推進団体等による交通安全推進への取組支援

掛川市交通指導員会、掛川市交通安全母の会、交通安全協会掛川地区支部等、関係諸団体と連携し、家庭や職場、各地域における交通安全推進活動を支援します。

③交通安全施設の整備と維持管理

市内各自治会からの道路安全施設の設置要望を踏まえ、道路標識、道路標示、横断歩道、カーブミラー等、その他の安全施設整備を進めます。特に、通学路の安全対策については、学校、自治会、警察、道路管理者等と連携し、早期整備に努めます。

④自転車安全利用の推進

学校、自転車商組合、警察、交通安全協会掛川地区支部等の関係団体と連携し、自転車運転マナーの向上と保険への加入促進を図ります。

⑤防犯体制の強化

青色回転灯パトロール、子どもの見守り等、自主的な防犯活動に取り組む団体の育成・支援を推進するとともに、警察、自治会、掛川地区防犯協会、関係団体との緊密な連携による防犯体制の強化を図ります。

⑥地域防犯力の向上

防犯リーダーの育成や、掛川地区防犯協会、防犯リーダーの会等関係団体との連携により、犯罪を未然に防ぐ対策や犯罪に遭わないまちづくりを推進し、地域防犯力の向上を図ります。

■主要事業

重点施策	事業名	事業内容
	交通安全運動推進事業	・春、夏、秋、年末等の交通安全運動計画を策定し、警察、関係団体と共に市内全域で様々な運動の展開
	交通安全教育事業	・子どもや高齢者等を対象とした、学校や自治会、事業所等による交通安全教育の実施
	交通安全活動団体支援事業	・掛川市交通指導員会、交通安全協会掛川地区支部、掛川市交通安全母の会等の交通安全推進活動に対する支援
	交通事故相談事業	・交通事故当事者に対する、示談や事務手続きに関する相談事業の実施
	防犯団体支援事業	・掛川地区防犯協会や各地区において自主的な防犯パトロールを実施する団体への支援
	防犯灯設置支援事業	・夜間における地域の安全を確保するため、新たにLED防犯灯を設置する自治会に対する支援
	自転車の安全利用推進	・自転車の利用機会の多い小、中学生、高校生を中心に、自転車利用時のマナー向上、点検整備の推進や、万一の事故に備えた損害賠償責任保険への加入推進
	防犯リーダーの育成	・地域における自主的な犯罪防止活動を推進するため、リーダーとなる人材の育成
	交通安全施設整備事業	・道路標識、横断歩道、道路標示等の整備、維持管理の促進

4 ⑮ 計画的・効率的で適正な行政経営に向けた改革の推進

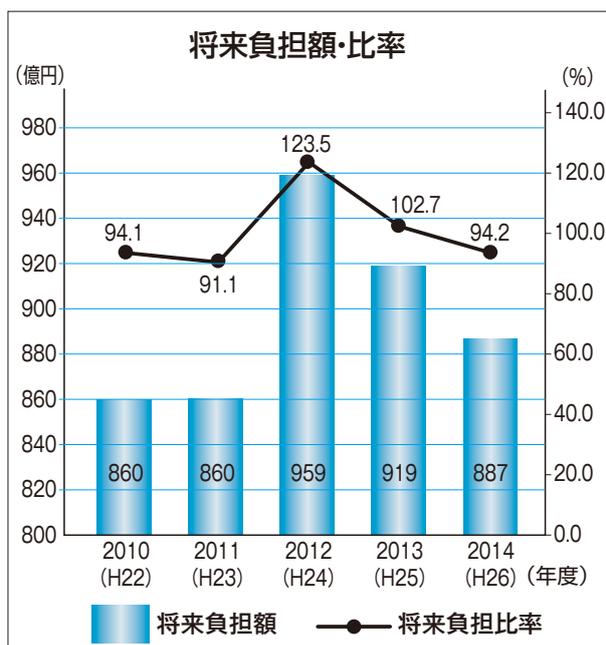
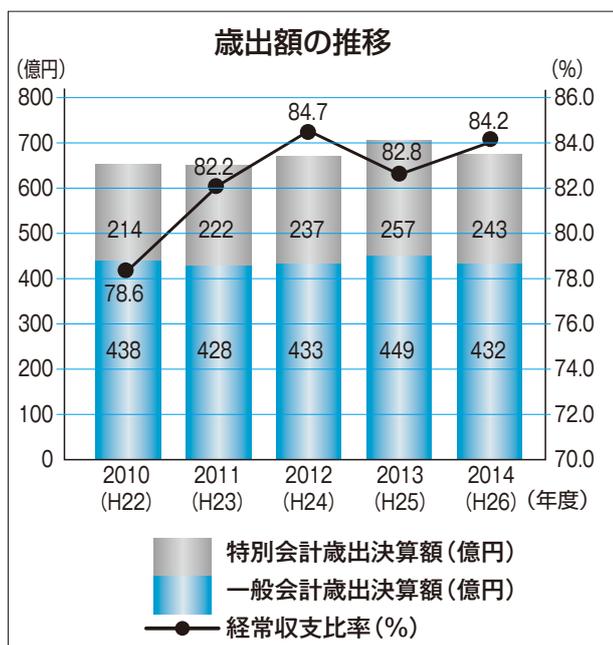
■現状と課題

本市では、行財政改革により、人件費や公債費等の経常経費、起債残高等の債務は減少していますが、合併算定特例期間が終了する平成28年度から普通地方交付税が段階的に減額される中、今後新たな行政需要や優先的な課題に対応していくためには、投資する人員（労力）、財源を確保することが必要であり、自主財源の増強策や事業の選択と集中を更に進めていくことが求められます。

適正な行財政運営に取り組む上では、複雑・多様化する業務プロセスの徹底した可視化とそれに伴う見直し、より一層の人材育成と活用が求められるとともに、それらの成果を質の高い市民サービスの提供として、市民にとって目に見える形で結びつけなければなりません。

また、多様化する市民ニーズや公共的課題を解決するためには、様々な関係者との連携による掛川流「協働力」を発揮することが必要です。そのためには、お互いに情報共有を図ることが不可欠であり、行政は行政情報の発信と共有を当然のこととして、確実に市民に届くように行わなければなりません。情報提供・発信における情報格差は、光ファイバ網整備により地域間格差は解消されましたが、市民のICTリテラシーは普段からICTに接し、そのサービスを享受している市民とそうでない市民との二極化の傾向が見られ、それぞれに応じたリテラシー向上に努め、地域SNSや光BOX等のICTツールの有効利用を図る必要があります。

加えて、「ひと」や「しごと」の流れはひとつの市の中で完結するものではなく、周辺地域等との広域連携が必要です。現在も一部事務組合等を構成して、病院・火葬・ごみ処理等を共同で行っていますが、今後は、商工業振興や広域観光等個別の政策課題において有効な広域連携を更に推進していくことが求められます。



■目指す姿

市民ニーズや社会経済状況に対応して、既存事業の見直しや公共サービスの民間開放等を進め、将来の債務残高を削減し、健全で計画的な行政経営を行っています。

■施策の方向

①公共施設マネジメントの推進

公共施設マネジメントの考え方にに基づき、保有する公共施設の適正配置の検討、計画的な改修、更新等を行い、財政負担の平準化や効率化を図ります。

②計画的な財政運営

長期的な視点に立ち、市財政が健全に運営されるよう、中長期の財政見通しの策定及び定期的な見直しを行うとともに、地方公会計制度により市の財務状況を把握し、計画的、効率的な財政運営及び債務の削減に努めます。

③行政経営の抜本的な見直し

職員の人材育成、年功序列の職員配置、給与体系や、市民等が参画して行う行政評価等によるPDC Aサイクル、計画的・効率的な財政運営、公共サービスの適正化等、行政経営の根幹をなす部分について、あるべき市役所組織を想定した上で、見直しを進めます。

④人材の育成・活用

あらゆる課題に対し、市民の視点に立った対応ができる能力と意欲をもった職員を育成するために、「職員の能力開発支援」、「職場環境の整備」、「人事管理制度の向上」の3つの論点から様々な取組を進めます。特に、女性活躍推進法の成立に伴い、職員に仕事と家庭を両立可能な職場環境を整備するとともに、女性職員の人材育成を行い、管理職への登用促進を図ります。

⑤市税及び税外債権の適切な徴収

公平・適切な市税の徴収とともに、税外債権の全庁横断的な回収業務の推進を図ります。

⑥質の高い窓口サービスの提供

「親切・丁寧・迅速」を基本理念に、市民の満足度向上に向けた窓口対応と適切な業務遂行に努めます。また、個人番号カードの普及に努め、住民票と印鑑証明書のコンビニ交付サービスの利用拡大を図るとともに、コンビニ交付に対応できる証明書の拡大に向け検討します。

⑦投票率の向上

投票年齢18歳以上への引き下げに伴い、中・高校生等若年層への選挙の啓発を推進します。

⑧行政情報の発信と共有

市民が必要な情報を気軽にそして速やかに入手することができるよう、広報紙や市HPの工夫等に加え、ICTツールの有効活用を図ります。市内全域で光ファイバの利用促進を図るとともに、行政情報発信ツールである光BOXを用いた情報メニューの充実と普及を促進します。

⑨広域連携の推進

効率的かつ効率的な行政経営を進めるため、周辺市町が取り組んでいる地域課題や施策の情報共有と研究を進め、広域的展開の可能性について検討します。

また、周辺地域のみならず、姉妹都市等との広域連携を進めることで、経済や文化等、ひとやしごとに関する相互交流による発展を目指します。

■主要事業

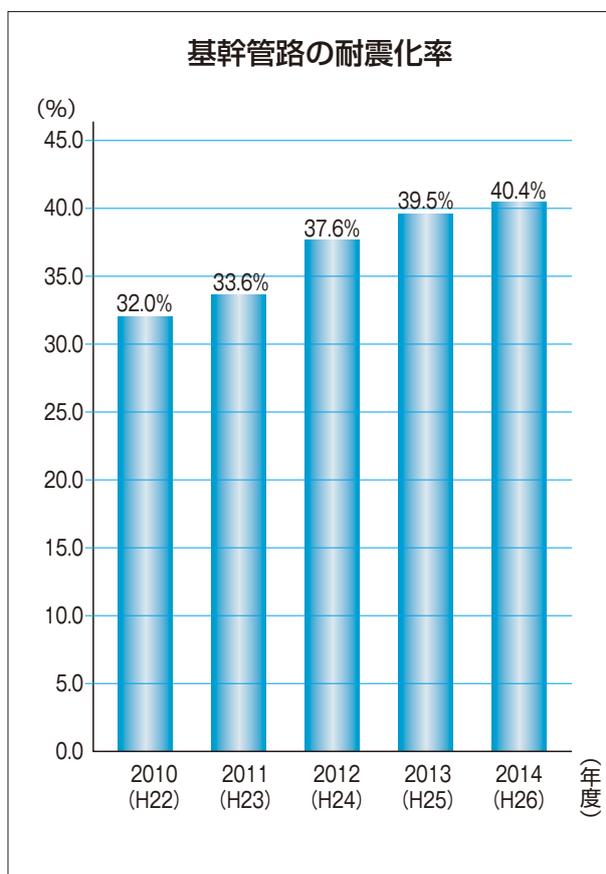
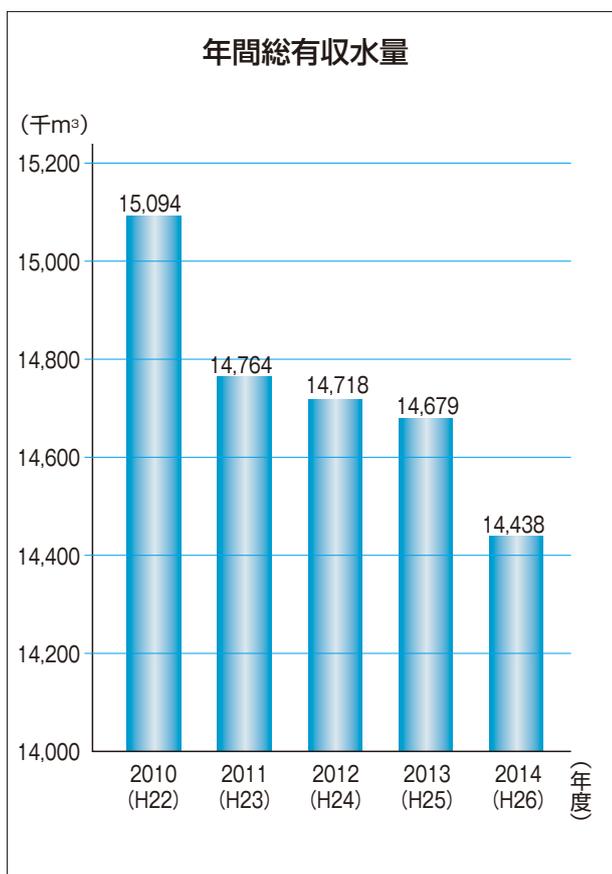
重点施策	事業名	事業内容
●	公共施設マネジメントの推進	・公共施設マネジメントの考え方に基づく、保有する公共施設の適正配置の検討、計画的な改修、更新等
●	下水道計画の見直し(再掲)	・公共下水道、農業集落排水、浄化槽市町村設置推進及びコミュニティプラント等に係る事業計画、財政計画の策定 ・事業優先度、将来財政負担の見通しを踏まえた事業の骨格の見直し
	地方公会計制度による市財務状況の把握及び資産・債務管理	・財務書類による市財務状況の把握及び資産、債務管理 ・公共施設等総合管理計画との連携を図りつつ、計画的かつ効率的な財政運営
	定期人事異動	・行政運営上必要な職員の能力開発、職員個々の適性に基づく異動の実施及び複雑多岐にわたる行政ニーズに対応するエキスパート育成人事への対応
	生活再建支援型納税相談事業の推進	・滞納者の生活再建をファイナンシャルプランナー及び弁護士との連携により支援
	コンビニ交付サービス	・住民票の写しと印鑑登録証明書の個人番号カード利用によるコンビニ交付サービスの実施
	光BOXを活用した双方向情報インフラ整備	・行政情報配信ツール光BOXの機能強化として、高齢者の安否確認や市民からの情報収集等を目的とした双方向情報機能の整備
	ICTを活用した活力ある社会の実現	・ICTの利便を享受するためのリテラシーの向上と格差是正の講習会開催とHP・かけがわ茶んねる等へのコンテンツ掲載等 ・ICTを活用した高齢者の生活を豊かにする講習会、イベント等の開催
	中高校への出前講座	・中学校、高校における選挙に関する講座の開催
	広域連携の推進	・個別の政策課題における広域連携の調査研究の推進

4 ⑯ 安全な水を安定して供給できる上水道事業の推進

■現状と課題

水資源の乏しい本市では、年間配水量の約90%を大井川に依存することで、安全・安心・安定した給水サービスを行うことができています。しかし、大井川広域水道企業団へ支払う受水費は、費用全体の約50%を占めており、水道事業の経営を圧迫しています。加えて、リニア中央新幹線のトンネル工事に伴う大井川の流量減少が懸念されています。

近年は、人口減少や節水型社会の形成により使用水量が減少傾向にあり、給水収益も減少することから、近隣市との水道事業の広域化等安定的な事業運営が求められています。また、水道施設の老朽化が進み、今後、更新需要が増大していくこと、及び災害時にも安定的な給水を行うために施設の耐震化が必要であることから、それらの財源確保が課題となります。



■目指す姿

安全、強靱、持続可能な水道事業が進められています。

■施策の方向

①水道事業の健全な経営

東遠4市の水道事業の広域化を視野に入れ、民間委託等の推進による経営の効率化、適正な水道料金による収入の確保を図り、資金収支のバランスがとれた水道事業に努めます。

②水道施設の計画的な更新と耐震化

事業の財源を確保しつつ、計画に基づいた水道施設の更新、耐震化事業を進めます。また、需要水量の減少を踏まえ、水道施設の再構築等を考慮した事業運営を行います。

③水量の確保

大井川広域水道企業団から安全な水を安定的に受水できる体制を強化しつつ、不測事態に備えて、既存水源の維持と確保に努めます。

④安全な水道水の供給

水道法に基づく水質検査の実施と日常点検により、安全・安心な水道水を安定的に供給します。

■主要事業

重点 施策	事業名	
●	窓口業務の民間委託の推進	・ 東遠4市による業務の共同化を目指し、窓口業務の民間委託の検討を進め、固定的経費を含めた経費の削減
	基幹施設・基幹管路の更新、耐震化	・ 計画に基づき、対象を重点化した更新、耐震化工事の実施
	市内すべての水源施設への非常用電源の整備	・ 市内6箇所すべての水源に非常用電源の設置
	基幹管路及び一般管路の耐震化	・ 被災時に影響の大きい基幹管路の布設替え及び管路全体の耐震化率の向上
	浄水場、ポンプ場及び配水池の耐震化	・ 浄水場6箇所、送水ポンプ場6箇所、配水池19箇所の耐震化の推進
	水道施設の危機管理対策	・ 水道施設の監視体制の強化と、進入防止対策工事の実施
	水道業者等を対象とした技術研修会の開催	・ 水道業者及び職員の専門技術者の育成とレベルアップ
	大井川広域水道企業団からの水源の確保	・ 配水量の約90%を占める受水量の確保と費用の約50%を占める受水費の抑制

第5章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進にあたって

1 戦略的かつ計画的な施策の推進

本計画で掲げられている多様な施策を効果的に推進するためには、多様な施策の戦略的かつ計画的な推進が求められます。

市域を取り巻く社会情勢、市の財政状況を踏まえつつ、施策の目的や内容を明らかにし、同時に推進すべき施策や段階的に推進すべき施策を時間軸の枠の中で総合的に捉え、施策効果が十分に発揮できるよう、関係する施策間の連携を強化するとともに、有機的な施策推進に配慮します。

また、個々の施策については、確実に目標を達成するための推進プログラムを綿密に練り上げ、推進を図ります。

2 広域連携の推進

ひとやしごとの流れは、ひとつの市の中で完結するものではありません。互いに切磋琢磨しつつ、各市町の取組等についての情報共有と研究を進め、本市が周辺地域とともに発展していけるよう、有効な連携を推進していきます。

今後の各施策の目標達成のために、施策効果が波及すると想定される市町には、本市から連携を呼びかけ、それらの市町及び関係機関等によって必要な体制の整備を図ります。

3 庁内連携の強化

本計画に位置付けられた重点施策や個別施策においては、関係課が複数にわたるものがあります。また、関係する施策間の連携を強化するとともに、有機的な施策の推進を図っていくためには、庁内関係各課の連携が必要不可欠です。

重点施策や個別施策の推進にあたっては、プロジェクトチームを組織するなど必要な体制を整えるとともに、積極的な情報共有を進め、庁内連携の強化を図り、職員が一丸となって、着実な施策の推進を図ります。

4 成果重視及び市民参画による進捗管理

本計画の推進にあたっては、掛川市の将来像の実現を目指し、着実に成果を上げていくことが重要です。そのため、具体的な成果を表す成果指標を設定し、成果指標の達成状況等を基に、事業の進捗・効果等について効果検証を着実にを行い、必要に応じて見直しを行います。

また、掛川流協働力を発揮するためには、本計画の進捗管理においても、様々な関係者とともに進んでいくことが不可欠です。そのため、本計画の進捗状況について積極的に情報発信をするなど情報共有に努めるとともに、効果検証・見直しは、基本理念である「協働のまちづくり」に基づき、行政だけでなく、市民や外部有識者等関係者の参画を得て行います。

資料編

重点施策 重要業績評価指標(KPI) 一覧

指 標	基準値		目標値		目標値の計算式等	把握時期
	年(年度)	数値	H31	H37		
重点施策1 掛川への新しいひとの動きをつくる						
(1) 「茶エンナーレ」から始まる掛川文化の創造						
1年間に文化芸術の催しを鑑賞した市民の割合	H27年	45.3%	60%	70%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H37は10人中7人が評価、H31はその中間値	毎年5月
1年間に文化芸術活動をした市民の割合	H27年	17.7%	25%	30%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H37は10人中3人が評価、H31はその中間値	毎年5月
郷土の歴史や文化に誇りと愛着を持つ市民の割合	H27年	41.8%	50%	60%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H37は10人中6人が評価、H31はその中間値	毎年5月
芸術文化に触れる子どもの数	H27年	目標値 6,000人	延べ 12,000人	延べ 13,200人	本物の芸術に触れる小中高生の数 H37は、小中高生数×年1回×1.1、 H31は小中高生×年1回	毎年度末
(2) 中心市街地活性化と多極ネットワーク型コンパクトシティ						
中心市街地の歩行者通行量	H26年度	5,285人	6,750人	6,750人	休日の歩行者通行量は増加傾向のため、 平日の歩行者通行量を目標値とする。 (目標年次推計値=5,033人、 東街区利用者=1,277人、 西街区利用者=167人、 集合住宅居住者=287人:計6,764人)	毎年5月
中心市街地の居住人口	H26年度	1,459人	1,660人	1,660人	中心市街地の居住人口。 (既居住者=1,339人、 空き地利用促進事業=40人、 東西街区再開発=287人:計1,666人)	毎年 4月1日
まちなか交流人口	H25年度	469,834人	541,000人	541,000人	地域資源を活用する。 (交流人口推計値=454,827人、 掛川城・御殿・竹の丸・二の丸=35,000人、 ステンドグラス美術館=35,000人、 報徳社・図書館・美術館=17,073人:計541,900人)	毎年度末
空き店舗への出店件数	H27年	目標値2件	累計6件	累計12件	要件を満たし「空き店舗対策事業」の 支援を受けた出店者の件数 H27は2件、以降毎年度1件を見込む	毎年度末
通勤・通学・通院・買い物などに 出かける時に公共交通に 不便を感じない市民の割合	H27年	34.6%	40%	45%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H37は10人中4~5人が評価、 H31はその中間値	毎年5月
(3) 市民総ぐるみのおもてなし 観光客誘客促進事業						
観光交流客数	H26年度 (速報値)	3,691千人	3,800千人	4,000千人	市内観光施設の入場者数	速報値 7月 確報値 10月
(4) 掛川の魅力を売り込め 掛川流協働力によるシティプロモーション						
東京圏在住者や市内観光客など に対するシティセールスの実施	なし	なし	12回	12回	同左	毎年度末
相談窓口での相談による 移住・定住の件数	なし	なし	10件	20件	相談窓口での相談により移住・定住に結びついた件数 H31は年間10件、H37は年間20件を見込む	毎年度末
重点施策2 掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする						
(1) みんなが働ける掛川創造事業						
かけがわ生涯ワーキングシステム 実施効果			H30年度 までの累計			
総合コンサルタント件数	なし	なし	1,000件		かけがわ生涯ワーキングシステムの経営が軌道にのり、 H31以降単年度黒字化を達成するための指標値	毎年度末
タスクフォース工数			200件			
改善効果額			1億円			
ラビッドプロトタイピング件数			100件			

指 標	基準値		目標値		目標値の計算式等	把握時期
	年(年度)	数値	H31	H37		
障がい者の就労者数 (サポート事業により就労している人数)	H25~26 年度累計	236人	600人	700人	15歳以上64歳未満の障がい者の内、未就労で就労を希望する者全員の就労を目標とする。障がい者の数の伸びを勘案し、指標値を設定。	毎年度末
雇用対策協定の締結・推進	なし	なし	事業計画の推進		雇用対策協定に基づく事業計画の数値目標の達成(着実な推進)	毎年度末
(2) しごとを生み出すイノベーション支援						
特定創業支援事業認定創業件数	なし	なし	10件	15件	特定創業支援事業実施カルテ	毎年度末
6次産業化の実現件数	なし	なし	累計5件	累計11件	H27年度以降年1件を見込む	毎年度末
オープンデータの登録数	H26年度	7件	250件	500件	掛川市統計書の項目数70%以上+土地情報システムからのデータや写真、文化財・古文書等データ数	毎年度末
(3) 掛川市の新たな開拓 内陸フロンティアと企業誘致						
企業誘致件数 (本社機能や研究機能の移転を含む)	なし	なし	累計6件	累計13件	H31年度まで:上西郷工業団地4社+研究機能移転2社 H37年度まで:上記+新エコ3期3社+大坂・土土方工業団地3社+研究機能移転1社	毎年度末
内陸フロンティアプロジェクトの進捗率	なし	なし	40%	80%	H31年度:設計まではどれも実施 H37年度:工事残2割 その他は操業開始が工事実施	毎年度末
(4) 明日を拓く農 農業ビジネスの推進						
ビジネス経営体数	H26年度	36件	38件	40件	ビジネス経営体数:県指標 H26ベース10%の増、H31はその中間値	毎年5月
農業所得800万円以上の認定農業者数	H26年度	83人	108人	134人	認定農業者データより抽出 過年度最大値を目標値として、H31はその中間値	毎年度末
認定農業者等への農地集積面積	H26年度	2,297ha	2,467ha	2,675ha	認定農業者等への農地集積面積 H37:H26ベース16.5%の増、H31はその中間値	毎年度末
掛川茶市場荒茶取引平均単価 (過去5カ年平均)	H26年	静岡県全体より10%の優位性	静岡県全体より13%以上の優位性	静岡県全体より13%以上の優位性	県内茶期別荒茶価格の過去5カ年の一番茶と二番茶の合算平均と掛川茶市場のそれを比較。 (凍霜害等による価格変動があるため5カ年平均とする)	毎年4月
茶草場農法実践認定者の戸数	H26年度	253戸	270戸	300戸	認定戸数により確認	毎年4月
重点施策3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる						
(1) 学びの協働アクションプロジェクト						
小中一貫教育の検討箇所	なし	なし	3箇所	9箇所	検討実績箇所数	毎年度末
放課後等教育支援かけがわモデルによる放課後支援の実施学園数	なし	なし	9学園	9学園	実施学園数	毎年度末
白熱サイテック教室に協働する企業・大学等の数	なし	なし	10団体	20団体	協力者登録数	毎年度末
(2) 子どもは地域の宝 地域の子育て力向上プロジェクト						
社会参加、世代間協働で子育て支援事業に取り組む地区数	なし	なし	16地区	32地区	5年後に半分の16地区、10年後に全地区で実施。	毎年度末
子育て世代の子育て世代向け住宅への入居件数	なし	なし	累計100件	累計200件	当初年間25件程度を見込み、H32以降新たな指定住宅の鈍化により年間17件程度を見込む。	毎年度末
(3) 家庭の子育て力・教育力向上プロジェクト						
子育てコンシェルジュの相談件数	H27年度	1,074件	1,700件	2,000件	対象児をH31年、H37年と段階的に拡充していく。	毎年度末
三世同居住宅等支援制度利用件数	H26年度	24件	50件	50件	近居の認定や工事の工期、保育園利用の可否などを検討して設定	毎年度末
子育て情報サイトの閲覧者数	H27年度	予定3,000人	毎月6,000人	毎月6,000人	毎日200人×30日=6,000人が毎月閲覧する。	毎年度末
(4) 企業の子育て力向上プロジェクト						
仕事と家庭の両立支援に取り組む企業への支援数	H27年度	10社	10社	10社	毎年10社程度に訪問し、制度周知改善をしていく。	毎年度末
子育て優良企業の数	なし	なし	50社	100社	毎年10社程度に訪問支援し、10年で100社を目指す。	毎年度末
事業所内保育所の箇所数	H27年度	1箇所	3箇所	5箇所	5年間で2箇所程度、新規設置してもらい、地域枠の検討も依頼していく。 企業のイメージアップを図るため	毎年度末

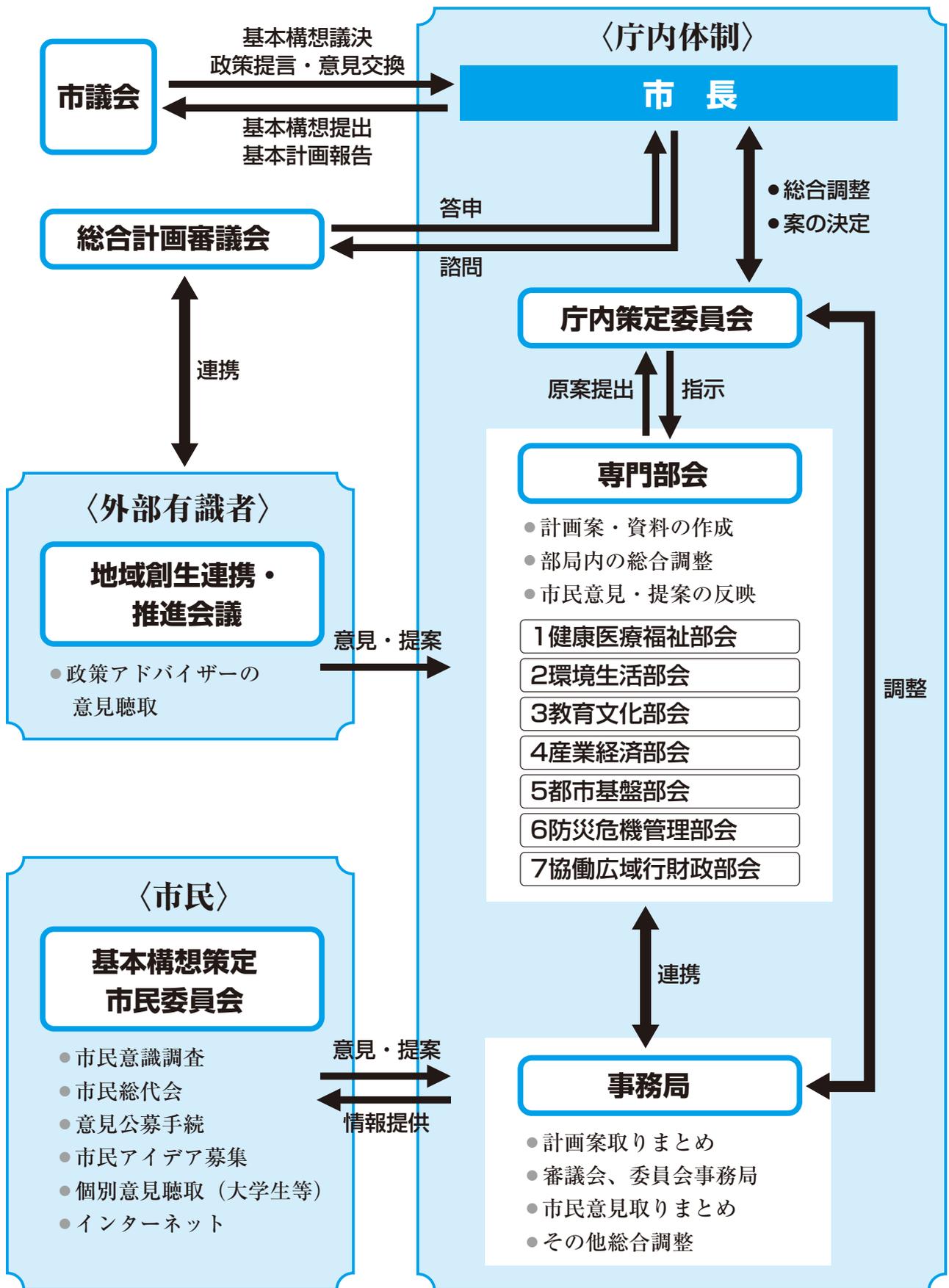
指 標	基準値		目標値		目標値の計算式等	把握時期
	年(年度)	数値	H31	H37		
(5) 結婚・出産・子育て環境整備プロジェクト						
待機児童数	H27年	56人	0人	0人	待機児童ゼロの継続	毎年度末
子育ての環境整備に満足している市民の割合	H26年	28.5%	45%	60%	待機児童ゼロの継続と、子育て支援策の実施により向上させる。 H37は5人中3人が評価、H31はその中間値	毎年5月
重点施策4 明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る						
(1) 国土強靱化 強くしなやかな明るい未来の国土づくり						
地震・津波アクションプログラムの目標達成項目数	H26年度	8項目	54項目	H34年度 88項目	アクション・プログラムに基づく取組の推進	毎年度末
津波対策施設(掛川モデル)の整備率	H26年度	2%	40%	80%	平成40年度末での完成を目指し着実に推進する。	毎年度末
地域間幹線道路の整備率	H26年度	38%	63%	85%	地域間のネットワークとなる幹線道路である大須賀ルート、大東ルート、掛川-御前崎ルートの整備計画区間の整備を着実に推進する。	毎年度末
(2) スマートコミュニティの実現						
再生可能エネルギー導入量	H26年度	9,300 万kWh	1億1,000 万kWh	1億5,000 万kWh	掛川市全電力消費量 約13億7000万kWhを分母として、目標値年度の発電量(計算値)を割返すこととする。 節電効果による電力量については把握が困難な事から計算値には加味しない。	毎年5月
スマートコミュニティ化拠点の数			10拠点	20拠点	市内地区32のうち、H31は10拠点、H37は20拠点の拠点化を目指す。	毎年3月
(3) 「ふくしあ」でつなぐ 地域の健康づくり						
自立高齢者の割合	H26年度	84.6%	85.1%	85.6%	65歳以上の高齢者で要介護認定を受けていない人の割合 高齢化率が進む中で、10年間で1ポイントの増加を目指す。H31は中間値。	毎年度末 集計後
健康で生きがいを持って暮らしている市民の割合	H27年	65%	70%	80%	現状65%であるが、10年後には、生きがいを持って暮らしている市民を5人中4人以上に増やす。 H31は中間値	毎年5月
(4) 地域の絆で課題解決 掛川流協働によるまちづくりの深化						
地区まち協や市民活動団体が行うビジネス性を持った事業数	なし	なし	10事業	15事業	実際に実施された事業数とする。	毎年5月
家庭の避難計画を策定している市民の割合	実施 H27~	なし	55%	100%	市民意識調査における回答者割合 現状は最大でも3割と予測し、10年後に全家庭で避難計画を策定することを目標とする。 H31はその中間値'	毎年5月
(5) 選択と集中 行財政改革の推進						
将来負担額	H26年度	887億円	800億円	750億円	H31年度は、20年度の907億円から100億円削減を目標として800億円、37年度は、合併特例債等の償還が進むことなどの見通しから、750億円とした。	毎年8月
公共施設マネジメントの推進	なし	なし	公共施設等総合管理計画と施設保全計画及び施設再編計画の策定と実施		公共施設等総合管理計画と施設保全計画及び施設再編計画の策定と実施	毎年度末

戦略目標(3つの日本一)の指標 一覧

指 標	基準値		目標値		目標値の計算式等	把握時期
	年(年度)	数値	H31	H37		
1 教育・文化分野～心豊かな人づくり～						
(1) 教育						
子どもが健全に成長している と思う市民の割合	H27	69.9%	75%	80%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H27は69.9%、過去5年間の平均は71.6%。 H37年に5人中4人が評価することを目標とし、 H31はその中間値とする。	毎年5月
園・学校支援ボランティアの 延べ人数	H26	72,732人	90,000人	100,000人	9学園(60園・学校)の園・学校支援ボランティア 活動調査によるボランティア延べ人数 H37年度に100,000人を目標とする。H31年度は増 加傾向を鑑みて中間値より上回るものとする。	毎年2月
地域行事に参加した 小中学生の割合(3カ年平均)	H27	87.5%	88.5%	90%	H35～H37の3カ年における全国学力・学習状況 調査(質問紙)の設問「今住んでいる地域の行事 に参加していますか」に対して肯定的に回答して いる割合。H37に90%以上とする。	毎年8月
全国学力・学習状況調査結果に おいて、小中学校の国語・算数 (数学)の平均正答率が全国平均 正答率を上回った割合 (3カ年平均)	H27	79%	88%	92%	H35～H37の3カ年の全国学力・学習状況調査に おいて、小中学校の平均正答率が全国平均正答 率を上回った科目(国語A、国語B、算数・数学A、 算数・数学B)の割合。 H37に92%以上とする。	毎年8月
(2) 文化						
1年間に文化芸術の催しを 鑑賞した市民の割合	H27	45.3%	60%	70%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H37は10人中7人が評価、H31はその中間値	毎年5月
1年間に文化芸術活動をした 市民の割合	H27	17.7%	25%	30%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H37は10人中3人が評価、H31はその中間値	毎年5月
郷土の歴史や文化に 誇りと愛着を持つ市民の割合	H27	41.8%	50%	60%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H37は10人中6人が評価、H31はその中間値	毎年5月
2 健康・子育て分野～健やかな暮らしづくり～						
(1) 健康						
65歳以上で要介護1以下の お達者市民の人数	H26	26,025人	29,000人	31,000人	65歳以上の高齢者で要介護1以下の人の割合 はH26年度末で90.59%である。これを10年間 で94%に向上させることを目指す。 H31は中間値。 ※静岡県91.8% 全国90.6% H31：31,600人×91.9%≒29,000人 H37：33,000人×94%≒31,000人 (参考) 1号保険者数(65歳以上) H26年度末28,728人 →H31 31,600人(10.0%増) →H37 33,000人(14.9%増) (総合計画 将来人口の目標値より)	毎年度末 集計後
健康で生きがいを持って 暮らしていると思う市民の割合	H27	65%	70%	80%	現状65.0%で、過去5年間の平均は65.7%。10 年後には、生きがいを持って暮らしている市民を5 人中4人以上に増やす。H31は中間値	毎年5月
(2) 子育て						
人口千人当たりの出生数	H26	8.71人	9.40人	9.44人	住民基本台帳に基づく出生数 合計特殊出生率H32年1.85、H37年1.97を 達成するための目標値	毎年1月
安心して子どもを生み育てられる と思う市民の割合	H27	45.6%	65%	80%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H37年に5人中4人が評価することを目標とし、 H31はその中間値とする。	毎年5月
子育ての環境整備に 満足している市民の割合	H26	28.5%	45%	60%	待機児童ゼロの継続と、子育て支援策の実施に より向上させる。 H37は5人中3人が評価、H31はその中間値	毎年5月

指 標	基準値		目標値		目標値の計算式等	把握時期
	年(年度)	数値	H31	H37		
3 環境分野～住み続けたいまちづくり～						
掛川市は住みやすいところだと思ふ市民の割合	H27	76.4%	85%	85%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H31年以降、過年度の最大値(H23年 83.9%) 以上を目標とする。住みよさランキング(東洋経済) 上位市においては平均80%程度。85%となること でトップレベルの市民満足度とする。	毎年5月
今後も掛川市に住みたいと思ふ市民の割合	H27	77.7%	85%	85%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H31年以降、住みやすいと思ふ市民の割合と同 様の数値目標を目標とする。	毎年5月
人口の社会移動	H26	転出超過 288人	転入超過	H34年 以降転入 超過50人	住民基本台帳に基づく人口移動 H31年に転入超過に転じ、H34以降転入超過 50人以上を目指す。	毎年1月
人と人が信頼し助け合っていると 思ふ市民の割合	H27	54.0%	65%	75%	市民意識調査における肯定的回答者割合 H27は54.0%で、過去5カ年平均は56.5%。 H37年に現状よりも肯定的評価を5人中1人増 やすことを目標とし、H31はその中間値とする。	毎年5月
市内事業所従業者数	H26	57,824人	H26年 数値を維持	H26年 数値を維持	経済センサスに基づく市内事業所従業者数 H26年数値を下回らないことを目標とする。	経済センサス 調査時
市内総生産額	H24	5,606億円	6,700億円	6,700億円	静岡県発表による市内総生産額 人口、特に生産年齢人口が減少する中でH20年 度3,439千円を上回る一人当たり市民所得額 3,500千円を達成するための目標値として、設 定する。	毎年度末 (2年遅れ)

第2次掛川市総合計画の策定体制



掛川市総合計画審議会条例 (平成17年7月1日掛川市条例第212号)

改正 平成19年 3月 23日 掛川市条例 第10号
平成22年 3月 31日 掛川市条例 第1号
平成26年 10月 6日 掛川市条例 第31号

(設置)

第1条 掛川市総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、掛川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、掛川市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号）第13条第1項の基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関する事。
- (3) 前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体等の役員
- (3) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条各号に掲げる事項に係る調査審議が終了する日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成19年3月23日掛川市条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成22年3月31日掛川市条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成26年10月6日掛川市条例第31号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

掛川市総合計画審議会 委員名簿

(敬称略)

職	氏 名	役 職 等
会 長	根 本 敏 行	静岡文化芸術大学 文化政策学部長
副 会 長	中 村 隆 哉	掛川市区長会連合会 会長
委 員	小 澤 直 明	学校法人くるみ学園・社会福祉法人くるみ学園福祉会 理事長
〃	加 藤 進	一般社団法人小笠医師会 会長
〃	神 永 優 希	基本構想策定市民委員会 委員
〃	倉 野 浩 美	基本構想策定市民委員会 委員
〃	児 玉 恭 子	社会福祉法人社会福祉協議会
〃	鈴 木 俊 光	掛川商工会議所 会頭
〃	鈴 木 緑	掛川市社会教育委員会 委員長
〃	角 替 恵 子	掛川観光協会 理事
〃	永 嶋 幸 美	NPO法人おひさまとまちづくり
〃	橋 本 勝 弘	静岡県 西部地域政策局長
〃	原 内 玲 子	掛川市防災会議 委員
〃	原 田 淳 子	基本構想策定市民委員会 委員
〃	藤 原 龍 美	掛川市都市計画審議会 委員
〃	松 永 大 吾	掛川市農協 代表理事組合長

第2次 掛川市総合計画基本構想策定市民委員会 委員名簿 (50音順 敬称略)

氏名	居住地区	備考
岩崎 亜弓美	長谷	
大山 陽次	萩間	
岡田 結美	掛川	
糟谷 恭子	洋望台	
神永 優希	北門	
倉野 浩美	大坂	副会長
徐 光明	青葉台	
杉村 弓美子	葵町	
杉山 浩	大淵	
鈴木 琢巳	日坂	
鈴木 康裕	高田	
戸塚 恵子	葛ヶ丘	
鳥井 章弘	大坂	
原田 淳子	倉真	
原野 貴文	梅橋	
日詰 一幸	静岡市	会長
平野 保晴	上内田	
増田 和紀	杉谷南	

掛川市地域創生連携・推進会議委員名簿

(50音順敬称略)

	所属等	氏名
1	連合静岡東遠地域協議会 議長	沖 宗 伸 一
2	掛川信用金庫 理事業務部長	落 合 隆 夫
3	医療法人社団 綾和会 掛川東病院 院長	木 村 正 人
4	掛川公共職業安定所 所長	小 寺 勝
5	株式会社 コプレック 代表取締役社長	小 林 永 典
6	コンセプト 株式会社 代表取締役	佐 藤 雄 一
7	子育てサークル「みんなであそぼう会」 代表	榛 葉 さ つ き
8	株式会社 ヤマハピアノ製造 代表取締役社長	高 橋 宏 叔
9	遠州鉄道 株式会社 不動産事業部 開発課長	高 橋 芳 範
10	日本放送協会 浜松支局長	高 盛 俊 一
11	掛川市区長会連合会 会長	中 村 隆 哉
12	静岡文化芸術大学文化政策学部 学部長	根 本 敏 行
13	かけがわまちづくり株式会社 取締役	東 宮 照 男
14	ステンドグラス美術館 館長	日 比 野 秀 男
15	掛川観光協会 会長	平 野 正 俊
16	NPO法人 おひさまとまちづくり 理事長	星 之 内 進
17	松下園 代表	松 下 芳 春
18	株式会社 三菱総合研究所 主席研究員	村 上 文 洋
19	アートプロデューサー YY ARTS 代表	山 口 裕 美
20	一般財団法人 静岡経済研究所 主席研究員	山 田 慎 也
21	子育てサークル「いちごサークル」 代表	山 本 美 ず 穂

第2次 掛川市総合計画庁内策定委員会 委員名簿

平成26年度

	所属・役職	氏名
1	市長	松井三郎
2	副市長	伊村義孝
3	教育長	浅井正人
4	理事兼総務部長	廣畑雅己
5	企画政策部長	中山雅夫
6	企画政策部付参与	小林隆
7	健康福祉部長	齋藤善久
8	こども希望部長	佐藤益男
9	環境経済部長	釜下道治
10	都市建設部長	新堀光男
11	都市建設部付参与	佐藤勝彦
12	危機管理監兼危機管理部長	栗田博
13	南部行政事務局長	安藤彰
14	会計管理者	水野雅文
15	教育次長	平出行良
16	議会事務局長	赤堀哲
17	水道部長	榛葉孝男
18	消防長	萩田秀之
19	財政課長	山本博史
20	行政課長	大石良治
21	企画調整課長	鈴木哲之

平成27年度

	所属・役職	氏名
1	市長	松井三郎
2	副市長	伊村義孝
3	副市長	浅井正人
4	教育長	山田文子
5	総務部長	釜下道治
6	企画政策部長	鈴木哲之
7	健康福祉部長	齋藤善久
8	健康福祉部付参与	山崎貞子
9	こども希望部長	高川佳都夫
10	環境経済部長	榛村吉宣
11	環境経済部付参与	石山雅久
12	都市建設部長	小林隆
13	都市建設部付参与	太田勝
14	危機管理監兼危機管理部長	白畑喜久雄
15	南部行政事務局長	石川安宏
16	会計管理者	松浦充
17	教育次長	松本一男
18	議会事務局長	赤堀哲
19	水道部長	榛葉孝男
20	消防長	萩田秀之
21	財政課長	高柳泉
22	行政課長	中村克巳
23	企画調整課長	山本博史

(各部調整室長ほか)

1	総務部調整室長	戸塚美樹
2	企画政策部調整室長	村木俊昭
3	健康福祉部調整室長	三浦謙二
4	こども希望課主幹	杉村正之
5	環境経済部調整室長	杉本幸俊
6	都市建設部調整室長	松下仁
7	危機管理課専門官	浦野正守
8	大東支所次長	相澤和巳
9	大須賀支所次長	大石哲也
10	教育委員会事務局調整室長	赤堀賢司
11	水道工務課主幹	大場久美
12	消防総務課主幹	吉田秀光

(各部調整室長ほか)

1	総務部調整室長	戸塚美樹
2	企画政策部調整室長	村木俊昭
3	健康福祉部調整室長	平尾泉美
4	こども政策課主幹	原田陽一
5	環境経済部調整室長	二村浩幸
6	都市建設部調整室長	杉山英二
7	危機管理課主幹	山田光宏
8	大東支所次長	赤堀信義
9	大須賀支所次長	大石守
10	教育委員会事務局調整室長	赤堀賢司
11	水道総務課主幹	山下剛
12	消防総務課主幹	吉田秀光

平成26年度 専門部会 委員名簿

	保健医療福祉		環境生活		教育文化		産業経済	
委員	福祉課	戸田 誠	環境政策課	鈴木久裕	社会教育課	松本一男	お茶振興課	石山雅久
	保健予防課	松下きみ子	環境政策課	本多弘典	学校教育課	佐藤嘉晃	商工観光課	榛村吉宣
	高齢者支援課	久野文義	地域支援課	田辺 真	学校教育課	佐藤裕子	農林課	高柳和正
	こども希望課	岩清水久美子	農林課	竹嶋快充	地域支援課	中村光宏	農林課	二村浩幸
	こども政策室	原田陽一	水道総務課	山下 剛	社会教育課	井村広巳	商工観光課	高野留美
	国保年金課	花村昌浩	下水整備課	中山裕行	社会教育課	森田教子	農林課	松下佳織
	地域医療推進課	榛葉 馨	下水整備課	平野清香	学務課	岩倉直樹	商工観光課	杉村省吾
	こども希望課	上原寿美子	都市政策課	井口浩一	こども政策室	山本邦一	商工観光課	藤田 学
	保健予防課	中山 香	環境政策課	大造麻理子	図書館	浅山愛美	農林課	安達賀一
	こども希望課	小澤江美			社会教育課	川隅 彩		
アドバイザー	健康福祉部長 こども希望部長	斉藤善久 佐藤益夫	水道部長 環境経済部長	榛葉孝男 釜下道治	教育次長	平出行男	環境経済部長 南部行政事務局長	釜下道治 安藤 彰
企画担当		深田貴子 赤堀純久		稲垣琢也 西村 旬		西村 旬 神谷 孝		赤堀純久 稲垣琢也

	都市基盤		防災危機管理		協働広域行財政	
委員	土木課	山下 甫	危機管理課	白畑喜久雄	納税課	栗田一吉
	地域支援課	田辺康晴	予防課	大石和博	生涯学習協働推進課	都築良樹
	管財課	小林 尚	危機管理課	沢崎知加子	市民課	鈴木千里
	事業推進係	村上将士	消防総務課	吉田秀光	生涯学習協働推進課	山田京子
	土木課	塚本明宏	危機管理課	石山和史	IT政策課	戸田慎吾
	土木課	森長 亨	危機管理課	戸塚真琴	資産税課	山崎貴哉
	地域支援課	溝口 修	都市政策課	石田里織	企画調整課	川添美紀
	都市政策課	戸塚桂子	事業推進係	大石基史	管財課	石川直輝
	維持管理課	松田靖志	資産税課	高木麻咲美	市民課	中谷かおる
地域支援課	柴田夏季					
アドバイザー	都市建設部長	新堀光男	危機管理部長 消防長	栗田 博 萩田秀之	総務部長 企画政策部長	広畑雅巳 中山雅夫
企画担当		尾崎和宏 野沢浩太		神谷 孝 尾崎和宏		野沢浩太 深田貴子

平成27年度 専門部会 委員名簿

	保健医療福祉		環境生活		教育文化		産業経済	
委員	福祉課	戸田 誠	環境政策課	鈴木久裕	社会教育課	栗田一吉	農林課	岡本善英
	こども希望課	松下きみ子	下水整備課	鈴木 勉	学校教育課	佐藤嘉晃	商工観光課	戸塚宏五
	高齢者支援課	深谷富彦						
	福祉課	三浦謙二	水道総務課	山下 剛	教育政策室	赤堀賢司	農林課	高柳和正
	こども政策課	原田陽一	水道工務課	萩田和久	学務課	山梨 実	農林課	竹嶋快充
	健康福祉部	平尾泉美	農林課	中山教之	文化振興室	中村光宏	環境経済部	二村浩幸
	こども希望課	岩清水久美子	下水整備課	小野田良	社会教育課	井村広巳	お茶振興課	赤堀純久
	高齢者支援課	藤田明宏	地域支援課	太田和也	社会教育課	森田教子	商工観光課	山田裕之
	保健予防課	平井幸子	下水整備課	中山裕行	学務課	岩倉直樹	農林課	松下佳織
	高齢者支援課	花村昌浩	環境政策課	片山能志晴	図書館	戸塚美穂	商工観光課	石川 悟
	地域医療推進課	榛葉 馨	都市政策課	井口浩一	社会教育課	川隅 彩	商工観光課	戸塚桂子
	国保年金課	山田信哉	お茶振興課	石山尚哲			商工観光課	国京 準
	保健予防課	中山 香	環境政策課	大邊麻理子			商工観光課	伊藤典生
こども希望課	小泉陽一							
アドバイザー	健康福祉部長	斉藤善久	水道部長	榛葉孝男	教育次長	松本一男	環境経済部長	榛村吉宣
	こども希望部長	高川佳都夫	環境経済部長	榛村吉宣			環境経済部参与	石山雅久
企画担当		深田貴子		稲垣琢也		戸塚獎一		尾崎和宏
		小澤江美		野沢浩太		竹内 翔		稲垣琢也
		住本 啓		住本 啓		住本 啓		住本 啓

	都市基盤		防災危機管理		協働広域行財政	
委員	土木課	山下 甫	危機管理課	浦野正守	生涯学習協働推進課	大石良治
	都市政策課	林 和範	予防課	大石和博	IT政策課	戸塚和美
	維持管理課	杉山邦雄				
	都市建設部	杉山英二	消防総務課	吉田秀光	生涯学習協働推進課	都築良樹
	管財課	小林 尚	危機管理課	沢崎知加子	管財課	平松克純
	海岸整備推進室	村上将士	危機管理課	望月恵幸	企画政策部	村木俊昭
	土木課	塚本明宏	土木課	堀内寿志	総務部	戸塚美樹
	地域支援課	松本好道	消防総務課	榛村裕二	市民課	鈴木千里
	土木課	森長 亨	危機管理課	杉山公彦	生涯学習協働推進課	山田京子
	都市政策課	平出隆敏	危機管理課	戸塚真琴	企画調整課	湯川洋行
	維持管理課	牧野 明	都市政策課	石田里織	IT政策課	戸塚芳之
	維持管理課	松田靖志	海岸整備推進室	糸田 進	資産税課	山崎貴哉
	都市政策課	長尾高弘			財政課	萩田佳宏
地域支援課	柴田夏季			管財課	石川直輝	
アドバイザー	都市建設部長	小林 隆	危機管理監	白畑喜久雄	総務部長	釜下道治
			消防長	萩田秀之	企画政策部長	鈴木哲之
企画担当		野沢浩太		村上宏行	南部行政事務局長	石川安宏
		尾崎和宏		神谷 孝		神谷 孝
	住本 啓		神谷 孝		深田貴子	
			住本 啓		住本 啓	

平成26年度 事務局名簿

役 職	
企画調整課長	鈴木 哲 之
企画調整課主幹兼係長	大 井 敏 行
主 査	赤 堀 純 久
主 査	深 田 貴 子
主 任	神 谷 孝
主 任	西 村 句
主 任	野 沢 浩 太

平成27年度 事務局名簿

役 職	
企画調整課長	山 本 博 史
企画調整課係長	尾 崎 和 宏
主査	深 田 貴 子
主査	神 谷 孝
主任	野 沢 浩 太
主任	住 本 啓
主任	村 上 宏 行
主事	竹 内 翔
主事	小 澤 江 美

掛川市総合計画策定経過

年 月 日	内 容
平成26年 4月	・ 基本構想策定市民委員会委員公募開始
4月 30日 ～5月 14日	・ 市民意識調査の実施 市民2,500人を対象とし実施。回収数は1,078票（回収率43.1%）
6月	・ 第2次掛川市総合計画策定基本方針の策定
6月 26日	・ 基本構想策定市民委員会規程制定 委員は15人程度。任期は総合計画基本構想の策定作業が終了するまで。
7月 29日	・ 第1回掛川市総合計画基本構想策定市民委員会 委員委嘱の後、策定に関する基本方針と今後の進め方について協議される。
8月 28日	・ 第2回掛川市総合計画基本構想策定市民委員会 まちづくりに関しての意見交換が行われる。
9月 26日	・ 第3回掛川市総合計画基本構想策定市民委員会 第2回に引き続き、まちづくりに関しての意見交換が行われる。
10月 24日	・ 第4回掛川市総合計画基本構想策定市民委員会 将来の掛川市の姿について協議される。
11月 11日	・ 第1回第2次掛川市総合計画策定委員会 総合計画策定方針（策定スケジュール、3つの日本一の位置付け、総合計画の体系）について協議が行われる。
11月 19日	・ 第1回掛川市総合計画審議会 委員委嘱の後、総合計画の基本方針について確認される。
11月 25日	・ 第5回掛川市総合計画基本構想策定市民委員会 掛川市の未来に向けての提案について協議される。
11月 26日	・ 教育文化専門部会 以後第8回まで開催され、教育文化分野の施策・重点プロジェクト・原案について検討される。
12月 2日	・ 協働・広域・行財政専門部会 以後第6回まで開催され、協働・広域・行財政分野の施策・重点プロジェクト・原案について検討される。
12月 12日	・ 産業経済専門部会 以後第4回まで開催され、産業経済分野の施策・重点プロジェクト・原案について検討される。
12月 15日	・ 環境生活専門部会 以後第4回まで開催され、環境生活分野の施策・重点プロジェクト・原案について検討される。
12月 16日	・ 保健医療福祉専門部会 以後第5回まで開催され、保健医療福祉分野の施策・重点プロジェクト・原案について検討される。

年 月 日	内 容
12月 17日	・ 防災危機管理専門部会 以後第3回まで開催され、防災危機管理分野の施策・重点プロジェクト・原案について検討される。
12月 18日	・ 第2回第2次掛川市総合計画策定委員会 基本構想の構成、人口推計、3つの日本一について協議される。
12月 19日	・ 第6回掛川市総合計画基本構想策定市民委員会 検討事項の整理及び報告書の確認が行われる。
12月 22日	・ 都市基盤専門部会 以後第4回まで開催され、都市基盤分野の施策・重点プロジェクト・原案について検討される。
平成27年	
1月 14日	・ 掛川市総合計画基本構想策定市民委員会報告会 検討結果報告書が市長に手渡される。
1月 19日	・ 第3回第2次掛川市総合計画策定委員会、掛川市創生本部会議 合同開催 基本構想の構成、諮問内容、地方創生について協議される。
1月 27日	・ 第2回掛川市総合計画審議会 基本構想（案）が市長から総合計画審議会に諮問される。
2月 25日	・ 第4回第2次掛川市総合計画策定委員会、掛川市創生本部会議 合同開催 審議会での意見整理、将来人口の目標値について協議される。
3月 1日 ～5月 31日	・ 転出入者調査の実施 転入届、転出届を提出した方を対象に実施。転入者738票、転出者767票回収。
3月 16日	・ 第3回掛川市総合計画審議会 基本構想（案）について審議される。
3月 20日 ～4月 20日	・ 基本構想（案）について意見公募を実施。 基本構想（案）をホームページにて公開し、市民からの意見を募集する。 3人から11件の意見あり。
4月 1日	・ 基本構想（案）を広報紙へ掲載 基本構想（案）を4月1日号の広報紙に掲載。
4月 10日	・ 第5回第2次掛川市総合計画策定委員会、掛川市創生本部会議 合同開催 これまでの協議結果の整理、スケジュールについて確認がされる。
4月 24日	・ 第6回第2次掛川市総合計画策定委員会、掛川市創生本部会議 合同開催 将来人口の目標値について協議される。
4月 27日	・ 第4回掛川市総合計画審議会 将来人口の目標値について審議される。 ・ 第5回掛川市総合計画審議会 総合計画審議会から市長に基本構想（案）について答申される。
5月 8日	・ 基本構想（案）の策定
5月 21日	・ 議会全員協議会 基本構想（案）について協議される。

年 月 日	内 容
6月	・ 高校生意識調査の実施 市内の高等学校に在籍する3年生の男女を対象とし実施。 回収数は886票（回収率97.0%）
6月 11日	・ 議会定例会上程 基本構想が上程される。
6月 17日 ～7月 9日	・ 結婚・出産・子育て意識等調査の実施 市内在住の20歳代から40歳代の市民3,000人を対象とし実施。 回収数は1,090票（回収率36.35%）
6月 19日 ～7月 2日	・ 市民意識調査の実施 市民2,500人を対象とし実施。回収数は1,348票（回収率53.9%）
7月 6日	・ 第7回第2次掛川市総合計画策定委員会、掛川市創生本部会議 合同開催 基本計画の重点施策、個別施策について協議される。
7月 1日 ～8月 14日	・ 市民アイデア募集の実施 人口減少問題対策のアイデア募集の実施。27人から41件の意見あり。
7月 6日	・ 議会本会議 基本構想が議決される。
7月 14日	・ 第6回掛川市総合計画審議会 基本計画の施策体系についての審議される。
7月 22日	・ 第8回第2次掛川市総合計画策定委員会、掛川市創生本部会議 合同開催 地域創生総合戦略の重点施策について協議される。
7月 28日	・ 第1回掛川市地域創生連携・推進会議の開催 委員委嘱の後、地域創生総合戦略について確認がされる。
7月 29日 ～9月 29日	・ 各種団体等インタビュー調査の実施 市内9団体の役員などから、「掛川市の課題」「掛川市が重点的に取り組むべきこと」など、市政全般について幅広く聞き取り調査が行われる。
8月 17日	・ 第9回第2次掛川市総合計画策定委員会、掛川市創生本部会議 合同開催 地域創生総合戦略の個別施策について協議される。
8月 21日	・ 議会全員協議会 地域創生総合戦略（案）について中間報告。
8月 31日	・ 第2回掛川市地域創生連携・推進会議の開催 地域創生総合戦略について協議される。
9月 3日	・ 議会常任委員会協議会 地域創生総合戦略（案）について協議される。
9月 9日	・ 議会常任委員会協議会 地域創生総合戦略（案）について協議される。
9月 25日	・ 第10回第2次掛川市総合計画策定委員会、掛川市創生本部会議 合同開催 地域創生総合戦略の個別施策、KPIについての協議される。
10月 5日	・ 第3回掛川市地域創生連携・推進会議の開催 地域創生総合戦略(案)について協議される。
10月 7日	・ 議会全員協議会 地域創生総合戦略（案）について協議される。

年 月 日	内 容
10月 23日	・ 第11回第2次掛川市総合計画策定委員会、掛川市創生本部会議 合同開催 策定経過と今後のスケジュール確認及び基本計画（素案）について協議される。
10月 30日	・ 地域創生総合戦略の策定
11月 2日	・ 議会全員協議会 地域創生総合戦略の策定について報告がなされる。
11月 13日	・ 第12回第2次掛川市総合計画策定委員会、掛川市創生本部会議 合同開催 基本計画（素案）について協議される。
11月 25日 ～12月 24日	・ 基本計画（案）について意見公募を実施 基本計画（案）をホームページにて公開し、市民からの意見を募集する。 3人から10件の意見あり。
11月 30日	・ 第7回掛川市総合計画審議会 基本計画（素案）についての審議される。
12月 15日	・ 第13回第2次掛川市総合計画策定委員会、掛川市創生本部会議 合同開催 基本計画（諮問案）について協議される。
12月 22日	・ 第8回掛川市総合計画審議会 基本計画（案）が市長から総合計画審議会に諮問される。
平成28年	
1月 14日	・ 第9回掛川市総合計画審議会 総合計画審議会から市長に基本計画（案）についての答申される。
1月 21日	・ 議会全員協議会 基本計画（案）について協議される。
2月 1日	・ 基本計画策定
2月 12日	・ 議会全員協議会 基本計画の策定について報告がなされる。

諮問書

掛企経 第163号
平成27年1月27日

掛川市総合計画審議会
会 長 根 本 敏 行 様

掛川市長 松 井 三 郎

第2次掛川市総合計画基本構想（案）について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政運営の指針となる第2次掛川市総合計画基本構想を策定したいので、掛川市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

掛企経 第80号
平成27年12月22日

掛川市総合計画審議会
会 長 根 本 敏 行 様

掛川市長 松 井 三 郎

第2次掛川市総合計画基本計画（案）について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政運営の指針となる第2次掛川市総合計画基本計画を策定したいので、掛川市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

答申書

答 申 書

平成27年4月27日

掛川市長 松 井 三 郎 様

掛川市総合計画審議会
会 長 根 本 敏 行

第2次掛川市総合計画基本構想（案）について（答申）

掛川市総合計画審議会条例第2条の規定に基づく平成27年1月27日付け掛企経第163号による第2次掛川市総合計画基本構想（案）の諮問につきましては、慎重に審議を重ねた結果、別紙の通り答申いたします。

なお、総合計画の策定及び推進にあたっては、当審議会の審議過程を十分尊重するとともに、下記の事項に留意されるよう要望します。

記

1 総合計画の策定について

- ・ 情報共有・参画・協働の基本原則に即し、協働のまちづくりの基本理念を具現化するため、総合計画の内容については、市民向けの分かりやすく親しみやすい形とすること。
- ・ 基本計画の策定にあたっては、掛川市基本構想策定市民委員会報告書に盛り込まれた施策の視点を考慮すること。
- ・ 実現可能な計画となるよう、策定にあたっては財政計画を考慮すること。

2 総合計画の推進について

- ・ 協働のまちづくりの基本理念と情報共有・参画・協働の基本原則に基づき、総合計画の執行管理については、市民参加の仕組みを構築すること。

答 申 書

平成28年1月14日

掛川市長 松 井 三 郎 様

掛川市総合計画審議会
会 長 根 本 敏 行

第2次掛川市総合計画基本計画（案）について（答申）

掛川市総合計画審議会条例第2条の規定に基づく平成27年12月22日付け掛企経第80号による第2次掛川市総合計画基本計画（案）の諮問につきましては、慎重に審議を重ねた結果、別紙の通り答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程を十分尊重するとともに、下記の事項に留意されるよう要望します。

記

1 協働力・施策間連携の強化

施策の推進にあたっては、市民等の様々な関係者との連携による「協働力」を発揮するとともに、それぞれ目的の異なる施策を連動させることで相乗効果をあげることができるよう施策間連携に努め、本計画の具現化に最大限努力すること。

2 協働のまちづくりを支える情報共有と参画の推進

協働のまちづくりの基本理念に基づき、市民等に本計画の趣旨や内容についてわかりやすく説明するとともに、成果指標の達成状況や事業の進捗・効果などについて積極的に情報発信をし、情報共有に努めること。また、本計画の進捗管理にあたっては、市民等の参画を得て行うこと。

市民意識調査の結果

①調査対象

市内在住の20歳以上の市民の中から2,500人を抽出。

②調査期間と調査方法

調査期間 平成27年6月19日～平成27年7月2日

調査方法 郵送による発送・回収

③回収状況

1,348枚回収（回収率53.9%）

④結果概要

(1) 掛川市の住みやすさについて

掛川市が住みやすいと思う市民の割合は76.4%で、前年と比べて4.9ポイントの減少となりました。男女別では、男性の方が住みやすいと答えている割合が多く、年代別では、70歳代以上が最も高い割合でした。住居区域別の結果には大きな差があり、大須賀区域に住みやすさを実感していただけない方の割合が多くなっています。

住みやすさの理由としては、「自然が豊かだから」が59.4%と目立って高くなっています。住みにくさの理由としては、「道路交通や公共交通の利便性が悪いから」が56.9%であり、次いで「買い物場所やレクリエーション施設が少ないから」が48.4%となっています。

(2) 人口減少に対する問題意識について

全国的に人口減少社会が進展しているなか、社会保障・人口問題研究所の推計によると掛川市においても今後人口は減少していくと推測されています。掛川市の人口が減少することに対する問題意識について調査したところ、「生活に必要なサービス（医療・福祉・公共交通など）が低下する可能性があること」が34.6%でもっとも多い結果でした。

選択肢	件数	比率
1. まちのにぎわいや産業の活力が低下する可能性があること	368	27.7%
2. 地域のコミュニティや絆が弱体化する可能性があること	112	8.4%
3. 生活に必要なサービス（医療・福祉・公共交通など）が低下する可能性があること	459	34.6%
4. 掛川市ならではの魅力や特徴が低下する可能性があること	45	3.4%
5. 人口減少は全国的な流れであり、掛川市の人口が減少することは仕方ない	259	19.5%
6. その他	31	2.3%
無回答	53	4.0%
計	1,327	100%

複数回答による集計除外21名

(3) 人口減少に対し重要だと思う取組について

人口減少に対し重要だと思う取組について調査したところ、「もっと子どもを増やす取組が必要」47.6%、「掛川市への移住を促進する取組が重要」が46.9%が高い割合でした。

選択肢	件数	0	10%	20%	30%	40%	50%	60%
1. 掛川市への移住を促進する取組が重要	632							
2. 市外への転出を食い止める取組が重要	344							
3. 外国人の人口をもっと増やす取組が重要	15							
4. 掛川市に観光やレジャーで訪れる人を増やす取組が重要	385							
5. もっと子どもを増やす取組が重要	642							
6. 何もしなくてよい	31							
7. その他	133							
無回答	46							
計	2,228							

※3つ以上回答した人 5人

複数回答

(4) 掛川市の雇用環境などに不足しているものについて

掛川市の雇用環境などに不足していると感じているものについて調査したところ、「掛川市には若者に魅力的な職業・職種が少ない」が39.9%でもっとも多い結果でした。

選択肢	件数	比率
1. 掛川市には若者に魅力的な職業・職種が少ない	517	39.9%
2. 掛川市には女性が活躍できる職業・職種が少ない	83	6.4%
3. 掛川市には高齢者が活躍できる職業・職種が少ない	160	12.3%
4. 掛川市には再就職等を支援する仕組みが十分でない	254	19.6%
5. 掛川市には魅力的な職業・職種はあるが、周知・PRが十分でない	148	11.4%
6. その他	74	5.7%
無回答	61	4.7%
計	1,297	100%

複数回答による集計除外51名

(5) 今後重要であると考えるまちづくりについて

今後どのようなまちづくりが重要だと思えるかについて調査したところ、「安心して子どもを産み、育てることができるまちづくり」36.6%がもっとも高く、「安定した雇用と活発な経済活動を生み出す、多様な産業が発展するまちづくり」が34.9%、「医療・福祉環境が充実した、高齢者や障がい者にやさしいまちづくり」28.8%の順となりました。

選択肢	件数	0	10%	20%	30%	40%
1. 緑豊かでうのおいのある住環境をつくるまちづくり	63		4.7%			
2. 中心市街地が多くの市民や来訪者でにぎわうまちづくり	225			16.7%		
3. 身近な商店街で、日常生活に必要な買い物ができるまちづくり	168			12.5%		
4. 安定した雇用と活発な経済活動を生み出す、多様な産業が発展するまちづくり	471				34.9%	
5. 安全で渋滞のない幹線道路ネットワークを形成するまちづくり	47		3.5%			
6. 暮らしに身近な生活道路の安全性を高めるまちづくり	72		5.3%			
7. 歩きやすく公共交通機関も便利な、自動車に依存しなくても暮らせるまちづくり	241			17.9%		
8. 医療・福祉環境が充実した、高齢者や障がい者にやさしいまちづくり	388				28.8%	
9. 安心して子どもを産み、育てることができるまちづくり	494				36.6%	
10. 今ある自然環境を守り、活かすまちづくり	88		6.5%			
11. 公園や遊び場が暮らしの身近にあるまちづくり	64		4.7%			
12. 地球環境にやさしいまちづくり	34		2.5%			
13. 地震・津波・風水害などの自然災害から命を守るまちづくり	219			16.2%		
14. 美しい風景や調和した街並みを保全・形成するまちづくり	40		3.0%			
15. 歴史や伝統を守り、後世に伝えるまちづくり	53		3.9%			
16. 文化・芸術に触れたり、楽しんだりすることのできるまちづくり	51		3.8%			
17. その他	11		0.8%			
無回答	18		1.3%			
計	2,747					

複数回答

用語解説

あ行

●ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT (Information Technology) が同義で使われているが、ITにCommunication (コミュニケーション) を加えたICTの方が、国際的には定着している。

●青色回転灯パトロール

青色回転灯を装備した自動車を用いた自主防犯パトロールをいう。

●空き家バンク

移住希望者と空き家の売却希望者（または貸し出し希望者）をマッチングするシステムのこと。

●悪性新生物

一般に発育が速く、周囲の組織を破壊し、血液やリンパによって他の場所に転移しやすい腫瘍をいう。上皮系の皮膚、粘膜、腺などから発生するものが癌腫、非上皮系の結合組織、骨、軟骨、リンパ節などに発生するのが肉腫で、両者を合せて一般的にがんと称す。

●一次産品

農業・漁業・鉱業・林業の生産物で加工される前のもの。通常は鉱物性燃料を除く。

●イノベーション

新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。

●インバウンド

元々は「外から中に入り込む」という意味だが、一般的に外国人の訪日旅行の意味で使われることが多い。対義語は、日本からの海外旅行を指すアウトバウンド(outbound)。

●NPO

Non Profit Organizationの略で、特定非営利活動法人のこと。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

●ALT

Assistant Language Teacherの略で、外国語指導助手のこと。小学校、中学校、高等学校、教育委員会等で語学指導（日本人教師の外国語授業の補助）等を担う。

●エキスパート育成人事

専門的な能力やスキルの向上を目的とした、職員の適性や能力を踏まえた上での人事配置及び人材育成。

●おかみさん市

掛川おかみさん会が主催する事業で、街なかの歩道でこだわりの新鮮野菜、食品、スイーツなどを販売し、街なかの買い物弱者を支援しながら、賑わい創出を図る取り組み。

●お達者度

静岡県が、県内の市町別に65歳における平均自立期間（介護を受けたり病気で寝たきりになつたりせず、自立して健康に生活できる期間）を算出したもの。県内市町の介護認定の情報、死亡の情報をもとに、生命表を用いて算出する。

●オープンデータ

「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のこと。

●屋外広告物

看板、立看板、広告塔、はり紙など、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されたもの。

●汚水衛生処理率

実際に汚水処理（下水道施設へ接続）されている人の割合を指す。

か行

●街区公園

主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を0.25haとする都市公園のこと。

●皆伐

林業で、森林などの樹木を全部または大部分伐採すること。

●かけがわ型スキル

これからのグローバル社会を生き抜くために、子どもたちが身に付けるべき「21世紀型スキル」を参考に掛川市教育委員会が定めた6項目（思考力、問題解決力、思考決定力、コミュニケーション力、情報の選択・活用力、地域や社会の中で生きるためのキャリア）のスキル。これをもとに、掛川市内全小中学校では、言語活動を重視した新たな学びのプロセスへ転換した授業改善を図っている。

●掛川市中心市街地活性化基本計画

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき策定する計画で、内閣総理大臣が認定を行うもの。

掛川市では、平成21年3月から平成26年3月を計画期間とする計画があったが、新たな計画を策定し、平成27年3月27日付けで新計画が認定された。

●掛川茶マイスター

全国有数の茶産地である掛川で、質の高い美味しい掛川茶が飲める飲食店を増やし、お茶の本場にふさわしい地域づくりを行うため、お茶の知識や掛川のお茶に深く精進し、実際に掛川茶を美味しく入れることができる人を「掛川茶マイスター」として認定する制度。

●かけがわ茶んねる

NTT西日本の光BOXを利用した行政情報配信サービスであり、市役所からのお知らせ、暮らしの便利帳、子育て情報、防災情報、地域情報等の情報をテレビで閲覧することができるアプリケーション。

●かけがわ道徳

掛川ならではの題材を取り入れたり、地域人材を活用したりした道徳の授業をいう。掛川の子どもたちが地域の先人の生き方に触れ、また、様々な体験活動を通して自己の生き方について考えを深め、郷土を誇る心もち、夢にむかってたくましく生きることをねらいとしている。

●掛川地域プラットフォーム

市、商工団体、金融機関等により構成される連携体で、地域経済活性化に向けて、主に創業支援や中小企業・小規模事業者の経営支援に関する取組を行っている組織。

●かけがわりパー・ロードサポーター制度

市道や市が管理する河川の草刈りなどを行う団体を支援する制度で、草刈り機や軍手など活動に必要な物品補助をするほか、傷害保険による補償などを支援する。希望に応じて団体名の入った認定プレートの設置も行う。

●合併算定替特例期間

普通交付税の算定において、合併市町村が交付税上不利益を被ることのないよう合併後10年度間は合併前の旧市町村が別々に存在するものとみなし、それぞれの交付税を合算した額を交付することとされている。平成11年7月の「市町村の合併の特例に関する法律」の一部改正において、この合併算定替について適用期間を延長し、15ヶ年度間適用することとされている。

●合併処理浄化槽

し尿に加え、台所、風呂、洗濯などからの生活雑排水を戸別に処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。沈殿分離、あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって排水を処理し、それを消毒して放流する。単独浄化槽に限っては、平成11年から大手メーカーの自主的な製造中止がはじまり、平成12年度には浄化槽法の改正が行われ、設置が禁止されることとなった。

●カルバート

道路の下を横断させて人や車を通行させたり、水路として機能したりする構造物のことで、日本語では「函渠（かんきょ）」という。

●間伐材

材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不要木など林木の一部を伐採することで発生する木材。

●管理代行制度

他の地方公共団体が管理する公営住宅と自ら管理する公営住宅を一体として管理することが適当な場合において、他の地方公共団体の同意を得て、公営住宅の管理権限（家賃等に関するものを除く。）を代わって行うことができる制度。

●機能回復

損なわれた身体機能を回復すること。

●希望の丘

閉院した掛川市立総合病院の跡地を活用する取り組みで、「健康医療日本一のまち・掛川」を実現させることを目的として、医療、保健、福祉、介護、教育に関する施設を一体的に整備するもの。

●急性期医療

病気の進行を止める、病気の回復の目処をつけるまでの間提供する医療のこと。

●緊急輸送路

大規模な自然災害などの緊急事態に、避難活動や救急救助活動、また物資の供給を行う輸送路としてあらかじめ指定された道路。

●近隣公園

徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を2haとする都市公園のこと。

●グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々とのふれあいを楽しむ滞在型余暇活動のこと。

●グリーン電力

風力、太陽、バイオマス、水力など温室効果ガスや有害ガスの排出が少なく、環境への負荷が小さい自然エネルギーにより発電された電気、またはそのような電気を選んで購入できるプログラム。電気としての価値に加え、環境価値部分を評価して追加料金を払うことで、市場で競争力を持たせ、再生可能エネルギーを普及させようとする考え方に基づく。

1990年代初頭にアメリカで始まり、自然エネルギー100%の電源を選択できるグリーン料金制度やグリーン電力基金、グリーン電力証書取引など様々なプログラムへと発展している。日本では2001年にグリーン電力認証機構が設立され、第三者機関としてグリーン電力の認証を行っている。

●グローバル

「国境を越えて地球全体にかかわるさま」を表し、「世界的規模の」という意味でも使われる。また、コンピューター関連では「汎用の」「広域の」などの意味でも用いられる。

●KPI（重要業績評価指標）

Key Performance Indicatorの略称で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。各市町村が策定する地方版総合戦略では、KPIを設定することが必要とされている。

●けっトラ市

生産者が軽トラックの荷台をお店にして、採れたて新鮮野菜や手づくり加工品など、運んできたまま対面販売する市場のこと。平成22年10月より、掛川駅通りで毎月第3土曜日に開催している。

●健康寿命

WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

●公共交通機能不足地域

掛川市では、採算性その他の事由により公共交通機能が不足していると市長が認めた地域（公共交通空白地域を除く。）としている。

●公共交通空白地域

電車、バスなどの公共交通機関が無い地域。

●公共施設マネジメント

地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び活用する仕組みを指す。

●合計特殊出生率

15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

●公衆無線LAN（Wi-Fi）

店舗や公共の空間などで提供される、無線LAN（ケーブル線の代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステム）によるインターネット接続サービス。

●耕畜連携

米や野菜等を生産している農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。

●後方支援機能

「介護する側」が抱える身体的・精神的・経済的な負担に対する支援を行うこと。

●交流人口

そこに実際に住んでいる人口（定住人口）に対する概念であり、通勤・通学、買い物、観光、レジャーなどを目的として、そこを訪れる人口のこと。

●交流型観光

地域資源・体験活動等を通じて地域住民との交流を行う観光のこと。

●ご近所マナー条例（通称）

掛川市良好な生活環境の確保に関する条例のことで、ライフスタイル・価値観の多様化、地域コミュニティの衰退、モラル・マナーの低下等といった生活環境の悪化に対して、市民・事業者・行政3者が相互の協力により目的を達成するため、各主体の責務について規定されているもの。

●国土形成計画

急激な人口減少、巨大災害の切迫等、国土に係る状況の大きな変化に対応した、平成27年から概ね10年間の国土づくりの方向性を定めるもの。

●国土利用計画

総合的かつ計画的な国土利用を確保するための長期計画（将来構想）であり、各種土地利用計画の基本となる計画のこと。

●互産互消

その地域ならではの生産物や旬を大切に、地域間交流の取り組みにより、互いの良い物（これしか、ここしか、いましかない）を交換消費すること。また、それぞれの素材や資源を活かし合う組み合わせなどにより、6次産業化ビジネスへの発展が可能。

●孤食

一人で食事を取ること。

●個人番号カード

国民一人一人に固有の番号を割り振るマイナンバー制度において、本人確認などに使用される識別カード。

●子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育て等、子育て世代の支援を切れ目なく継続的に行うために市町が設置するワンストップ拠点のこと。

●こども発達センター「めばえ」

東遠地区に在住する発達に心配のある子どもが就学前に毎日通う療育施設。

●コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むもので、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待される。

●コミュニティプラント

廃棄物処理法の「一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置する小規模な下水処理施設のこと。公共下水道と同様に、埋設された排水管によって集められたトイレ排水と生活雑排水を合わせて処理する施設であるが、法律上の位置づけは「し尿処理施設」。

●子育てコンシェルジュ

子どもに係る相談窓口として、児童に係る悩みや発達の相談、個々のニーズに合った子育て支援サービスについての情報提供等を行い、他部署と連携し解決に導く支援を行う専門の相談員のこと。

●コンビニ受診

夜間や休日など一般診療時間外に軽症患者が救急外来を受診すること。

さ行

●再生可能エネルギー

資源が有限で枯渇性の石炭・石油などの化石燃料や原子力とは異なって、太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然現象の中でエネルギー資源が再生されるエネルギー。

●ジェネリック医薬品（後発医薬品）

新医薬品等とその有効成分、分量、用法、効能及び効果が同一性を有するものとして承認された医薬品。

●市街地再開発事業

都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つであり、市街地の土地の有効かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的とし、建築物と道路などの公共施設の整備を一体的に行う事業。

●事後保全型

その都度、損傷が顕著な部分に適切な対策（補修）を施す維持管理の方針のこと。

●静岡県第4次地震被害想定

平成23年に発生した東日本大震災を教訓とし、また、国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、静岡県が策定した地震の被害想定。平成25年6月に第一次報告、平成25年11月に第二次報告を公表した。

●静岡県内陸フロンティア

官民が連携して防災・減災と地域成長の両立を目指す静岡県の取り組みで、「内陸フロンティア推進区域」に指定されると、通常の企業立地に関する助成制度に加え、補助率及び限度額の引上げや設備投資等を行う中小企業への貸付に対する利子補給などの県の重点的な支援を受けることができる。

掛川市では、平成27年末時点で、7区域が「内陸フロンティア推進区域」の指定を受けている。

●しずおか農林水産物認証制度

農水産物に対する県民の安心と信頼を確保することを目的に、平成18年度から静岡県がスタートした制度。農水産物の生産者の安全・安心への取り組みを県が認証する制度で、県内で農水産物を生産する個人、法人又は生産組織が対象となる。県が実施する認証審査に合格すると認証書が交付され、認証マークの使用が認められる。認証有効期間は3年間。この間に認証したシステムが適正に運用されているか定期的に監査が行われる。

●死生観

死あるいは生死に対する考え方。また、それに基づいた人生観。

●指定管理者制度

体育館や図書館など地方公共団体が住民の福祉を推進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。民間の活力を導入し自治体の経営改善を図る目的で、平成15年（2003年）の地方自治法改正に伴い導入された。

●シティセールス

ヒト・モノ・カネ・情報等呼び込み、経済活動を活発にし、価値や文化を生み出すため、市の内外に働きかけ、外からの活力をとりこみ、まちの魅力を向上させる一連の戦略的活動。

●シティプロモーション

まちの魅力を磨き上げ、まちが持つ様々な地域資源を市内外に向けてアピールすることで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国的に売り込むこと。

●市民意識調査

市民の視点に立った成果重視の行政運営を行うため、総合計画に定めた成果指標の達成度を測定するとともに、市民の意向を把握することを目的とした調査。

●社会的包摂

住民一人ひとりが社会のメンバーとして「居場所と出番」を持って社会に参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できるようにすること。

●社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのこと。

●集落営農

集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のこと。一般的に、一定のまとまりのある団地的土地利用や機械の共同利用等による農業生産のみならず、農村生活での共同活動も含め、地縁的な関係を基調とする1ないし複数集落を基盤に農業生産力の一層の向上を期待し、兼業農家や高齢農家を含めた農家の協力のもとに行う営農のこと。

●受水量・受水費

掛川市の場合、大井川広域水道からの水道水の供給量とその購入費のこと。

●商業集積

商店街やショッピングセンターのように、多数の商店が集まったところ。

●ショートステイ

在宅介護を受けている高齢者や障がい者を福祉施設などが短期間預かる制度。

●生涯学習まちづくり土地条例

土地の公共性に基づくその適正利用に関する生涯学習並びに市民主体の土地施策の策定及び実施における積極的な市民参加について定め、もって快適で良質なまちづくりに資することを目的とする条例のこと。

●ステップファミリー

再婚などによって、血縁のない親子・兄弟などの関係を中に含んだ家族。

●スマートIC（スマートインターチェンジ）

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定している。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

●スマートコミュニティ

街全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを、都市の交通システムや住民のライフスタイル変革まで、複合的に組み合わせた社会システムのこと。

●スーパーコミュニティ法人

掛川市自治基本条例の理念に基づき、地区まちづくり協議会が住民の主体性に基づいた協働社会を創り上げていくとき、協議会に最も適した地縁型かつ多目的・多機能型の法人格の仮称。

現行制度ではこのような法人格は存在しないことから、今後、協働によるまちづくりの深化にあわせ、現行の地域自治区制度の見直しや新たな法人制度の新設を検討していく。

●スマートシティ

太陽光や風力での発電など再生可能エネルギーを効率よく使い、環境負荷を抑える次世代環境都市。

●生物多様性

遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること。

●世界農業遺産

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり発達し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ、世界的に重要な地域を次世代へ継承することを目的に、国連食糧農業機関（FAO）が2002年（平成14年）から開始したプログラム。

●ゼロエネルギー住宅

住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間での自然から採取されたままの物質を源としたエネルギーの消費量が正味でゼロになる住宅のこと。

●総合公園

主として1の区市町村の区域の住民の休息、観賞、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園のこと。

●ソフト

「ハード」に対して、直接目には見えない、人の働きが関わっている要素のこと。

●ソーシャルビジネス

地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。

●ゾーン30

最高速度30km/hの速度規制や路側帯の設置等を実施することにより、区域内の速度抑制や抜け道としての通行抑制を図る生活道路の安全対策。

た行

●第一次産業

原材料・食糧など最も基礎的な生産物の生産にかかわる産業。農・林・水産業など。

●第二次産業

製造業・建築業・鉱工業・ガス・電気・水道業などをいう。

●第2PA

倉真地区第2パーキングエリアのこと。

●第三次産業

運輸業、商業、サービス業などのいわゆる広義のサービス産業部門の総称。

●多極ネットワーク型コンパクトシティ

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する都市構造のこと。

●多自然型工法

河川改修にあたって、コンクリート護岸ではなく、植生や自然石を利用した護岸の採用や水性生物が棲みやすい環境の保全・復元など、自然の川の持つ構造的な多様性、生態系の保全を尊重し、あわせて美しい自然景観を保全・創出する川づくり工法のこと。

●タスクフォース

緊急性の高い、特定の課題に取り組むために設置される特別チームのこと。もともとは軍事用語で「機動部隊」を意味する。通常は組織内の各部署から適任者を抜擢し、短期集中的に課題解決にあたる。

●たびスタ

JR掛川駅にあり、掛川地域を中心とする周辺の行政、産業、地勢、交通、そして観光に至る情報を、総合的かつ速やかに案内する施設。

●短時間勤務制度

所定労働時間を通常よりも短くする制度。育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者が希望する場合、1日の所定労働時間を原則として6時間とすることを事業主に義務付けている。

●単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のことであり、生活雑排水は処理されない。生活雑排水はそのまま公共用水域へ排水され、環境に大きな影響を及ぼしてしまうことから、現在は単独処理浄化槽の新規設置は認められていない。

●地域SNS

特定地域を対象としているSNSのこと。SNSはソーシャル・ネットワークング・サービス（Social Networking Service）の略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。代表的なSNSには、Facebook、Twitter、Instagramなどがある。

●地域交通協議会

地域、交通事業者、行政が一体となり、地区の公共交通について協議検討する組織。

●地域多様性

各地域が多様性を再構築し、自らの資源に磨きをかけること、複数の地域間の連携により、人・モノ・情報の交流を促進すること。

●地域福祉バス

一般的に、高齢者などの交通弱者の外出支援と交流促進などを目的に、民間事業者を運行主体とした貸切乗合許可により運行されるバスのこと。

●地域ブランディング・マーケティング

地域資源に付加価値をつけて商品化し、それを地域外の消費者や観光客にPRや販売をすること。地域外から観光客誘致へと繋がる。

●地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画のこと。一般的な地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率、容積率のほか、壁面の位置や高さ、形態・意匠（デザイン）等の制限、垣または柵の構造等を定めることができる。

●地区まちづくり協議会

区長会、地域生涯学習（地区）センター、地区福祉協議会、シニアクラブ、子供会、消防団、市民活動団体、企業等地区内にある様々な組織が結集し、それぞれの組織の枠組みを超えて「より暮らしやすい地域にする」という共通目的のために連携・活動する新しい協議型の住民自治運営組織のこと。

●地区まちづくり計画

地区の将来像とその実現のために自ら取り組む活動を定めた計画のこと。

●地籍調査

一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量するものであり、市町村等が実施主体となる。その成果は不動産登記に反映され、国民の権利の保全に資するほか、土地利用計画の策定や公共事業等の円滑な実施などに活用される。

●茶草場農法

秋冬期に茶園周辺のススキやササなどの草を刈り、茶園に敷く、伝統的な農法。静岡県の茶草場では、300種類以上の草花が確認されており、うち絶滅危惧種9種が確認されるなど、生物多様性が保たれている。また、茶園に敷き草を施すことは、地温の調整や土壤水分の保持、雑草の抑制、土壌や肥料の流失防止、有機物の供給などの効果があると考えられる。そのような点が評価され、「静岡の茶草場農法」は、平成25年に世界農業遺産に認定された。

●中位推計

将来推計人口において、将来女性がどのくらい子どもを産むかということ推測する必要があるが、不確定要素が大きいため、何通りかの仮定の下に計算をしている。中位推計は、出生率が中くらいと見積もった推計のことをいう。

●昼夜間人口比率

夜間人口（常住地による人口）100人あたりの昼間人口（従業地・通学地による人口）。

●超小型モビリティ

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人~2人乗り程度の車両のこと。

●長寿命化計画

主にインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画を指す。

●中学校区学園化構想

「幼稚園、保育園、幼保園、小・中学校が連携を強化し、共に子どもの教育にあたること」と「地域の教育力を園・学校に取り込むことで様々な効果をもたらすこと」が未来を担う子どもたちの健やかな成長にとって大切であるという考えのもと、地域全体で園・学校の保育・教育を支援する体制を構築し、教育活動の質の向上を図る構想。

●TPP

環太平洋パートナーシップ協定のことで、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計12か国で高い水準の野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し、交渉が進められてきた経済連携協定。

●T-1グランプリ

お茶の淹れ方審査など3つのお茶競技で総得点を競い合い、日本茶の茶ンピオンを決定するイベント。

●デイサービス

在宅介護を受けている高齢者や障がい者が、デイサービスセンターなどへの通所によって受ける入浴・食事・介護などのサービス。

●デジタルアーカイブ

博物館、美術館、公文書館などの所蔵資料を電子化して保存・公開するシステム。絵画、彫刻、文書、写真、映像などを対象とし、インターネットを通じて資料目録を検索したり、デジタル画像などを閲覧したりできる。

●デジタルサイネージ

屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。

●テナントミックス

商業集積活性化の基本となるコンセプトを実現するための、最適なテナント（業種業態）の組み合わせのことをいう。

●デマンド型（乗合）タクシー

乗客の需要に応じて運行するバスやタクシーの運行形態のこと。

●デマンド方式

利用者の要求（デマンド）により、サービスを提供する方式。

●テレワーク

パソコン等の情報通信機器等を利用し、遠く離れたところ（TELE）で仕事を行うこと（WORK）。働き手の属性から、企業社員のテレワーク及び自営業者のテレワーク（SOHO）に分類することができる。

●特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

●都市計画道路

都市計画決定された道路のこと。

●都市計画マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針等をきめ細かく、かつ総合的に定めることを内容とした計画のこと。

●土地区画整理事業

都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つで、昭和29年に成立した土地区画整理法に基づく事業。事業の仕組み及び目的は、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図ること。

●友引ストリートカフェ

緑豊かな駅前通りを歩行者天国にし、オープンカフェを運営するとともに、市内和菓子店や飲食店を巻き込み新たな賑わい創出を図る取り組み。

な行

●2項道路

4m未満の道路。建築基準法では、原則として幅員が4m以上ないと道路として認められないが、幅員4m未満でも、建築基準法施行前から使われていた既存道路で、かつ特定行政庁が道路として指定したものは建築基準法上の道路とされる。

●二次医療圏

入院ベッドが地域ごとにどれだけ必要かを考慮して、決められる医療の地域圏。掛川市は、磐田市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町とともに「中東遠2次保健医療圏」を構成している。

●21世紀型スキル

世界の教育関係者らが立ち上げた国際団体「ATC21s」が提唱する概念で、これからのグローバル社会を生き抜くために求められる一般的な能力を指す。批判的思考力、問題解決能力、コミュニケーション能力、コラボレーション能力、情報リテラシーなど、次代を担う人材が身に付けるべきスキルのこと。

●日本版DMO

魅力ある観光地域づくりに関して戦略策定、各種調査、マーケティング、商品造成、プロモーション等を一体的に実施する組織体。DMOは、Destination Marketing/Management Organizationの略で、地域全体の観光マネジメントを一本化する、着地型観光のプラットフォーム組織を指す。

●ニューツーリズム

従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態。

●認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。

●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成した経営改善計画を基に農業の担い手として市町村が認定した農業者のこと。

●認知症疾患医療センター

認知症疾患における鑑別診断や専門医療相談、医療機関等の紹介、地域保健医療・介護関係者への研修や連携などを行う専門医療機関。

●農観連携

農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組

●農業集落排水

農業用排水の水質保全と生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与するために行う農業集落の下水のこと。集落の散在する農村に適した污水处理システムとして、受益者が概ね1,000人以下の規模で実施される。

●農業法人

法人形態によって農業を営む法人の総称で、「会社法人」と「農事組合法人」の2タイプがある。また、農業法人は、農地の権利取得の有無によって、「農業生産法人」と「一般農業法人」に大別される。

●農地中間管理事業

地域内で分散し、錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付ける事業。

は行

●バイオマス

生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること、または、その生物体、生物資源を指す。

●パッシブハウス

ドイツや北欧で実用化されている断熱性能等に優れた高性能省エネルギー住宅。

●パブリックサービスマーケット

多様化・高度化が進んでいる公的なサービスを「民」に参画させることにより発生する市場。

●バリアフリー

障がい者にとって障害となるものを取り除くこと、また取り除いた状態のこと。

●ハード

物事において、施設や設備、道具など、形のある要素を意味する語。「ソフト」に対応して使われる。

●光ファイバ

高速ブロードバンドサービスの通信回線として使われる、光信号を通すケーブルのこと。

●光BOX

テレビに接続するだけで、簡単にインターネットを楽しむことができる情報機器。人気動画や、映像配信サービスが利用できる。

●ビジターセンター

掛川市には、JR掛川駅南口にあり、掛川市の観光や交流に関する情報を案内する施設。名称は、ビジターセンター「旅のスイッチ」。

●ビジネス経営体

静岡県独自の呼称で、雇用による労働力を活用し、一定以上の販売規模を持ち、マーケティング戦略によるサービスや商品を提供し、経営が継承され地域農業をリードする農業経営体のこと。

●ビッグデータ

利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群のこと。

●ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

●BOD値（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandのことで、水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいう。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

●ファイナンシャルプランナー（FP）

個人のライフステージや生活設計に合わせて財産形成計画を提案する職業。金融機関や証券会社などに配置される財テク相談員のこと。資産運用や老後の人生設計の相談役。

●ファミリー・サポート・センター

登録した会員（依頼会員・提供会員）同士の合意の下に行う子育ての相互援助システムのこと。

●フェイスブック（Facebook）

米フェイスブック社の提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）。

●ふくしあ

住み慣れた地域で安心して最期まで暮らしていけるように支援するための地域健康医療支援センターで、平成27年末現在、市内5カ所に整備されている。「在宅医療支援」、「在宅介護支援」、「生活支援」、「予防支援」を柱に医療、保健、福祉、介護を多職種連携により総合支援を行う地域拠点である。

●普通地方交付税

行政サービスに極端な差が出ないように、財政力が乏しい地方自治体に対し、国が毎年配分するものであり、主に、地方自治体の平常運営での財源不足を補うもの。

●フレックスタイム制

1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し、働く制度で、労働者とその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。

●ふるさと納税

自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。（一定の上限はある）

●文化多様性

民族、地域及びコミュニティが、独自の歴史的文化的背景を有するさまざまな文化を有すること、またそのようなさまざまな文化が存在する状態のこと。

●HEMS

Home Energy Management Systemの略で、家庭における電力の消費と発電・蓄電設備をリアルタイムで統合的に管理し、快適さを保ちつつ節電を行う設備。

●辺地

都会から遠く離れた土地。僻地。

●辺地総合整備計画

財政上の特別措置を活かし、辺地の公共的施設を整備する計画。他の地域との間における生活文化水準の格差の是正を図るもの。

●放課後子ども教室

地域の多様な方々の参画を得て、放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所をつくり、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組み、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに成長していく環境を推進する活動。

●放課後児童クラブ

保護者が就労などのため、放課後等の保育が困難になっている家庭の児童を対象に、指導員が保護者に代わり共に遊んだり、学んだりしながら児童の健全育成を図る施設。

●報徳思想

二宮尊徳の教説。至誠、分度、推譲、勤労によって道徳と経済を一致させ、富国安民をはかろうとする教え、考え方。

ま行

●マイレール意識

自ら地域の鉄道を守り育てていく意識。

●まちゼミ

「得する街のゼミナール」を略した「まちゼミ」は掛川市内のお店が講師となり、プロならではの専門的な知識や情報、コツを無料でお客様に楽しく学んでもらう60~90分程の少人数制のミニ講座。

●松ヶ岡(旧山崎家住宅)

松ヶ岡は、市内十王区にある江戸時代末期に建てられた掛川藩の御用商人山崎家の住宅で、厳選された建築材料と丁寧な加工が施されている。

●学びのユニバーサルデザイン

どの子どもにも、等しく学習の機会を確実に得られるように、知覚的な特徴(文字や画像のサイズ、話し言葉や音量、文字や画像のコントラストや色、レイアウト等)を改善するなど、子どもの学びが充実し、わかりやすい授業につなげること。

●マーケティング

買い手のニーズや欲求を把握し、それに対応して買い手に満足してもらえるように、生産(加工)・販売はもとより事業活動全般において、一貫した理念や計画の下で能動的に行う事業展開の方法。

●緑の基本計画

都市緑地法に規定される、都市計画区域内の緑地の保全や緑地の推進に関する総合的な計画のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。

●メンタルヘルス

精神衛生のこと。狭義には神経症や精神病、アルコール依存症といった精神疾患に対して講じられる措置を指す。予防・早期発見・再発防止・社会復帰支援の4つの段階がある。広義には心身両面から心の問題を扱う際に用いられる言葉。

●モータリゼーション

自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

や行

●ユニバーサルデザイン

「だれもが一人の人間として尊重され、自分の意志に基づき活動し、生活する権利を有している」ことを基本として、お年寄りも若い人も、障がいのある人もない人も、男性も女性も、外国人もすべての人が暮らしやすいように、人づくり、まちづくり、ものづくりなどを行っていこうとする考え方のこと。

●UIJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

●UPZ圏域(Urgent Protective Zone)

緊急時防護措置準備区域のことで、国際原子力機関(IAEA)が概念を示し、原子力施設からおおむね半径30kmの範囲で防災対策を重点的に行う区域のこと。

政府は原子力施設等の防災指針において、原子力施設から半径8~10kmを防災対策を重点的に行う地域の範囲(Emergency Plannig Zone)としてきたが、福島第一原子力発電所の事故を受け、UPZの考え方を導入した。浜岡原子力発電所のUPZ圏は半径31kmとされており、掛川市の大部分が含まれる。

●要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって、要保護児童にあたらぬ児童のことをいう。具体的には、育児不安(育児に関する自信のなさ、過度な負担感等)を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。

●用途地域

市街地における土地利用の純化を目的として定められる12種類の地域のこと。

●予防保全型

損傷が軽微な段階で対策を繰り返し、長寿命化・ライフサイクルコスト最小化を図る維持管理の方針のこと。

●4R運動

4Rは、下記の意味を持つ4つの英語を表している。

- ・Refuse(リフューズ):ごみとなるものを断る
- ・Reduce(リデュース):ごみの排出量を減らす
- ・Reuse(リユース):ごみとして廃棄しないで再利用する
- ・Recycle(リサイクル):再資源化する

上記の4つの「R」に取り組むことで、ごみを減らし、資源の有効活用を推進する考え方のこと。

ら行

●ライフサイクルコスト

構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。

●ラビッドプロトタイプング

製品開発において、試作品を短時間で製造すること。近年、三次元プリンターなどで立体物を造形する方法が普及している。

●立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定することが必須とされている。

●リテラシー

本来、「識字力=文字を読み書きする能力」を意味するが、「情報リテラシー」や「ICTリテラシー」のように、その分野における知識、教養、能力を意味することに使われている場合もある。

●歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を推進するための計画。

「歴史的風致」とは、地域における固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、活動が行われる歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと。

●レファレンスサービス

図書館などで、利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務。

●レベル2

ここでいうレベルは、地震・津波の規模の想定のこと。

レベル1の地震・津波は、発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100~150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波。

レベル2の地震・津波は、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波。

●6次産業

生産（1次）のみにとどまらず、農産物加工や食品製造（2次）、卸・小売、情報サービス、観光（3次）分野にまで経営を発展させる農業経営の新しい展開方法。「1次産業×2次産業×3次産業=6次産業」という考え方による。

●路網

森林内にある公道、林道、作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。

●ローカリズム

自分の住む地方や郷土を第一とする主義。地方主義。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを指す。



希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川

第2次 掛川市総合計画 2016~2025

発 行 平成28年4月
静岡県掛川市
〒436-8650静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
TEL(0537)21-1127

編 集 掛川市企画政策部企画政策課
制作・印刷 (株)アビサレ



第2次 掛川市総合計画
2016~2025



古紙配合率100%の再生紙と大豆油を使ったソイインクを使用しております